

京都市基本計画策定推進本部 第2回本部会議 次第

開催日：令和3年1月26日（火）
※ 書面審議により，開催

1 京都市基本計画案について

（配付資料）

- 資料1 京都市基本計画策定推進本部 本部会議 名簿
- 資料2 京都市基本計画案の決定について（案）
- 参考1 答申参考資料について
- 参考2 京都市基本計画策定推進本部設置要綱

京都市基本計画策定推進本部 本部会議 名簿

資料1

(令和3年1月26日現在, 敬称略)

	職 名	氏 名
本部長	市長	門川大作
副本部長	副市長	岡田憲和
	副市長	村上圭子
	副市長	鈴木章一郎
本部長	教育長	在田正秀
	公営企業管理者交通局長	山本耕治
	公営企業管理者上下水道局長	吉川雅則
	会計管理者	山中博昭
	文化芸術政策監	北村信幸
	都市経営戦略監	森元正純
	デジタル化戦略監	結城実照
	危機管理監	三科卓巳
	監察監	川端昌和
	観光政策監	糟谷範子
	環境政策局長	長谷川一樹
	行財政局長	吉田良比呂
	財政担当局長	切刀岳秀
	総合企画局長	下間健之
	文化市民局長	別府正広
	産業観光局長	山本達夫
	保健福祉局長	三宅英知
	子ども若者はぐくみ局長	久保敦
	都市計画局長	鈴木知史
	建設局長	山田哲士
	北区長	武田淳
	上京区長	林建志
	左京区長	池内正貢
	中京区長	松田晃郎
	東山区長	高畑重勝
	山科区長	大西利加子
	下京区長	安河内博
	南区長	古川真文
	右京区長	北川洋一
	西京区長	宮崎秀夫
	洛西担当区長	安田淳司
	伏見区長	山本ひとみ
	深草担当区長	荒木修生
	醍醐担当区長	村中俊文
	消防局長	山内博貴
	交通局次長	山本登志一
上下水道局次長	鈴木隆志	
教育次長	東元彦	
選挙管理委員会事務局長	小田久人	
監査事務局長	大井貴之	
人事委員会事務局長	赤井明子	

京都市基本計画案の決定について（案）

次期京都市基本計画の策定にあたっては、令和元年6月19日に京都市基本計画策定推進本部を立ち上げ、京都市基本計画審議会を中心に活発な議論を行うとともに、多くの市民から御意見を頂戴しながら取組を進め、令和3年1月26日の午前に、同審議会から答申を受領いたしました。

ついては、別添のとおり、この答申を京都市基本計画案として決定いたします。

なお、本基本計画案については、令和3年2月市会に提案します。

はばたけ未来へ！ ^{みやこ}京プラン2025
(京都市基本計画)
(案)

《目 次》

京都市基本計画の構成	1
計画の位置付け	2
計画の背景	3
都市経営の理念	13
京都の未来像	13
重点戦略	16
政策の体系	25
うるおい	
1 環境	25
2 人権・男女共同参画	29
3 市民生活とコミュニティ	33
4 市民生活の安全	37
5 文化	41
6 スポーツ	45
活性化	
7 産業・商業	49
8 観光	53
9 農林業	57
10 大学	61
11 国際	65
すこやか	
12 子ども・若者支援	69
13 障害者福祉	73
14 地域福祉	77
15 健康長寿	81
16 保健衛生・医療	85
17 学校教育	89
18 生涯学習	93

まちづくり

19	危機管理・防災・減災	97
20	歩くまち	100
21	土地・空間利用と都市機能配置	104
22	景観	108
23	建築物	112
24	住宅	116
25	道と公園・緑	119
26	消防・救急	123
27	くらしの水	127

行政経営の大綱	130
---------	-----

計画の推進	135
-------	-----

京都市基本計画の構成

「はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）」案の概要

都市理念（都市の理想像）「世界文化自由都市宣言」

市政の基本方針「京都市基本構想（2001～2025年）」

はばたけ未来へ！ 京プラン2025（2021～2025年）

計画の位置付け

- ・基本構想に基づく第3期の基本計画（計画期間：令和3(2021)～7(2025)年）
- ・さまざまな主体と行政とが共に汗を流して協働する「共汗型・戦略的計画」
- ・時代の潮流を踏まえた「未来志向の計画」

計画の背景 計画策定に当たってとくに注目すべき社会経済情勢

人口減少の本格化 地球温暖化の加速
 グローバル化の進展 産業構造の転換と厳しい京都市財政
【分野横断的な時代潮流 文化力 SDGs レジリエンス Society5.0】

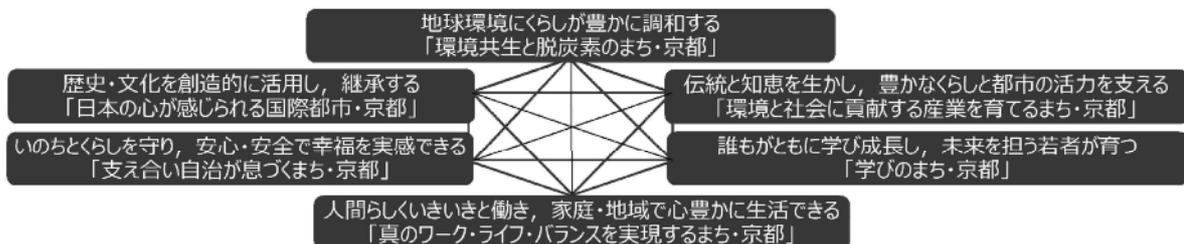
都市経営の理念 京都市の都市政策を進めていくうえでの基本となる考え方

～生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く～

都市経営のあるべき姿は、自治体とその主人公である市民が自治意識を共有し、実践する、参加と協働による市政運営とまちづくりを実現することである。

わたしたち京都市民は、人口の減少や科学技術の進展、SDGs、レジリエンスの重要性の高まりなどの時代潮流を踏まえ、長年にわたり育んできた市民力・地域力・文化力を生かして、生活者を基点とした未来像を共有し、参加と協働で実現への道筋を見出し、力強い経済と都市の活力の創出に向け、共に汗を流して希望のもてる未来を切り拓く。

京都の未来像 めざすべき京都の姿



重点戦略 未来像相互の関連性に着目しながら、複数の行政分野を融合し、とくに優先的に取り組むべき事項

多様な文化を創造・発信する 「世界の文化首都・京都戦略」	都市環境と価値観の転換を図る 「脱炭素・自然共生・循環型まちづくり戦略」	京都ならではのくみ文化が広がる 「担い手成長支援戦略」	人生100年時代に対応する 「地域力・福祉力を高めて支え合うまちづくり戦略」
いのちと暮らしを守り、都市の活力を支える 「強靱なインフラ整備戦略」	歩いて楽しい持続可能な都市を構築する 「土地・空間利用と都市機能配置戦略」	京都の文化、知恵を生かした 「社会・経済価値創造戦略」	市民生活の豊かさや文化の継承・創造につなげる 「観光の京都モデル構築・発信戦略」

政策の体系 総合的な政策体系を簡潔に示すとともに、分野別計画の基本となるもの

<うるおい> 1 環境 2 人権・男女共同参画 3 市民生活とコミュニティ 4 市民生活の安全 5 文化 6 スポーツ	<活性化> 7 産業・商業 8 観光 9 農林業 10 大学 11 国際	<すこやか> 12 子ども・若者支援 13 障害者福祉 14 地域福祉 15 健康長寿 16 保健衛生・医療 17 学校教育 18 生涯学習	<まちづくり> 19 危機管理・防災・減災 20 歩くまち 21 土地・空間利用と都市機能配置 22 景観 23 建築物 24 住宅 25 道と公園・緑 26 消防・救急 27 暮らしの水
---	---	---	---

各政策は相互に密接に関連するもので、政策番号は分野間の優先順位を示すものではない

行政経営の大綱 基本計画を進めていくための基盤となる行政経営の方針

- 1 参加と協働による持続可能なまちづくりの推進
- 2 市民の豊かさを実現するための挑戦と改革の行財政運営
- 3 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と職員の育成

計画の推進

- 1 計画に掲げた政策の推進
- 2 計画に掲げた政策の進捗管理
- 3 計画に掲げた政策の点検・今後の総合計画のあり方の検討
- 4 国、府、関係自治体との連携

計画の位置付け

1 京都市の総合計画の体系

京都市は、昭和 53（1978）年に、市会の賛同を得て宣言した「世界文化自由都市宣言」をあらゆる政策の最上位の都市理念に位置付けている。この宣言に基づき、21 世紀最初の四半世紀におけるグランドビジョンとして、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」という目標と、「信頼」を基礎に社会の再構築をめざすというまちづくりの方針を理念的に示す「京都市基本構想」を、平成 11（1999）年に市会の議決を得て策定した。

「京都市基本計画」は、この基本構想を具体化するため、全市的観点から取り組む主要な政策を示す計画であり、これまで 2 期にわたる計画を策定している。また、「各区基本計画」と同列の計画であり、「京都市基本計画」は広域的、全市的な視点から、「各区基本計画」は区の独自性、地域の視点から相互に補完し合う関係である。

2 第 2 期基本計画の総括

平成 22（2010）年に、京都市の基本計画として初めて市会の議決を得て策定した第 2 期京都市基本計画「はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン（以下「第 2 期基本計画」という。）」は、徹底した市民参加の下、丹念で深い議論が積み重ねられた計画である。

この計画に基づき、将来を展望した政策を市民と行政との協働によって推進した結果、策定当初の見通しよりも人口減少が抑制されるとともに、エネルギー消費量や自動車分担率の減少、景観の向上、スタートアップ[※]支援環境の充実、さらには刑法犯認知件数や交通事故による死傷者数の減少、保育所等における年度当初の待機児童ゼロの継続など、京都の都市格の向上に資するさまざまな成果が挙がっており、令和元（2019）年の京都市基本計画審議会においても「第 2 期基本計画に掲げた「京都の未来像」は一定具現化しつつある。」と総括された。

3 第 3 期基本計画策定の視点 ～新たな時代潮流を踏まえた共汗型・戦略的計画～

徹底した市民参加で策定された第 2 期基本計画が成果を挙げていること、基本構想の計画期間が残すところ 5 年であることを踏まえ、第 3 期基本計画「はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン 2025（以下「本計画」という。）」は、第 2 期基本計画の構成・内容を継承したうえで、新たな時代潮流等を踏まえて進化させ、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年までを計画期間として策定する。

(1) 共汗型・戦略的計画

第 2 期基本計画の位置付けを継承し、本計画は、さまざまな主体と行政とが共に汗を流して協働する「共汗型計画」として策定する。また、政策分野ごとの基本方針等に加え、市民の視点からめざすべき「京都の未来像」と、複数の行政分野を融合し、とくに優先的に取り組むべき「重点戦略」、行財政改革などの「行政経営の大綱」を盛り込む「戦略的な計画」として策定する。

(2) 時代の潮流を踏まえた未来志向の計画

人口減少や地球温暖化など第 2 期基本計画に掲げた 4 つの社会経済情勢の変化に加え、文化庁の京都への移転、SDGs[※]の国連での採択、自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行に対応するレジリエンス[※]の重要性の高まり、科学技術の進化等の時代潮流を踏まえ、厳しい財政状況にあっても新しい時代の京都をつくる「未来志向の計画」として策定する。

※ スタートアップ：新しいビジネスモデルで急成長をめざす新興企業。

※ SDGs（持続可能な開発目標）：平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までを期間とする国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットを定めたもの。

※ レジリエンス：さまざまな危機からの回復力、復元力、強靭性（しなやかな強さ）を指す。

計画の背景

今後 5 年間にわたって京都市の都市経営を進めていくうえでの基本となる、第 3 期の基本計画を策定するに当たって、とくに注目すべき社会経済情勢の変化を明らかにする。

人口減少の本格化

1 減少局面に入った京都市人口

平成 22(2010)年の第 2 期基本計画策定時の京都市独自の将来推計[※]では、令和 2(2020)年の京都市の人口は平成 17(2005)年の 147 万 5 千人から減少し、140 万 9 千人となる見込みであったが、第 2 期基本計画策定後から転入超過が続いた結果、令和 2(2020)年 10 月時点の推計人口[※]は 145 万 8 千人と、人口減少に一定の歯止めがかかっている。

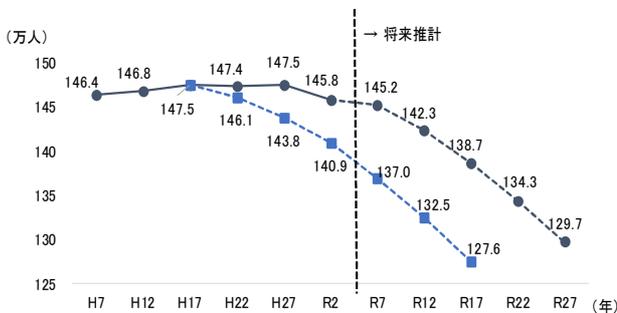
しかし、国の長期推計[※]では、本計画が終期を迎える令和 7(2025)年には京都市の人口は 145 万 2 千人になると推計されており、さらに令和 27(2045)年には、129 万 7 千人になると推計されている。とくに 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は令和 2(2020)年 10 月時点の推計人口 89 万人から令和 7(2025)年までに 5 千人、令和 27(2045)年までに 18 万 7 千人減少する見込みである。

2 今後も継続する少子化傾向

京都市の期間合計特殊出生率[※](以下「合計特殊出生率」という。)は、平成 17(2005)年に過去最低の 1.11 を記録して以降、平成 28(2016)年までは回復傾向にあったものの、平成 29(2017)年から減少に転じている。令和元(2019)年には 1.22 となっており、全国、京都府の合計特殊出生率を下回る傾向が続いている。

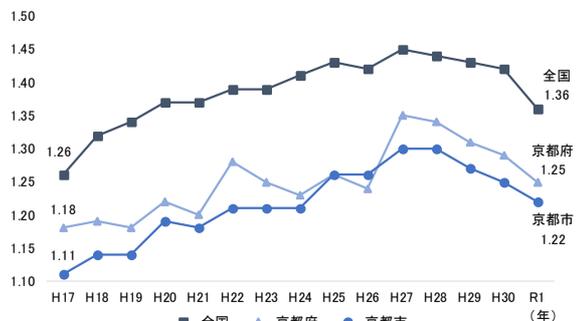
京都市の 15 歳未満の人口については、平成 22(2010)年の 17 万 5 千人(人口構成割合 11.9%)から、令和 2(2020)年には 1 万 8 千人減少し、15 万 7 千人(人口構成割合 10.8%)となっている。国の長期推計では、令和 7(2025)年には 15 歳未満の人口は 14 万 7 千人(人口構成割合 10.1%)、令和 27(2045)年には 12 万 2 千人(人口構成割合 9.4%)まで減少する見込みであり、今後しばらくの間、少子化傾向に歯止めがかからない厳しい状況が続くと見込まれる。

京都市の将来推計人口



資料：総人口(～H27国勢調査結果、R2京都市推計人口、R7～国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)
第2期基本計画策定時の京都市独自推計(平成22年3月コーホート要因法による京都市独自推計)

全国、京都市、京都府の合計特殊出生率の推移



資料：京都市

※ 第 2 期基本計画策定時の京都市独自の将来推計：コーホート要因法(男女別・5 歳階級別の人口のまとまり(コーホート)の経年的な増減の傾向を将来に延長して将来人口を推計する方法)によって平成 22(2010)年に京都市が独自に推計。

※ 令和 2(2020)年 10 月時点の推計人口：平成 27 年国勢調査による人口を基準人口とした推計人口。

※ 国の長期推計：国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」による京都市の将来人口。

※ 期間合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

3 高齢者の増加と単身化

京都市の高齢化率は、第2期基本計画策定時の平成22(2010)年には、令和2(2020)年に27.8%まで上昇することを見込んでいたが、令和2(2020)年10月時点ですでに28.2%に達している。

国の長期推計では、令和7(2025)年の京都市の高齢化率は28.9%、さらに令和27(2045)年には36.4%になると推計されている。

また、平成27(2015)年時点ですでに32万世帯が単身世帯であり、全世帯の45.3%を占めている。なかでも、高齢単身世帯数は、平成22(2010)年に7万1千世帯であったが、平成27(2015)年には8万6千世帯に増加しており、今後も増加が見込まれる。

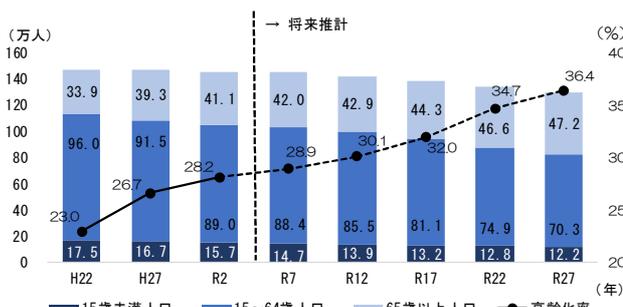
高齢者を対象とした国の調査*によると、我が国の単身世帯の高齢者のうち、他者との会話が「ほとんどない」と回答した人の割合(7.0%)は、二人以上の世帯の値(2.2%)と比較すると高い水準にある。

4 人口減少にしなやかに対応する都市のレジリエンスの向上

人口構造の変化や地域社会における関係の希薄化等により、さまざまな分野における担い手不足やまちの活力の低下、さらには8050問題*など他者との接触がほとんどない社会的孤立の増加が懸念される。

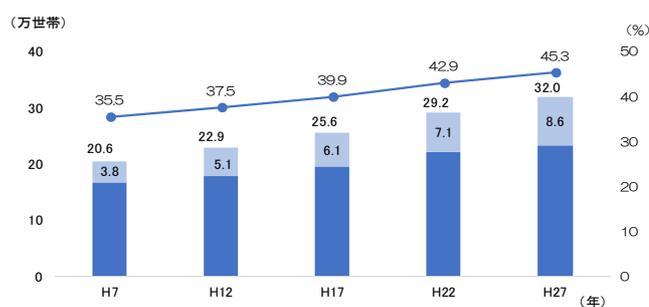
人口減少社会に立ち向かうに当たっては、子育て世代の定住促進や魅力的な働く場の確保等をはじめ、人・もの・資金・情報等を呼び込むことで、将来にわたって暮らしやすく、魅力や活力ある持続可能な都市を構築することに加え、健康寿命の延伸や互いに違いを認め合い、支え合う地域社会を構築すること等を通じて、都市のレジリエンスを高めていく必要がある。

京都市の人口構成と高齢化率の推移



資料：総人口(～H27国勢調査結果、R2京都市推計人口、R7～国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)
第2期基本計画策定時の京都市独自推計(平成22年3月コーホート要因法による京都市独自推計)
※なお、各値は少数第二位で四捨五入を行っているため、本文中の数値と必ずしも一致しない。

京都市の単身世帯数の推移



資料：総務省統計局「国勢調査(平成7, 12, 17, 22, 27年)」

* 高齢者を対象とした国の調査：内閣府「平成27年度 第8回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果」。

* 8050問題：80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。

地球温暖化の加速

1 脱炭素社会*に向けた世界の動向

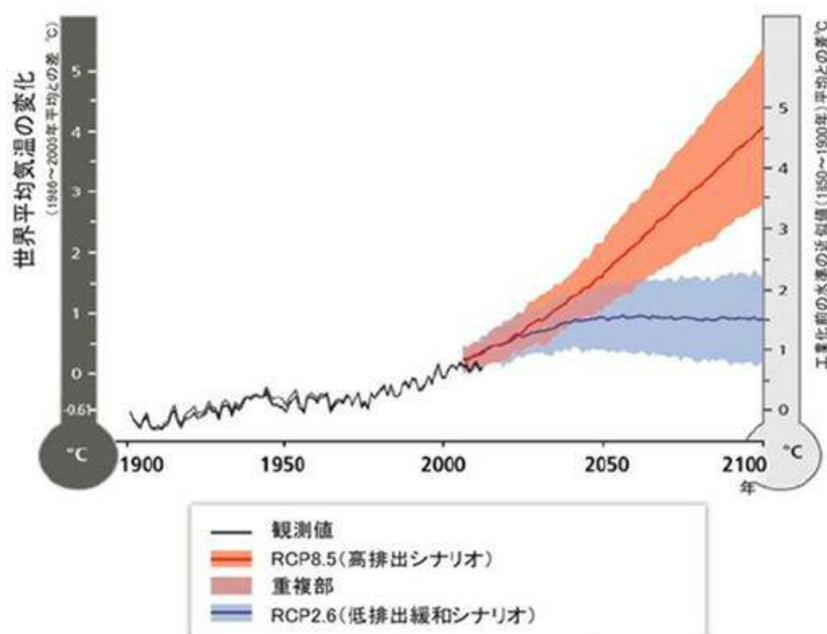
地球温暖化が一因とされている海水面の上昇や強い台風、竜巻、熱波等の異常気象の発生が世界各地で増加しており、災害による人命を脅かす危機や家屋等の流出をはじめ、熱中症や感染症などの健康被害、水や食料の不足などの深刻な影響が現れており、気候危機ともいえる状況となっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が気候変動の現状及び今後の見通しについての最新の知見を取りまとめた「IPCC 第5次評価報告書*」では、世界の平均気温は1880年から2012年の間に0.85℃上昇し、対策を講じなかった場合、21世紀末までに4℃を超える上昇のシナリオが想定されている。

そのような状況のなか、人類史上初の地球温暖化対策に関する国際合意である「京都議定書*」から飛躍的に発展した「パリ協定*」が、平成28（2016）年に発効し、平成30（2018）年には、パリ協定の運用ルールが採択された。また、令和元（2019）年には、パリ協定の取組を推進するために必要な各国の温室効果ガスの算定のためのガイドライン、いわゆる「IPCC 京都ガイドライン*」が採択された。

現在、産業革命前に比べ世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するという目標の達成に向け、世界の国々が共通ルールの下で温室効果ガス削減に取り組んでいる。

世界の平均気温の変化



資料：環境省「IPCC 第5次評価報告書の概要」

※ 脱炭素社会：地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出源となる化石燃料の使用から脱却し、持続可能な発展が可能となった社会。

※ IPCC 第5次評価報告書：平成25（2013）年から平成26（2014）年にかけて承認・公表された気候変動に関する報告書。

※ 京都議定書：平成9（1997）年に京都市で開かれた「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」で採択された国際的な取り決め。先進国に法的拘束力のある温室効果ガスの削減義務を課している。

※ パリ協定：今世紀後半に人間活動による温室効果ガス排出量を実質ゼロにするなどの目標を掲げた令和2（2020）年以降の新たな国際的な枠組み。

※ IPCC 京都ガイドライン：京都市で開催された「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第49回総会」で採択された、パリ協定の取組を推進していくうえで必要不可欠な各国の温室効果ガス排出量の算定方法に関するガイドライン。

2 世界を牽引する役割を担う京都市

京都議定書の誕生の地である京都市では、地域ぐるみで環境に配慮した取組を進めるエコ学区の全区展開や大規模排出事業者への削減報告書の提出義務付けなど、市民、事業者等と一体となり、地球温暖化対策を推進した結果、平成 30 (2018) 年度の温室効果ガス排出量は、基準(1990)年度比で 18.5%減少、エネルギー消費量は、ピーク時の平成 9 (1997) 年度から 27.8%削減されるなどの成果を上げている。

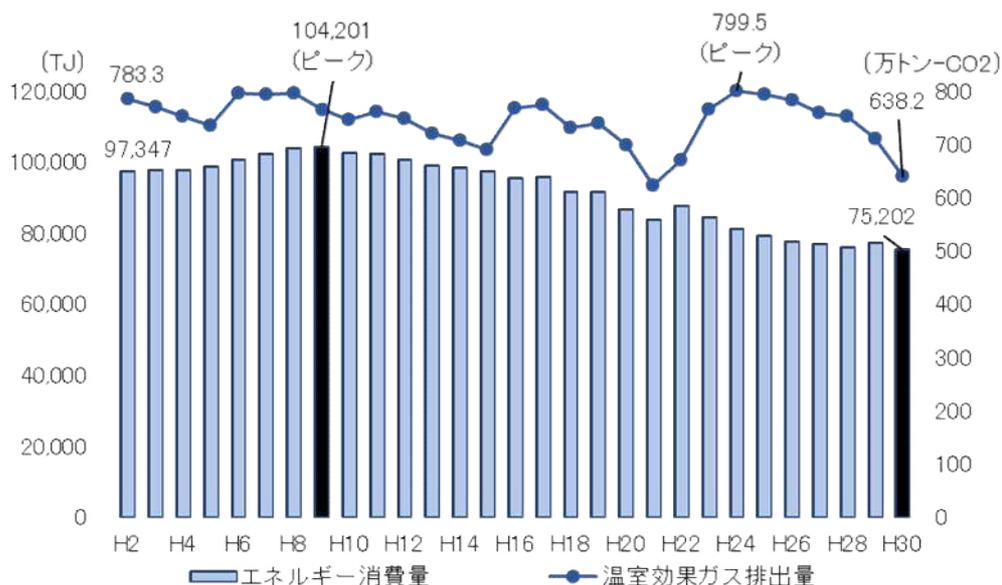
しかしながら、世界では地球温暖化が進み、国内でも気候変動の影響への適応の必要性が高まるなか、平成 30 (2018) 年度には気候変動適応法が成立し、緩和策に加えて適応策を着実に推進することが明確に位置付けられた。

先駆的に地球温暖化対策に取り組んできた京都市では、パリ協定が掲げる今世紀後半の温室効果ガスの実質排出ゼロの実現に向けて、適応策の必要性も踏まえた 2050 年の世界の都市のあるべき姿等を盛り込んだ「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を平成 29 (2017) 年に発表するとともに、令和元 (2019) 年には、2050 年ごろまでに二酸化炭素排出量の「正味ゼロ」に向けてあらゆる方策を追求し具体的な行動を進めていくことを決意し、世界に訴える「1.5℃を目指す京都アピール」を発信するなど、脱炭素社会の構築に向けて世界を牽引する大きな役割を果たしている。

3 緩和策と適応策を両輪とした脱炭素型のまちづくり

脱炭素型のまちづくりに向け、市民、事業者、行政が一丸となり、従来の延長にとどまらない、あらゆる方策の追求により、省エネの推進や再生可能エネルギーへの転換など温室効果ガス削減を着実に進める緩和策に加え、地球温暖化に起因して激甚化する災害等による被害の軽減、さらには防止を図る適応策を車の両輪として推進し、気候変動に対する都市のレジリエンスを高める必要がある。

京都市のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の推移



資料：京都市

グローバル化の進展

1 世界各地の相互依存の深まりとパンデミックの発生

今後、世界人口はアジア、アフリカの人口増加により令和 2(2020)年から令和 32(2050)年の 31 年間で 78 億人から 97 億人まで 20 億人近く増加することが見込まれている。

また、平成 30(2018)年には世界の海外旅行者数(国際観光客到着数)は 14 億人に達するとともに、ICT(情報通信技術)の発展、とくにスマートフォンの急速な普及やソーシャルネットワークサービス(SNS)などの利用拡大に伴い、情報の交流もより盛んになっている。さらに、日本における TPP11[※]や日 EU・EPA[※]、日英 EPA の発効をはじめ世界各国・地域間で経済連携が進むなど、人・もの・資金・情報の流れが地球的規模で拡大するグローバル化はこの 10 年でさらに進展するとともに、経済格差の拡大、難民、食料問題、生態系への影響などあらゆる面での世界各地間の相互依存も深まっている。

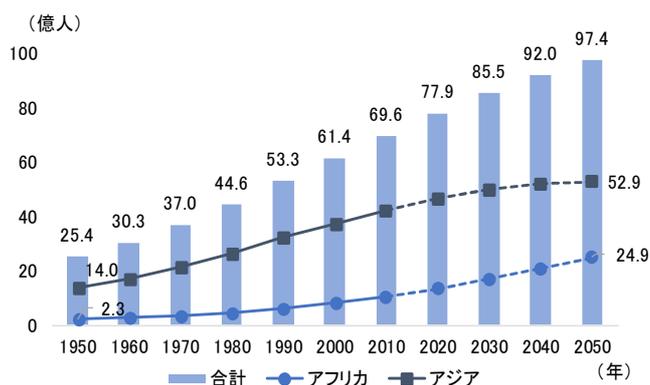
あらゆる面でグローバル化が進んでいたなか、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が瞬く間に世界各地に広がった。これを受け、令和 2(2020)年 3 月にパンデミック(世界的大流行)が宣言され、各国主要都市で都市封鎖や移動制限が行われるなど、各国民の医療・健康面のみならず、世界経済へも甚大な影響を及ぼしている。

2 SDGs の達成に向けて踏み出す世界

平成 27(2015)年、国際連合において、発展途上国向けの開発目標であった「ミレニアム開発目標(MDGs)[※]」を発展させ、誰一人取り残さないという理念の下、社会・経済・環境の 3 側面について、すべての国が取り組むべき目標を示した「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられた。

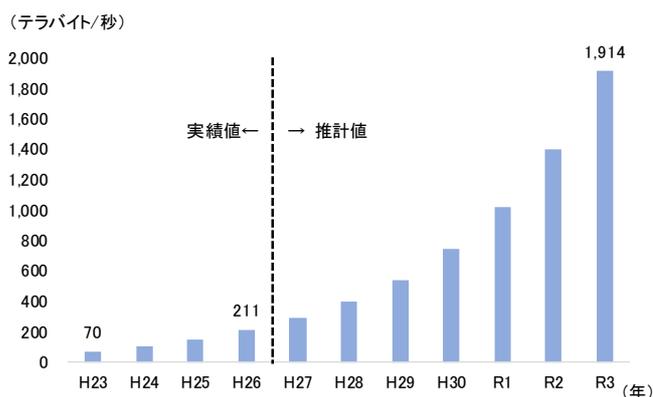
SDGs は国際社会全体の普遍的な目標であり、世界すべての国・地域のみならず、地方自治体や民間企業等においても、その達成に向けた取組が進められている。

世界人口の将来推計



資料：国際連合「World Population Prospects 2019」

世界の越境データ通信量及びその将来推計



資料：経済産業省「通商白書2018」

※ TPP11：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムの合計 11 箇国との間で平成 30(2018)年に発効した経済連携協定。

※ EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルールづくり、さまざまな分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。日 EU・EPA は平成 31(2019)年発効、日英 EPA は令和 3(2021)年発効。

※ ミレニアム開発目標(MDGs)：平成 12(2000)年の国連ミレニアム・サミットで採択された、平成 27(2015)年までを期間とする国際目標。国際社会の支援を必要とする課題に対する 8 つの目標と 21 のターゲットを定めたもの。

3 文化力を生かし、世界との交流を進める京都

京都が培ってきた景観や食文化などのくらしの文化、文化芸術、価値観等も含めた有形無形の文化は、京都の魅力であるとともに観光面でも高く評価されてきた。

この間、京都が観光と文化の力で社会的課題の解決に向けた取組を進めてきたことを踏まえ、令和元（2019）年に京都で開催された第4回「国連世界観光機関（UNWTO）／ユネスコ 観光と文化をテーマとした国際会議」では、地域コミュニティ、文化、観光の理想的な関係を築き、SDGsの達成につなげていく「京都モデル」の推進を明記した「観光・文化京都宣言」が採択された。

また、平成30（2018）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、外国人労働者の受入れが拡大されたことを受け、今後、中長的には京都市で働き、くらす外国籍市民が増加していくことが見込まれる。

4 誰一人取り残さない多文化共生社会の実現に向けて

新型コロナウイルス感染症の拡大による危機に際し、さまざまな取組の持続可能性がさらに希求されるなか、健康や福祉、質の高い教育、平和など、普遍的な国際目標であるSDGsの重要性が増している。

平成28（2016）年に文化庁の京都への移転が決定し、文化力をさらに高め、多様な文化を創造・発信することが求められるなか、SDGsの理念を踏まえ、豊かな人間性の涵養や他者との相互理解の促進、高い付加価値の創出など、文化がもつ多様な価値を生かし、今後、国際交流が回復する過程においても市民生活との調和を図りながら、誰一人取り残さない多文化共生社会を実現していくことが求められる。

持続可能な開発目標(SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



産業構造の転換と厳しい京都市財政

1 経済発展と社会的課題の解決を両立する社会「Society5.0^{*}」の実現に取り組む日本

第2期基本計画策定時の平成22(2010)年には、5%を超える高水準だった日本の完全失業率は、令和2(2020)年当初時点では2%台まで回復していた。しかしながら、令和2(2020)年3月の新型コロナウイルスによるパンデミック(世界的大流行)宣言以降の経済への打撃は非常に大きく、その影響は観光関連産業のみならず多分野に及んでいる。この悪影響の長期化が見込まれるなか、治療薬やワクチンが普及するまでのウィズコロナ社会において感染拡大防止と社会経済活動との両立を図る「新しい生活スタイル」への対応、さらには感染症が収束したポストコロナ社会を見据えた取組が求められている。

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションが進みつつあることを踏まえ、AI、ロボット、ビッグデータなど近年急速に進展している第4次産業革命のイノベーションを取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety5.0の実現や生産性の向上、働き方改革等を推進し、今後一定の人口減少が見込まれるなかにあっても持続可能な経済を確立することがますます重要となっている。

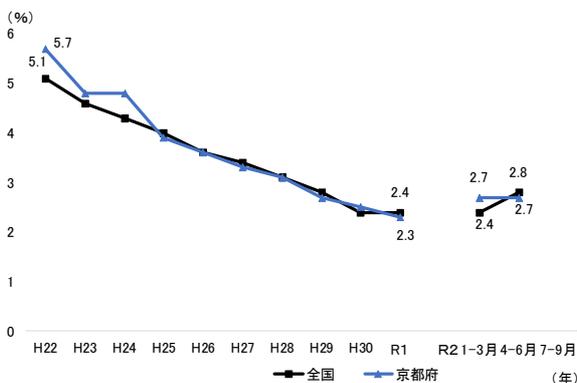
2 京都産業における課題

京都では、伝統産業から先端産業まで、付加価値の高い魅力ある産業が市民の暮らしを支えてきた。

近年、京都における雇用情勢も大きく改善していたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により、京都経済も平成20(2008)年のリーマンショックと同等又はそれ以上に大きな影響を受けている。市内の99.7%を占める中小企業は外部環境の影響をとくに受けやすく、売上不振や競争激化、担い手の育成・事業承継などの従来からの経営上の課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による供給網の見直しやデジタル対応、柔軟な働き方の促進などの新たな課題が生じており、企業の持続可能性を高める取組が一層重要となっている。

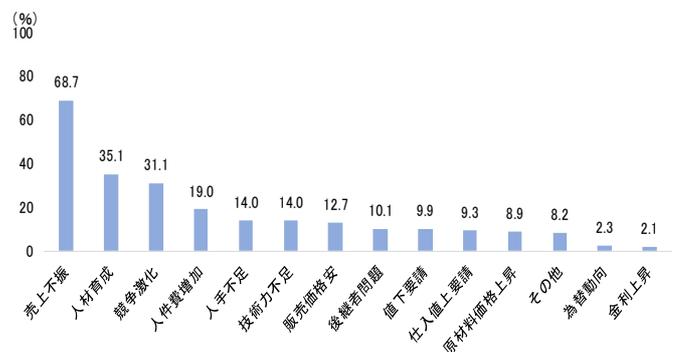
また、さまざまな産業が相互にきめ細かく支え合うリスクに強い産業構造とするためにも、事業用地やオフィス空間の創出等を通じて、新たな産業集積を生み出す事業環境を整備し、市内企業の事業拡大や新たな企業の誘致を促進する必要がある。

全国、京都府の完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」
京都労働局「完全失業率等の状況」

中小企業の経営上の不安要素



※令和2年第3四半期の見通し調査
資料：京都市

※ Society5.0：先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会。

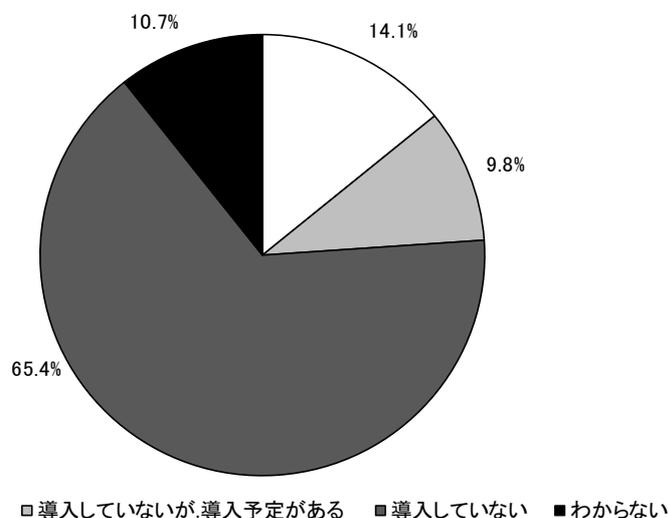
3 力強い経済の創出

今後、技術革新がさらに加速するなか、市民の暮らしと京都の文化を支える地域企業等をしっかりと下支えするとともに、さまざまな分野におけるイノベーションを誘発するデジタルトランスフォーメーションの推進や、各企業の強みを生かし、新たな需要を的確にとらえた市場開拓や異なる産業との融合を進め、京都ブランドの価値を高めることを通じて、生産性の向上や国際競争力の強化を図ることが求められている。

また、人口減少や環境問題などの課題に加えて、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大など、さまざまな分野でこれまで想定できなかった新たな課題が顕在化し、斬新な発想や新たな技術でイノベーションを起こし、社会的課題を解決するスタートアップ※の重要性がますます高まっているなか、令和2（2020）年度には、京阪神連携のスタートアップ・エコシステムコンソーシアムが国の「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市※」に選定された。

近年、中心部へ研究開発拠点を進出させた企業やICT企業をひきつける京都の歴史・文化・芸術の蓄積や、さまざまな企業の成長を促進させる大学や研究機関等の多様な拠点の集積といった強みを生かし、スタートアップの育成や企業の呼び込みを図ることで、新たな価値を生み出す創造都市としての機能を強化するとともに、多種多様な産業の重層性をさらに高め、力強い経済と都市の活力を創出する必要がある。

国内企業におけるIoT・AI等のシステム・サービスの導入状況



資料：総務省「令和元年通信利用動向調査」

※ スタートアップ：新しいビジネスモデルで急成長をめざす新興企業。

※ スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市：世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展をめざし、スタートアップや支援者の一定の集積と潜在力を有する都市において、地方自治体、大学、民間組織等が策定した拠点形成計画を内閣府が認定し、そのなかでも重点的に支援を実施する都市として選定されたもの。

4 非常に厳しい京都市財政

京都市では、市民に占める納税義務者の割合や、市の面積に占める宅地の割合が少ないなどの都市特性により、他都市と比較して市税収入が少なく、脆弱な税収構造が長く続いてきたが、そのようななかであっても、福祉、医療、教育、子育て支援の充実など国や他都市の水準を上回る施策を維持、充実させてきた。同時に、文化、景観、産業振興、安心・安全など京都の未来への先行投資により、都市格を向上させ、経済の活性化と市民生活の豊かさの向上を実現するために取り組んできたところである。

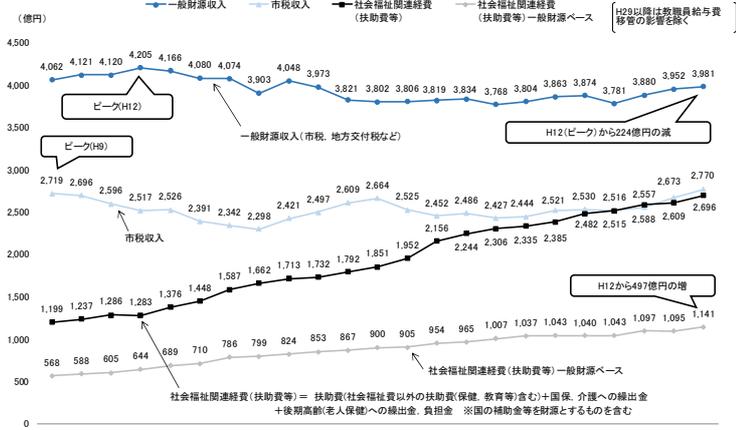
こうした取組により、令和元（2019）年度決算では、個人市民税の納税義務者数はこの5年で5%増、過去最高の67万人となり、市税収入も同様に、教職員給与費移管に伴う税源移譲分を除いてもなお、ピーク時である平成9（1997）年度を上回り、過去最高の2,770億円となるなど、税収増の明るい兆しが見えてきた。

一方、地方交付税の削減により、市税と地方交付税等を合わせた一般財源収入に大きな伸びが見込めないなか、施策推進に必要な多額の財源を捻出するため、これまでから、事務事業の見直し、資産の有効活用による財源の確保や人件費の削減等、徹底した行財政改革を推進してきた。

しかし、社会福祉関連経費に要する財源が増加を続けるほか、都市基盤整備と市民生活を支える施策のために発行した市債の償還などが重い負担になり、職員・人件費の削減などの行財政改革の取組を徹底してもなお、支出が収入を上回る状況が常態化しており、収支バランスに不均衡が生じている。

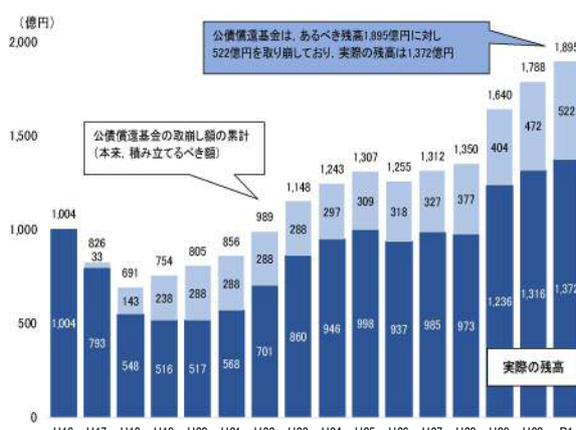
平成3（1991）年に163億円あった財政調整基金が令和元（2019）年に底をつくなか、将来の借金返済に充てるべき準備金である公債償還基金^{*}の計画外の取崩しや収支不足を補うための新たな市債の発行など、将来世代への負担の先送りにより、やむなく不足する財源を補っている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により財政出動が求められるとともに、税収増に寄与してきた観光関連産業をはじめ、地域企業等も打撃を受けた結果、京都市独自の財源である宿泊税収入の大幅な減少など、財政状況の悪化に拍車をかける危機的な状況となっている。

一般財源収入、市税収入、社会福祉関連経費の決算額推移



資料：京都市

公債償還基金残高の推移



資料：京都市

^{*} 公債償還基金：将来の借金返済のために必要な資金を積み立てている基金。

5 今後の収支見通しと財政再生団体になる危機

今後も人口減少社会にあつて、社会福祉関連経費や公共施設の老朽化対策費、過去の大規模投資に伴う公債費の償還額の増加などが見込まれ、財政運営がより一層厳しさを増す見通しである。

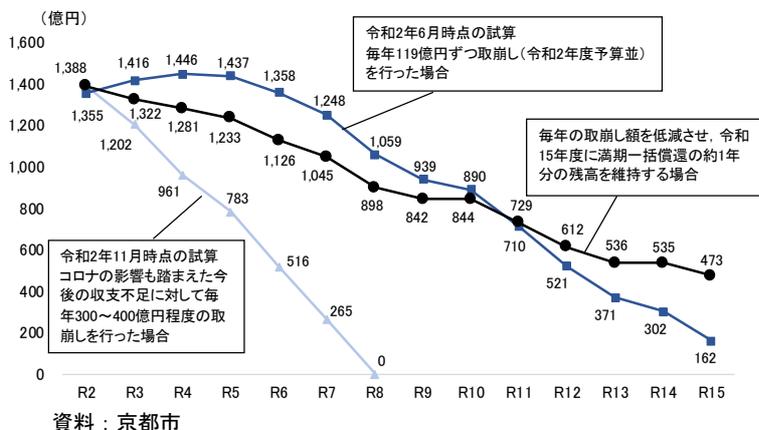
新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえた中期の収支試算では、令和3（2021）年度以降、今後10年以上にわたり、毎年500～750億円の収支不足を見込んでいる。これに対して、第2期基本計画実施計画と同水準の行財政改革を行ってもなお財源が不足し、その不足を公債償還基金の取崩しで賄い続けると、令和8（2026）年度に公債償還基金が枯渇する試算結果となっている。やむなく収支不足を補てんしてきた公債償還基金が枯渇し、収支において大幅な赤字が発生した場合、国の指導の下で厳しい財政再生に取り組まなければならない「財政再生団体」となる。そうすると京都市がこれまで取り組んできた国や他都市の水準を上回る施策を急激かつ大幅に削減する必要があり、市民生活に深刻な影響を及ぼすことになる。

6 持続可能な行財政の確立に向けて

市民生活に極めて大きな影響を及ぼす財政再生団体になる事態は何としても避けなければならない。危機を乗り越え、市民・事業者とともに、これまでつくり上げてきた魅力あふれる京都を、子ども・若者、子育て世代から高齢者まで、すべての世代が将来にわたって、安心・安全で暮らしやすいまちとしていくためには、従来どおりの改革にとどまらず、さらなる担税力の強化など一般財源収入を増加させるための取組が不可欠である。ただし、これには通常長い期間を要することから、これらの取組を進めつつ、直近においては財源捻出に即効性のある歳出や受益者負担の改革に取り組むなど、あらゆる施策のゼロベースでの見直しに今すぐ着手することが重要である。

また、こうした歳入歳出両面からの改革に加え、デジタル技術を活用した業務の効率化などによる機動的で効率的な行政組織の構築などを一層強力に進めていくことにより、持続可能な行財政の確立をめざしていく必要がある。

公債償還基金の残高の試算



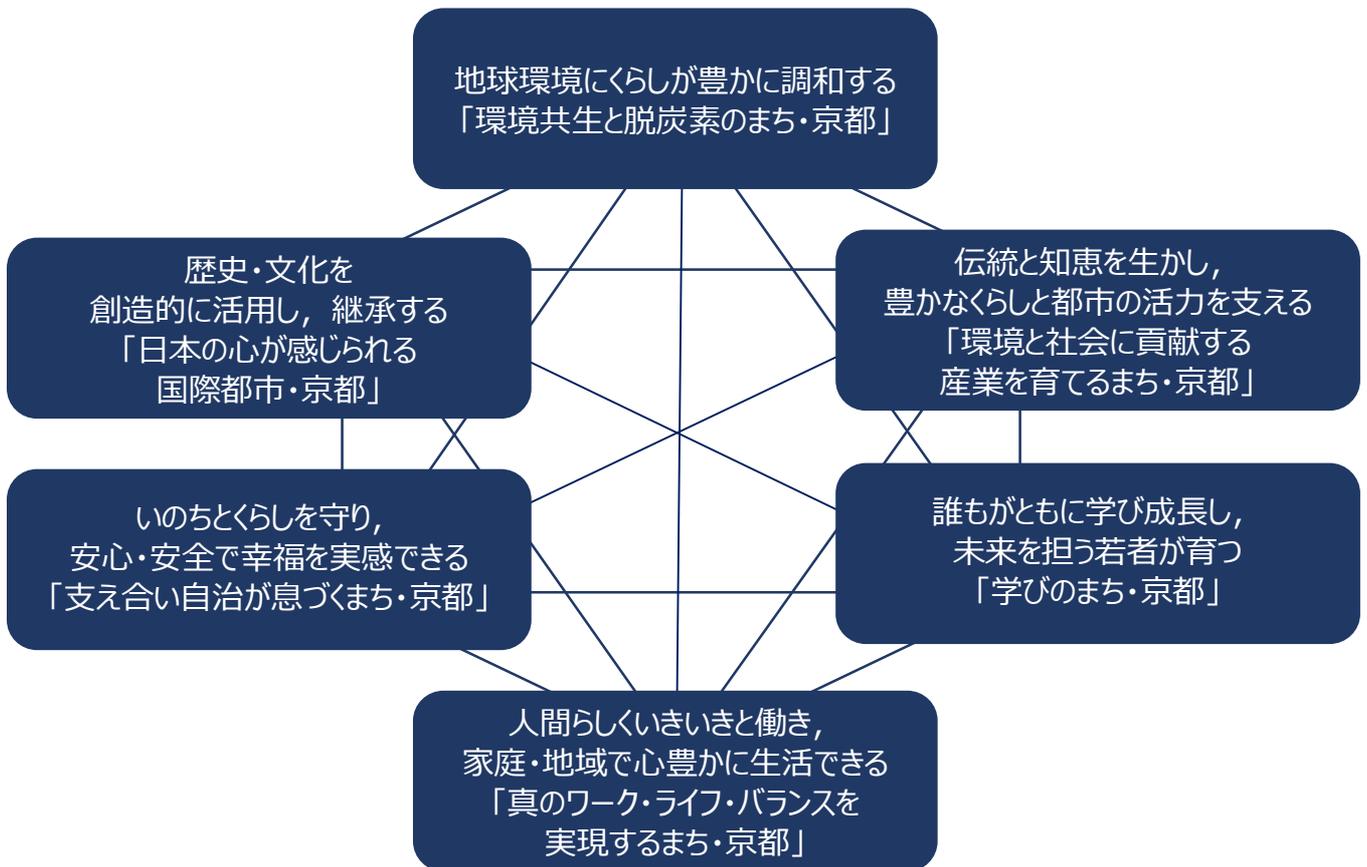
都市経営の理念

生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く

都市経営のあるべき姿は、自治体とその主人公である市民が自治意識を共有し、実践する、参加と協働による市政運営とまちづくりを実現することである。

わたしたち京都市民は、人口の減少や科学技術の進展、SDGs、レジリエンスの重要性の高まりなどの時代潮流を踏まえ、長年にわたり育んできた市民力・地域力・文化力を生かして、生活者を基点とした未来像を共有し、参加と協働で実現への道筋を見出し、力強い経済と都市の活力の創出に向け、共に汗を流して希望のもてる未来を切り拓く。

京都の未来像



地球環境に暮らしが豊かに調和する

「環境共生と脱炭素のまち・京都」

わたしたち京都市民は、将来世代のいのちと安全を守るためにも、長期的（2050年まで）な未来を視野に入れ、ものづくりの伝統に裏打ちされた匠のわざや最先端の技術を用いた環境と調和した産業が新たな雇用を生み、公共交通を優先するまちづくりがくらしやすさや訪れやすさを高め、三山の森とまちなかの緑がすべての市民に潤いと癒しを与え、地域の個性が多様なにぎわいを創出するといった、地球環境にくらしの豊かさが調和した脱炭素のまちをめざす。

京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」、「しまつ」、「おかげさま」の精神や四季折々の自然と共生するくらしの文化を尊び共有することで、市民生活と多様で力強い経済・文化活動を支える交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいとくらしといったあらゆる場において、環境共生と脱炭素のまちづくりを市民ぐるみで実践し、国内外における地球温暖化対策を牽引する。

歴史・文化を創造的に活用し、継承する

「日本の心が感じられる国際都市・京都」

わたしたち京都市民は、千年の悠久の歴史に培われた豊かな文化と奥深い伝統に彩られたまち・京都に対する一層の愛着と誇りをもち、「住んでよし訪ねてよし」の国際文化観光都市であり続けることをめざす。

先人たちが、あるときは頑なに守り、あるときは進取の気性で培ってきた、幾重にも積み重ねられた歴史と文化、美しい自然や景観、伝統が息づくくらし方など、有形無形の日本の心ともいうべき京都の特性を創造的に活用し、次世代への継承に努める。さらに、こうした京都の魅力を平和とともに広く世界に発信し、文化的な交流を深める。

伝統と知恵を生かし、豊かなくらしと都市の活力を支える

「環境と社会に貢献する産業を育てるまち・京都」

わたしたち京都市民は、環境問題をはじめ現代社会が抱える課題から需要を掘り起こし、これまで培ってきた価値観や知恵を生かして、世界市場をも視野に入れた新たな産業を育成することで地場産業や農林業も活性化し、雇用を創出するとともに課題解決に貢献する好循環をつくり出す。これにより、豊かなくらしと都市の活力を支える力強い経済基盤が確立したまちをめざす。

社会課題の解決や都市に活力を生み出す持続可能な産業を対象に、京都の強みである起業家精神、ものづくりの技術や知恵などが最大限発揮され、広く国内外から担い手や資金などを呼び込むしくみづくり、市民のくらしと多様な経済・文化活動を支える土地・空間利用などを推進する。

誰もがともに学び成長し、未来を担う若者が育つ

「学びのまち・京都」

わたしたち京都市民は、ともに学び成長する喜びを分かち合いながら、京都、日本、世界の未来を担う若者を、みんなで育て合う、学びのまちをめざす。

「大学のまち京都」の都市特性や文化芸術、宗教、ものづくり（匠のわざから先端技術まで）などほんものに数多く触れることができる強みを生かし、生涯を通じて誰にも多様な学びの機会があり、その成果を社会に還元できる環境を創出する。また、社会全体で子どもを健やかで心豊かに育むとともに、若者が希望を抱いて学ぶことができ、地域の担い手や、経済、学術、文化芸術など多様な分野での国際的なリーダーを輩出する取組を推進する。

いのちとくらしを守り、安心・安全で幸福を実感できる

「支え合い自治が息づくまち・京都」

わたしたち京都市民は、子どもからお年寄りまで、すべての人々のいのちとくらしが守られ、互いに尊厳を認め合い、支え合うとともに、誰にも居場所があり、人のつながりが豊かで、心安らかに幸福を実感できるまちをめざす。

子育て、教育、福祉、防災、防犯、まちづくりなど多様な面でこれまで以上に参加と協働を進め、セーフティーネット（安全網）をしっかりと守る「公助」と自律した市民による「自助」とともに、京都の誇る多様なコミュニティの「共助」の力を一層高める取組を推進する。

人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる

「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」

わたしたち京都市民は、人間らしくいきいきと働き、豊かな家庭生活を築き、地域社会に積極的に参加・貢献するとともに、健康で文化的に学び憩うときと空間を確保することを理想とする、真のワーク・ライフ・バランスが実現できる、人々をひきつけるまちをめざす。

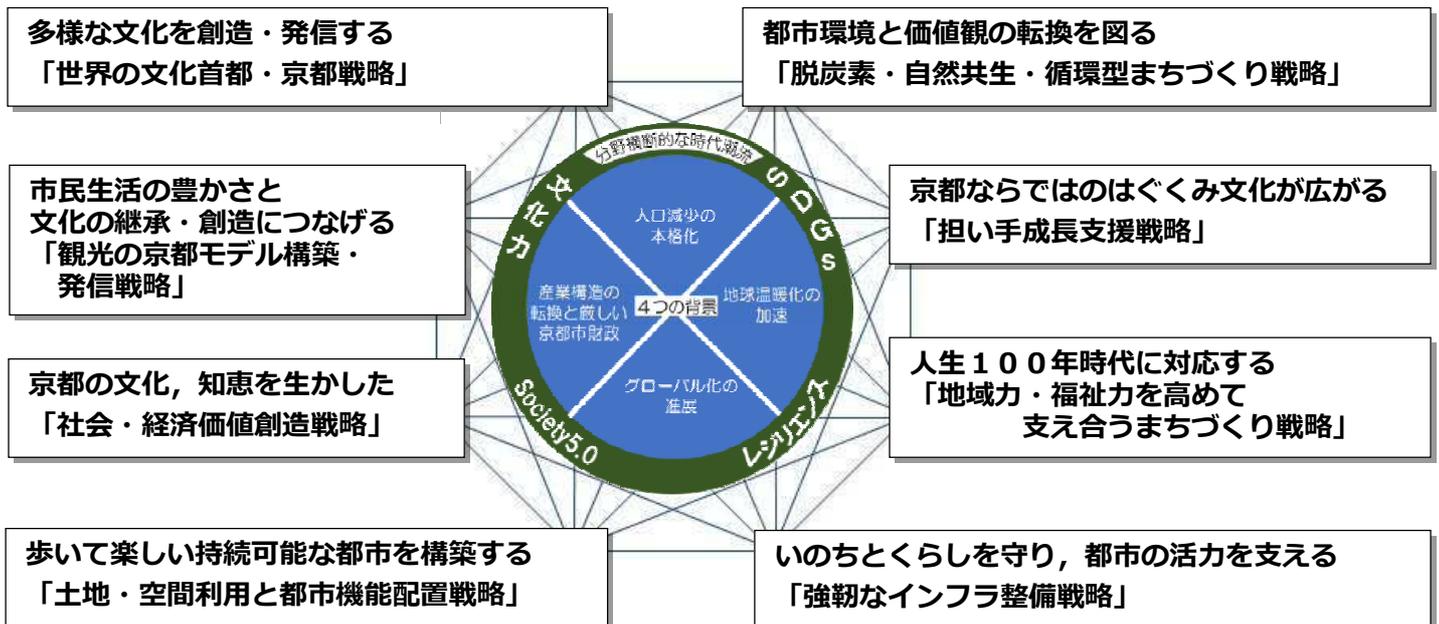
企業・事業者や行政が率先して安定的かつ働きがいのある労働環境や、子育て、介護など安心なくらしを支えるしくみを整えるとともに、大学等と連携した学びの機会や社会貢献の場の充実を図る取組を推進する。また、市民一人一人が人生の段階に応じて、就労による経済的な自立、実りある家庭生活や友人等との交わり、自己啓発、地域活動への参加等が行えるように努める。

重点戦略

重点戦略とは

- ① 未来像を実現するために、とくに優先的に取り組むべき政策
- ② 「京都らしさ、独自性」といった都市特性や強みを生かす政策
- ③ 行政だけでなく、市民や企業と「共汗」して推進する政策
- ④ 単一分野だけでなく、複数の行政分野を「融合」した政策

京都の市民力・地域力・文化力を生かし、未来の活力を生み出すために 8 つの重点戦略が総体として京都の未来像の実現に貢献する。



多様な文化を創造・発信する「世界の文化首都・京都戦略」

基本的な考え方

京都が蓄積してきた有形無形の豊かな文化を継承し、それらを日々の暮らしに取り入れ生かしながら、人々の暮らしと産業の豊かさや平和・共生社会の実現、持続可能な社会の発展のよりどころとなる多様な文化を創造・発信する。

そのために、

1 文化を基軸とした新たな価値の創出・共生社会の実現

豊かな人間性を育み、質の高い経済活動を生むなど、文化がもつ多様な価値を生かし、産業や教育、福祉、まちづくり、環境などあらゆる政策分野と、ものづくりやおもてなしの心などの京都が育ててきた文化が連携・融合することで、文化を基軸とした新たな価値の創出や平和・共生社会実現のための基盤づくりを進める。

2 創造的な担い手の育成・世界との交流

文化に触れる機会や文化芸術の拠点・発信機能等を充実することで、文化の継承・創造の担い手の育成・創造環境を整備するとともに、広く世界の文化を受け入れ、新たな文化を生み出す文化交流を図る。

3 優れた景観や暮らしの文化など有形無形の京都文化遺産の継承・活用・創造の好循環の創出

京町家などの趣ある都市景観、自然景観と文化的資産が一体となった歴史的風土、食文化などの暮らしの文化をはじめとした有形無形の京都文化遺産を継承するとともに、その特性に応じた活用・創造につなげる好循環を創出する。

戦略を推進するうえでの役割分担*

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> 文化の継承・創造・発信 暮らしのなかで文化に親しむ 国内外の文化関係者や文化団体との交流 良好な景観の形成に関する積極的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> 文化の継承・創造・発信 文化の担い手養成 良好な景観形成に関する積極的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> 文化とあらゆる政策の融合を推進 多様な文化的背景をもった人々を受け入れる環境整備 パートナーシップ型の景観・まちづくりの環境整備 良好な景観形成に関する施策の展開

※ 戦略を推進するうえでの役割分担：他の主体も想定できるが、各戦略の表現を統一するため大きく3つに区分して表記。

都市環境と価値観の転換を図る 「脱炭素・自然共生・循環型まちづくり戦略」

基本的な考え方

2050年までの二酸化炭素排出量「正味ゼロ」をはじめ、環境と調和した持続可能な都市文明の構築に向けて、都市環境や価値観、ライフスタイル、産業構造などの抜本的な転換を進める。

そのために、

1 2050年の二酸化炭素排出量「正味ゼロ」に向けた社会の実現

二酸化炭素を排出しない建築物の普及やCASE[※]・MaaS[※]といった新技術・新概念を踏まえた脱炭素社会[※]に資する交通体系の構築と利用促進、徹底した省エネの推進や地産地消など環境に配慮したライフスタイルの定着、京都市域外との連携を含めた再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大などの温室効果ガスの削減を図る緩和策と、気候変動による影響の軽減・防止を図る適応策を車の両輪とし、市民・事業者・地域等と一体となって脱炭素社会の構築を推進する。

2 京都の風土・文化を支える生物多様性の保全・回復

人と自然のかかわりを大切にし、森林や河川、農地、市街地にある庭園や公園など、京都の風土・文化を支え、防災・減災にもつながる生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全・回復に取り組む。

3 ごみの出ないライフスタイル・ビジネスモデル・地域社会への転換

ものを大切にするしまつの心など先人から受け継いだ伝統を生かし、食品ロスやプラスチックごみ等の発生抑制をはじめとした2R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用），分別・リサイクルの徹底，再生可能資源への代替などにより，ごみの出ない循環型のライフスタイル・ビジネスモデル・地域社会へ転換する。

4 環境問題を解決するイノベーションの創出・担い手の育成

もったいない，しまつ，おかげさまといった京都人の精神性と，四季折々の自然と共生するくらしの文化やものづくり都市が育んできた技術を生かし，環境と経済の好循環を創出する産業構造へ転換し，地域・企業・大学・行政など多様な主体が連携することで，環境問題の解決に資するイノベーションを促進するとともに，持続可能な社会を構築する担い手を育成する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮したくらしの実践 環境保全活動への積極的参加 人や社会・環境・地域に配慮した消費行動の実践 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した事業活動の実践 事業者間連携による公共交通の利便性向上と持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた取組の推進 森林等の適正管理 良質な建築物の供給 環境教育の実施 環境問題の解決に資するイノベーションの促進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した取組の推進と多様な主体が協働するためのしくみづくり 環境保全活動の中心となる担い手の育成 公共交通を優先する交通行動スタイルの促進 新産業創出支援 建築物の質の向上を促進 気候変動の影響への適応の推進

※ CASE：自動車産業の動向（コネクト・自動運転・シェア・電動化）の略。

※ MaaS：「Mobility as a Service」の略であり，出発地から目的地までの移動ニーズに対して，最適な移動手段をシームレスに提供する等，移動を単なる手段としてではなく，利用者の一元的なサービスとしてとらえる概念。

※ 脱炭素社会：地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出源となる化石燃料の使用から脱却し，持続可能な発展が可能となった社会。

京都ならではのほぐくみ文化が広がる「担い手成長支援戦略」

基本的な考え方

社会全体で人づくりを大切にする風土、自己成長できる風土が培われている京都ならではのほぐくみ文化を基礎に、すべての人に質の高い教育を提供できるよう、学校・家庭・地域の絆等を生かすとともに、大学や企業等とも連携しながら子どもから大人までみずから学び成長し、その成果を生かすことができるまちづくりを進める。

そのために、

1 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

身近な地域における子育て支援機能の充実など、子育て家庭に寄り添い、社会全体で安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める。

2 子ども・若者が主体的に学び合い・育ち合う環境づくり

子ども・若者が社会とのかかわりを自覚し、互いに学び合い・育ち合うなかで自己肯定感や自立心、多様性を認め合う思いやりや寛容性、心身の健康を育み、さまざまな挑戦を可能とする環境づくりを進める。

3 とくに支援を要する子ども・若者やその家庭等への切れ目ない支援・居場所づくり

貧困やDV（配偶者・パートナー等に対する暴力）、児童虐待、ひきこもり、ひとり親家庭など、とくに支援を要する子ども・若者やその家庭等に対する切れ目ない支援を充実するとともに、子育て家庭・子ども・若者の孤立防止に向け、安心できる居場所づくりや参加しやすいコミュニティづくりを進める。

4 大学・学生のまちの特性を生かした経済・文化・地域の担い手の育成

個性・特色あふれる多様な大学の意欲的な挑戦を後押しし、大学の知恵の活用や大学と地域・企業との連携、リカレント教育*をはじめとする生涯学習を進めるとともに、今後の国際交流の回復と新たな展開を見据え、留学生・研究者等の誘致・定着や海外の大学、起業家との交流など大学・学生の国際化を促進することで、多様な学生がともに京都で学び、将来的にも京都で活躍する国際性豊かな環境づくりを進め、あらゆる世代にわたって京都の経済・文化・地域の担い手を育成する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none">子育てサークルや地域の見守り活動等の自主的な活動の推進学びと体験の場の提供学びの場の創出子どもの主体的な学習支援	<ul style="list-style-type: none">大学による多様な学生の受け入れ子ども・若者に関する支援の実施企業による就業体験等により学生の成長を後押し学習に関する情報共有や事業等の連携を推進	<ul style="list-style-type: none">子ども・若者を支援するネットワークの充実と連携のしくみづくり教育条件の整備・充実や情報発信知識・技術・経験を生かせる環境構築大学の個性を生かした特色化・機能強化の支援大学・学生、産業界、地域間の交流・連携の促進

※ リカレント教育：社会人の学び直し。社会人が職業上必要な知識・技術の習得や、心の豊かさや生きがいのための学び等を生涯にわたって繰り返すことができるしくみ。

人生100年時代に対応する 「地域力・福祉力を高めて支え合うまちづくり戦略」

基本的な考え方

誰一人取り残されることがないように、市民・事業者・行政相互の信頼・地域力・福祉力を高め、持続可能な福祉・医療・地域づくりを進めることで、安心・安全で生涯にわたって活躍できる支え合いのまちをつくる。

そのために、

1 多様なコミュニティの自主的・自律的な活動の促進

仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動や社会貢献への積極的な参加を支援するとともに、京都が大切に守ってきた自治の伝統を生かし、誰もが地域活動に参加しやすくなるきっかけ・しくみづくりや、自治会・町内会をはじめ、地域にかかわる多様なコミュニティの自主的・自律的な活動を促進することにより、地域主体のまちづくりを進める。

2 福祉と共生のまちづくり

社会的孤立状態にあるひきこもりや8050問題[※]、セルフネグレクト[※]など複雑多様化する地域課題や、国籍や文化的背景の多様化、高齢者や障害のある人などの生活課題、罪を償った人の円滑な社会復帰など、さまざまな支援ニーズに対し、地域・行政・支援関係機関等による協働の取組を進めることで、互いに違いを認め合い、誰もが尊重され、地域、くらし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会を構築する。

3 健康長寿のまちづくり

フレイル[※]・オーラルフレイル[※]対策などの健康づくり、保健衛生・医療の充実、ボランティアや地域活動等の社会参加の促進、スポーツ等を通じた体力づくりの取組等により、これまでの経験・知識を生かし、社会における働き手・支え手として、生涯にわたって活躍できる健康長寿のまちづくりを進める。

4 誰もが安心・安全にらせるまちづくり

犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりや再犯防止対策、身近な地域における防犯活動・交通安全運動の拡大等により、誰もが安心・安全にらせるまちづくりを進める。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> 積極的かつ主体的な地域活動の実践，相互交流，協働 それぞれの多様性や人権を尊重 自主的な健康づくり スポーツを楽しむ 防犯，交通事故防止の安全意識の向上 顔の見える関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の促進と合理的配慮の促進による働きやすい職場の確保 地域コミュニティ活性化への協力 医療に関する情報・サービスの適切な提供 市民一人一人の健康づくりの促進 安心して生活できる環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活性化の推進 多様な主体との連携のしくみづくり 市民が主体的に健康づくりを行うための支援 地域のなかで安心して生活できる環境づくり 医療環境の向上支援 健康危機事案への迅速かつ的確な対応

※ 8050問題：80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。

※ セルフネグレクト：介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態。

※ フレイル：加齢により心身が衰えた状態。ただし、早期に対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性がある。

※ オーラルフレイル：口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む身体の衰え（フレイル）のひとつ。

いのちとくらしを守り，都市の活力を支える 「強靱なインフラ整備戦略」

基本的な考え方

激甚化する自然災害をはじめ，あらゆる危機にしなやかに対応し，市民のいのちとくらしを守るとともに，市民生活の豊かさの向上と多様で力強い経済・文化活動を支える強靱なインフラ*を構築する。

そのために，

1 既存施設の機能の最大化に向けた有効活用

市民生活の安心・安全や都市の活力につながるよう，再編・統廃合等による施設量の最適化や予防的・計画的な維持管理・改修等による長寿命化，既存建築物等の流通促進など，既存施設の機能の最大化に向けた有効活用を進める。

2 いのちとくらしを守るインフラ整備

あらゆる危機に強く，市民のいのちとくらしを守るインフラ整備を進めることに加え，AI・SNS等をはじめとする先端技術・ICT（情報通信技術）インフラの活用等によって地域の防災力・安全性を高めるとともに，平時から地域のつながりを高め，京都らしさを守りながら被害を最小化し，速やかに復旧・復興するためのしくみの強化など，さまざまな危機に対応できる総合的な防災・減災対策を推進する。

3 市民生活と経済・文化活動を支えるインフラ整備

広域的な交通ネットワークの形成や，誰もが使いやすく健康や環境等にも配慮したストック*への誘導，質の高い緑の空間整備等による快適な都市環境の創出，さまざまな分野におけるデジタル化の促進など，「保全・再生・創造」をはじめとした各地域の特性を踏まえ，まちのにぎわいを高め，市民生活と多様で力強い経済・文化活動を支えるインフラ整備を進める。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の防災意識と災害対応力の向上 教育訓練，装備の充実などによる災害時の活動体制の強化 道と公園・緑に愛着をもつとともに除草や清掃等の自主的な活動 すまい・まちづくりに関する活動の展開 地域での危機管理・防災・減災に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本の整備・維持管理に不可欠な担い手の育成と技術力の向上 地域における防災活動への参画 安全で良質な社会基盤施設の供給 地域の特徴を生かした良質な住宅ストックの形成 危機発生時における業務継続及び危機に対する的確な行動 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な公共施設マネジメントの確立 社会基盤施設の安全確保と質の向上の促進 あらゆる危機に迅速・的確に対応する体制の構築・充実 各主体間の連携支援・国や府との連携強化 危機に関する積極的な情報の収集・集約・伝達

* インフラ：インフラストラクチャーの略。この戦略においては，産業や生活の基盤となる建築物や土木施設等のほか，消防や上下水道などの各種公共サービスも含む。

* ストック：道路・港湾・住宅・公園・緑地・病院など，市民生活の基盤を表す。

歩いて楽しい持続可能な都市を構築する 「土地・空間利用と都市機能配置戦略」

基本的な考え方

多様な地域がネットワークし、将来にわたってくらしやすく、訪れる人々にとっても快適で歩く楽しさにあふれた魅力を備え、活力ある産業や地域の振興を支える京都ならではの持続可能な都市を構築する。

そのために、

1 くらしと産業を支える土地・空間利用の促進

公共交通や日常生活を支える施設の利便性の確保等による安心・安全で快適にくらせる居住環境の形成、産業用地・空間の確保等による産業の活性化と働く場の創出、職住共存・職住近接のまちづくりなど、都市全体の姿や持続性を見据え、市民のくらしと力強い経済を支える土地・空間利用を促進する。

2 地域の個性と魅力を生かしたまちづくり

主要な公共交通拠点を中心に都市機能の集積を図るとともに、芸術などの地域の特性を生かした拠点づくり、地域に応じたよりきめ細かな景観形成、まちづくりの担い手創出と結びついたエリアマネジメントの推進など、都心部や周辺部等のそれぞれの特性に応じ、地域の個性と魅力を生かしたまちづくりを進める。

3 公共交通の利便性・快適性の向上

人の流れが集中する駅やバスターミナル等の交通結節機能の分散化やバリアフリー化の促進、公共交通の担い手の確保、自転車の利用環境の充実等により、誰もが安全・快適・便利に移動でき、くらしや産業を支える交通体系の構築と利用促進を図る。

4 交通に関する新技術・新概念の活用

新たな交通システムを見据えた IoT[※]や AI、自動運転などの新技術、移動や交通をサービスとしてとらえる新概念「MaaS[※]」の活用を推進する。

5 歩くくらしを大切にするライフスタイルの促進

安心・安全で魅力的な歩行空間の創出とともに、健康増進など歩くことの付加価値の発信等により、歩くくらしを大切にするスマートなライフスタイルの実践を促す。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> 地域のコミュニティや京都らしいくらし・文化を継承・創造するまちづくりの主体的な推進 歩くくらしを大切にする公共交通優先のスマートなライフスタイルの実践 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の魅力と活力を高めるまちづくりへの積極的な貢献 事業者間連携による公共交通の利便性の向上と、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や将来像を踏まえた戦略的な都市計画の推進 事業者等との連携による新たな課題への的確な対応や公共交通ネットワークの利便性向上によるまちの活力、魅力の創出 公共交通を優先する交通行動スタイルの実践促進

※ IoT：「Internet of Things」の略であり、あらゆるモノがインターネットにつながり、相互に通信し合う技術やしくみ。

※ MaaS：「Mobility as a Service」の略であり、出発地から目的地までの移動ニーズに対して、最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者の一元的なサービスとしてとらえる概念。

京都の文化、知恵を生かした「社会・経済価値創造戦略」

基本的な考え方

京都に積み重ねられた芸術や伝統等の有形無形の文化を、科学技術の進展等の時流を見極めて産業に活用する知恵を生かし、国内外からさまざまな人・企業を呼び込み、社会課題の解決に向けて地域・企業・大学・行政など多様な主体が連携することで、人間らしい豊かさと新たな社会・経済価値を創造する持続可能なエコシステムを構築し、力強い経済を創出する。

そのために、

1 京都を支える地域企業等の下支え

伝統産業などのものづくりや商店街、農林業、サービス産業など、市民のくらしや地域の活動、文化を支えながら成長してきた地域企業等の経営の安定・向上を図り、地域の経済力を高めるため、デジタル化の促進や金融・経営支援など、企業のニーズに即した下支えを行う。

2 雇用創出と企業立地の促進

京都の文化力を生かし、さまざまな産業を活性化することで、多様な担い手への質の高い雇用と活躍の場の提供や各世代の課題に応じた雇用促進を図るとともに、クリエイティブな人々や企業・学術研究機関等の集積・共創に向けた環境整備を進める。

3 世界に羽ばたく企業が生まれるスタートアップ・エコシステム[※]の形成・新市場の開拓

京都が育んできた芸術や伝統産業等の技術に加え、最先端の科学技術等の活用や起業家、地域企業等の交流促進、さらには大学やアクセラレーター[※]等との連携により、世界から起業家を受け入れるとともに、次代を担う起業家を生み、成長を促進させるスタートアップ・エコシステムを形成することで、さまざまな社会課題を解決するソーシャル・イノベーション[※]、新たな価値を創造する次世代産業等を継続的に生み出す環境を構築し、新市場の開拓を促進する。

4 多様で柔軟な働き方の促進・生産性の向上

多様で柔軟な働き方を促進し、多様な担い手を呼び込むとともに、京都経済の担い手を育成することで、生産性の向上や安心して働きがいのある仕事や職場づくりを促進する。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> 異分野との交流を通じた新事業の創出 持続可能な社会形成のための主体的な行動 市内需要の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 異分野との交流を通じた新事業の創出 新たな時代を先導する産業の担い手の育成 起業志望者に対する伴走支援 大学の知の集積を活用した産業の活性化、雇用の創出 多様な担い手が学びやすい、働きやすい環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 新産業の創出や地域企業の下支え等の推進 多様な文化的背景をもった人々を受け入れる環境整備 経済・文化活動を支えるインフラ整備

※ スタートアップ・エコシステム：複数のスタートアップ企業や、大企業、投資家等の多様な関係者が結びつき、循環しながら広く共存共栄していくしくみ。

※ アクセラレーター：起業家や創業間もない企業等に対して成長を加速させる支援を行う事業者等。

※ ソーシャル・イノベーション：ビジネスによって社会問題を解決する革新的な新事業。

市民生活の豊かさと文化の継承・創造につなげる 「観光の京都モデル構築・発信戦略」

基本的な考え方

国内外の人々をひきつける京都の魅力を生かすことで市民生活の豊かさと地域の活性化、ひいては文化の継承・創造につなげるなど、市民生活との調和を最重要視した観光課題解決先進都市を実現する新たな京都モデル[※]を構築・発信する。

そのために、

1 市民生活との調和を最重要視し、市民の豊かさにつながる観光の実現

市民生活と観光との調和を最重要視し、一部地域における過度な混雑の再発防止など、観光の質の向上を図るとともに、観光による経済効果を市域全体に還元し、地域の文化の継承・発展と幅広い産業の発展、安定した雇用の創出等に波及させることで、市民生活の豊かさの向上につなげる。

2 MICE[※]等の需要回復を見据えた対応

感染症の発生に備えたしくみの確立など、観光と危機管理を両立したうえで、観光需要の回復段階に応じ、国内外の人々との交流や文化の相互理解、価値観の共有を進め、平和の実現に貢献する。

3 「おもてなし」を実践する担い手の育成・環境整備

地域・大学・企業等との連携により、京都にふさわしい高度なホスピタリティを実践する担い手の育成や職としての魅力・生産性の向上を図るとともに、多言語対応、キャッシュレス化等の環境整備を推進することで、観光産業の高付加価値化を図る。

戦略を推進するうえでの役割分担

市民・団体	企業・事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> みずから京都の魅力を享受 観光客へのおもてなし 積極的な交流や多文化共生の推進 京都の魅力発信 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、観光客、事業者の三方にとって満足度の高い観光地経営 観光サービスの改善・向上 おもてなしを実践する担い手の育成と生産性の向上 観光客の受入環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 京都観光を支える基盤として機能 先進的な取組や魅力の発信

※ 京都モデル：令和元（2019）年の第4回「国連世界観光機関（UNWTO）／ユネスコ 観光と文化をテーマとした国際会議」で取りまとめられた「観光・文化京都宣言」で活用を推進することとされた、観光、文化及び地域コミュニティの関係を適切にマネジメントするモデル。

※ MICE（マイス）：企業のミーティング、企業研修旅行、国際会議、イベントなどの総称。

政策の体系

政策分野 1 環境

～二酸化炭素排出量「正味ゼロ」に向けて、環境と調和した持続可能な社会をめざす～

基本方針

豊かな地球環境を未来へ引き継ぐために、地球温暖化対策、生物多様性保全、ごみ減量等の課題に対し市民、事業者、地域団体、行政等のオール京都で、これまでの延長にとどまらない取組を実践し、2050年までの二酸化炭素排出量「正味ゼロ」等の目標達成に向け、さまざまな政策分野において、自然との共生を楽しむ環境と調和した持続可能な社会の実現をめざす。

現状・課題

京都議定書誕生の地、「パリ協定※」の実行を支える「IPCC京都ガイドライン※」採択の地である京都市は、市民・事業者等との協働により、これまでから全国を先導する地球温暖化対策、ごみ減量等の取組を推進してきた。

2050年までの二酸化炭素排出量「正味ゼロ」の達成、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている経済の回復と地球環境の保全・市民生活の豊かさとの両立及び原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向けて、さらなる省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大、産学公連携によるイノベーションの促進、ライフスタイルの転換などにあらゆる方策を追求して取り組む必要がある。

京都のまちは、市域面積の約75%を占める森林や河川が織りなす豊かな自然に恵まれる一方、野生鳥獣による農作物や森林の被害、外来種の混入、人と自然とのふれあい・かかわりの減少、さらには祭りの祭祀品（植物）の減少による伝統文化継承の危機などの問題が顕在化していることから、これまで以上に生物多様性に富んだ自然環境を保全していく必要がある。

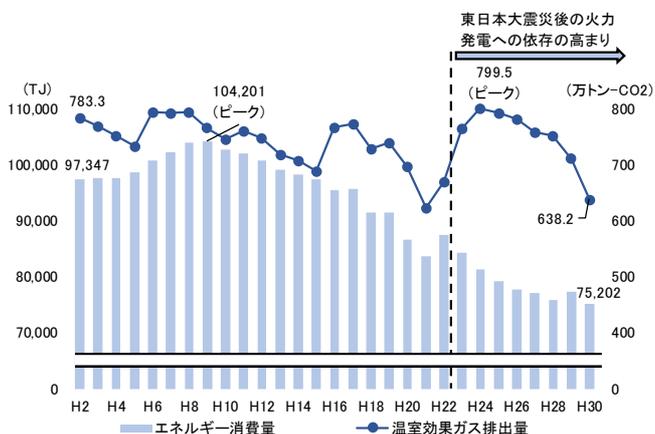
ごみ量（市受入量）はピーク時の半分まで減量が進んだ一方、近年、減量ペー

※ パリ協定：今世紀後半に人間活動による温室効果ガス排出量を実質ゼロにするなどの目標を掲げた令和2（2020）年以降の新たな国際的な枠組み。

※ IPCC京都ガイドライン：京都市で開催された「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第49回総会」で採択された、パリ協定の取組を推進していくうえで必要不可欠な各国の温室効果ガス排出量の算定方法に関するガイドライン。

東日本大震災後の火力発電への依存の高まりで、エネルギー消費量と温室効果ガス排出量の推移には大きな差がある

（温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の推移）

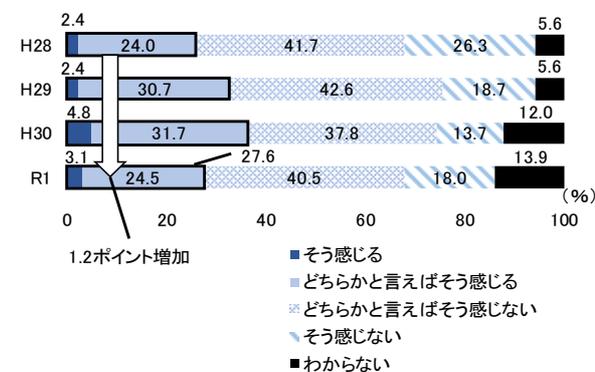


資料：京都市

良好な自然環境が保たれていると感じる人の割合は、いまだ3割未満にとどまっている

（環境基本計画市民アンケート調査の結果）

（質問項目：多様な生きものが生息する良好な自然環境が保たれている。）



資料：京都市「環境基本計画市民アンケート調査（平成28年度～令和元年度）」

スが大幅に鈍化しており，新型コロナウイルス感染症による新たな生活スタイルの下では，使い捨て商品や容器包装への需要も高まっている。循環型の社会経済システムへの転換に向けては，公衆衛生の維持はもとより，地球規模での海洋汚染が問題となっているプラスチックごみや本来食べられるのに廃棄される食品ロスへの対策等，2R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用）及び分別・リサイクルをより一層推進するとともに，新たにリニューアブル[※]に取り組む必要がある。

持続可能な社会を構築するため，環境に配慮した実践活動の担い手の育成に向けた環境教育・学習の取組促進と，まちの美化活動等，さまざまな主体の協働による環境保全活動を促進する必要がある。

みんなをめざす2025年の姿

1 脱炭素社会[※]の実現に向けたまちづくりが進んでいる

2050年までの二酸化炭素排出量「正味ゼロ」に向けた地球環境の保全と経済復興との両立をめざすことがオール京都で共有され，省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーのさらなる普及拡大，社会・経済システムの変革やライフスタイルの転換，産学公連携によるイノベーションが進んでいるとともに，気候変動の影響への適応の取組が推進されている。

2 自然環境をかがえのないものにとらえ，生物多様性の保全・回復が進んでいる

豊かな自然の恩恵のなかでくらしや文化が形成されていることから，生物多様性の保全なくして京都のまちが持続・発展することは不可能であることをさまざまな主体が再認識し，生物多様性の保全・回復が進んでいる。

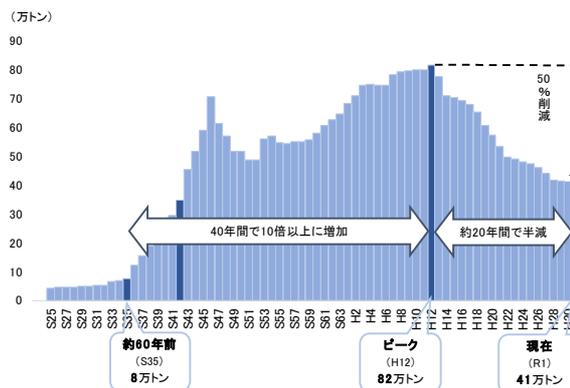
3 ごみの出ないくらしと事業活動が広がっている

ものを大切にする「もったいない」，「しまつの心」といった精神が市民・事業者等の一層浸透し，観光客にも理解されることで，環境に配慮したくらしと事業活動への転換が進み，さらなる2R及び徹底的な分別・リサイクル，リニューアブル等，ごみの出ない循環型社会の構築に向けた取組がより一層実践されている。

4 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手の育成が進んでいる

子どもから大人まで，誰もが気軽に学べるよう，環境学習施設等を拠点として，行政，地域団体，事業者等のさまざまな主体による環境教育・学習の輪が広がることで，環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手が育ち，あらゆる場において，それぞれの役割を果たすかたちで活躍している。

ごみ量はピーク時から50%減少
(ごみ量の推移)

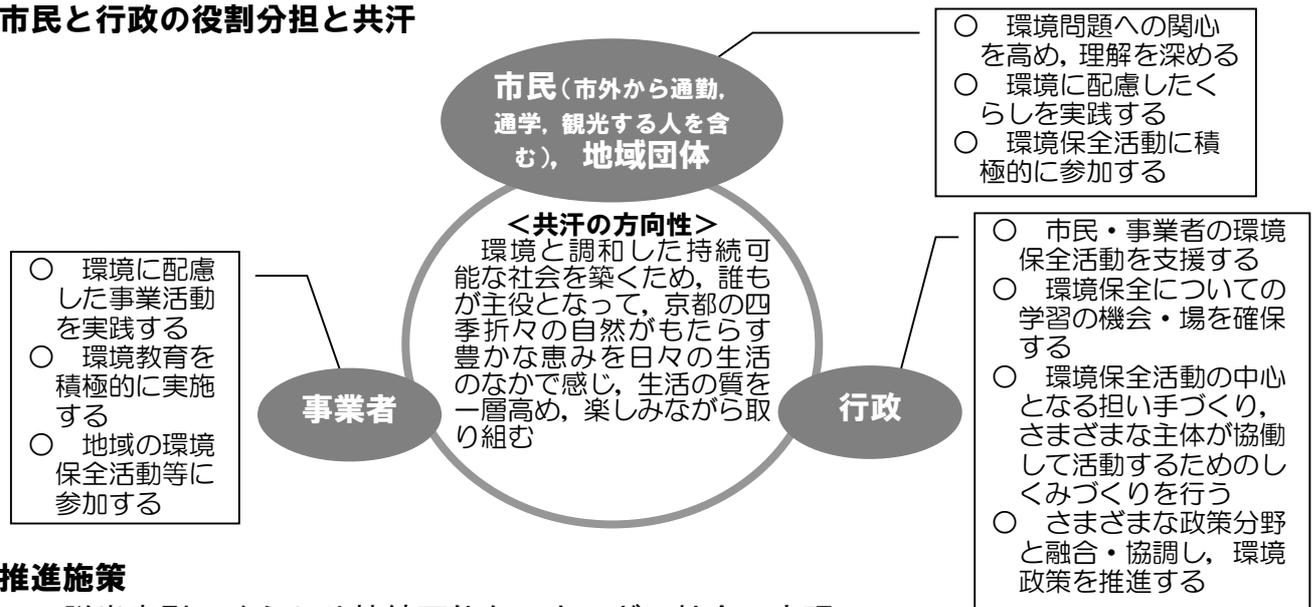


資料：京都市

※ リニューアブル：石油等の化石資源と比べて短時間で再生できる資源（再生可能資源：植物などの天然資源）を原材料として利用することで，資源の枯渇や温室効果ガスの発生を抑制する考え方。

※ 脱炭素社会：地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出源となる化石燃料の使用から脱却し，持続可能な発展が可能となった社会。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 脱炭素型のくらしや持続可能なエネルギー社会の実現

(1) 徹底した省エネルギーの推進

日常生活や経済活動における温室効果ガス排出量削減のため、市民や事業者による省エネルギーの取組を一層推進し、省エネルギー等に係る技術革新を促進する。

交通体系については、IoT*やAIなどを活用した新しい技術(MaaS**等)の動向を踏まえつつ、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組の下、公共交通利用をより一層促進する。また、公共交通の脱化石燃料を含め、次世代自動車への転換を進めていく。

建築物については、環境に配慮した省エネルギー性能の高い建築物の普及や地域産木材の利用等を強化・促進する。

(2) 再生可能エネルギーのさらなる普及拡大

再生可能エネルギーのさらなる普及拡大のために、地域の未活用エネルギーを最大限活用して再生可能エネルギーの市内生産を促進するとともに、RE100**や再生可能エネルギー由来電力のグループ購入など、事業者や市民による再生可能エネルギー由来の電力の利用選択を促す取組を推進する。

また、新たな再生可能エネルギー普及モデルの構築を図り、他の自治体等との連携など京都市域外との連携も含め、安定的な再生可能エネルギー由来の電力を調達できるしくみづくりに取り組む。

さらに、これらの取組を支える技術革新を促進する。

(3) 環境に配慮したライフスタイルの定着

「DO YOU KYOTO?」(環境にいいことしていますか?)を合言葉に、先人が京都で育んできた「自然との共生」に基づく生活文化により一層磨きをかけ、国内外の自治体との先進的な成功事例を共有する。また、家庭やコミュニティにおける環境に配慮したくらしの実践や市民ぐるみ・地域ぐるみでの環境保全活動が、さらに根付くような社会環境をつくり、市民の環境活動支援などの取組を推進する。

(4) 気候変動適応策の推進

極端な異常気象など、今後も深刻化するおそれがある気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、府市協調で地域気候変動適応センターの体制を整備し、科学的知見の収集や分析等を進めるとともに、市民・事業者、京都府と連携して、京都の自然的社会的特性に応じた適応策を展開する。

※ IoT:「Internet of Things」の略であり、あらゆるモノがインターネットにつながり、相互に通信し合う技術やしくみ。

※ MaaS:「Mobility as a Service」の略であり、出発地から目的地までの移動ニーズに対して、最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者の一元的なサービスとしてとらえる概念。

※ RE100:事業者等が事業運営に使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄うことをめざす取組の総称。

2 生物多様性豊かな自然と調和した快適で安心・安全なまちの実現

(1) 生物多様性豊かな自然環境の保全・回復

日常生活において、衣食住のさまざまな面で環境を意識し、里山から離れた人も里山の保全活動に参加するといったような、これからの時代になかった「人と自然のかかわり」の構築を進める。

市民、事業者、行政等のさまざまな主体が生物多様性の恩恵や必要性を理解し、保全・回復に向けて行動できるよう、それぞれが市民生活や事業活動の一部として取り組むための施策を進めていく。

(2) 生活環境の保全

大気、水質等について市内各所で測定し、維持されることが望ましい基準を満たしているか監視するとともに、市民や事業者の理解を深めるための取組等を進めることにより市民の健康を守り、安心・安全な生活環境の保全に努める。

また、さまざまな主体の協働により、まちの美化・緑化活動等をはじめ市民に身近な公園整備等による自然環境や生活環境の保全を積極的に推進していく。

3 ごみの出ない循環型社会の構築

(1) さらなる 2R の推進及びリニューアブルへの挑戦

市民においては、「すぐにごみになるものを家庭にもち込まない」、「ものを大切に使う」くらしへの転換、事業者においては、「すぐにごみになるものをつくらない、提供しない」事業活動への転換を促していく。とくに、世界的な問題である食品ロスや使い捨てプラスチック等のごみを中心に、市民・事業者等と連携し、生産、販売及び消費の各段階での 2R を積極的に推進する。

また、新たに、リニューアブルを推進し、環境に配慮したくらしや事業活動への転換を図る。

(2) 分別・リサイクルの徹底

市民・事業者等と協働し、徹底した分別によるリサイクルを推進する。

家庭ごみについては、京都のまちの強みである学区単位の活動、自治会・町内会などの地域力を生かした地域密着型の資源物回収の取組を進め、分別ルールをより一層浸透させることで、市民の分別・リサイクルを徹底する。事業ごみについては、多量にごみを排出する事業場への啓発指導及び分別が不十分な資源ごみのクリーンセンターでの受入時における指導の強化等により、徹底的な分別を進める。

また、観光消費の回復に備え、「持続可能で満足度の高い国際文化観光都市」の特性を踏まえたまちの美化や分別・リサイクルの取組を推進する。

(3) エネルギー回収の最大化と適正処理

市民、事業者等と協働し、可能な限りごみ減量に取り組んだうえで、なお残ったごみは、ごみ発電とバイオガス化による発電を併用することにより、エネルギー回収の最大化と温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化といった環境負荷の低減と、ごみ処理コストの削減も図りながら、安心・安全に適正処理する。

4 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手が育つまちの実現

環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手の育成に向け、京エコロジーセンター（京都市環境保全活動センター）及び南部クリーンセンター環境学習施設「さすてな京都」を環境教育・学習の中核施設とし、青少年科学センターや動物園等との連携を深め、誰もが気軽に地球温暖化対策、生物多様性保全やごみ減量等について学べる機会の充実を図る。

政策分野2 人権・男女共同参画

～一人一人が尊重される社会をめざす～

基本方針

少子化，国際化，情報化，経済・雇用環境の変化などが進むなか，多様な考え方や生き方が迎え入れられ，個性と能力を十分に発揮でき，日々の交流のなかから一人一人が尊重され，より豊かな人間関係が育まれる誰一人取り残さない共生社会をめざす。

現状・課題

人権の基本的な考え方は市民に定着しつつあり，人権意識は高くなってきている。一方で，女性，子ども，高齢者，障害のある人，同和問題，外国人・外国籍市民などに関する問題はいまだ人権上の重要課題であり，いじめや虐待，ヘイトスピーチ，インターネット上での人権侵害，感染症患者等に対する偏見や差別など人権課題は，複雑化・多様化している。また，ハラスメントの顕在化や，LGBT[※]等の性的少数者に対する関心の高まり，ひきこもりなどの地域社会からの孤立などに，新たな対応が必要となってきた。

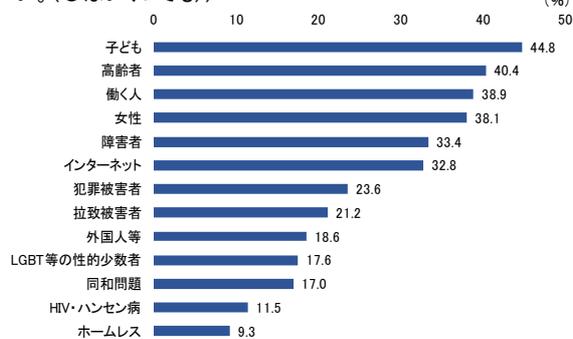
今後も，人権文化の息づくまちづくりの実現に向け，新たな課題も含めた人権課題をより深く理解し，自発的な行動につなげるため，あらゆる世代への教育・啓発活動を行うことが必要である。

男女共同参画の推進についての市民の理解は年々深まっており，審議会などの女性委員の登用率の増加など，政策決定過程への男女の均等な参画も徐々に進んできている。持続可能な社会の実現に向け，あらゆる分野において男女共同参画の視点を確保し，反映していくことが求められている。

子ども・高齢者に関する課題への関心が高いとともに，働く人やLGBT等の性的少数者にかかわる問題など，新たに顕在化してきた課題についても，多くの市民の関心がある

(人権に関する市民意識調査の結果)

(質問項目：人権課題として関心があるものに○を付けてください。(○はいくつでも))

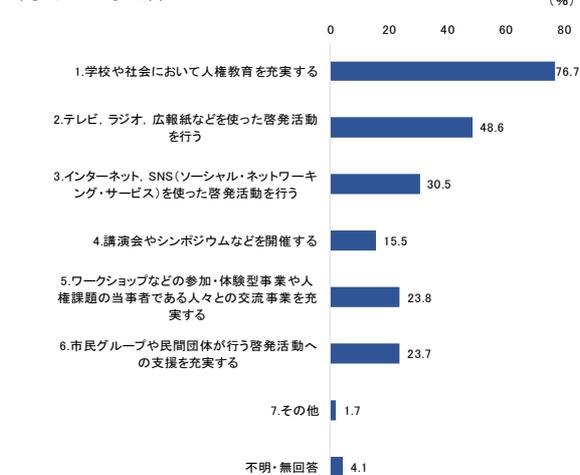


資料：京都市「人権に関する市民意識調査(平成30年度)」

人権教育・啓発活動が必要とされている

(人権に関する市民意識調査の結果)

(質問項目：人権についての理解を深めるために，京都市が実施する取組として必要があると思うものに○を付けてください。(○は3つまで))



資料：京都市「人権に関する市民意識調査(平成30年度)」

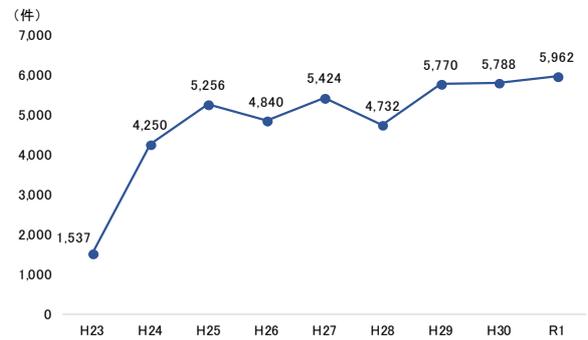
※ LGBT：レズビアン (Lesbian)・ゲイ (Gay)・バイセクシュアル (Bisexual)・トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称のひとつ。

一方で、女性に対するあらゆる暴力の問題が依然として存在しており、とくに、大きな社会問題となっているDV（配偶者・パートナー等に対する暴力）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活不安やストレス等による被害の増加や深刻化が懸念されており、引き続き総合的な対応が必要である。

女性の就業状況は、30歳代を中心に大きく上昇している一方、管理職に占める女性の割合の低さ、男女の給与格差などの不平等が依然としてある。また、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常時には、とくに非正規雇用の比率が高い女性がより職を失いやすくなる懸念がある。

京都市が独自で提唱している真のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活、地域活動等の調和）についても、言葉や考え方は定着してきたものの、必ずしも市民や企業の実践に結びついていない。新型コロナウイルス感染症により、テレワークや時差出勤など多様で柔軟な働き方が進展するとともに新たなくらし方や価値観がもたらされる可能性もあり、これをさらなる推進の契機とする必要がある。

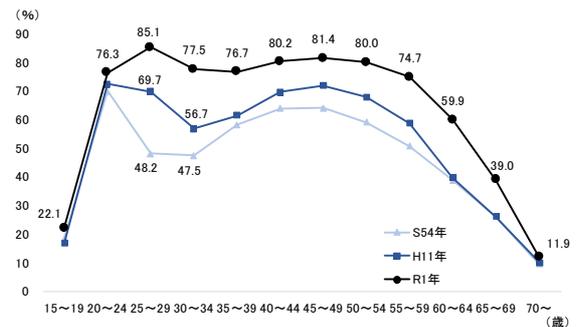
京都市 DV 相談支援センターにおける相談延べ件数は、近年高水準で推移している
(京都市 DV 相談支援センターにおける相談延べ件数の推移)



注 京都市 DV 相談支援センターは平成 23 年 10 月 3 日に開所。

資料:京都市

女性の年齢階級別の労働力率の推移は、現在も「M 字カーブ」を描いてはいるものの、そのカーブは以前に比べて緩やかになっている
(女性の年齢階級別労働力率の推移)



資料:総務省「労働力調査(昭和 54 年,平成 11 年,令和元年)」より内閣府作成(令和 2 年)

みんなでめざす2025年の姿

1 一人一人が互いを認め合い、より豊かな人間関係が育まれている

性別や年齢、障害の有無、生まれや生い立ち、国籍、民族に関係なく、一人一人がみずからの人権の大切さを十分に認識するとともに、すべての人の人権を尊重することの重要性を正しく認識することで、互いを認め合い、より豊かな人間関係が育まれている。

2 すべての市民がいきいきと活動できる場所と機会に恵まれている

すべての市民が個人として認められるとともに、いきいきと活動できる場所と機会に恵まれ、自分に合った働き方や安心した生活のために必要な支援を受けられることで、自分の能力を十分に発揮できている。

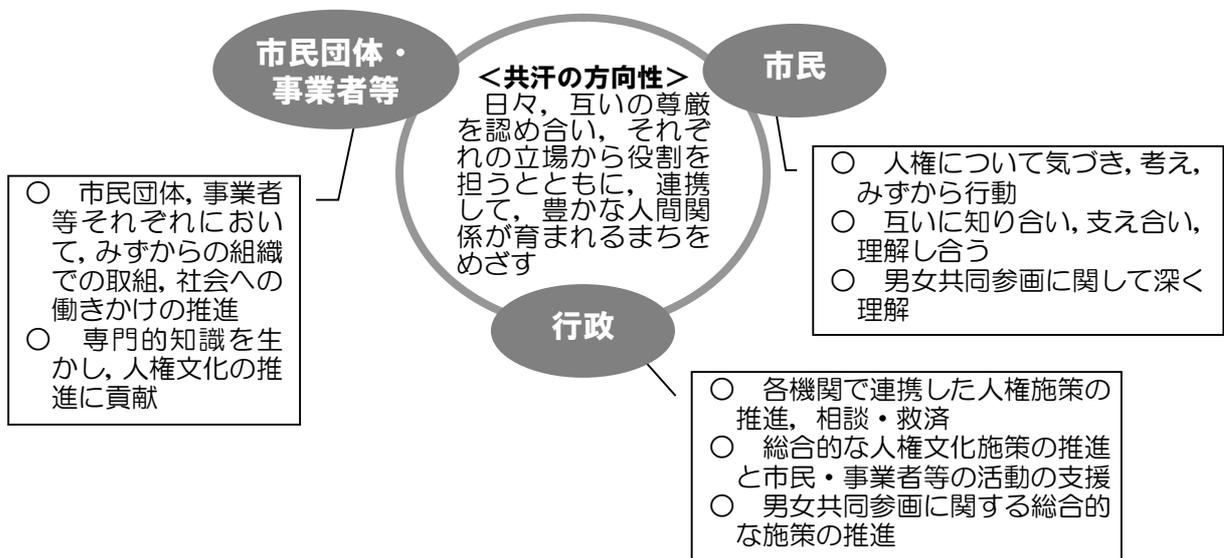
3 男女間等におけるあらゆる暴力が根絶され、安心してくらしている

DV やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）などのあらゆる暴力に関する正しい理解が市民に行き渡り、相談先が広く認知され、総合的な支援が受けられることで、個人の尊厳が確立され、安心してくらすことができている。

4 真のワーク・ライフ・バランスが進展している

誰もが仕事と家庭生活を両立し、地域活動や社会貢献活動にも積極的に参加する真のワーク・ライフ・バランスが進展することで、生きがいと充実感をもって心豊かな生活を送ることができ、企業の生産性の向上や地域の活性化も進んでいる。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 すべての人の人権を尊重する人権文化の構築

くらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化を構築するために、障害者差別解消法[※]、ヘイトスピーチ解消法[※]、部落差別解消法[※]をはじめとする法制度の整備等を踏まえ、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として、行政分野それぞれを連動させながら取組を進めていく。

また、施策の実施状況や人権課題への相談窓口等についての情報を、市民にわかりやすく発信していく。

2 人権尊重の理念を主体的な行動につなげる取組の推進

人権にかかわる課題を解決していくために、市民、市民団体・事業者等、行政が互いに連携し、人権に対する関心をもち、人権意識をより高められるよう、さまざまな教育・啓発活動を進めるとともに、市民等の主体的な取組に対する支援を行う。

3 すべての市民がいきいきと活動できる取組の推進

就労の支援が必要な高齢者や障害のある人等を含むすべての市民に対して、いきいきと活動できる場所と機会を提供するとともに、自分に合った働き方を見つけられ、安心した生活ができる環境の整備に向けて、能力向上のための支援や経済的支援などの取組を進める。

4 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶

重大な人権侵害であるDVを根絶し、被害者やその子どもたちが真に自立し個人の尊厳が確立された社会の実現に向け、正しい理解の普及・啓発、民間シェルター[※]を運営する団体への支援、DV対策と児童虐待対策との連携強化及びデートDV[※]等若年層を対象とする予防啓発の拡充、その他自立支援策等を関係機関と連携して進める。

また、セクシュアル・ハラスメントなどの個人の尊厳を侵害する暴力の根絶に向けて、市民や企業を対象とした広報・啓発に取り組む。

5 真のワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の解消やテレワーク等のオンライン活用などによる働く人のニーズやライフスタイルに合わせた多様で柔軟な働き方の促進、女性の就業継続、能力開発、積極的な登用等に率先して取り組む企業の先進事例を他の企業へ波及・浸透させるとともに、男性が家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動等に主体的に参画する気運の醸成や環境づくり、子どもを安心して生み育てられる環境の整備などの取組を進める。

※ 障害者差別解消法：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。

※ ヘイトスピーチ解消法：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の略称。

※ 部落差別解消法：「部落差別の解消の推進に関する法律」の略称。

※ 民間シェルター：民間団体によって運営されている、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。

※ デートDV：主に10～20歳代の交際中のカップルの間で起こる暴力。

政策分野3 市民生活とコミュニティ

～誰もがつながり、支え合う、
多様な地域コミュニティの活性化に向けたまちづくりを進める～

基本方針

自治会・町内会などの地域団体をはじめ、地域企業、市民活動団体等が地域のさまざまな課題に対して、連携して解決に取り組むとともに、地域におけるさまざまな居場所や活躍の場づくりなどを進め、これを行政が支えることで、多様な地域コミュニティの活性化に向けたまちづくりを進める。

現状・課題

京都では、住民自治の伝統や支え合いの精神が息づき、自治会・町内会、学区自治連合会、市政協力委員連絡協議会など各種団体が中心となり、交流行事や安心・安全の取組など、さまざまな地域活動に取り組んでいる。

地域コミュニティを活性化するための支援制度の拡充や、資金の調達手段の多様化等により、NPOをはじめとする多くの市民活動団体が活発に活動をしている。

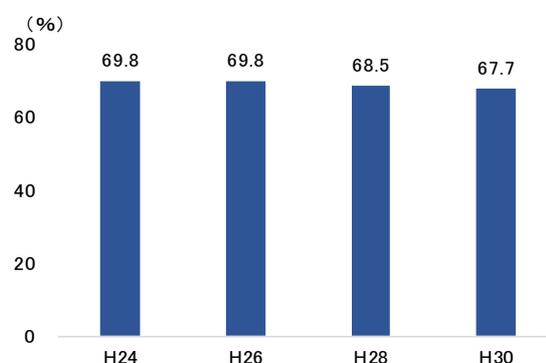
また、地域企業や大学等が、伝統行事の継承、地域活動への協力、子どもや高齢者の居場所づくりなど、地域の特性に応じた取組を進めている。

さらに、災害時の避難行動に支援を要する人を掲載した名簿を作成し、災害発生時には、住民の共助による安否確認や避難支援に活用できるよう、地域団体等に提供する体制を整えている。

一方で、単身世帯の増加やライフスタイルの変化など、さまざまな要因によって自治会・町内会加入率の伸び悩みが続いており、つながりの希薄化や活動に参加できる人の少なさ等による担い手不足が顕在化している。

大規模災害の頻発、単身高齢者の増加、子どもの安心・安全の確保、「出入国管理及び難民認定法」の改正によって見込まれる外国籍市民の増加に伴う市民生活の変化といった多様化する社会的課題に加えて、北部山間地域においては急速な人

自治会・町内会加入率は伸び悩んでいる
(自治会・町内会の推計加入率の推移)

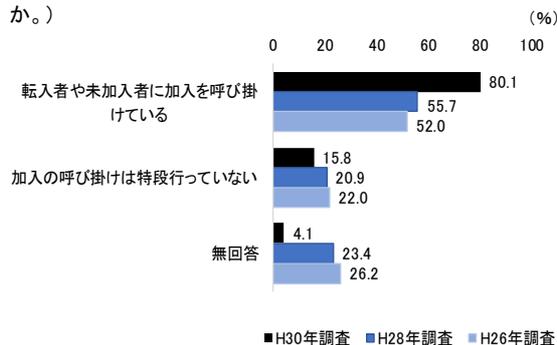


資料：京都市「自治会・町内会アンケート(平成24年度～平成30年度)」

自治会・町内会への加入の呼び掛けの意識は高まっている

(自治会・町内会アンケート結果)

(質問項目：転入者や未加入者に加入を呼び掛けていますか。)



資料：京都市「自治会・町内会アンケート(平成30年度)」

口減少等による地域活力の低下が懸念される状況にある。

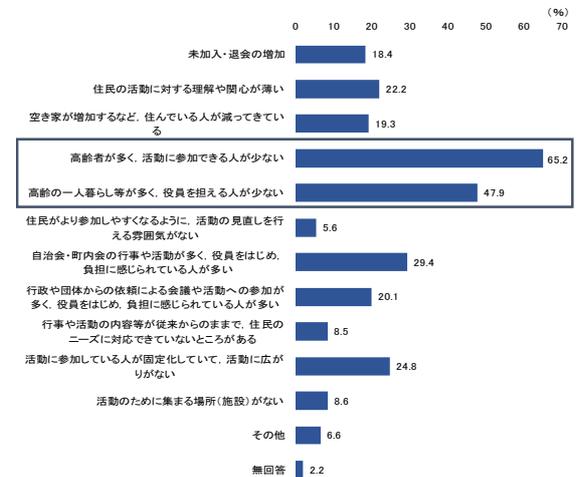
また、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響で、自治会・町内会等の会合や地域活動が制約される一方で、テレワークの拡大といった働き方の多様化等により、自宅や地域で過ごす時間が増えている。

このような社会経済状況においても、地域住民が支え合い、安心して快適にくらすことができる地域コミュニティを実現するため、地域団体や地域企業、市民活動団体等が連携したまちづくりが必要となっている。

自治会・町内会の課題としては、活動に参加できる人の少なさ、役員の担い手不足に関する回答割合が高い

(自治会・町内会アンケート結果)

(質問項目:自治会・町内会の運営において、課題と感じられていることは何ですか。(複数回答))



資料:京都市「自治会・町内会アンケート(平成30年度)」

みんなでめざす2025年の姿

- 1 誰もが気軽に参加できる居場所があり、顔の見える関係づくりや ICT（情報通信技術）を活用した新しい関係づくりを通して、人と人がつながり、安心してくらすことができている

誰もが気軽に参加できる居場所があり、従来からの積極的な日頃の声かけなどによる顔の見える関係づくりに加えて、ICT を活用した新しい関係づくりによって、人と人がつながり、安心してくらすことができている。

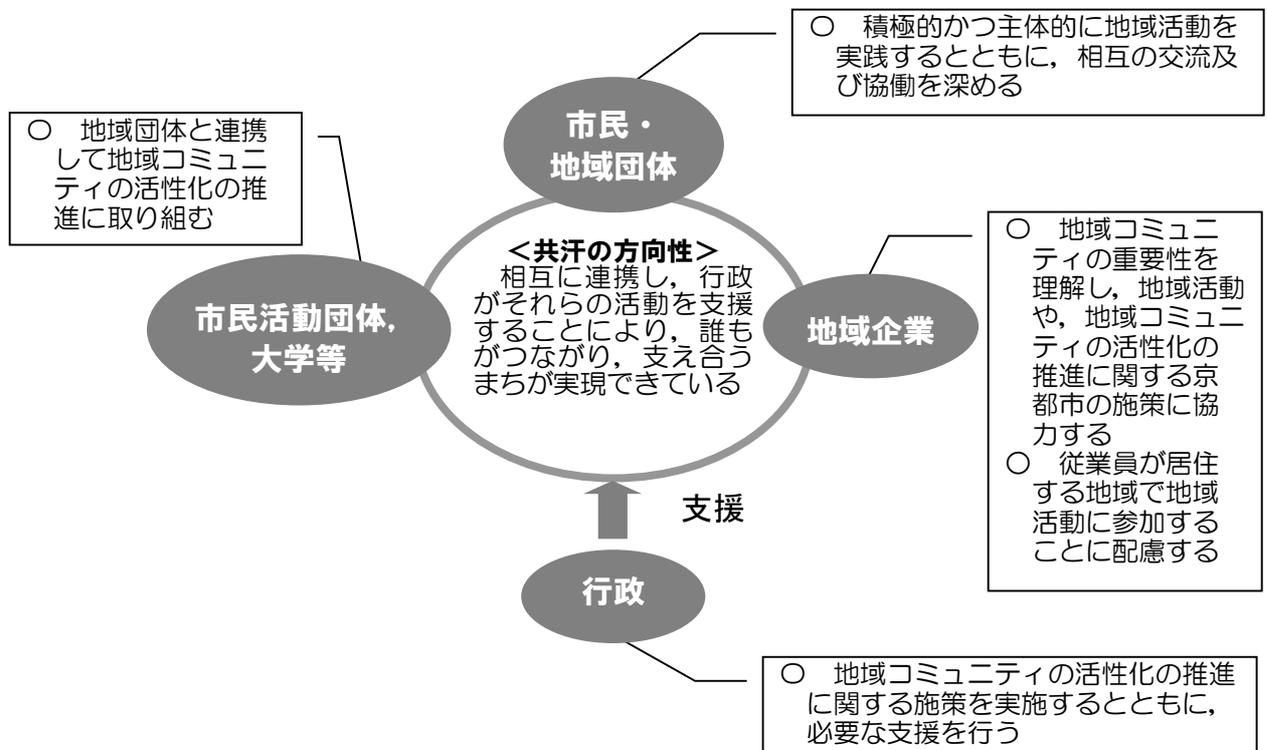
- 2 地域の多様なコミュニティが自分たちの地域の課題を把握し、解決に向けて主体的に取り組んでいる

地域のさまざまな課題に対して、地域住民が関心をもって参加し、関係機関と連携しながら主体的に取り組める多様なコミュニティができている。そこでは、自分たちの地域の課題を把握し、防災・減災や見守り活動をはじめとする地域課題の解決に向けて取り組まれている。

- 3 市民活動団体等と地域団体が連携し、地域コミュニティの活性化に向けた活動が進んでいる

NPO をはじめとする市民活動団体や地域企業、大学等と地域団体が、それぞれの特徴や強みを生かして連携し、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた活動が進んでいる。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 誰もが地域活動に参加しやすくなるきっかけ・しくみづくり

日頃からのあいさつの励行や魅力ある行事の開催，ICT の活用等により，住民相互のつながりを強めるとともに，地域企業や住宅事業者などの業界団体と連携し，転入者・若者等の自治会・町内会への加入や働いている地域に根差した活動を一層促進するなど，誰もが地域活動に参加しやすくなるきっかけ・しくみづくりを支援する。

2 地域の多様なコミュニティの活性化に向けた支援

地域課題に取り組む多様なコミュニティの活性化に向けて，地域における担い手育成や新たなつながりづくり，円滑な組織運営のために行う取組などに対して，ICT ツールの導入サポートやまちづくりアドバイザーによる支援などを行う。

また，豊かな自然に恵まれ，平安遷都以来，都の暮らしを支えてきた北部山間地域を，将来へと引き継いでいくため，U ターン等を含めた移住促進に向けた取組や北部山間かがやき隊員との協働による地域活性化を進める。

3 市民活動団体等と地域団体との連携を深める取組の推進

NPOをはじめとする市民活動団体と地域団体がお互いの知識・経験や強みを発揮し，両者が連携して地域の課題解決に取り組めるよう，市民活動総合センターを中心とした行政のコーディネート機能を強化する等，さらなる連携のしくみづくりを行う。

また，地域企業や大学等と地域団体との連携が一層深まるよう取組を進める。

政策分野4 市民生活の安全

～市民ぐるみ・地域ぐるみで、すべての人が安心して安全にらせるまちをめざす～

基本方針

京都がもつ地域力を生かし、地域住民をはじめあらゆる関係機関と一層連携を深めながら、犯罪、交通事故、消費者被害・契約トラブルを予防し、被害拡大防止のために対応するとともに、被害に遭わないようよりよい防犯環境・交通安全環境を構築する。

また、市民が地域における防犯活動・交通安全運動などの活動に積極的に参加し、取組の輪を大きくすることができるような施策を展開することで、すべての人が安心して安全にらせるよりよい地域共生社会を実現する。

現状・課題

平成26(2014)年7月に京都府警察と協定を締結し、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」を展開するなど、京都市と京都府警察をはじめとする関係機関や市民が連携してさまざまな取組を進めてきた。その結果、刑法犯認知件数は、平成22(2010)年と比較して約6割減少した。また、交通事故発生件数・死傷者数も同様に減少している。

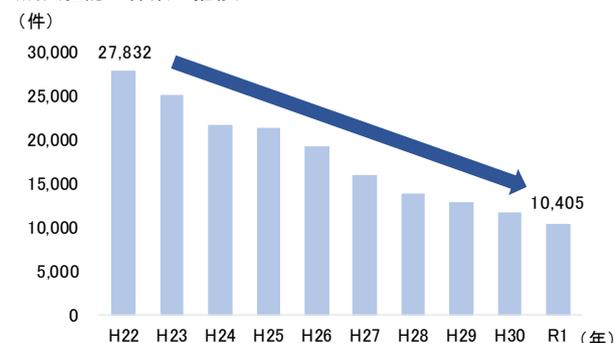
一方、地域コミュニティの希薄化の進行や、防犯等の地域活動の担い手不足が課題となっているため、より多くの住民・事業者等が参加し、一体となって活動を活性化させていく必要がある。

また、近年、高齢者が特殊詐欺被害や消費者被害に遭うケースが後を絶たないことに加え、インターネットを用いたサイバー犯罪が増加している状況にある。

さらには、子どもを狙った犯罪や性犯罪、車上狙い等、一部の罪種の被害件数の増加、又は減少の鈍化が目立ち、交通事故については、高齢者が関係する事故の割合が増加傾向にあるため、それぞれに応じた抑止対策を講じるとともに、市民ぐるみ・地域ぐるみでよりよい環境をつくり上げ、誰もが安心・安全な市民生活を確保することが必要である。

刑法犯認知件数は約6割減少

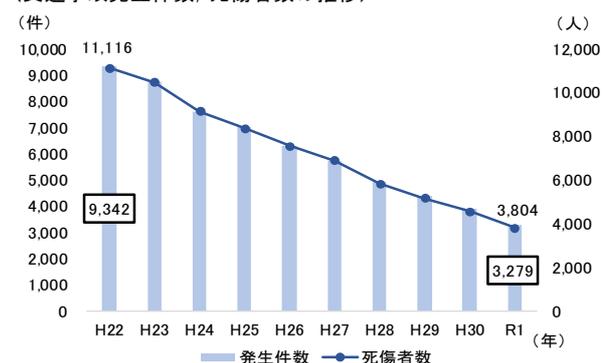
(刑法犯認知件数の推移)



資料:京都市,京都府警察本部

交通事故発生件数,死傷者数は減少傾向

(交通事故発生件数,死傷者数の推移)



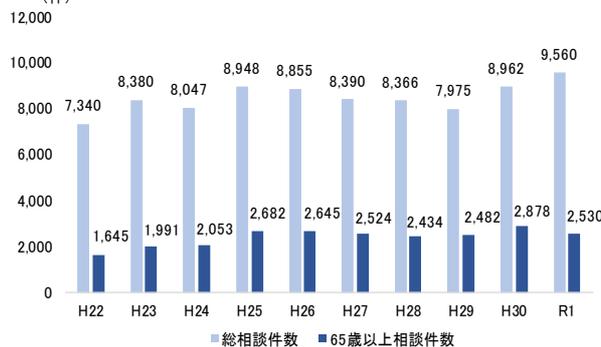
資料:京都市,京都府警察本部

消費者被害が多様化しており、消費生活相談件数は、高止まりで推移している。また令和 4（2022）年からの成年年齢引き下げに伴う若年者の消費者被害の増加が懸念され、消費者被害を未然に防止するための取組がますます重要となっている。

加えて、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況下において、個人等による誤った情報の拡散や心理的に不安定な状態となっている消費者につけ込む悪質商法等により、買い占めなどの合理的でない消費行動や新たな消費者被害が発生している。このような従前には見られなかったリスク、課題に柔軟かつ迅速に対応できるよう、消費者教育・啓発を一層推進する必要がある。

また、人や社会・環境・地域に配慮した消費行動である「エシカル（倫理的）消費」を実践することは、持続可能な社会の実現に欠かせないことから、「エシカル消費」の考え方について理解を深めるための普及促進を図る必要がある。

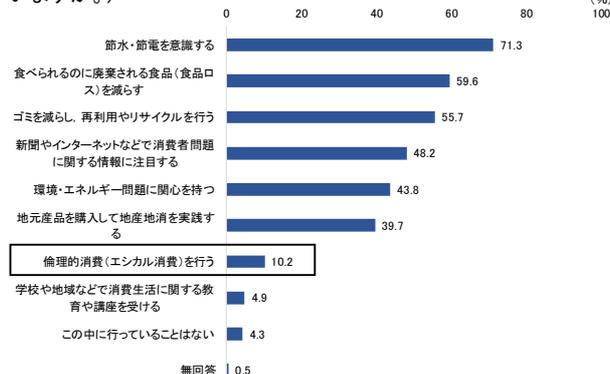
消費生活相談件数は高止まりで推移している
(消費生活相談件数の推移)
(件)



資料：京都市

日頃の消費生活においてエシカル消費を行っている人の割合は約10%
(消費者庁消費者意識基本調査の結果)

(質問項目：あなたは、日頃の消費生活で以下のようなことを行っていますか。)



資料：消費者庁「消費者意識基本調査(平成30年度)」

みんなでめざす2025年の姿

1 担い手を確保し、防犯等の地域活動が活発に行われている

より多くの地域住民が、防犯等の地域活動へ参加するとともに、京都市、京都府警察などの行政機関だけでなく、事業者も含め、地域が一体となった活動が展開されている。防犯等の地域活動の担い手不足も解消され、活動をしている姿を周囲へ見せる、玄関先に防犯標語を掲げるなど、身近な地域の目が増え、「見せる防犯」が広がり、犯罪の芽を生み出さない環境がつけられている。

2 地域のつながりが一層深化し、いつ・どんなときも助け合えるまちになっている

防犯活動や交通安全運動の活性化を通じて、市民のなかに防犯・交通事故防止の安全意識が醸成されることはもとより、地域のつながり・交流が一層深まり、いつ・どんなときでも助け合える、誰もが心強く、安心して安全にくらせるまちとなっている。

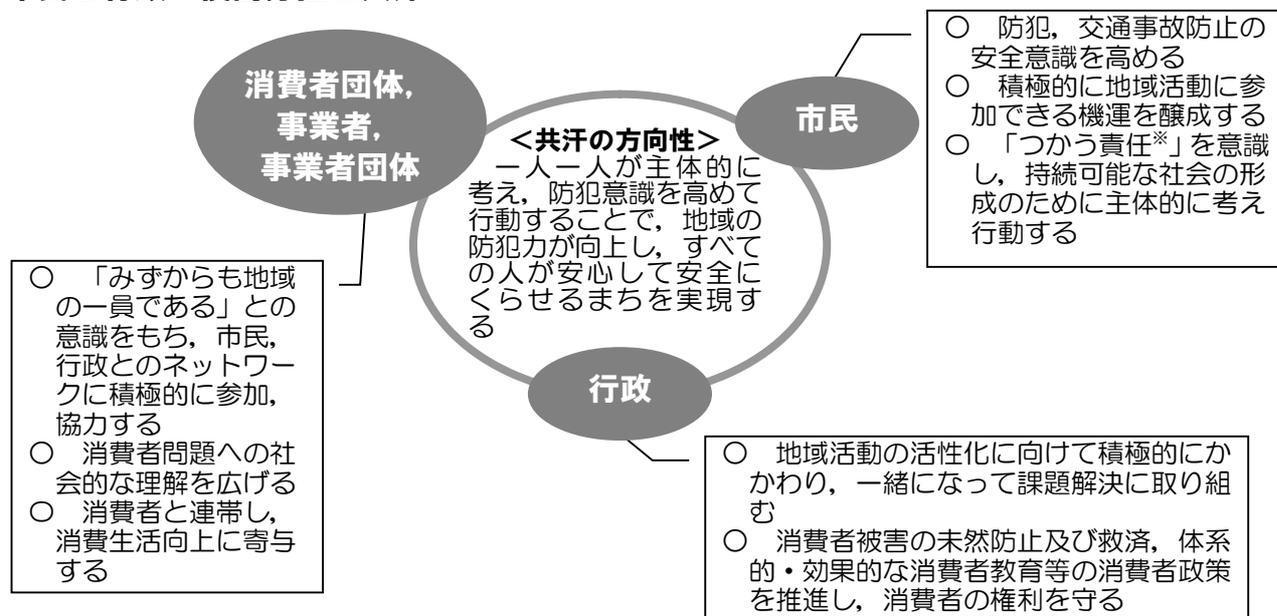
3 消費者被害の防止が図られ救済体制も充実している

ICT（情報通信技術）の進展に伴う契約形態の変化等により消費生活相談が複雑化・多様化する状況に対して、手口やその対処法を迅速かつ適切に情報提供することにより、消費者被害の未然防止・拡大防止が進むとともに、被害に遭った場合の救済体制が充実している。

4 みずから考え行動する消費者が増えている

消費者の消費生活における自立を促進するうえで必要な情報や知識を普及させ、消費生活総合センターと地域の多様な主体が連携し、消費者被害の掘り起こしを行うことにより、消費者がみずから考え行動している。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 生活安全（防犯・交通事故防止）の推進

(1) 犯罪抑止のための環境づくり

京都府警察と協定を締結し、これまで展開してきた「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」で培った経験を生かし、京都市と京都府警察、市民、地域の各種の活動主体が一体となった体制をより一層強固なものとし、地域社会に大きな不安を与える子どもや女性が被害者となる犯罪、高齢者を狙った特殊詐欺被害を防止するための取組を強化するなど、個々の被害への対策をきめ細かに実施する。併せて、犯罪の発生傾向、市民、地域における防犯意識の高まりや、罪を償った人等を犯罪に戻さない取組の状況などを踏まえ、犯罪抑止、さらには路上喫煙や客引き行為といった迷惑行為の禁止のための適切な対策を講じていく。

また、犯罪被害者等への支援を行うと同時に、犯罪被害者等の置かれた立場を理解し、支え合う意識を醸成するさらなる広報啓発活動に取り組む。

そのほか、今後も目まぐるしくさまざまに変化する社会経済情勢にも、柔軟に、しなやかに対応していくため、ICT などさまざまな手法を活用しながら、事象に応じたあらゆる活動主体と連携した安心・安全なまちづくりを推進する。

(2) 地域における「見せる防犯」の拡大

より多くの地域住民が防犯・交通安全活動に積極的に参加できるよう、あらゆる機会をとらえ、啓発活動等により、市民や事業者等に働きかけていく。これにより、地域住民同士で行う防犯パトロール活動だけでなく、玄関先への防犯標語の掲示やセンサーライトの設置など、犯罪企図者に「この地域には入りにくい」と思わせるような取組を促進し、身近な地域の目を増やし、「見せる防犯」を拡大する。

※ つかう責任：人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつようにすること。

(3) 交通事故防止のための取組の推進

市民、事業者等の交通安全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、京都市と京都府警察、地域の交通安全活動団体が緊密に連携しながら、普及啓発活動をはじめとする交通安全施策を推進し、子どもから高齢者まで、市民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通事故のない安心・安全なまちづくりに取り組む。

2 消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援

(1) 消費者被害の救済及び防止

インターネットによる取引の増加や決済方法の多様化による契約トラブル等、新たな消費者被害を未然に防止し、円滑かつ迅速な救済が図られるよう、情報発信をはじめとした各種の取組を進めるとともに、引き続き誰もが安心して相談できる環境を維持していく。

さらに京都府や他の関係機関等と連携した消費者啓発、消費者教育等に取り組むとともに、事業者に対する適切な指導を行う。

また、消費者の生命・身体・財産を商品やサービスによる危害・危険から守るため、消費者に対する適切な情報提供など、安心・安全の確保に向けた取組を実施するとともに、悪質商法の標的とされやすい高齢者等を地域で見守り、消費者被害を防止するしくみづくりを推進する。

(2) 消費者の自立支援

みずからが主体的かつ合理的に選択することができる自立した消費者の育成に向け、小・中・高等学校や関係機関等との連携の下、成年年齢引下げにもしっかりと対応し、幼児期から高齢期までのさまざまなライフステージに応じて体系的・効果的に消費者教育を推進する。

また、学習指導要領を踏まえ、学校での消費者教育を充実させるとともに、消費者団体等と連携した、大学生など若年者への消費者教育の一層の推進、「エシカル消費」の普及促進を図ることにより、消費者の日々の意思決定や行動が、持続可能な社会の形成に当たって大きな役割を果たすことを認識したうえで、行動しようとする意識をもつ、社会に貢献する消費者の育成に取り組む。

政策分野5 文化

～京都の「伝統と革新」の精神に基づき蓄積してきた有形無形の文化を継承、活用、創造し続ける「世界の文化首都・京都」を実現する～

基本方針

市民の生活に息づくくらしの文化や、伝統文化から現代芸術まで幅広い文化、有形無形の文化遺産をはじめとする多様な文化を、新しい生活スタイルに合わせて維持、継承、活用しつつ、創造的に発展させていくため、持続可能な文化施策を展開する。また、文化とあらゆる政策の融合を推進し、そこから生まれる新たな価値が相乗効果を生み、文化芸術が経済や社会の発展を牽引する「地方創生のモデル都市」となるとともに、新・文化庁と連携し、日本の文化GDP*の拡大や「文化芸術立国**」に貢献する。

現状・課題

山紫水明の美しい自然に恵まれ、平安遷都以来、精神文化の拠点都市として栄えた京都には、歴史に培われた多様な文化や、全国の国宝の約19%が集中するなど有形無形の文化財、さまざまな文化施設、芸術・歴史等の専攻を有する大学など多彩な文化資源が集積しており、文化のまちと広く認知されている。

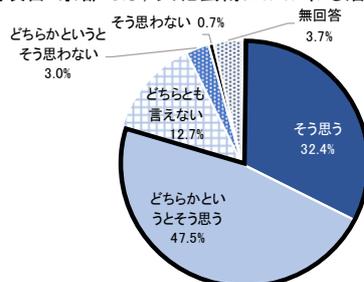
一方で、「文化芸術にかかわる活動が盛んである」と感じる市民の割合に比べ、「文化芸術がまちの活性化に結びついている」と感じる市民の割合は低く、文化芸術をまちの活性化にさらに結びつけていくことが必要である。

平成30(2018)年10月、文化政策を総合的に推進するための司令塔となる「新・文化庁」が誕生し、基本理念・施策に「共生社会」、「政策融合」、「生活文化の振興」等が追加された「文化芸術基本法」に基づき、新たな政策ニーズに対応した事務・事業が実施されている。

平成31(2019)年4月、改正された文化財保護法が施行。同年3月に京都市文化財保護審議会から出された「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」の答申を受けて、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くこ

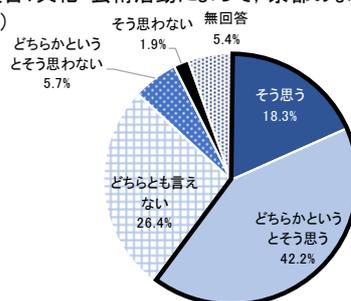
京都では文化芸術にかかわる活動が盛んであると感じる市民の割合は約8割

(市民生活実感調査の結果)
(質問項目: 京都では、文化芸術にかかわる活動が盛んである。)

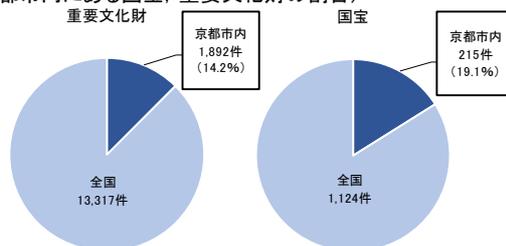


資料: 京都市「市民生活実感調査(令和元年度)」
文化芸術がまちの活性化に結びついていると感じる市民の割合は約6割

(市民生活実感調査の結果)
(質問項目: 文化・芸術活動によって、京都のまち全体が活気づいている。)



資料: 京都市「市民生活実感調査(令和元年度)」
数多くの国宝・重要文化財が京都市内に存在
(京都市内にある国宝、重要文化財の割合)



注 令和2年11月現在の件数
資料: 京都市

※ 文化GDP: 国内総生産(GDP)内に含まれる、文化産業による付加価値のこと。

※ 文化芸術立国: 文化芸術の振興により、心豊かなくらしを実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高め、経済力のみならず文化力により世界から評価される国へと発展していくこと。

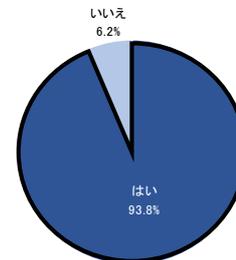
とができない有形無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置付けて、その保存と活用の好循環を創出していくことが求められる。その際、文化財の防災、防犯の充実を図っていく必要がある。

市民、芸術家、文化関係者、文化財所有者、企業、大学、団体等と行政の連携により、社会状況を踏まえて、京都の文化の担い手・支え手を形成していく必要がある。新型コロナウイルス感染症拡大を受け、文化の担い手・支え手の活動に大きな影響が及んでいるなか、活動の継続・発展に向けた切れ目のない支援が求められる。新・文化庁と連携しながら、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据え、京都がウィズコロナ社会での「文化を活用した地方創生のモデル」となり、文化芸術立国に貢献していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた芸術家の割合は約 9 割

(京都市の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査の結果(個人))

(質問項目:公演や展示等の延期または中止があるか。)



資料:京都市「京都市の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査(令和2年度)」

みんなでめざす 2025年の姿

1 日常のくらしのなかに文化がとけこみ、誰もが文化に触れることができている

文化が市民の生活や、身近なくらしの場である地域のなかにしっかりと根付くなど、日常のくらしのなかに文化がとけこんでいる。また、新しい生活スタイルの下でも文化の新たな発信や展開を通じて、すべての人が京都の伝統文化から現代芸術まで幅広い文化により一層触れ、親しみ、楽しみ、人生の豊かさを実感できる、持続可能で多様性のある共生社会が実現している。

2 文化によって社会、経済が活性化され、国際文化交流を通じて、社会課題の克服や世界平和に貢献している

京都が有する有形無形の豊かな文化が大切にされる社会にあって、文化と他分野との融合を積極的に推進することで、文化がまちづくりや京都が誇る伝統工芸から先端技術まで、さまざまなものづくり分野などと融合し、新たな価値やイノベーションが創出されている。また、これに伴い、京都ならではの文化と経済の好循環が生み出され、社会、経済が活性化し、文化にかかわるすべての人々の生活が豊かになっている。さらに、国際文化交流が回復し、新たに展開するなかで京都・日本の文化の魅力が世界に伝わって、相互理解が深まり、社会課題の克服や世界平和に貢献している。

3 京都文化遺産が、多くの市民や関係者により生かされ、守り伝えられている

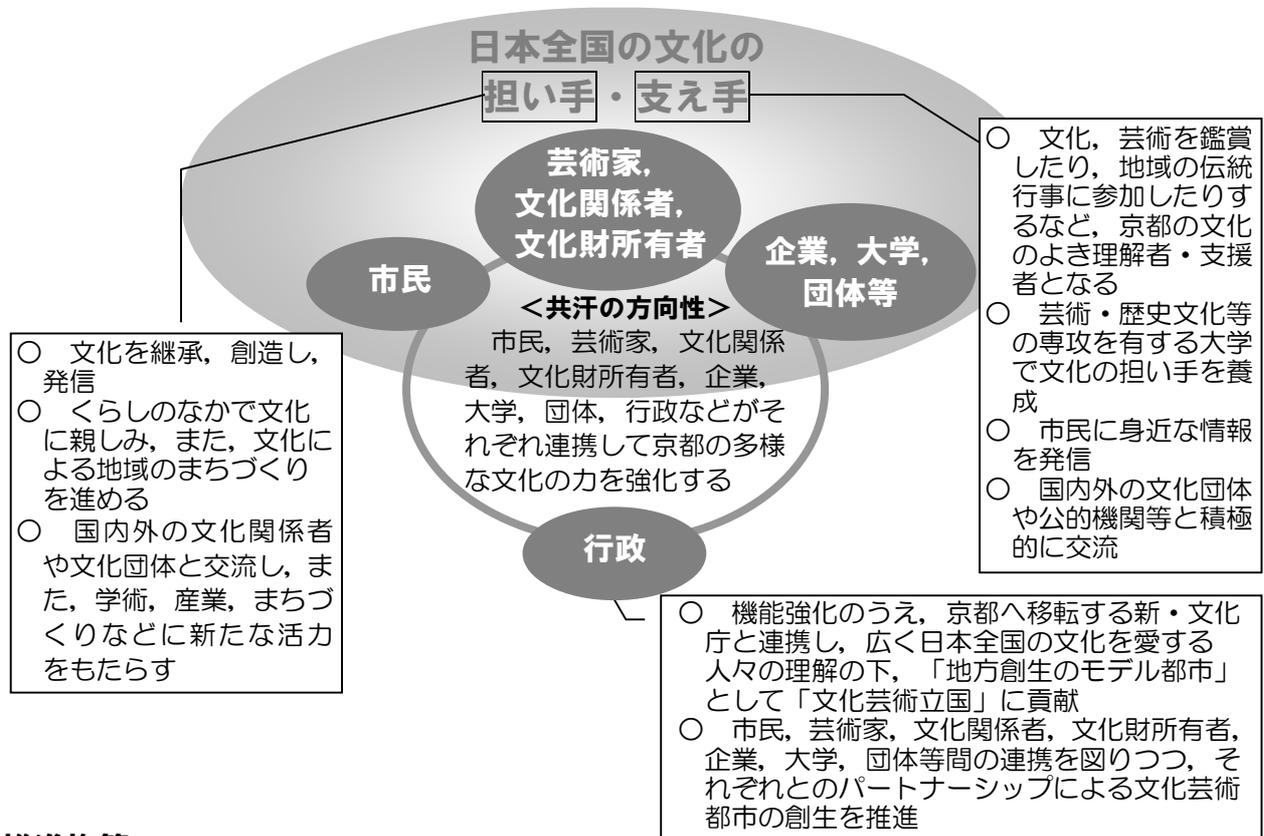
京都の奥深い歴史や文化を伝える有形無形の文化遺産や衣食住などの伝統的なくらしの文化が、多くの市民や大学、企業等の関係者により日々のくらしのなかに生かされ、京都文化遺産として大切に守り伝えられている。

4 京都の文化の担い手・支え手が育ち、活躍している

市民、芸術家、文化関係者、文化財所有者、企業、大学や文化施設など文化にかか

わるさまざまな団体と行政がネットワークを形成している。また、文化の継承・創造・発信のための環境が整えられ、文化の担い手・支え手が育ち、活発な文化芸術活動を行っている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 文化による持続可能な共生社会の実現

(1) 誰もが文化に触れる機会の創出による多様な文化の継承

すべての人が、伝統文化から現代芸術まで幅広い文化、くらしの文化に触れる機会を増やし、京都の伝統文化から現代芸術、くらしの文化、それを支える匠のわざなどへの理解を深める。加えて、新たな表現や発表・鑑賞の方法も模索しながら、新しい生活スタイルに適応した文化のあり方を追求し、多様な文化を発展的に継承していく。

(2) 文化芸術による共生社会実現のための基盤づくり

文化芸術がもつ他者との相互理解を促す社会包摂[※]の機能を生かし、社会的に困難な状況に置かれている人はもとより、子ども・若者や、高齢者、障害のある人、外国籍の人など、あらゆる人の社会参加の機会を充実させ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認め合える共生社会をつくり上げていく。

2 文化と経済の好循環の創出と京都・日本の文化の発信

(1) 文化を基軸とした政策融合による社会的・経済的価値の創出

機能強化のうえ、京都へ移転する新・文化庁と連携し、観光、産業、科学技術、大学、教育・子育て支援、福祉、環境、まちづくり等、あらゆる政策分野と文化を融合させ、文化を、まちづくりやスタートアップ・エコシステム[※]に取り入れ、戦略

※ 社会包摂：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

※ スタートアップ・エコシステム：複数のスタートアップ企業や、大企業、投資家等の多様な関係者が結びつき、循環しながら広く共存共栄していくしくみ。

的に事業を展開することで、新たに社会的・経済的価値を生み出し、地域の多様なコミュニティの形成や、文化の持続的な継承・発展につながる文化と経済の好循環の創出、日本の文化 GDP の拡大への貢献などにつなげていく。

(2) 国内外の文化交流の促進と京都・日本の魅力の発信

新・文化庁と連携し、多彩な取組を展開することで、京都市の施策の効果を全国に波及させ、文化による地方創生のモデル都市になることをめざすとともに、今後の国内外の文化交流の回復と新たな展開を見据えて、京都から世界に向けて京都・日本文化の魅力を発信し続けていく。

3 日本の宝である京都文化遺産の継承

(1) 京都文化遺産の価値を未来に伝える取組の推進

京都文化遺産の所有者や技術保持者はもとより、多くの市民や大学、企業、行政等の関係者が、京都文化遺産に関する貴重な調査・研究の成果を情報共有するとともに、気軽に交流できるしくみや場を設ける。この場を活用して、関係者が有するさまざまな技術の向上や豊かな市民の暮らしにつなげていくことでその価値を未来に伝えていく。

(2) 文化財の多様な価値を生かした「保存と活用の好循環」の創出

社会状況に応じて、文化財が有する多様な価値を最大限生かせるよう、文化財の調査・研究や文化財の指定・修理、防災・防犯の対策を行う「保存」と、多くの人に文化財の価値を知り体感してもらう「活用」とをバランスよく行う。これにより、文化財に対する理解や、保存のための財源や担い手の確保、伝統技術の継承等にもつなげる、「保存と活用の好循環」を創出していく。

(3) 文化遺産を大切にしまちづくりの推進

文化遺産とその周辺環境の一体的な保全など、文化財保護政策と景観まちづくり政策との融合を図り、地域との連携を深めながら、京都の奥深い歴史を伝える有形無形の文化遺産を大切にしまちづくりを進める。

4 文化芸術活動を継続・発展させていくためのしくみの構築

(1) 芸術家・文化関係者とのネットワークづくり

多様な価値をもつ文化を創造・発信している、京都の芸術家や文化関係者との連携の下、ウィズコロナ社会においても、文化芸術活動を継続・発展させ、京都の文化を未来につないでいくためのネットワークをつくる。

(2) 次世代の文化の担い手・支え手の育成

京都が有する豊かな文化資源を生かし、家庭、学校、地域社会、その他のさまざまな場において、文化についての学びを推進する。また、より多くの子ども・若者が優れたほんものの文化に触れる機会を充実し、文化に対する感性を磨き、表現力を高め、多角的な思考力を養うことで、次世代の文化の担い手・支え手の育成につなげていく。

(3) 豊かな文化資源を生かした文化の継承・創造・発信の支援

京都のまち全体を文化の活動の場としてとらえ、京都へ全面的に移転する新・文化庁や、京都駅東部に移転する京都市立芸術大学をはじめとした大学、文化芸術関係団体等との連携の下、京都市の文化芸術拠点（ロームシアター京都、京都芸術センター、京都市京セラ美術館、京都コンサートホール、京都市動物園等）の機能を充実するとともに、さまざまな文化関係施設（博物館・美術館、劇場等）を生かして、京都の文化の継承・創造・発信を支援していく。

政策分野6 スポーツ

～人生 100 年時代を見据え、スポーツを通して、
健康で心豊かなくらし、人と人とのつながり、まちの魅力向上をめざす～

基本方針

「誰もが、いつでも、どこでも、する・みる・支える、さまざまなかたちでスポーツやレクリエーションに親しみ、その環境をみんなで支え合うまちづくり」を市民、関係団体等と行政とが一体となって進める。人生 100 年時代を見据え、市民一人一人がスポーツを楽しむことで、健康や心の豊かさを享受するとともに、多様な仲間とつながる取組を推進する。スポーツと文化、産業、観光、環境、教育などがつながることで、京都のまちをさまざまな分野からより魅力あるものにする。

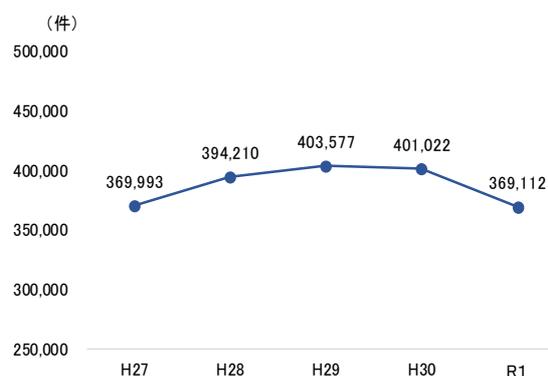
現状・課題

競技スポーツはもとより、生涯スポーツ、家族でのレクリエーション、市民同士の交流など、多様なニーズにこたえるスポーツ施設の提供が求められており、指定管理者制度[※]により、効率的で柔軟な施設運営を行っている。一方、厳しい財政状況の下、民間資金の活用に加え、引き続き府市協調による施設の整備や老朽化した施設・設備の計画的な改修が必要である。

地域密着型プロスポーツチームの試合や全国レベルの競技大会が市内の運動公園等で開催されるなど、市民がトップレベルのスポーツに身近に触れられる機会が提供されている。また、ネーミングライツ（命名権）等、企業による支援も進み、スポーツ振興に貢献している。

体育振興会やスポーツ推進指導員会は地域におけるスポーツ振興の原動力であり、健康寿命[※]の延伸や地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。一方、体育振興会の役員や活動が固定化しており、また、スポーツ推進指導員の減少が進むなど、地域スポーツを支える新たな担い手の確保・育成が課題である。

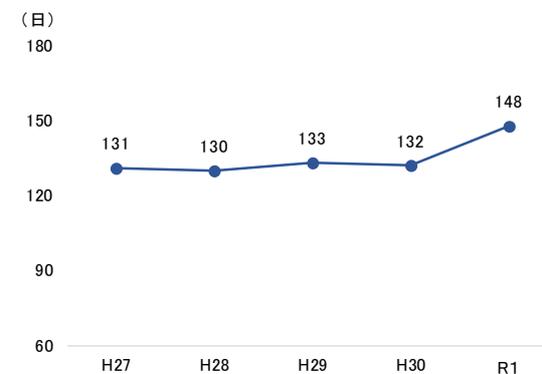
スポーツ施設の利用件数は横ばい傾向
(文化市民局が所管するスポーツ施設の利用件数)



資料:京都市

年間を通じて多くのプロスポーツ・全国規模大会が開催

(京都市で開催されたプロスポーツ・全国規模大会の開催日数)



資料:京都市

※ 指定管理者制度：公の施設の管理運営に民間等の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図るための制度。

※ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

京都マラソンや駅伝大会などの大規模スポーツイベントは、市民スポーツの振興はもとより、文化をはじめとした京都の魅力の発信等、多方面に効果が波及している。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等の大規模国際スポーツ大会の国内開催によるスポーツに対する関心の高まりを、一層のスポーツ振興と健康づくり、人のつながり、まちの魅力向上に結びつけることが必要である。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまなスポーツの競技大会やイベント等が中止・延期となっている。こうしたなか、運動不足やストレスの解消に加え、社会の活力の創出など、スポーツが果たす役割は重要であり、安全・安心にスポーツを楽しめる機会を提供していく必要がある。

みんなをめざす 2025年の姿

1 スポーツを楽しみ、スポーツを通して健康で心豊かな暮らしを築いている

市民がそれぞれの個性、関心等に応じて生涯にわたって自発的にスポーツを楽しむことができる環境が整備されることで、スポーツを通して健康で心豊かな暮らしを築くことができている。

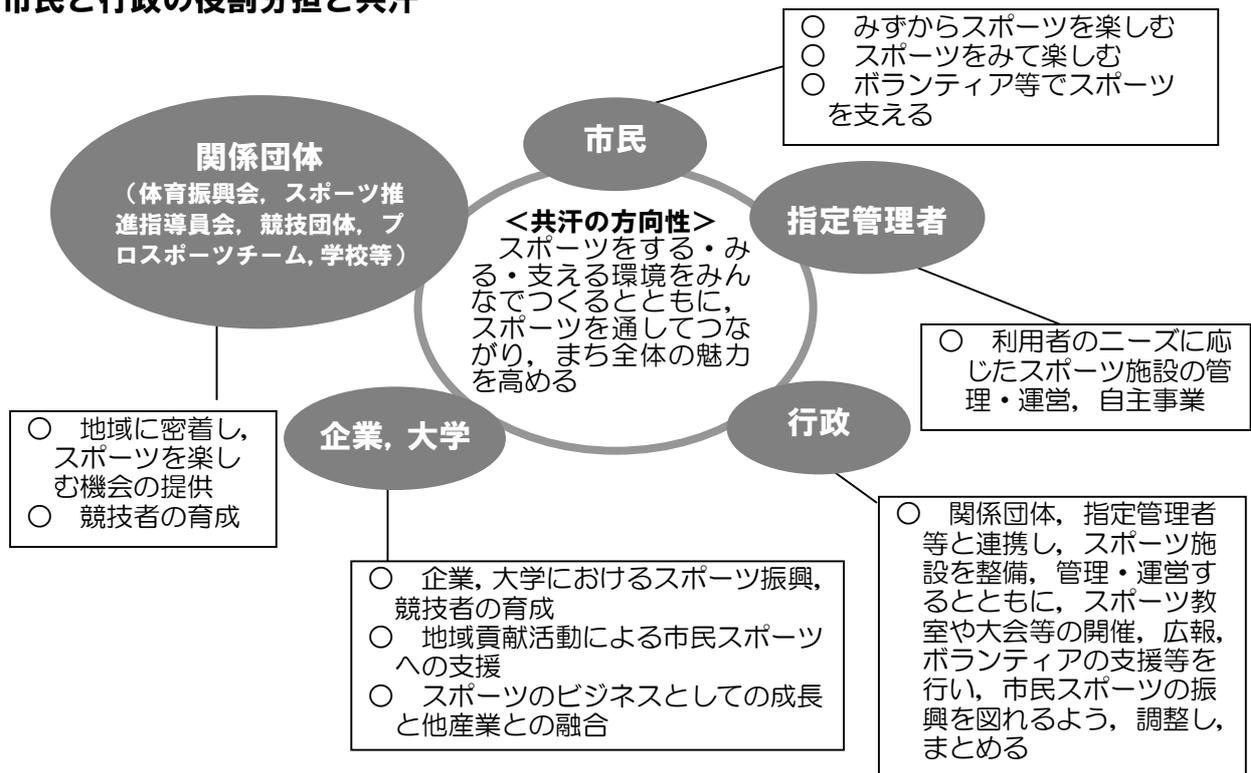
2 スポーツを通して、多様な人と人につながっている

市民が年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、スポーツを楽しみ、その活動を支え合うことで、スポーツを通して互いの人格を尊重し、多様な人と人につながっている社会を築くことができている。

3 スポーツを身近に感じ、スポーツがまちの魅力を高めている

市民がプロスポーツをはじめ、トップレベルのスポーツに身近に触れることができ、スポーツが文化、産業、観光、環境、教育など、さまざまな分野とつながることで、まち全体の魅力を高めることができている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 スポーツが身近にある健康で心豊かなくらしの実現

(1) 施設の効果的・効率的な整備と運営の推進

スポーツ施設・設備について、整備を進めるとともに、効率的な管理や長寿命化計画に基づく計画的な改修等により延命と有効活用を図る。施設の運営については、指定管理者制度により、利用者本位に立った柔軟なものとし、ネーミングライツによる企業支援等も導入しつつ、安全・安心で良質なサービスの提供に努める。

(2) 競技環境と観戦環境の充実

国際大会や全国大会などの大規模な競技大会を円滑に開催できるよう、京都府や民間との連携を図り、スポーツ施設の競技環境と観戦環境の充実を図る。

(3) 生涯にわたってスポーツをみずから楽しむ機会の提供

東京 2020 オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催を契機に、高まるスポーツへの関心を行動につなげるため、市民ニーズに応じた、初心者向けのイベントを充実するなど、誰もがスポーツに身近に触れ、生涯にわたってスポーツをみずから楽しむことができる機会をさらに増やし、市民の健康寿命の延伸に寄与するとともに、スポーツに関する幅広い情報を得やすいしくみづくりを進める。

また、ICT（情報通信技術）の活用などにより、感染症対策に配慮した新しい生活スタイルに適応し、安全・安心に楽しめるスポーツの機会の提供や、その情報発信の充実を図る。

2 スポーツの絆が生きる社会の推進

(1) スポーツを支える組織・担い手の育成

スポーツの楽しみ方や健康に関する指導からアスリート（競技者）の育成のための専門的な指導まで、幅広くスポーツに親しみ取り組むことができるよう、地域や学校等でのスポーツ活動を支える担い手の育成・活動を支援する。

具体的には、市民スポーツの普及・振興に大きな役割を果たす体育振興会、スポーツ推進指導員をはじめとする多様な担い手の確保や育成の支援、実業団や大学等で活躍するアスリートのセカンドキャリアの活用も含めた地域貢献への支援を進めるとともに、スポーツ振興やスポーツによる健康増進に貢献する個人、団体、企業等の表彰制度の充実に取り組む。

(2) スポーツによる共生社会の推進

スポーツをともに楽しむことを通して相互理解を深め、誰一人取り残さない共生社会の礎となる人と人とのつながりを強める取組を進めるため、バリアフリー化など、ユニバーサルデザインの理念に沿ったスポーツ施設の整備・運営を追求するとともに、真のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活、地域活動等の調和）の推進による市民のライフスタイルの変化に応じて、誰もがスポーツに参加できる環境を整備する。

(3) スポーツを通じた多様な主体の連携

各種スポーツイベントを支える市民ボランティアを支援するとともに、指定管理者、体育振興会、スポーツ推進指導員会、競技団体、地域のスポーツクラブ、地域密着型プロスポーツチームはもとより、学校、企業等を含め、スポーツを支える各団体の連携を促進する。

3 スポーツによるまちの魅力向上

(1) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西など総合スポーツイベントの開催

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開会式や競技を京都市で開催することを通じて、生涯スポーツの推進はもとより、市民の健康長寿に対する意識を高め、さらには国際交流や京都の魅力発信に取り組む。また、今後も競技団体等と連携して、国際的又は全国的な規模の競技大会の開催に取り組むとともに、新規誘致を推進する。

(2) スポーツを通じた交流の促進とまちの魅力発信

ランナー、応援する市民、支えるボランティア、企業など、すべての主体が一体となって支え、盛り上げるマラソン大会や全国規模の駅伝大会のほか、都市間交流や国際親善を目的として開催される競技大会を通して国内外の多様な人々、団体等の交流や、スポーツを核に文化、産業、観光、環境、教育などの異なる分野との融合を促進することにより、京都の魅力発信、都市格の向上につなげる取組を推進する。

(3) プロスポーツや競技スポーツへの支援とその魅力の活用

地域密着型プロスポーツチームの振興や、国際大会や全国大会などの大規模な競技大会に取り組む団体への支援を進めるとともに、次代を担う子どもたちや若きアスリートが憧れを抱き、目標となる京都ゆかりのトップアスリートを顕彰するなど、スポーツの魅力を京都の発展に生かす取組を進める。

政策分野7 産業・商業

～地域企業の持続的発展と、文化と経済の融合、異分野との交流促進で
次世代産業を生み出す産業創造都市をめざす～

基本方針

京都のまちに息づく伝統文化とそれを支える匠のわざ、人々の生活文化や美意識、さらには地域企業の優れた技術力、大学の集積といった京都の「強み」を生かすとともに、国内外からの起業家の呼び込みやクリエイティブな企業の進出によって、文化と経済の融合、異分野との交流による新たなイノベーションを加速し、世界に羽ばたく企業を生み出す等、Society5.0^{*}を先導する産業創造都市をめざす。

また、地域コミュニティを支える地域企業の感染症をはじめとするさまざまなリスクへの対応力の強化とともに、担い手の確保や、伝統産業、商店街の振興、京都の豊かな食生活を支える流通体制の整備等によって、持続可能な京都経済の好循環を生み出し、市民生活の豊かさにつなげていく。

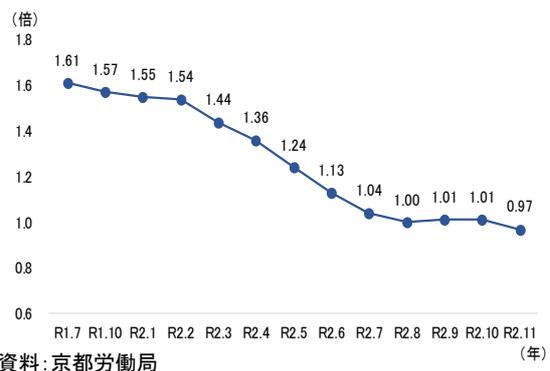
現状・課題

新型コロナウイルスの感染拡大により、深刻な影響を受けた地域企業が危機的状況を乗り越えられるよう、徹底した下支えを行っていく必要がある。同時に、雇用情勢が急速に悪化する一方で、構造的に担い手が不足している業種もあり、人口減少や少子化を見据えて、この機に、雇用のミスマッチの解消や円滑な事業承継にもつなげていく必要がある。

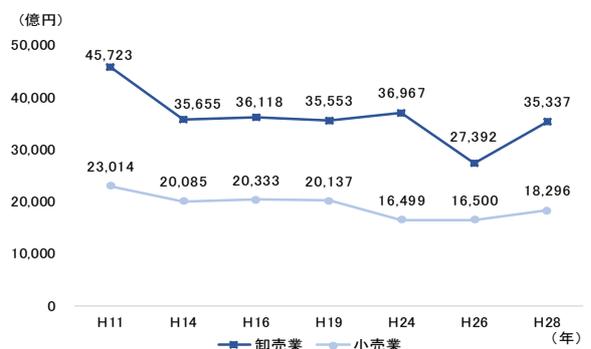
新しい生活スタイルへの変革が求められるなか、AI、IoT^{*}などの新たな技術を生かしたデジタルトランスフォーメーションを推進し、中小企業の生産性向上や競争力強化を図るとともに、在宅勤務やテレワークをはじめ多様で柔軟な働き方改革に向けた取組を加速していく必要がある。

京都の都市格が向上し、多くの世界的なクリエイティブ企業が京都に進出するなか、企業のもつ技術と学術研究機関の知を融合する産学公連携を一層進め、新たなイノベーションの創出を促進していくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い顕在化した新たな社会課題の解決につなげていく必要がある。

急速に悪化する雇用情勢
(京都府の有効求人倍率の推移)



伸び悩む小売業・卸売業
(京都市の卸売業・小売業の年間商品販売額の推移)



注 平成24年の数値は、総務省「平成24年経済センサス活動調査(卸売業、小売業に関する集計)」を独自集計したものであり、前後の数値は厳密には接続しない。
資料: 経済産業省「商業統計調査(平成11年～平成26年)」
総務省「経済センサス基礎調査(平成21年～平成26年)」
総務省「経済センサス活動調査(平成24年～平成28年)」

※ Society5.0: 先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会。
※ IoT: 「Internet of Things」の略であり、あらゆるモノがインターネットにつながり、相互に通信し合う技術やしくみ。

ライフスタイルの変化やインターネット取引の増加により、小売業・卸売業の年間販売額は伸び悩んでいる。新しい生活スタイルが定着するなか、これまで以上に、時代のニーズにこたえるものづくりや流通システムへの対応、地域の特性に応じた商業の活性化が求められている。

また、市民の「食の安全・安心」、「食育」への関心が高まっているなか、京の食文化の発信等の観点からも、中央卸売市場の整備や市場機能の強化が必要である。

みんなでめざす2025年の姿

1 地域や文化を支え、京都経済の原動力である地域企業が、地域とともに持続的に発展している

京都経済のみならず、市民のくらしや地域の活動、文化を支えてきた地域企業が、先人から受け継いだ商いの哲学や創業精神を大切にしながら、新たな事業展開に挑戦するとともに、地域の人々が地域企業を知り、その製品やサービスを積極的に利用することなどにより、地域とともに持続的に発展するまちとなっている。

2 多様な担い手が地域企業を支え、誰もが働く喜びを実感できている

女性や、障害のある人、外国人など多様な担い手が活躍し、企業の担い手の確保につながるるとともに、デジタル技術を生かした働き方改革の推進や雇用のミスマッチの解消によって、若者から高齢者まで世代を問わず、誰もが働く喜びを実感できるまちとなっている。

3 ものづくり都市として、新たな価値を創造し続けている

全国有数のものづくり都市として発展してきた京都の強みを生かし、グリーン、ライフ、コンテンツをはじめとした成長産業が創出され、世界市場に進出するとともに、企業の研究開発・製造・物流を支えるオフィス、事業用地が生み出され、多種多様な産業、ビジネスが集積することにより、新たな価値を創造し続けるまちとなっている。

4 世界有数のスタートアップ*拠点都市として、世界に羽ばたく企業が生まれている

起業家やクリエイティブな人々が国内外から京都に集まり、事業者や大学、学生、アーティスト等との交流・協働により、次々に新たなイノベーションが起こるエコシステムが形成され、世界に羽ばたく多種多様なスタートアップ企業や、社会課題を解決する企業が生まれるまちとなっている。

5 日本の文化を支える京都の伝統産業が、魅力的な産業として継承されている

全国の産地と結びつき、日本の文化を支えてきた京都の伝統産業が、文化やアート等の新たな要素を取り入れながら、時代のニーズに対応した商品開発や、海外への販路開拓を積極的に進める魅力的な産業として次世代に継承されるまちとなっている。

※ スタートアップ：新しいビジネスモデルで急成長をめざす新興企業。

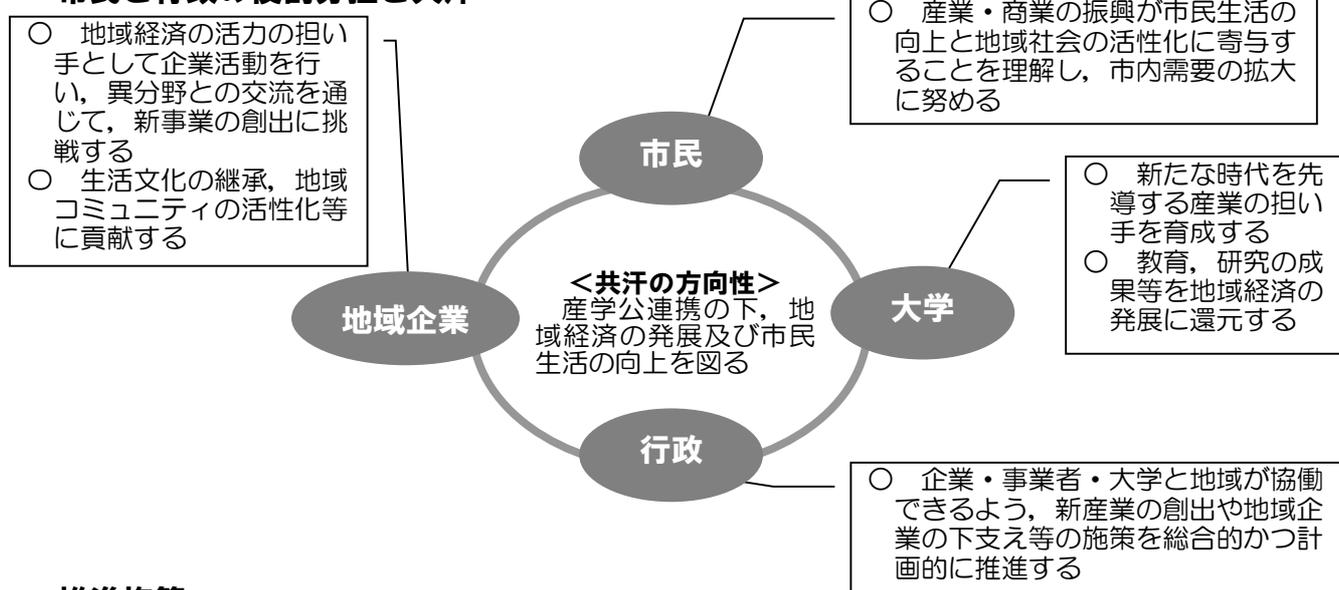
6 商いでにぎわい、都市の活力が生まれている

意欲ある商業者が才覚を発揮するとともに、地域に魅力あるお店が増加し、地域コミュニティの場でもある商店街が活性化することで、人とお店、地域の結びつきが強まり、若者から高齢者まで幅広い年齢層の市民や観光客が安心して快適に買物を楽しむことができるまちとなっている。

7 安全・安心な流通体制が構築され、京の食文化が生き続けている

施設機能の維持・充実により高い衛生水準が確立された中央卸売市場を中心に、全国の安全・安心で優れた食材が安定して流通する体制が整い、市民生活のなかで京の食文化が継承・発展し続けるまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 地域企業の持続的発展と地域企業を支える多様な担い手の活躍

(1) 京都経済の原動力である地域企業の持続的発展の支援

経営支援、金融支援、技術相談、BCP 策定支援等の下支えにより地域企業の経営の安定を図るとともに、異業種交流の促進、事業承継の推進、AI や IoT、ロボットの導入による省力化や生産性向上等に取り組み、地域企業の持続的発展を支援する。

(2) 多様な担い手が活躍できる働き方の実現と雇用のミスマッチの解消

女性や障害のある人、外国人等の多様な担い手が活躍できるよう、労働局、京都府、経済界との連携によって、オール京都で担い手の確保や雇用のミスマッチの解消、働き方改革、テレワークや副業などの新しい生活スタイルに対応するワークスタイルを推進し、若者から高齢者まで切れ目のない就労、定着支援を推進する。

2 新たな価値を創造し続けるものづくり都市の確立と強靱な産業構造への進化

(1) 成長産業分野・創造的活動分野における産業振興

優れた技術と知的資産を有する京都の大学、企業、産業支援機関等の連携による産学公の取組や、京都の伝統文化や精神に裏打ちされた知恵産業の推進によって、ウィズコロナ・ポストコロナをはじめ、環境・エネルギー、医療・健康・介護など社会課題解決型の成長産業分野や、京都の強みであるコンテンツ、デザイン、文化芸術など創造的活動の分野において、付加価値の高い産業を創出する。

(2) 産業構造の強靱化に向けた企業の事業環境の整備

企業立地促進施策の充実や事業用地の創出によって、新たな産業集積を生み出す事業環境を整備し、市内企業の事業拡大や新たな企業の誘致を促進することで、産業の重層性をさらに高め、リスクに強い産業構造への進化を図る。

3 世界に羽ばたく企業が生まれる世界有数のスタートアップ拠点都市の構築

(1) スタートアップ・エコシステム[※]の構築

京都の精神文化やビジネス環境など、多様な魅力の発信により、世界から優秀な起業家やクリエイティブな人々を呼び込み、京都の経済団体が一堂に会する京都経済センターを核として、地域企業、アーティスト、学生等との交流を促進するとともに、大学や産業支援機関、インキュベーション施設[※]、アクセラレーター[※]、金融機関等とのネットワークによって、スタートアップ・エコシステムを構築する。

(2) ソーシャル・イノベーション[※]の推進

先駆的な企業の認定や各種イベントの開催、企業の事業活動を通じた社会・経済価値の創造を推進し、持続可能なビジネスモデルを京都から世界に発信するとともに、革新的な技術やサービスの提供などにより、ウィズコロナ・ポストコロナをはじめとする人類共通の課題を解決するソーシャル・イノベーションを推進する。

4 地域と文化を支える伝統産業、商業の振興

(1) 日本の文化を支える伝統産業の魅力的な産業としての継承・発展

伝統産業を着実に次世代に継承、発展させていくため、業界団体を通じた仕事づくりや若手職人の育成を支援するとともに、文化・アート等との融合による新たな価値の創造、観光客が「ほんまもん」を体験できる場の提供、海外販路の開拓等、伝統産業製品の需要喚起策を展開し、出荷額の増加につなげる。

(2) 商いによるにぎわいと持続可能な商業環境の創出

市民をはじめ、国内外の観光客等にも愛される京都ならではの「華やかな都市のにぎわい」と安心・安全・快適で持続可能な商業環境の創出をめざし、地域特性・資源を最大限に生かした商業エリア・商店街の活性化や、次代を担う商業者及び後継者の育成、キャッシュレス等の消費者の利便性向上に対応した経営支援策等を展開するとともに、商いしやすいしくみづくりを推進する。

5 京の食文化の継承・発展と安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給

(1) 京の食文化の継承・発展

季節や旬を重んじる京の食文化を次世代へ継承するとともに、さらなる発展のため、食育の推進、産地への支援等の取組を推進する。

(2) 安全・安心な生鮮食料品等の安定供給

施設整備とともに、取引をはじめとした市場業務の ICT（情報通信技術）化の推進等を通じた中央卸売市場の機能強化を図ることにより、将来にわたって、生産者を守り、市民に安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給していく。さらには、輸出の拡大に取り組むとともに、災害時には食料供給拠点としての役割を果たしていく。

※ スタートアップ・エコシステム：複数のスタートアップ企業や、大企業、投資家等の多様な関係者が結びつき、循環しながら広く共存共栄していくしくみ。

※ インキュベーション施設：起業家や創業間もない企業等に、事業スペースを提供し、経営・技術等の支援を行う施設。

※ アクセラレーター：起業家や創業間もない企業等に対して成長を加速させるための支援を行う事業者等。

※ ソーシャル・イノベーション：ビジネスによって社会問題を解決する革新的な新事業。

政策分野 8 観光

～市民生活の豊かさの向上，地域や社会の課題解決に貢献し，
感染症をはじめ，さまざまな危機にも対応していく持続可能な観光の実現をめざす～

基本方針

市民生活と観光との調和の下，地域や社会の課題解決に貢献するとともに，感染症や災害などの危機や環境問題への対応力を強化することで持続可能な観光を実現し，市民が温かく観光客を迎え入れ，市民と国内外からの観光客との交流が盛んになり，観光が市民生活の豊かさにつながるまちをめざす。そのために，観光地域づくりの推進を担う京都市 DMO はもとより，観光関連業界と連携し，観光課題の解決をはじめ市民生活を最優先に，安心・安全，豊かさの向上，地域文化・コミュニティの継承・発展等につながる観光の京都モデル[※]を全力を挙げて推進する。

そして，引き続き観光の質を高めることで，市民，観光客，観光事業者の満足度を向上させるとともに，観光と MICE[※]による経済効果を京都経済全体に波及させ，市民生活の豊かさ，文化の継承・創造につなげ，将来にわたり京都が発展する好循環を構築する。

現状・課題

京都市を訪れる観光客の観光消費額は 4 年連続で 1 兆円を突破し，その経済効果は，小売業・飲食サービス業・宿泊業をはじめ，幅広い産業に波及している。

京都市を訪れる観光客数は，令和元（2019）年には 4 年振りに増加した。日本人観光客の約半数が訪れる地域がある一方，山科，高雄等，訪問率が低い地域もある。

月別観光客数の繁閑差は，平成 15（2003）年の最大 3.6 倍から令和元（2019）年は 1.3 倍にまで縮小するなど，観光客が集中する時期の分散化が一定進んでいる。

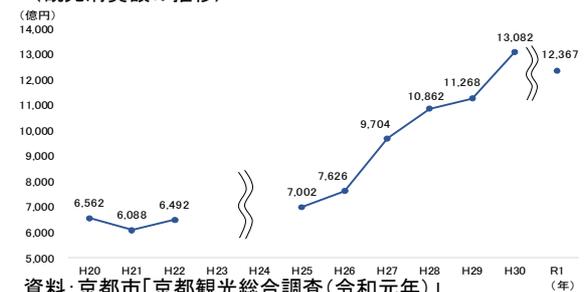
宿泊施設は約 5 万 3 千室まで増加し（令和 2（2020）年 3 月時点），計画されている宿泊施設も含めると，基本的には施設数としては満たされている。

こうしたなか，京都市に宿泊する人の比率は，平成 27（2015）年の 24.0% から令和元（2019）年は 24.6% に，平均宿泊日数も 1.49 泊から 1.61 泊と，この 3 年間で増加した。

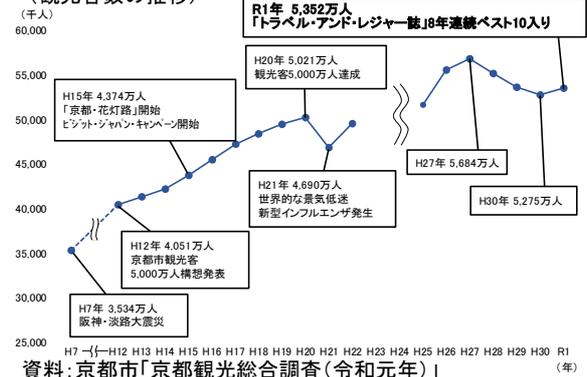
※ 京都モデル：令和元（2019）年の第 4 回「国連世界観光機関（UNWTO）／ユネスコ 観光と文化をテーマとした国際会議」で取りまとめられた「観光・文化京都宣言」で活用を推進することとされた，観光，文化及び地域コミュニティの関係を適切にマネジメントするモデル。

※ MICE（マイス）：企業のミーティング，企業研修旅行，国際会議，イベントなどの総称。

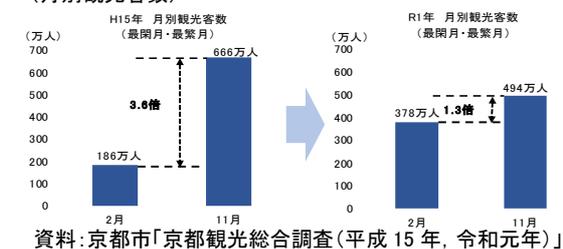
令和元年の観光消費額は 1 兆 2,367 億円
（観光消費額の推移）



令和元年の観光客数は 4 年振りに増加
（観光客数の推移）



月別観光客数の繁閑差は大きく縮小している
（月別観光客数）



多言語対応やキャッシュレス化, Wi-Fi 接続環境など, 外国人をはじめとする観光客の受入環境整備が進んでおり, 京都観光について, 「大変満足」～「やや満足」とした観光客は, 90%を超えた(令和元(2019)年日本人: 91.3%, 外国人: 97.6%)。

令和元(2019)年に京都市で開催された国際会議の件数は, 国立京都国際会館ニューホール完成の効果もあって, この6年間で約2.2倍となり, 過去最高を更新した。

一方で, 外国人観光客の急増等に伴う一部の観光地・市バスの混雑, 民泊等をめぐるトラブル, 生活習慣の違いによるマナー違反など, 市民生活との調和に係る課題が生じている。

また, 観光関連産業(宿泊業, 飲食サービス業)は, 非正規雇用率が全産業で最も高く, 新規大卒就職者の1年以内の離職率も高い(20.2%)など, 正規雇用化の促進や若年層の定着支援等, 担い手の確保・育成が課題となっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い, 観光客数は減少し, 観光事業者の経営が深刻化するなど, 京都観光は危機的な状況にある。回復に当たっては, 観光と徹底した感染症予防・拡大防止対策の両立が課題となっている。

みんなをめざす2025年の姿

1 市民生活と観光との調和が図られ, 市民が豊かさを実感している

一部の観光地・市バスにおける混雑, 観光客のマナー問題, 違法・不適正な宿泊施設などの観光課題の解決が図られ, 市民と観光客の安心・安全が確保されるとともに, 幅広い産業への観光による経済効果の波及, 地域文化・コミュニティや景観等の継承など, 市民が観光による生活の豊かさを実感している。

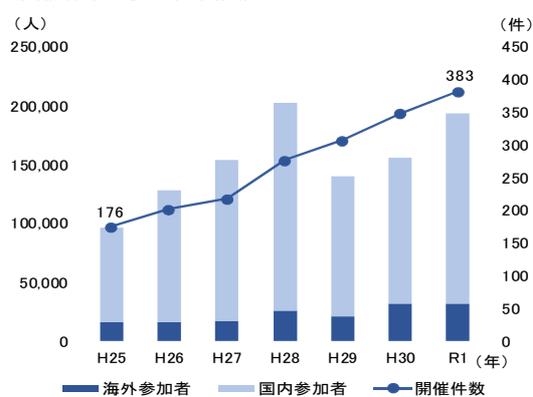
また, 市民が, 京都の魅力をしっかり享受し, 知り, 学び, 楽しむとともに, 国内外からの観光客との交流が進み, 観光客を温かく迎える機運が醸成されている。

2 京都観光の質が向上し, 観光客が高い満足を感じている

京都の自然や文化・芸術等の継承に加え, 地域の隠れた魅力の発掘・活用・情報発信の充実などにより, 多様な魅力をもつエリアへの観光客の誘客, 長期滞在が促され, 宿泊比率の増加により, 市域全体ににぎわいが広がっている。

国際会議の開催件数(JNTO基準)は, 平成25年からの6年間で約2.2倍

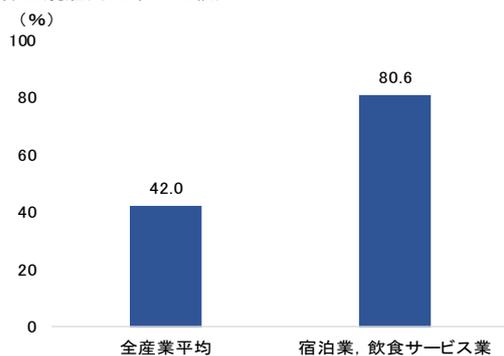
(開催件数・参加者数推移)



資料: JNTO(日本政府観光局)「2019年 JNTO 国際会議統計」をもとに京都市が加工

宿泊業, 飲食サービス業の非正規雇用率は全産業で最も高い80.6%

(非正規雇用比率の比較)



資料: 総務省「就業構造基本調査(平成29年)」

また、地域固有の歴史・文化・自然の魅力を生かして、宿泊施設の質が高まり、地域のさらなる活性化が図られるなど、サービスの向上やあらゆる人が快適に観光できる受入環境の充実を通じて、京都観光の質が向上し、文化がさらに進化するとともに観光客が高い満足を感じている。

3 京都の観光を支える担い手が活躍している

京都の観光産業の正規雇用の割合が増加し、誇りと意欲をもって働ける環境が整備され、その担い手の確保と育成が進むことで、京都のおもてなし力が向上している。

また、生産性向上等を通じて、観光事業者の経営が安定するとともに、観光分野での起業や新規事業の創出が盛んになり、都市の活力向上につながっている。

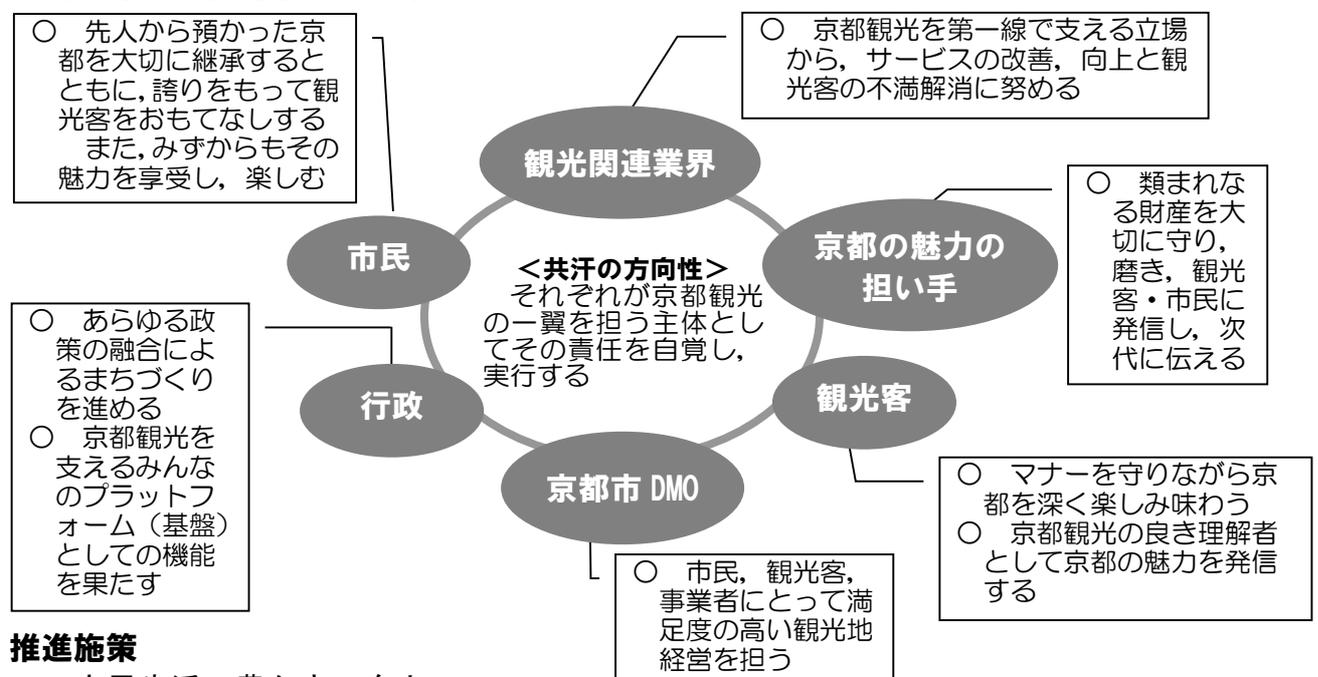
4 安心・安全で、持続可能な観光を実現している

感染症や災害などさまざまな危機が発生したときにも、関係者すべての安心・安全、事業の継続・従業者等の雇用の確保が図られるとともに、観光関連事業者のリスク対応力が向上し、危機に強く、環境にも配慮した持続可能な京都観光が確立している。

5 MICE 都市としての魅力が確立し、世界の人々が集うまちになっている

世界の平和や人類の未来に貢献する会議の舞台を京都が提供し続けることにより、多様性を認め合う国際 MICE 都市としての京都ブランドが確立しているとともに、MICE 振興の意義や効果について、市民や事業者の理解が進み、MICE 誘致・開催に積極的に取り組む機運が醸成され、地域経済の活性化や産業・学術等の振興に貢献している。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 市民生活の豊かさの向上

(1) 市民生活と調和した観光のさらなる推進

新たに策定した京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・実践をはじめ、時期・時間・場所の分散化の取組や広域観光の推進等による一部の観光地・市バスにおける混雑緩和、文化や習慣の違いによる外国人観光客のマナー問題への対策の強化等に取り組むとともに、市民が京都の魅力により多く触れる機会づくりに努め、市民生活と調和した観光を強力に推進する。あわせて、地域の活性化、伝統文化や

文化財の保全、福祉の向上など、地域のさまざまな課題解決に貢献する持続可能な観光を推進することにより、市民生活の豊かさにつなげる。

(2) 地域経済の活性化

観光と伝統産業・伝統文化、農林業、食文化等との連携の強化、食や朝・夜観光等の情報発信強化、地場産業や商店街等のインバウンド対応の強化を図るほか、観光事業者の域内調達などを進め、観光の効果を地域経済へ一層波及させる。

2 京都観光の質の向上

(1) 京都ファンの長期滞在による宿泊観光の推進及び、リピーター化の促進による関係人口の増加

新たな京都観光の魅力の充実、観光資源の磨き上げなど、伝統文化をはじめとする京都の奥深い「ほんまもん」に触れる機会を拡充することで、滞在の長期化による宿泊観光を促すとともに、伝統文化や伝統産業の継承につなげる。また、一部地域に集中する観光客の周辺地域への回遊や近隣地域との連携の推進、質の高い観光コンテンツの提供による観光客の満足度向上、リピーター確保、リピーターによる魅力の拡散のしくみの構築等により地域の活性化に努める。

さらに、将来のリピーターにつながる修学旅行生の誘致にも積極的に取り組む。

(2) 快適な受入環境の整備

大阪で開催される2025年日本国際博覧会も絶好の好機ととらえ、すべての観光客が快適に京都観光の魅力を楽しめ、高い満足を感じ、感動していただけるよう、ユニバーサルツーリズムのさらなる推進や、ICT（情報通信技術）をはじめとした先端技術の活用等による受入環境の整備を一層推進するとともに、上質なサービスの充実を図る。

(3) 国内外への効果的な情報発信

京都観光オフィシャルサイトや海外情報拠点を中心に、国内外からの観光客に、エリア別、朝・夜観光、文化体験などのより奥深い京都の魅力を紹介するとともに、マナー情報も発信し、京都観光の満足度を高めていく。

3 京都の観光を支える担い手の確保と育成

京都の奥深い魅力を伝えられる人の育成や充実、観光関連産業従事者を対象とした研修等の実施、観光事業者の経営力強化を通じた従業員の定着率の向上、雇用環境の改善などを図ることにより、担い手の確保・育成に取り組む。また、観光産業の生産性向上や起業・新規事業創出等への支援により、観光関連ビジネスの活性化を図る。

4 安心・安全で持続可能な観光の実現

感染症や災害などの非常時における情報発信の強化や緊急避難先の拡充等、危機管理体制の強化に努めるとともに、市民と観光客双方にとって安全な環境を整え、安心して京都の魅力を楽しめる取組を進める。また、事業者のリスク対応力強化の支援や特定市場に偏らない誘客の多角化などにより、危機にも強い京都観光の推進を図るとともに、事業者や観光客への働きかけ等により環境負荷の低い観光を促進する。

5 MICE 誘致の推進

安心・安全の確保を徹底し、京都の強みや特性を最大限に活用しながら、国際的なネットワークの形成、産学公連携の強化、人づくりなど、あらゆる分野で取組を充実させて、MICEの誘致・振興や受入環境整備に取り組むことで、京都ブランド・都市格の向上、産業・学術等の振興、さらには市民生活の豊かさの向上につなげる。

政策分野 9 農林業

～人と自然が共生し、豊かな京の暮らしを支える農林業をめざす～

基本方針

京都市の農林業は、市民に食料や木材を供給するとともに、食文化、文化財、伝統芸能や伝統産業等、京都の人々の暮らしや文化を支える産業として発展してきた。二酸化炭素吸収源としての機能をはじめ、生物多様性の保全や美しい景観の形成等の多面的な機能を有する農地や森林が今後も適切に保全されるよう、産業としての魅力を高めて担い手を確保し、持続可能な農林業をめざす。

さらに、台風や集中豪雨等の自然災害の多発や環境の変化に対して高い対応能力を備えた農林業を推進し、市民生活の安全・安心の確保につなげる。

また、京都市の文化芸術の継承・発展を支える京都ならではの農林業の振興を図るとともに、市民が自然とふれあう機会を創出する。

現状・課題

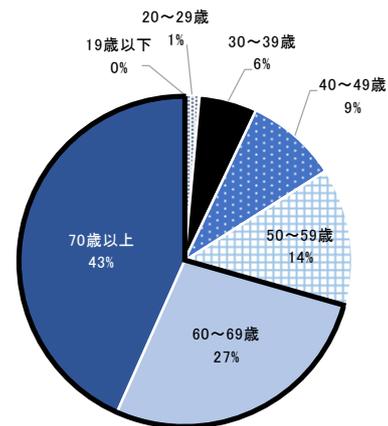
収入の不安定さや就労環境の厳しさ等から、農林業従事者の減少及び高齢化が大きな課題となっているため、新規就農者や企業の参入といった、多様な担い手の確保が必要である。また、経営基盤が小規模で分散しているため、集約化や大規模化等による、効率的な農林業経営が必要である。さらに、ウィズコロナ・ポストコロナ社会における消費者の生活スタイルや需要等の変化などに柔軟に対応するため、生産形態や販路の多様化を進める必要がある。

農林業従事者の減少に伴う耕作放棄地や放置森林の増加を食い止めるため、農地や森林を適切に管理するしくみを構築する必要がある。また、台風や集中豪雨等による自然災害が、農林業経営や市民生活に大きな影響を与えていることから、農業用施設の改修による治水機能の保全や、災害に強い森づくりを進める必要がある。

野生鳥獣対策では、農作物や森林の食害等が発生しているため、適切な防除や頭数管理を進めていく必要がある。

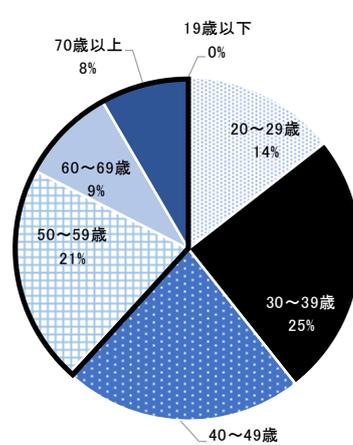
また、本格的な利用期を迎えている人工林の森林資源を有効活用するとともに、二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全といった森林の多面的機能の発揮に向けて、

基幹的農業従事者の約 70%は 60 歳以上
(基幹的農業従事者の年齢別の割合)



資料:農林水産省「農林業経営体調査(平成 27 年)」

林業労働者の約 40%は 50 歳以上
(林業労働者の年齢別の割合)



資料:京都府「京都府林業統計(令和 2 年版)」

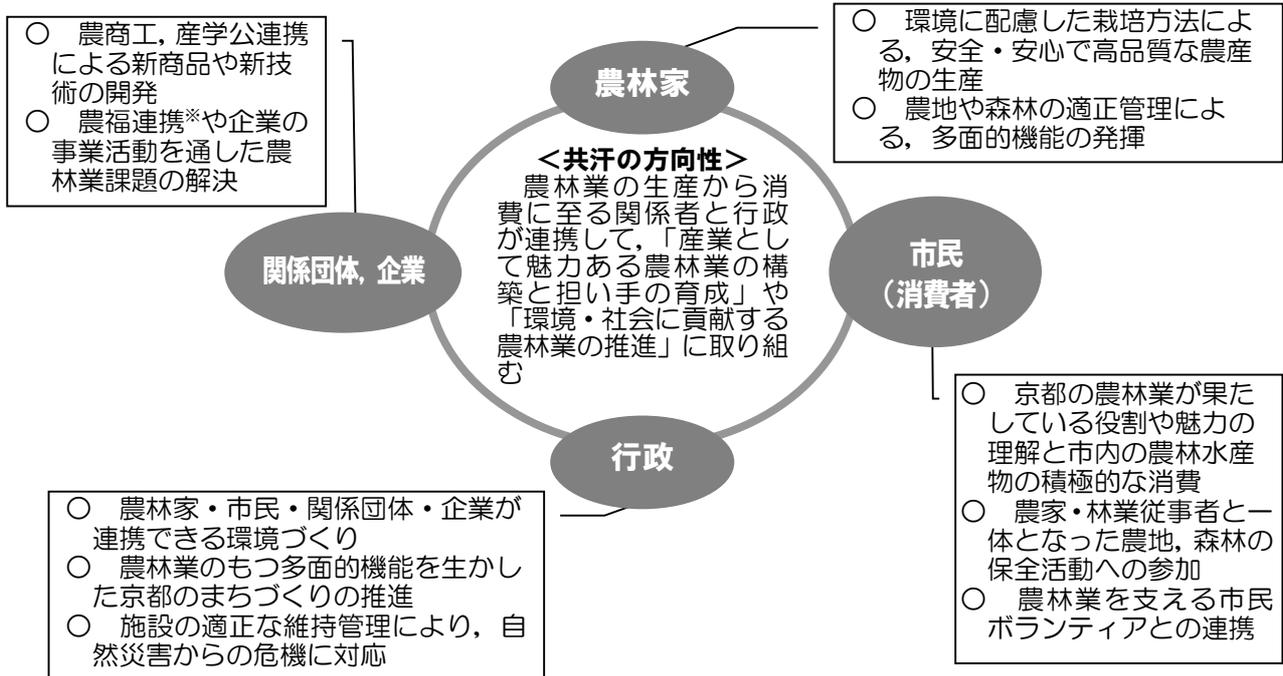
「伐る，使う，植える，育てる」といった森林資源の循環を促進する必要がある。

食文化，文化財，伝統芸能や伝統産業等，京都の豊かな文化芸術を支える農作物や森林資源，水産資源，美しい森林景観を保全していく必要がある。また，食の安全・安心や環境問題等への市民の意識が高まっている一方で，農林業を身近に感じない市民が依然として多く，農業や森林・林業に触れる機会を増やす必要がある。

みんなでめざす2025年の姿

- 1 農林業の産業としての魅力が高まり，多様な担い手が活躍できる環境が整っている**
京都の歴史・風土・文化を生かした，付加価値の高い農林産物や地域の需要にこたえる農林産物の生産・販路拡大の推進，消費者の生活スタイルや社会需要の変化への対応力の強化，ICT（情報通信技術）やロボット技術の導入等による省力化・効率的作業の実現，さらには農地の集積や森林経営の大規模集約化の促進により，農林家の所得向上を図るとともに，農地・森林が有する多面的価値を活用したビジネスの創出を促進することで産業としての魅力が向上し，多様な担い手が活躍できる環境となっている。
- 2 災害や環境変化への対応能力が向上している**
農業用水路やため池等の農業用施設の効率的かつ効果的な維持管理，適切な森林管理による災害に強い森づくり，さらには農林業に深刻な被害をもたらす野生鳥獣への対策等が進み，自然災害や環境変化への対応能力が向上し，農林家をはじめ市民のくらしを守ることができている。
- 3 農林業が京都の都市の魅力を支えるとともに，環境や社会に貢献している**
良好な農山村環境や生物多様性を保全することにより，京都の豊かな食文化や伝統産業等が守り伝えられている。さらに，環境に配慮した農作物の栽培や，持続的な森林資源の利用による二酸化炭素の排出量削減のほか，福祉，教育，まちづくり等との分野横断的な連携等により，農林業が環境や社会に貢献している。
- 4 市民の農林業への参加と理解が進み，人と自然が共生するまちづくりが進んでいる**
市街地に近接する農地や，緑豊かな三山に囲まれた京都の特徴を生かし，市民農園や農林業体験イベント等の農業や森林・林業に触れる機会の創出，学校教育等における食育活動等を通じ，農林業の魅力を広く伝え，人と自然が共生するまちづくりが進んでいる。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成

(1) 農林業経営の安定と向上

消費者の生活スタイルや需要の変化に対応する付加価値の高い農林産物の生産拡大に向けた支援を行うとともに, 農地の集積や森林施業の大規模集約化により, 農林業の生産性・収益性を高めるための取組を進める。

また, 農商工や産学公連携による従来が発想に捉われない新商品開発や6次産業化[※]への支援を行うとともに, 農山村が有する地域資源や空間などを活用したビジネスの創出を促進する。

(2) 地産地消と販路拡大の推進

市民に対して, 市内産農林産物の魅力や市内産木材の利用の促進に向けた情報発信や, 市内の農林産物を積極的に消費する, 環境と調和のとれた生活の実践を促すなど, 市内の農林産物を市内で消費し支える地産地消の取組を強化するとともに, 京都の歴史・風土・文化を生かして市外に向けた付加価値の高い農林産物の販路を拡大する。

(3) 多様な担い手の育成

ICT やロボット技術を活用した機械や設備の導入支援など, あらゆる担い手が参入しやすい就労環境の整備により, 新規就農者に加え, 定年帰農者, 企業や障害者福祉施設の参入等, 多様な担い手を創出する。

※ 農福連携: 障害のある人等が農業分野で活躍することを通じ, 自信や生きがいをもって社会参画を実現するとともに, 担い手不足や高齢化が進む農業分野において, 新たな働き手の確保につながる取組。

※ 6次産業化: 1次産業としての農林漁業と, 2次産業としての製造業, 3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り, 農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

2 災害や環境変化への高い対応能力を備えた農林業の推進

(1) 災害に備えた農業用施設等の整備

園芸ハウスの補強対策や、農業用水路やため池等の農業用施設の適切な維持管理と遠隔操作等が可能な設備の導入を進めることで、台風や集中豪雨等、自然災害による被害防止に努める。

(2) 災害に強い森づくり

森林所有者による適切な森林管理や、自然災害による倒木等の跡地再生等への支援を通じて、災害に強い森づくりを進める。

(3) 有害鳥獣被害から農林業を守る

野生鳥獣による農林業への被害を軽減するため、野生鳥獣の適切な防除と頭数管理を行うとともに、地域実情に応じたきめ細かな対策を進める。

3 都市の魅力、環境、社会と食文化の推進に貢献する農林業の推進

(1) 地域の魅力を高める農林業の推進

耕作放棄地や放置森林の増加を抑制することで、水源の涵養、生物多様性の保全、里山や自然風景といった良好な景観を形成し、農林業の多面的機能を生かした農山村の魅力創出を図る。

(2) 京都の文化を支え、都市の魅力を高める農林業の推進

ユネスコ無形文化遺産「和食」、世界文化遺産「古都京都の文化財」をはじめとする京都の伝統文化を支える京野菜や北山杉等の農林産物の生産継承と持続的な供給に加え、ブランド力向上に努める。さらに、新京野菜の普及による新たな食文化の創造・発展にも取り組む。

(3) 二酸化炭素排出量「正味ゼロ」等による環境、社会に貢献する農林業の推進

2050年までの二酸化炭素排出量「正味ゼロ」の達成に向け、森林管理や木材の循環利用を促進する等、二酸化炭素の吸収源としての森林を健全に保つとともに、環境保全型農林業を推進する。

また、農福連携や企業の事業活動との連携等により、福祉、教育、まちづくり等、幅広い分野で貢献できる取組を推進する。

4 市民との連携で築く農林業

(1) 農林業を通じた市民の学び・育ちの場の創出

学校教育や生涯学習の場を活用し、市民が農産物や川の恵み、木材・森林のもつ心地良さ等に触れ、農林業の魅力や大切さを学び、理解する機会を創出し、未来の消費者等を育成する取組を推進する。

(2) 市民と連携した農地・森林の保全

多様な指定管理施設の利用を促進し、市民が農業や森林・林業に触れる機会を創出するとともに、農林業を支える市民ボランティアやNPO、企業、社寺との連携を強化する。

政策分野 10 大学

～大学・学生，地域，企業，行政等，オール京都の総合力を結集して，
世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」であり続ける～

基本方針

千年を超えて，都市の機能・文化が継承・発展しつつ，世界にも開かれた稀有な都市「京都」で学ぶ意義を再確認し，その魅力を高めるとともに，国内外に強力に発信することで，留学生，社会人を含む多様な学生を受け入れ，これからの社会の担い手を京都から輩出する。また，京都のすべての大学が個性・特色を生かしながら発展し続けられるよう，大学コンソーシアム京都と連携し，大学の取組を全面的にサポートするとともに，集積された大学の知・学生の力を最大限に生かした，産業・文化の創造・発展，地域の活性化をより一層進める。

現状・課題

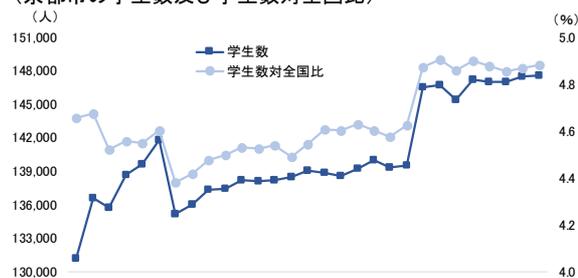
18歳人口の減少や進学率の伸び悩み，地元や近接する大学への進学増加傾向，東京圏への進学集中など，全国的に学生の獲得競争が激化している。京都でも，大学への進学者の4分の3が府外高校出身であり，京都の高校生のうち府内大学への進学者が約半分である。京都市では，大学コンソーシアム京都を拠点として，大学間連携を生かした先駆的な取組を展開し，成果を上げてきたが，今後，さらなる連携の強化により，国内外から多様な学生が集い，学び合えるまちとなるよう，学生を呼び込んでいく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響のなかでも，学生に選ばれるまちであり続けるために，大学間連携を生かした学びの充実等による京都ならではの学びを追求し，京都で学びたい人が誰でも安心して学べる環境を確保し，さらに，まち全体の学びの多様性を維持・強化する必要がある。

グローバル化の進展に伴い，地域の活性化，地域企業の担い手確保や国際競争力の向上につなげるため，留学生誘致と定着に向けた支援の取組をさらに推進していく必要がある。

京都市の学生数は近年 14 万人台で推移。また，学生数対全国比は近年横ばい

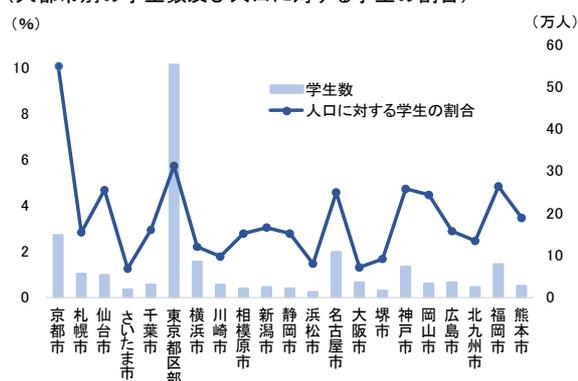
(京都市の学生数及び学生数対全国比)



資料: 文部科学省「学校基本調査(平成4年度～令和2年度)」

人口に対する学生数の割合は全国最高

(大都市別の学生数及び人口に対する学生の割合)



資料: 文部科学省「学校基本調査(令和2年度)」

京都では、学生が主体的に活躍し、成長する機会が定着しつつある。まち全体がキャンパスとなり、学生の成長をさらに後押しし、学生のもつエネルギーとチャレンジ精神を地域の課題解決に生かすことで、地域への定着につなげ、次の社会を支える担い手を、オール京都で育む必要がある。

京都にはグローバルに活躍する大企業や伝統・観光関連など多様な企業が集積しているが、京都の大学生の府内就職割合は19.4%であり、卒業後、他の大都市に就職する傾向があるなど人手不足が深刻化している。学生が京都の地域企業について知る機会をさらに拡充させ、学生の京都での定着を図る必要がある。

「大学のまち」「学生のまち」という都市特性を踏まえ、あらゆる政策分野で大学・学生を生かしたまちづくりを進めていくことで、京都の経済・文化・地域をより一層活性化する必要がある。

みんなでめざす2025年の姿

1 誰もが京都ならではの学びと出会えるまち

各大学が、特色・個性を生かした取組や施設の充実、そして、他都市に類をみない大学間連携に取り組むことで、誰もが京都ならではの学びを通じて成長を実感できるまちになっている。

2 多様な人々がいきいきと学び、京都や世界で活躍する人が育つまち

世界中から集う留学生等が、歴史的・文化的な魅力を有する京都で学び、地域の人々とともに暮らし、交流を深めることにより、将来の京都の担い手として活躍できるまちになっている。また、京都で学ぶ学生と留学生が交流してともに成長することで、世界で活躍する人が育っている。

3 地域で、学生が活躍し、成長するまち

自大学だけでなく、インターカレッジ活動や地域、企業との協働、京都が誇る文化芸術とのふれあいなどを通じて、まち全体をキャンパスとして学生が成長できるまちになっている。また、学生のもつ力が地域の活性化や課題解決に寄与するまちになっている。

留学生数は増加傾向
(留学生数)

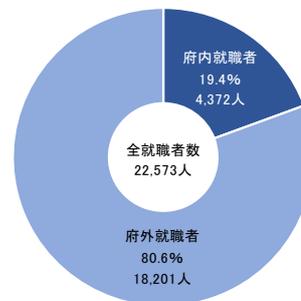


注 専修学校及び日本語学校を含めた留学生数は平成27年度から集計開始

資料:留学生スタディ京都ネットワーク

京都の大学生の府内就職割合は19.4%

(平成29年度(平成30年3月卒)の府内大学生の府内就職割合)



資料:京都府「就職支援協定の運用に係る意向調査(令和元年度)」

4 京都で学んだ学生が京都でいきいきと活躍するまち

さまざまな企業や人との出会い・交流を通じて、卒業後の進路について深く考え、しっかりとした職業観や自立意識をもった学生が育っている。また、優れた京都の地域企業の魅力について学生が知る機会を充実させることで、地域企業への就職など京都の将来の担い手が育っていくまちになっている。

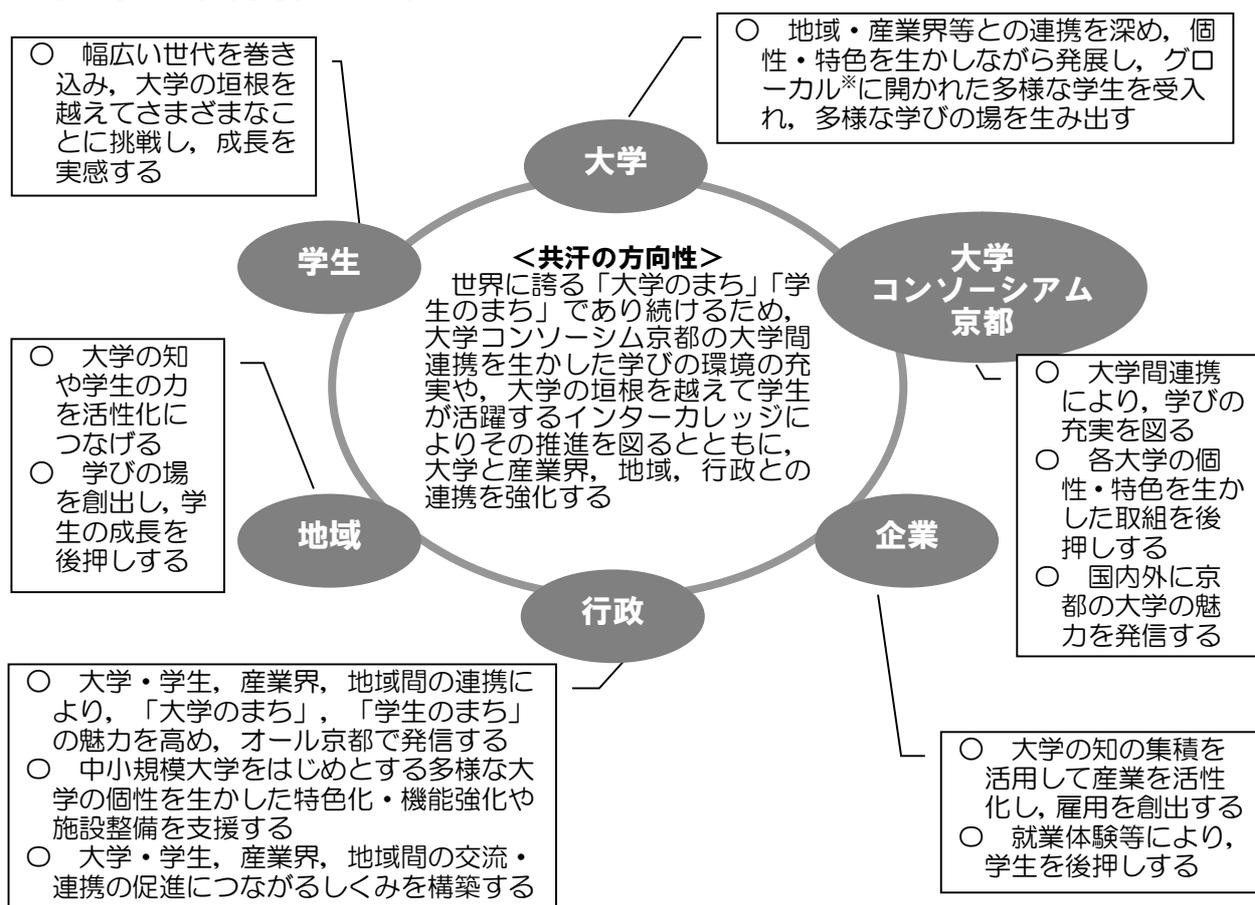
5 大学との連携で、市民や企業が新しいみずからを創造するまち

大学が有する人や研究開発力、技術力、蓄積された経験・知識が地域で生かされ、生涯にわたって学び、成長する担い手と発展し続ける企業を育むまちになっている。

6 「大学のまち」「学生のまち」の都市ブランドを発揮するまち

京都で学ぶ意義・魅力があらゆる人々に広く浸透し、「大学のまち」「学生のまち」という都市特性を生かしたブランドが確立され、国内外から多様な学生が集まるまちになっている。

市民と行政の役割分担と共汗



※ グローカル：「グローバル (global, 世界)」と「ローカル (local, 地域)」を掛け合わせた造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題をとらえていこうとする考え方。

推進施策

1 京都で学ぶ魅力の向上

文化芸術都市としての利点を生かした京都ならではのフィールドにおける新たな単位互換科目の開設など、大学間連携による学びを ICT（情報通信技術）の活用も含め充実させるとともに、安心して安全に学べる環境の充実、中小規模大学をはじめとする大学の特色化・機能強化の支援、大学施設整備の支援・誘導を行う。

2 大学・学生の国際化の促進

戦略的な留学生誘致の展開や留学生、外国人研究者等の受入環境整備、留学生の進路・社会進出を支援することで、京都の将来の担い手を育成する。また、留学生と地域・日本人学生との交流を図り、京都の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、日本人学生の留学先での学びの充実や京都の大学と海外の大学との交流を促進する。

3 大学の枠を超えた学生の活動の推進

学生の成長と京都のまちの活性化の双方につながるよう、学生の主体的活動の充実に向けた支援を行う。また、地域活動への学生の参画の促進や、学生と京都で働く社会人との交流の機会の充実、学生が京都の文化や魅力とふれあう環境づくり等により、大学卒業後も多様な選択肢を描けるよう学びの機会の充実を図る。

4 学生の進路・社会進出の支援

京都の地域企業と連携したインターンシップの充実やあらゆる機会を活用した地域企業の魅力発信に取り組み、地域企業への就職など京都の将来の担い手の育成・確保を進める。また、地域企業における就労環境の向上に取り組む。

5 大学との連携による京都の経済・文化・地域の活性化

人生 100 年時代を見据えた、千年の真理や多様性を学べる京都ならではの生涯学習・リカレント教育[※]の推進等、大学の知・学生の力を生かしたまちづくりの推進による地域の活性化や、大学の知恵の活用や研究成果の実用化に向けた支援など、産学公連携による取組を通じた京都経済の活性化を図る。

6 国内外への魅力発信の強化

「大学のまち京都・学生のまち京都」の中高生・保護者等への PR や学生による魅力発信を行い、地元京都の高校生を含む、国内外からの多様な学生の呼び込みにつなげる。さらに、大学や学生の取組を市民に広く PR することで、大学・学生との連携や学生の主体的な活動への理解と協力関係を深める。

※ リカレント教育：社会人の学び直し。社会人が職業上必要な知識・技術の習得や、心の豊かさや生きがいのための学び等を生涯にわたって繰り返すことができるしくみ。

政策分野 11 国際

～誰もがくらしたくなる、魅力あふれる世界の都市「KYOTO」をめざす～

基本方針

京都が世界に誇る歴史や伝統文化、産業、緑豊かな風土に加え、環境や景観等の先進的な取組など、京都の魅力を広く世界に発信するとともに、世界中から多種多様な人々を積極的に受け入れ、さまざまな交流を通して新しい価値を創造する世界の都市「KYOTO」をめざす。

また、あらゆる市民が外国文化への理解を深めることにより、異なる文化的背景や価値観等の多様性が生かされるまちづくりを推進する。

現状・課題

国内における人口減少や新興国の成長等により、都市間における研究者、技術者等の取り込みや企業誘致、国際会議誘致の競争が激しくなるなか、世界に向けて京都市の魅力を発信するとともに、世界の優れた企業や研究者、技術者に選ばれるような環境の整備が求められる。

姉妹都市やパートナーシティ、世界歴史都市連盟等の都市間交流においては、友好親善を目的とした文化交流に加えて、経済発展や都市の課題解決などにつなげることのできる交流が求められている。

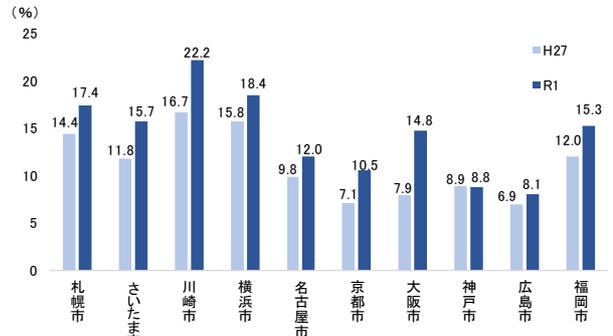
国際交流が行政のみならず、市民・民間主体でも進むなか、交流団体において、若い世代を中心に担い手が不足していることから、今後、交流の幅を広げ、発展させることのできる人の発掘や国際社会で活躍する人の育成が必要となる。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を契機として、従来の往来型・対面型の交流に加え、新しい交流のスタイルを展開する必要がある。

京都市人口約 146 万人のうち、外国籍市民の数は約 4 万 5 千人(令和 2 年 10 月末時点)となり、その国籍や文化的背景も多様化している。加えて、「出入国管理及び難民認定法」が改正されたことにより、その数は今後さらに増えていくことが予想される。言語・文化・生活習慣の違いや受入側の意識に起因するさまざまな課題があるなかで、外国籍市民等と地域住

政令市の外国籍市民数に占める研究者、技術者等の割合は増加傾向

(外国籍市民数に占める研究者、技術者等の割合)

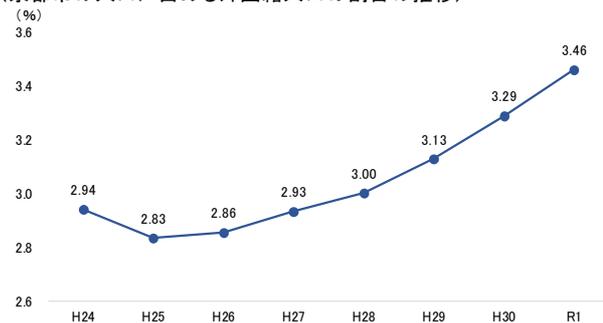


注 在留資格のうち、専門的、技術的分野の資格を有するものについて集計

資料:京都市

京都市の人口に占める外国籍人口の割合は増加傾向

(京都市の人口に占める外国籍人口の割合の推移)

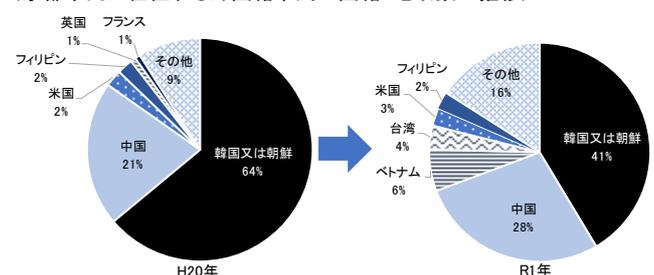


資料:京都市

外国籍市民の国籍・地域は多様化している

(平成 20 年:120 箇国→令和元年:154 箇国)

(京都市内に在住する外国籍市民の国籍・地域数の推移)



資料:京都市

民がともにつながり、異なる価値観を誰もが認め合うとともに、協働しながらまちづくりができる環境を整える必要がある。

みんなでめざす2025年の姿

1 世界を魅了し、多種多様な人々が集まるまちになっている

京都が世界に誇る歴史や伝統文化、産業、緑豊かな風土に加え、環境や景観に関する先進的な取組を進める都市として世界を魅了し、さまざまな国際会議が開催され、グローバル企業や留学生、高度な専門知識や技術・経験を有する人などが集まるまちになっている。

2 海外都市との連携が強まり、国際社会に貢献するまちになっている

姉妹都市やパートナーシティとそれぞれの都市の特徴を生かした経済交流や芸術交流などが進んでいる。

また、世界平和や人権、環境、歴史文化資産の継承等に関して、都市が抱える共通の課題解決のために、国と国との関係を超えた都市間連携を強め、国際社会に貢献するまちになっている。

3 さまざまな世代で国際交流や多文化共生の意識が高まり、国際感覚をもった人が育つまちになっている

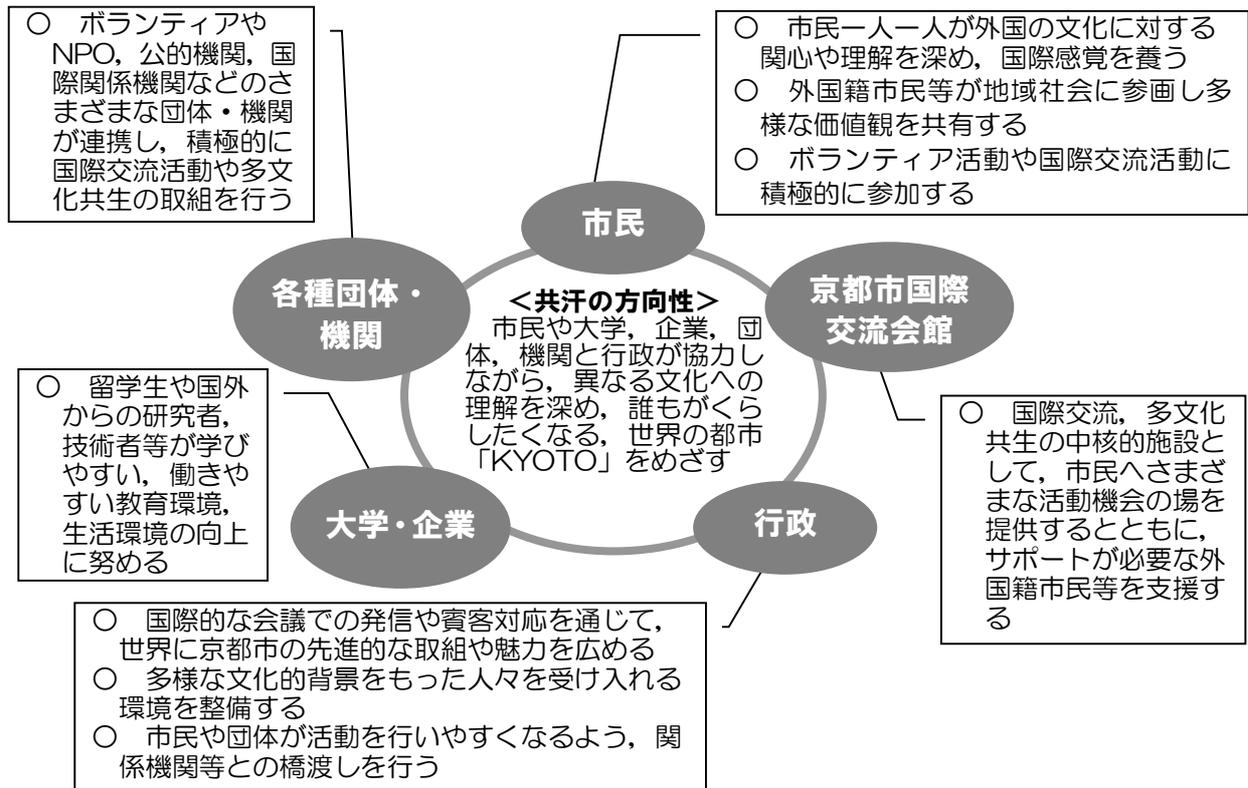
国際交流の中核的施設である京都市国際交流会館をはじめ、あらゆる場所でさまざまな国・地域の人々が交流する機会が増え、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層で外国文化への関心や理解が高まっている。

また、国外のさまざまな文化や価値観を知り、多面的な視点から物事をとらえられる国際感覚をもった人が育つまちになっている。

4 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっている

あらゆる市民が、異なる文化的背景や考え方、価値観等を認め合うとともに、外国籍市民等がもつ多様性を生かしたまちづくりを進め、交流が深まることにより、新たな価値や発想が創造され、豊かな市民生活を送るまちになっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 世界をひきつける京都の魅力の発信

京都が世界に誇る歴史や伝統文化、伝統産業、最先端技術、マンガ・アニメなどのコンテンツといった産業、山紫水明の自然環境が形成する歴史的風土のほか、2050年までの二酸化炭素排出量の「正味ゼロ」に向けた先進的な環境施策や特徴ある景観づくりの取組など、京都の魅力を国際会議等の場や、多様な情報媒体、留学生・研究者等の人と人のつながりなどを通じて広く世界に発信する。

また、京都市をはじめ各地に拠点をもつグローバル企業や外国からの研究者、技術者等が求める教育環境、生活環境などの充実を、企業・市民とともに進める。

2 市民主体の国際交流・国際協力の推進

姉妹都市やパートナーシティとの交流においては、京都市国際交流協会や、市内にある外国の文化センター、団体との協力の下、ICT（情報通信技術）などの手法も活用し、民間企業や市民団体などの市民主体の交流をサポートしながら、文化交流のみならず経済発展や都市の課題解決につながる国際交流を進める。

また、国際社会・世界平和への貢献をめざし、京都市が会長都市を務める世界歴史都市連盟等の都市間ネットワークを通じた事例・解決方法の共有や、国際協力機構（JICA）などを通じた都市間協力など、都市の発展に寄与する、京都の特性を生かした国際協力を推進する。

さらに、国際社会に対応できる国際感覚豊かな人を育成するため、京都市国際交流会館を中核的施設として、情報の受発信を積極的に行うとともに、さまざまな外国籍の人々と市民の交流を増やす等、異文化に対する関心と理解を深めるための学習や交流の機会の充実を図る。

3 異なる文化的背景や考え方、価値観等の多様性を生かしたまちづくりの推進

外国籍市民等が抱える言語・文化・生活習慣の違いや、受入側の意識に起因したさまざまな課題解決に向け、多言語による情報提供・相談事業などのコミュニケーション支援、文化・言語の相違に配慮した福祉・保健・医療、防災対策等の生活支援の取組を行う。

また、多文化を尊重する意識啓発や交流等を実施し、外国籍市民等がもつ異なる文化的背景や考え方、価値観等を誰もが認め合い、その多様性を生かし、協働しながらまちづくりができる環境を整備する。

政策分野 12 子ども・若者支援

～すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！

笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』をめざす～

基本方針

妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援をさらに推進し、京都ならではの市民力・地域力・文化力を結集して市民の生き合う力を高めることで、子ども・若者が将来の展望をもって成長するとともに、子育て家庭をはじめ、結婚・出産・子育ての希望をもつすべての人が幸せを感じ、くらし続けたいと思えるまちを実現する。

現状・課題

「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念の下、子ども若者はぐくみ局の創設、子育て支援コンシェルジュ機能を担う区役所・支所子どもはぐくみ室の設置など、妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援を推進するとともに、保育所等及び学童クラブ事業における待機児童ゼロ（年度当初時点）の継続等を実現してきた。

一方で、子ども・若者とその家庭が抱える課題やニーズが、これまで以上に多様化するなかで、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、子ども・若者とその家庭が不安や悩みを抱え、孤立しやすい状況になっている。

また、児童虐待や貧困の連鎖など、子ども・若者を取り巻く課題が複雑かつ複合化しており、とくに支援を必要とする子ども・若者とその家庭に対する支援を、よりきめ細かく行っていくための体制の充実が求められている。

さらに、情報化や少子化の進展、雇用環境の変化などにより、価値観やライフスタイルが多様化するなかで、とりわけ若者の社会的な自立も課題となっている。

すべての子ども・若者とその家庭が大切にされ、まちに笑顔があふれる社会とするためには、引き続き、市民力・地域力・文化力を結集した、京都市ならではの「はぐくみ文化」を最大限に発揮していく必要がある。

子どもを共に育む京都市民憲章

京都はぐくみ憲章



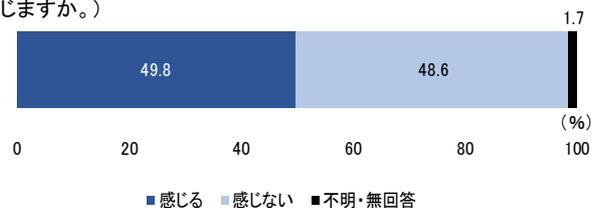
～子どもを共に育む京都市民憲章～

- わたしたちは、
- 子どもの存在を尊重し、かけがえない命を守ります。
 - 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
 - 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
 - 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
 - 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
 - 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日（育児・こころ・笑顔の日）制定
3月13日京都市会が憲章推進を決議

自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じられていない家庭の割合は、約5割

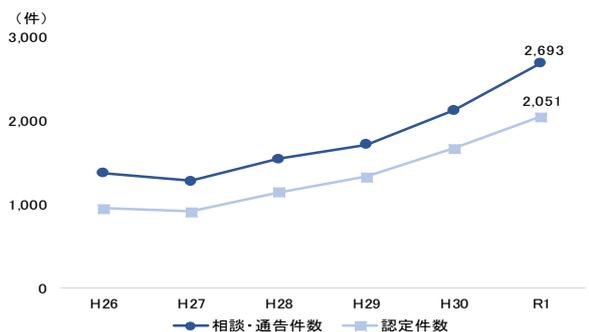
（自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じる家庭の割合）
（質問項目：ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じますか。）



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査（平成30年度）」

社会的認知の広がりによって児童虐待に係る相談・通告件数、認定件数は増加傾向

（児童虐待に係る相談・通告件数、認定件数の推移）



資料：京都市

みんなでめざす2025年の姿

1 子どもが大切に生まれ、希望をもって育ち合うことができる

すべての子どもが尊重され、人との絆のなかでみずからをかけがえのない存在と感じながら、希望をもって、健やかにたくましく育っていくことのできるまちになっている。

2 若者が多様な可能性の下、主体的に未来を切り拓いていくことができる

若者が、社会に貢献するやりがいや楽しさを実感でき、さまざまな挑戦をし、成長する機会を確保されるなかで、仕事・結婚・子育て・地域活動・文化芸術活動等のみずからの希望するライフデザインを描き、活躍できるまちになっている。

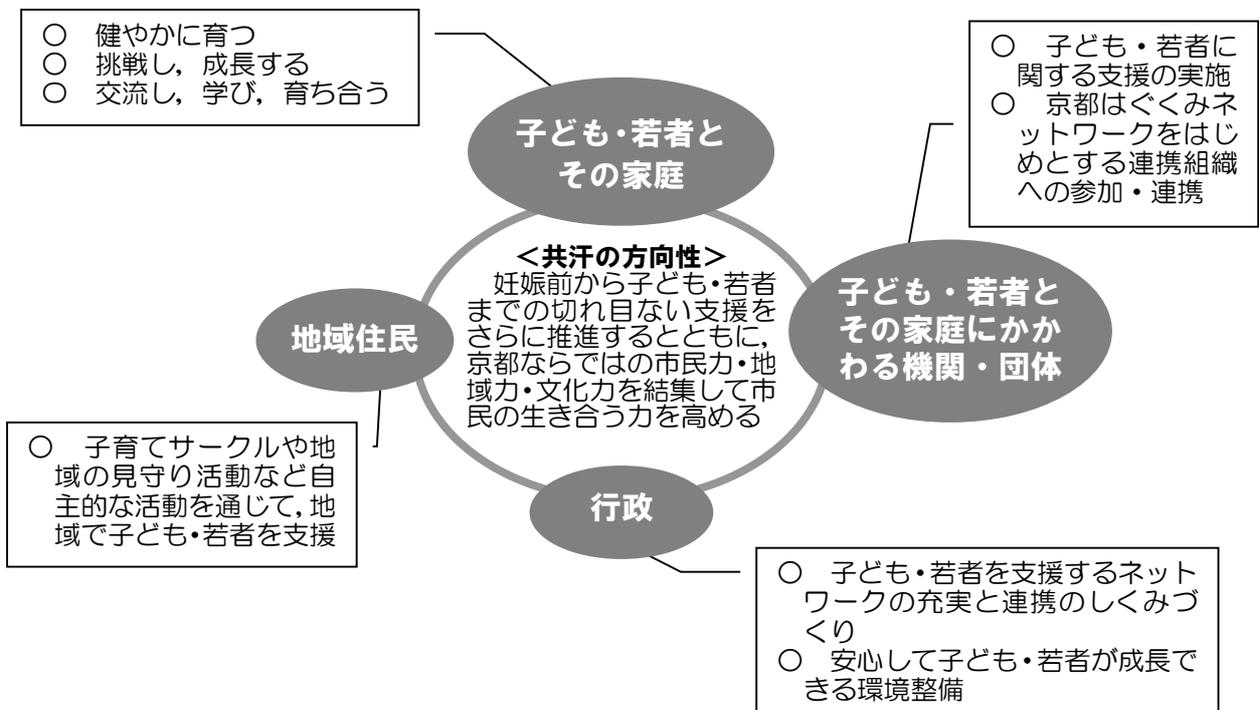
3 子ども・若者を育むすべての家庭が、子育てから学び、子どもとともに育ち合うことができる

子ども・若者を育む家庭が交流し、ともに学び合い、相談し合うことができ、子育ての楽しさや素晴らしさ、子育てを通じた人と人とのつながりの大切さなどを実感できるまちになっている。

4 身近な地域が子ども・若者を社会の宝として大切に育むとともに、子育て家庭を温かく応援している

「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念の下、京都ならではの市民力、地域力、文化力を礎として、市民が子ども・若者とその家庭を取り巻く今日的課題を共有し、主体的に課題解決に向け行動できるまちになっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

医療機関をはじめとした関係機関と連携を図りながら、母親が安心して妊娠・出産し、子どものいのちを大切に育めるよう、また、子どもが健やかに成長できるよう、相談支援や家庭訪問等を展開する等、妊娠期からきめ細かく、切れ目のない支援を行う。

(2) 質の高い幼児教育・保育の提供

幼児教育・保育の無償化や働き方改革の一層の進展等に伴う、幼児教育・保育ニーズのさらなる多様化など、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、多様な子育て支援事業や保育の担い手確保など、幼児教育・保育の質と量の両面において充実を図る。

また、乳幼児期における育ちと学びを学童期へ円滑につないでいくための多様な取組を、関係団体との連携の下、推進する。

(3) 子育て家庭や子ども・若者の孤立防止

家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化を踏まえ、子育て家庭の孤立を防止し、不安や負担を軽減するとともに、必要な支援につなげられるよう、身近な地域における親子が利用できる居場所機能の確保・充実を図っていく。あわせて、住民相互で行われる子育て支援活動について、子育て支援施設や関係団体等との連携・協力により、活性化を図る。

また、関係機関との連携の下、児童館や青少年活動センターなどをはじめ、子ども・若者が気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所機能の確保・充実を図るとともに、世代間、異年齢間の交流、情報共有ができる機会を提供する。

2 とくに支援を必要とする子ども・若者とその家庭への支援

(1) 貧困家庭の子ども・若者とその家庭への支援

貧困家庭の子ども・若者が、困難な状況にあっても未来に希望がもてるよう、他者とのつながりのなかで学び、社会的に自立していくための支援を行うとともに、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減できるよう、経済的支援はもとより、生活習慣の確立や学習習慣の定着、安心して過ごせる居場所の確保など、さまざまな角度から切れ目ない支援を行う。

(2) 児童虐待等への対策及び社会的養育の推進

地域との密接な連携の下、児童虐待の根絶に向けた取組を推進するとともに、社会的養育が必要であるなど、支援が必要な子どもに対して、養育環境に応じた適切な支援を行う等、すべての子どものいのちを徹底的に守り抜き、「子どもの最善の利益」を実現する。

(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもへの支援

障害や疾病等で支援が必要な子どもが特性や状況に応じた適切な支援を受けられるよう、また、その保護者が気軽に相談できるよう、関係機関との連携を図りながら、身近な地域で必要な支援等を利用できるしくみづくりや、子どもの成長に応じた相談と適切な施策や教育が受けられる体制づくりを推進する。

(4) ひとり親家庭の自立支援

子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進するとともに、ひとり親家庭の実態やニーズを踏まえた、自立に向けたきめ細かな支援を行う。

(5) 困難を抱える若者への総合的な支援

ニートやひきこもり等，社会生活を営むうえで困難を抱える若者やその家庭に対し，地域・関係機関が一体となり，教育・保健・福祉・雇用等をつなぐ総合的かつ切れ目のない支援を行う。

3 京都ならではのはぐくみ文化が息づくまちづくり

(1) 子育ての楽しさ，素晴らしさの発信など，子ども・若者を社会の宝として大切に育む文化のさらなる醸成

「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念の下，子ども・若者を社会の宝として社会全体で大切に育む「はぐくみ文化」をさらに普及・深化させるため，子育て支援施設等の関係機関と連携を図りながら，これから親となる世代が参加と体験を通じて，親としての心構えなどについて学び，育ち合う取組を推進するとともに，子育て家庭に対しても，子どもとのかかわりがより深くなるよう，多様なメディアの活用などを通じて，子育ての楽しさ，素晴らしさを発信する。

(2) 子ども・若者の自己成長の促進

単に支援を受けるだけでなく，子ども・若者が地域社会のなかで，社会を形成する主体として，試行錯誤を繰り返しながらみずからの力を伸ばしていけるよう，地域活動や社会体験などの社会とつながる機会の提供を通じて，やりがいや楽しさを実感してもらい，子ども・若者の自己成長を促進する。

また，成年年齢の引下げも踏まえ，若者に社会の一員としての責務や使命の自覚をより一層促し，生き合う力を育む取組を行う。

(3) 社会全体で子ども・若者を支援するネットワークの強化

京都市全体，行政区，身近な地域の三つのレベルにおいて，子ども・若者を支援するネットワークを構築し，それぞれの取組を充実するとともに，ネットワークの連携をより一層強化していくことにより，市民ぐるみ・地域ぐるみによる地域の見守り活動や，子どもの通学路や移動路の安心・安全の確保等，子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進する。

政策分野 13 障害者福祉

～障害のある人もない人も、すべての人が違いを認め合い、
支え合うまちづくりを推進する～

基本方針

障害のある人が、地域で自立した生活を営み、社会のさまざまな分野の活動に参加できるように、障害者施策の総合的、分野横断的な展開を図る。これにより、障害のある人もない人も、すべての人が尊重し合い、地域社会のなかで、お互いに認め合い、支え合い、安心してらせるまちづくりを推進していく。

現状・課題

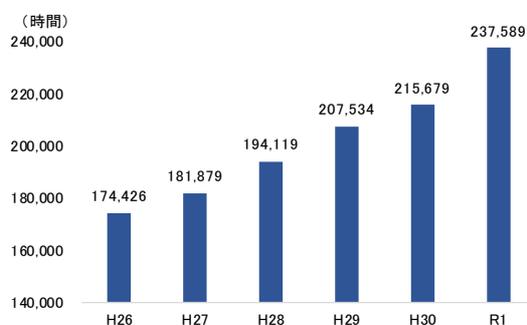
障害のある人が日常生活において受ける制限は、心身の機能の障害に起因するものだけではなく、社会におけるさまざまな障壁により生じるものであり、障害のある人もない人もお互いに認め合い、支え合い、安心してらせるまちづくりを推進していかなければならない。そのためには、障害や障害のある人に対する理解を深め、広げていく取組が重要である。

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、一人一人のニーズに対応したきめ細かな障害福祉サービスの継続した提供が可能となるよう、障害福祉サービス利用等に当たっての相談支援の充実や基盤整備が求められている。

障害のある人が生きがいをもてる社会をつくることが求められており、本人の意欲や能力に応じて、社会の一員として活動することができる一層のしくみづくりが必要である。

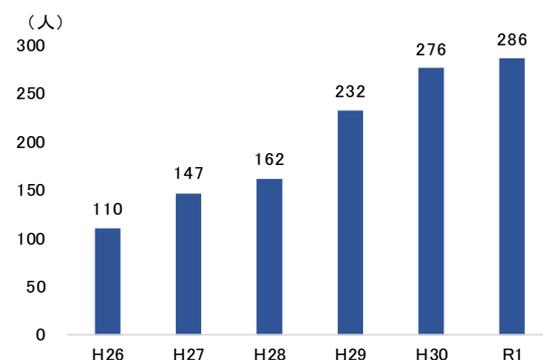
障害のある人の社会参加をさらに進めるためには、物理的なバリアや情報保障、意思疎通、市民意識等の面で障壁を取り除いていく必要がある。

居宅介護等の延べ利用時間数は増加傾向
(居宅介護等の延べ利用時間数(1月あたり))



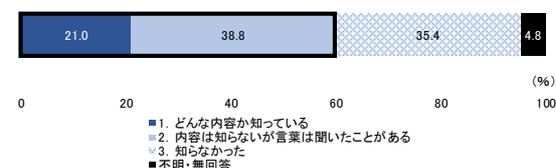
資料:京都市

障害福祉サービス事業所から一般就労への移行者数は、増加傾向
(福祉施設から一般就労への移行者数)



資料:京都市

「障害者差別解消法」を知っている人は約6割
(人権に関する市民意識調査の結果)
(質問項目:人権問題に関する新しい法律などについて、どの程度、知っていますか。(1)障害者差別解消法)



資料:京都市「人権に関する市民意識調査(平成30年度)」

みんなでめざす2025年の姿

1 お互いに認め合い、支え合い、安心してらせるまちづくりが進んでいる

障害や障害のある人に対する正しい理解と認識が深まり、障害を理由とする差別の解消が進んでいる。

また、誰もが必要な情報を得ることができ、自己決定や自己選択が可能となる環境が整備され、障害のある人もない人も、一人一人が尊重され、地域社会のなかでともにくらし、活動できる、すべての人を包み込むまちづくりが進んでいる。

2 障害のある人が地域で自立した生活を営むことができている

支援を必要とする障害のある人に、必要な障害福祉サービスを十分に提供できる制度と体制の整備が進み、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるようになってきている。

3 障害のある人が生きがいをもって、就労や地域活動等に取り組める社会環境づくりが進んでいる

障害特性や一人一人の働く力に応じた職域の開拓や合理的配慮*がされた職場環境が整備されており、働く意欲のある障害のある人が、生きがいをもって働くことができるようになってきている。

また、地域活動、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等を通じて、障害のある人もない人もお互いに交流し、地域のなかで生活できる社会環境づくりが進んでいる。

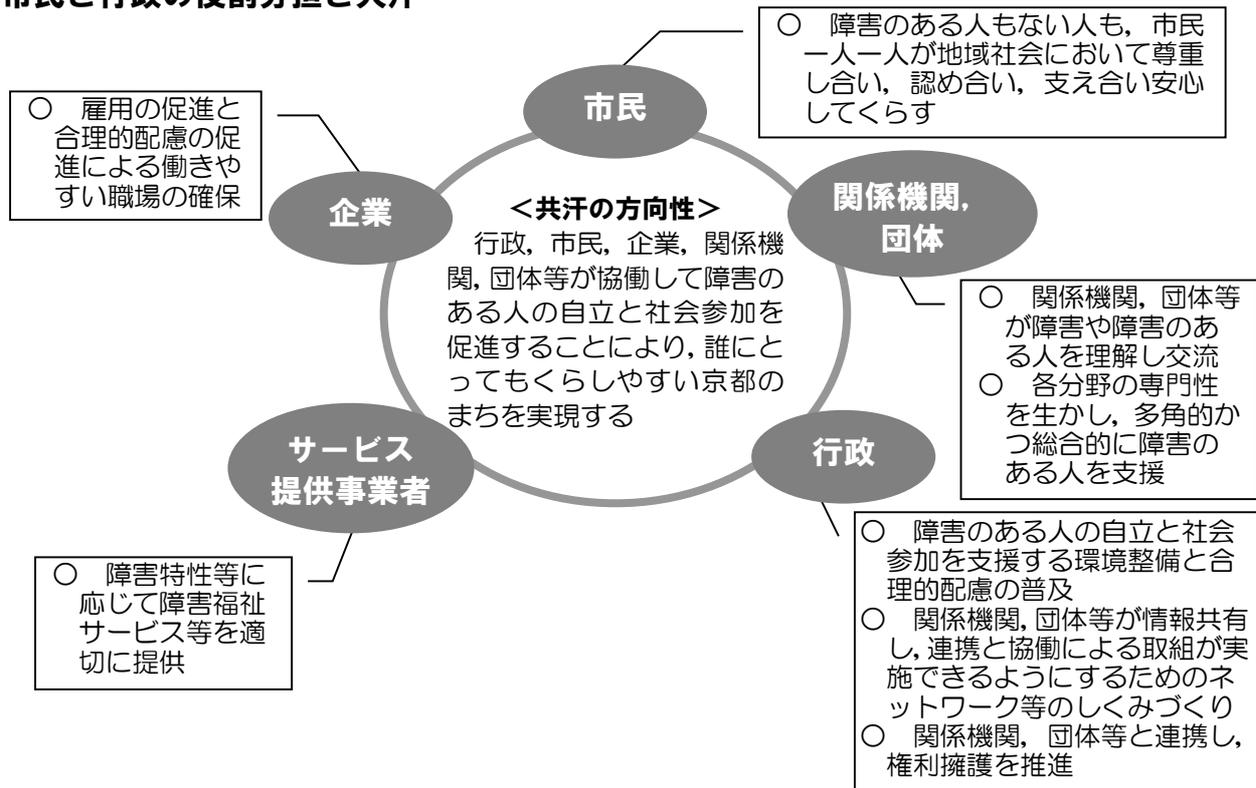
4 すべての人にとって生活しやすい社会環境の整備が進んでいる

ユニバーサルデザインの普及と定着により、行政、市民、企業、関係機関、団体等の自主的な取組が進み、すべての人にとって生活しやすいまちづくりが進んでいる。

また、障害特性等に応じた保健医療サービスが十分に提供され、すべての人が安心して生活できるまちづくりが進んでいる。

※ 合理的配慮：障害のある人もない人も同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のことで、大きな負担がかからない配慮のこと。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 お互いに認め合い支え合っくらすまちづくり

(1) 個人の尊厳を重んじる市民意識の向上と権利擁護の推進

障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深め, すべての市民がお互いに個人の尊厳を重んじる意識の向上を図ることができるよう, 学校教育や障害者週間等のさまざまな機会を利用した啓発や広報活動, 学習機会の充実を図る。

また, 障害のある人の正当な権利や尊厳が守られ, すべての人を包み込むまちづくりを推進していくために, 行政と関係機関, 団体の適切な役割分担の下で, 障害者虐待の防止や, 判断能力が不十分な障害のある人の権利利益を守るためのシステムを推進し, 障害のある人の権利擁護に取り組んでいく。

(2) 情報保障及び意思疎通支援と相談支援の推進

障害のある人が的確かつ正確に情報を把握できるよう, わかりやすい情報発信を行うとともに, 情報へのアクセスのしやすさの向上, 意思疎通支援の充実や手話等の普及啓発を図る。

また, 障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう, 総合的かつ専門性が確保された相談体制の充実を図る。

2 地域で自立して生活できるしくみづくり

福祉施設等から地域生活への移行を促進するとともに, 障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう, ヘルパー派遣等の在宅生活を支援する障害福祉サービスの拡充やグループホーム等の居住の場及び日中に通所して活動できる場の確保に取り組む。

また, 安心して地域でくらすため, 重症心身障害や強度行動障害*のある人, 医療的ケアが必要な人等への支援をはじめ, 多様なニーズにきめ細かに対応できる障害福祉サービス等の充実を図る。

※ 強度行動障害: 直接的な他害(噛み付き, 頭突き等)や, 間接的な他害(睡眠の乱れ, こだわり傾向等), 自傷行為等が著しく高い頻度で起こるため, 特別な配慮や支援が必要な状態のこと。

3 生きがいをもてるまちづくり

(1) 積極的に社会参加できる社会環境づくりの推進

障害のある人が生きがいをもって日常生活を営むために、行政をはじめ、地域におけるさまざまな関係機関、団体等が協働し、地域活動、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等を通じて、障害のある人もない人もお互いに交流し、地域のなかで生活できる社会環境づくりを推進する。

(2) 就労支援の推進

障害のある人が自己の職業能力を發揮でき、企業等での就労から福祉的な就労まで多様な働き方を選択できるよう、産業、福祉、教育等の各分野の関係機関、団体等が連携し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援が提供できる環境を整備する。

また、障害のある人がいきいきと働くことができる社会をめざし、関係機関、団体等と連携して、障害のある人がもつ就労における障害特性等に対する理解や合理的配慮に留意しつつ、ともに働くことが社会に普及し、定着するよう、企業に対して理解の促進を図る。

4 安心して生活できる社会環境の整備

(1) ユニバーサルデザインの普及促進

すべての人が個人として尊重され、その能力を最大限に發揮して社会参加できる環境づくりをめざし、ものづくり、まちづくり、情報づくり、サービスづくりの各分野でユニバーサルデザインの推進を図る。

多くの人が利用する建築物、公共交通機関、道路、公園等を整備する際には、すべての人にとって安心かつ安全で利用しやすく、また、情報提供手段の複数化、利用者の状況に応じたサービスの提供等が促進されるよう、行政、市民、企業、関係機関、団体等が主体的な取組を充実させ、継続していく環境づくりを推進する。

(2) 障害に対する適切な保健医療の充実

すべての人が地域のなかで安心してくらするよう、障害の原因疾病の発生予防や早期発見、早期治療、社会生活を維持するためのリハビリテーション、障害のある人の高齢化への対応、ストレスの多い現代社会におけるこころの健康の保持・増進等、それぞれの状況に対応した支援を行うための保健医療サービス等の充実を図る。

政策分野 14 地域福祉

～京都の地域力を生かし地域共生社会の実現をめざす～

基本方針

家族形態や雇用形態の変化など、社会経済情勢の変化を背景に、複雑化、多様化する地域の福祉的課題に対して、地域住民が主体となり、地域の関係機関との連携の下、課題を共有し、それぞれの強みを生かしながら解決につなげる協働の取組を推進する。また、地域だけでは対応が困難な複合的な課題を行政や専門支援機関等がしっかりと受け止め、分野横断的に支援を行う。これらの取組を通じて、世代や分野を超えて、すべての人や団体が、地域、くらし、生きがいをともにつくり、高め合うことで、地域住民が安心して生活し続けることのできる地域共生社会の実現をめざす。

現状・課題

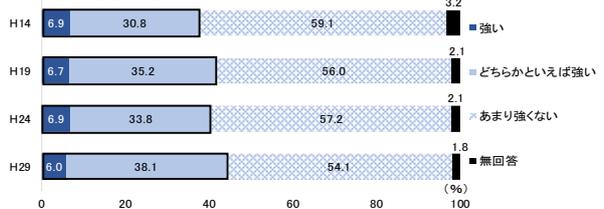
京都市では、住民自治の伝統の下、地域の子どもは地域で育てる、自分たちのまちは自分たちで守るといった地域力、人間力が文化として根付いている。こうした京都ならではの力を生かし、地域のつながりのなかで、より多くの市民が支え合いにかかわることができる地域づくりが重要である。

近年、核家族化や単独世帯の増加、非正規雇用の拡大など、家族形態や雇用形態の変化等により、地域課題の複雑化、多様化が進んでいる。とくに、複合的な課題を抱えていてもみずから声を上げられず、地域や社会から孤立するなかで適切な支援につながらず課題を深刻化させてしまう人及び世帯の増加や、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たに社会的孤立状態に陥る人々の増加が懸念されている。このため、京都の地域力を基盤として、課題を抱えた人々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結びつける体制づくりに取り組んでいく必要がある。

就労支援等の自立支援施策の推進等により、京都市の生活保護率は減少傾向にあるが、全国と比べると依然高い状況にある。生活保護受給者に対し、制度の適正な運用を図るとともに、多様な課題を抱える生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で個々の状況に応じた自立支援の取組を行っていく必要がある。

住民同士のつながりが「強い」及び「どちらかと言えば強い」の割合の合計は過去最高

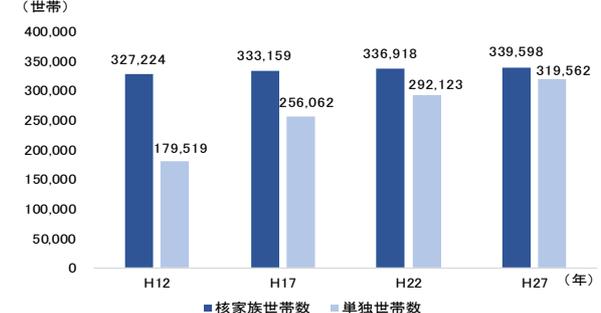
(地域における生活課題や支え合い活動に関する意識調査の結果)
(質問項目:あなたのお住まいの地域は、住民同士のつながりが強いと思いますか。)



資料:京都市「地域福祉の取組(平成14年度)」、「地域福祉推進に関するアンケート調査(平成19年度)」、「京都市における地域福祉の取組に関する意識調査(平成24年度)」、「地域における生活課題や支え合い活動に関する意識調査(平成29年度)」

核家族世帯数・単独世帯数が増加傾向

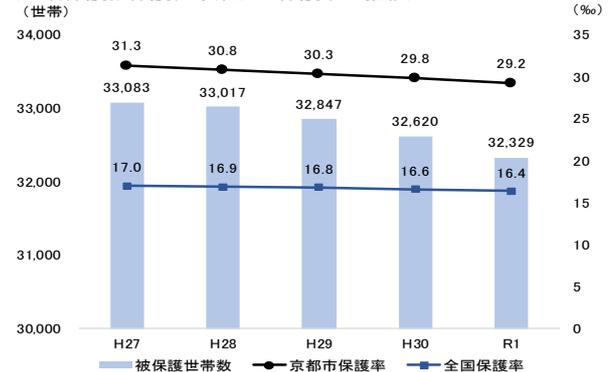
(核家族世帯数・単独世帯数の推移)



資料:総務省「国勢調査(平成12年～27年)」

保護率は減少傾向だが、全国比では依然高水準

(生活保護被保護世帯数及び保護率の推移)

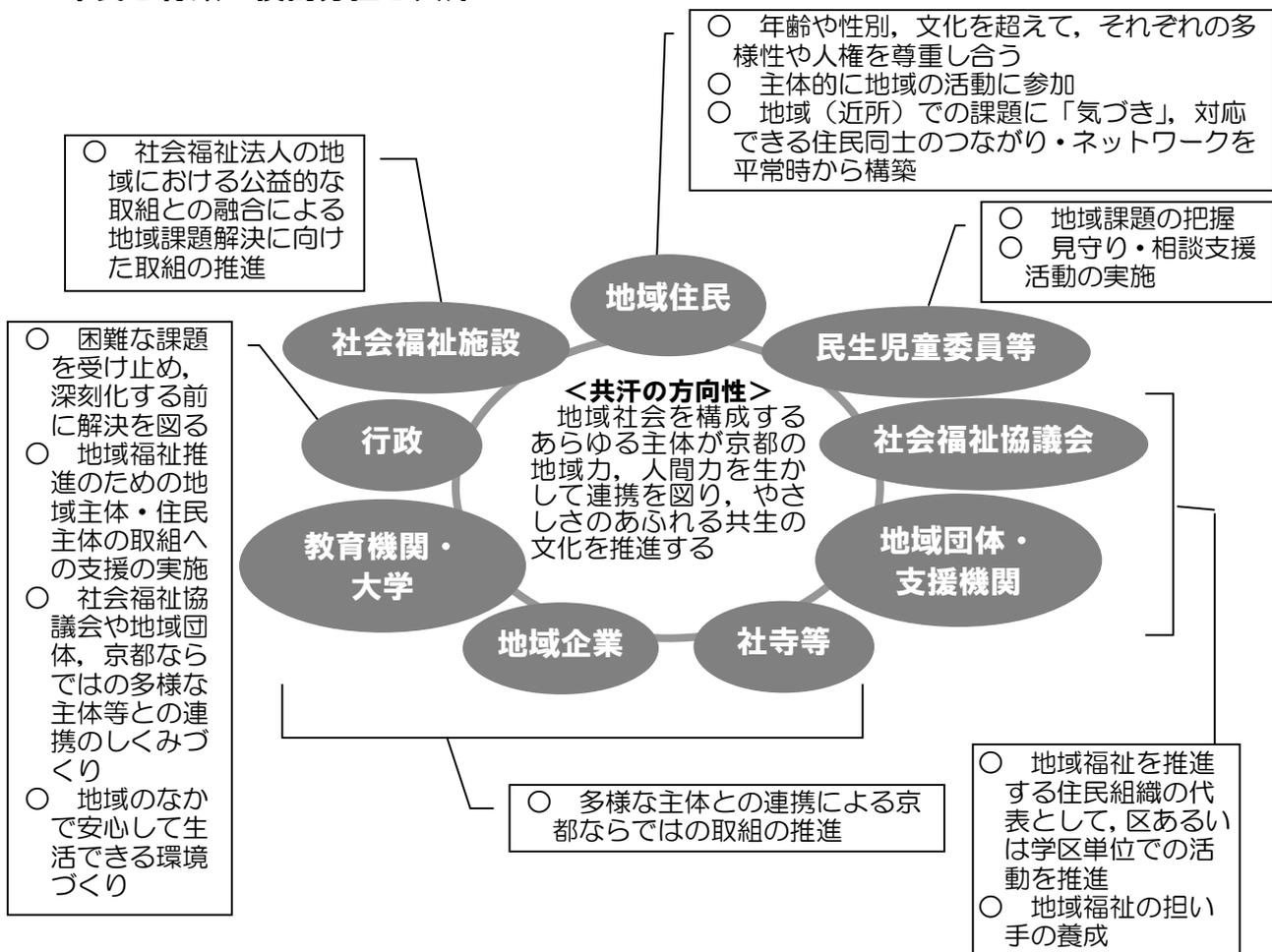


資料:京都市

みんなできずす2025年の姿

- 互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと安心して過ごしている
 より多くの地域住民が支え合いにかかわり、互いに担い手や受け手となることで、それぞれの多様性を認め合い、やりがいと喜びを感じられ、いきいきと安心して過ごせる地域になるとともに、世代を超えた交流によって、地域のつながりが次世代に継承されている。
 また、世代や分野を超えて、さまざまな人や団体等がつながることで、生活に悩みがあっても、相談・支援につながり、日常のつながりを通じて、災害時にも互いに助け合うことができている。
- 多様な活動団体が連携し、地域住民とともに協働の取組が推進されている
 社会福祉法人や地域企業、NPO、大学、社寺等、京都ならではの多様な機関や団体が地域住民とともに地域の活動に参加し、地域における支え合いの活動が活発に行われている。
- 対応が困難な課題を行政、関係機関が受け止め、円滑に支援につながられている
 地域生活における困難な課題をしっかりと行政、関係機関が受け止め、円滑に支援につなげるにより、抱えた課題が深刻化する前に解決を図ることができている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

(1) 地域福祉活動への支援，市民参加の促進

より多くの市民がボランティア活動等の地域福祉活動や地域の自主的なまちづくり活動に関心をもち，参加するとともに，ボランティアグループや学区社会福祉協議会等の活動団体の継続した活動につながるよう，京都市福祉ボランティアセンター，市・区社会福祉協議会等による支援活動を促進する。

(2) 見守り・相談支援活動，居場所の取組の促進

地域の身近な相談相手である民生児童委員等の活動が円滑に行えるよう支援を充実するとともに，日頃の見守り・相談支援活動の充実により，地域全体で悩みや課題を抱えている人への「気づき」を高めていく。

さらに，同じ悩みや経験をもつ人々が集まり，ともに支え合う当事者組織については，当事者ならではの目線に立った相談，支援による「気づき」や悩み等の情報共有の場となるとともに，身近な地域で住民が集まり交流する居場所についても，活動のなかでのちょっとした相談が，個人や地域全体の困りごとへの「気づき」や，課題解決に向けた新たな活動につながっていくことが期待できる。

このため，こうした相談支援活動や居場所の取組を促進し，身近な地域で多様な課題に「気づき」，悩みや相談を受け止め，関係機関等と連携しながら，適切な支援に「つながり」，地域全体で「支える」活動の充実，強化を図る。

(3) 災害時の要配慮者への支援の充実

運営訓練の実施等により，福祉避難所の円滑な運営の確保に取り組むとともに，地域における見守り活動の促進，重度障害者等の個別避難計画の作成等を通じて，災害時の要配慮者の視点に立った取組の充実を図り，要配慮者を含めた市民のいのちとくらしを守る取組を進める。

また，災害時にボランティア活動が被災者の多様なニーズに応じて効果的に展開されるよう，平常時から市・区災害ボランティアセンターが連携し，災害ボランティア活動の普及啓発等に取り組むとともに，総合防災訓練と連携した，区ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど，多発する自然災害などの危機に対する体制の構築に取り組む。

(4) 多様な主体の協働による地域福祉の推進

社会福祉法人の地域における公益的な取組を支援するため，地域課題の解決に向けた住民と社会福祉法人等が運営する社会福祉施設との協働の取組等，先進的な取組事例を集約し，地域全体で共有を図ることにより，社会福祉施設の地域活動への参画が各地域で積極的に展開されるよう，関係団体や市・区社会福祉協議会等との連携の下，取り組む。

さらに，福祉分野に限らず，地域企業や NPO，大学，社寺等の京都ならではの多様な主体と地域住民等との協働の推進や，文化芸術活動との連携等，分野を超えて多様な主体がつながり，地域活動への関心を高め，活動に参加する地域づくりを進める。

2 行政・支援関係機関等の分野横断的な支援体制の強化

(1) 地域生活における多様な課題への対応の推進

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない社会的孤立，ニーズに対応する制度がない「制度の狭間」や支援の拒否，みずからの健康安全を放棄するセルフネグレクト[※]やいわゆるごみ屋敷といった問題等，多様化する課題や，新型コロナウイルス感染症の拡大により増加が懸念される福祉的課題に対し，地域や関係機関等と連携・協働し，継続して寄り添いながら，適切な支援に結びつける。

また，8050 問題[※]をはじめ，長期化，高年齢化するひきこもり等の課題を抱える世帯への支援に当たっては，分野を超えた総合的な支援を展開するため，保健福祉センターをはじめとした関係機関が相互に緊密な連携を図り，地域と協働することで，当事者やその家族に寄り添った，社会全体で「気づき・つながり・支える」切れ目のない支援に取り組む。とりわけ，ひきこもりは，進学や就職でのつまづきが原因となっていることがあり，当人の望む社会生活へと戻れる，やり直しのできる社会の構築に向け，居場所づくりや就業への支援などに取り組む。

さらに，犯罪をし，罪を償った人等が，地域社会において孤立することなく，市民と地域の理解と協力を得て，再び社会を構成する一員として円滑に復帰することができるよう，犯罪に戻らない，犯罪に戻さない取組を推進する。

(2) 生活困窮者等の自立支援の促進

必要な人に必要な保護を実施することを基本として，最低生活の保障と自立の助長という生活保護制度の目的を達成するため，被保護世帯が抱える課題やニーズを的確に把握したうえで，自立に向けたきめ細かな支援を行うとともに，生活保護不正受給の未然防止及び再発防止に向けた取組など，制度の適正実施に努めることにより，しっかりとセーフティネットを構築し，市民生活を守っていく。

また，生活保護に至る前の生活困窮者に対し，経済的な課題を含め，相談者から具体的な状況を聞きとったうえで，その人に合った支援プランを作成するとともに，社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関とも十分に連携しつつ，就労支援や学習支援など，自立に向けた寄り添い支援の充実を図る。

※ セルフネグレクト：介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより，社会から孤立し，生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態。

※ 8050 問題：80 代の親とひきこもり状態の 50 代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。

政策分野 15 健康長寿

～子どもからお年寄りまで、すべての人が
笑顔でいきいきと健やかにくらす「健康長寿のまち・京都」を実現する～

基本方針

人生 100 年時代を見据え、京都ならではの地域や人とのつながりのなかで、市民が主役となって楽しみながら健康づくりに取り組むとともに、社会や地域全体で健康づくりに取り組んでいく環境づくりを進める。また、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組む、働き手や地域活動の担い手として活躍できる環境づくりを推進する。さらに、支援が必要になっても、医療や介護をはじめとする多職種の専門職や関係機関、地域住民との協働による、医療・介護・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域づくりを進める。

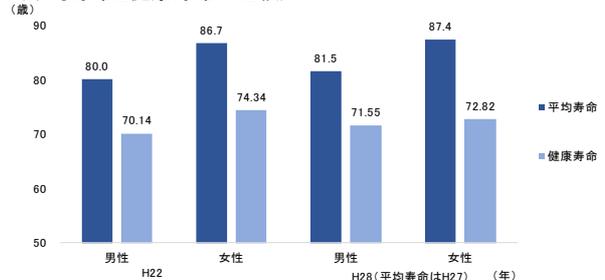
現状・課題

京都市の健康寿命[※]は、男性が 71.55 歳、女性が 72.82 歳で、平均寿命との差は、男性が 9.9 歳、女性が 14.6 歳となっている。健康寿命を延伸し、平均寿命に近づけるためには、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりが重要である。

高齢化率の上昇が見込まれるなか、高齢者の身体機能や生活機能、社会的機能の低下を予防（フレイル[※]・オーラルフレイル[※]対策）する観点からの健康づくりが求められている。このためには市民一人一人が若いときから健康づくりの習慣をもち、高齢になっても介護予防に主体的に取り組む、地域社会と積極的に交流するとともに、地域のさまざまな活動の担い手として活躍し、地域の支え合いのなかで健康づくりに取り組むことが重要である。また、これらの取組は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、新しい生活スタイルを踏まえたものとして実践する必要がある。

開始 20 年を迎えた介護保険制度は、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本理念とし、高齢者の介護になくてはならないものとして定着・発展してきた。一方、利用者の増加に伴い保険給付費は年々増

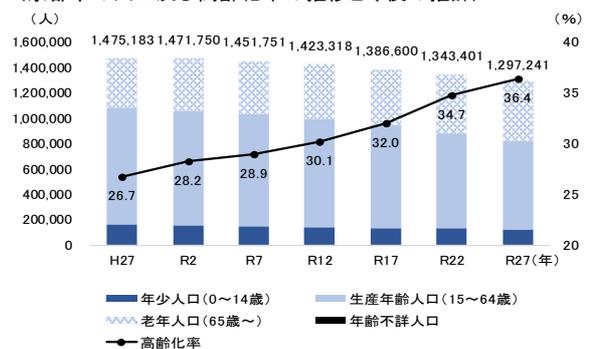
平均寿命と健康寿命に 9.9～14.6 歳の差
(平均寿命と健康寿命の比較)



資料：厚生労働省，厚生労働科学研究班

今後も高齢化率は上昇する見込み

(京都市の人口及び高齢化率の推移と今後の推計)

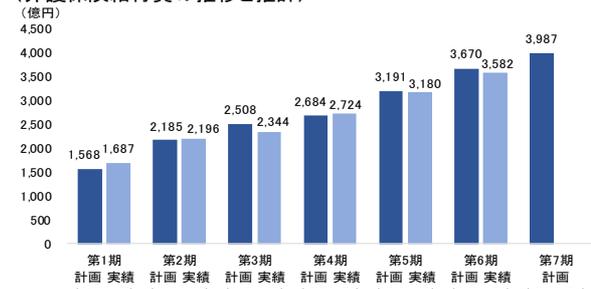


注 令和2年以降は推計

資料：総務省「国勢調査(平成 27 年)」国立社会保障・人口問題研究所

増加する介護保険給付費

(介護保険給付費の推移と推計)



注 「計画」は「京都市民長寿すやかプラン」による見込み値

資料：京都市

※ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

※ フレイル：加齢により心身が衰えた状態。ただし、早期に対策を行えば元の健康な状態に戻る可能性がある。

※ オーラルフレイル：口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む身体の衰え（フレイル）のひとつ。

加し、担い手不足も懸念されるなかで、制度の持続可能性の確保が求められる。

みんなでめざす2025年の姿

1 市民が主役となり、人、地域、文化とのつながりのなかで健康づくりに取り組んでいる

すべての市民がそれぞれのライフステージや心身の状況において、家族や友人とともに、地域活動への参加や文化芸術活動を楽しむなかで、主体的に体やこころの健康づくりに取り組み、一人一人のいのちが輝く笑顔あふれるまちが実現されている。

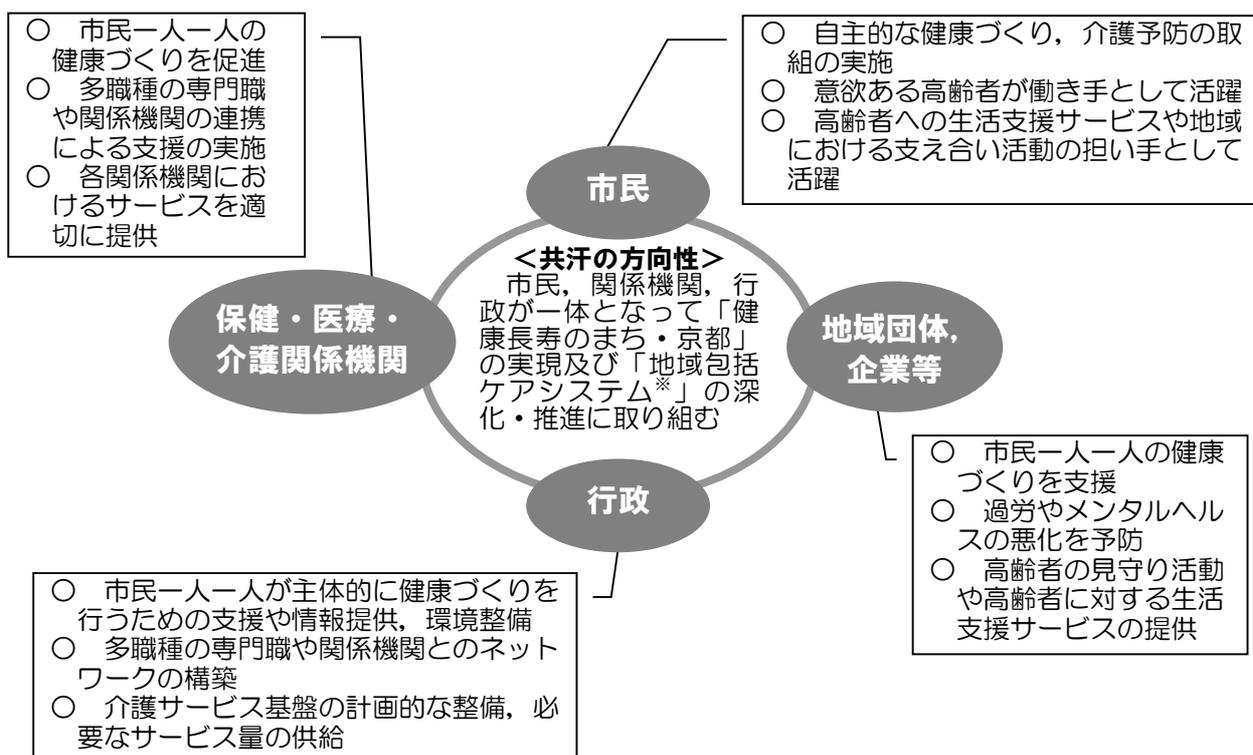
2 高齢者が元気に社会に参加し、働き手やさまざまな地域活動の担い手として活躍している

運動や栄養改善、口腔機能の向上等の介護予防の取組や、社会参加を通じて元気な高齢者が増加している。また、高齢者が働き手や、支援を必要とする高齢者や子ども、若者への支援など、地域におけるさまざまな支え合い活動の担い手として活躍している。

3 切れ目のない医療・介護・生活支援サービスの提供体制が構築され、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができている

医療や介護をはじめとする多職種の専門職や関係機関、地域住民、NPO 等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、高齢者が支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができている。

市民と行政の役割分担と共汗



※ 地域包括ケアシステム：高齢者一人一人が、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、すまい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるしくみ。

推進施策

1 地域や人とのつながりのなかで市民が主体的に健康づくりに取り組むまちづくりの推進

(1) 市民の健康づくりを支える環境づくりの推進

京都らしい健康にも環境にもやさしいライフスタイルの普及により、毎日の生活を楽しむなかで望ましい生活習慣を身につけられるよう取り組むとともに、地域のなかで、市民や関係機関、関係団体等が身近な住民等に健康づくりを働きかけ、自主的に健康づくりの取組の輪を広げていく地域づくりを推進する。

また、市民の一人一人が、年齢や心身の状況に応じて健康づくりに取り組める環境づくりに努めるとともに、フレイル・オーラルフレイルの予防に向け、若いときから望ましい生活習慣を身につけ、健康増進に取り組めるよう、運動習慣や喫煙、飲酒などに関する正しい健康情報を提供する。

さらに、健康増進法で規制されている内容にとどまらず、喫煙をする際の周囲への配慮に係る啓発など、あらゆる場面での受動喫煙防止対策を徹底する。

加えて、身近な場所で健康診査等を受けられる環境づくりを推進するとともに、医療関係機関との連携により、生活習慣病の重症化予防等に取り組む。

(2) 生涯を通じた歯と口の健康づくりの推進

市民一人一人が歯と口の健康づくりに取り組み、生涯にわたって、しっかりと噛んで食べ、健やかで心豊かに笑顔で過ごすことができるよう、歯と口の健康づくりから全身の健康づくり、さらには健康寿命の延伸をめざして、胎児期（妊娠期）から高齢期までのライフステージや配慮が必要な人の特性に応じた歯と口の健康づくりの取組を推進する。

(3) 地域が主体となった食育活動による健康づくりの推進

市民一人一人が自身や家族等の年齢やライフスタイルに応じて、食を適切に判断し、選択する力を身につけ、みずから望ましい食生活を実践していけるよう、さまざまな機会を通じて食育の普及促進を図るとともに、食に関心をもち、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するため、事業者や市民ボランティア等による主体的な食育活動や食育に関する情報発信の拡大に取り組む。

(4) こころの健康づくりの推進

日常生活のなかで、家族や友人、地域住民とつながり、自治会活動等に取り組むこと、文化やスポーツを楽しむことなど、京都のもつ生活文化や地域力を生かしたこころの健康づくりを推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によるこころの不安や依存症の増加、経済的困窮による自殺リスクの高まりも見据え、自殺予防の大切さやうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及を図るとともに、自殺リスクの高い人を、本人や家族だけでなく、地域や学校、職場などの生活の場においても早期に把握し、相談機関等とも連携して、適切な専門相談や医療につなげるいのちのセーフティネットを構築する。

さらに、自殺未遂者及び自死遺族等に対する支援も強化する。

2 高齢者が元気に社会に参加し、働き手や地域活動の担い手として活躍できる環境づくりの推進

(1) 自主的な介護予防の取組の推進

高齢者に可能な限り自立した生活を続けていただけるよう、さまざまな関係機関と連携し、フレイル・オーラルフレイル対策をはじめとした介護予防の普及啓発に取り組むとともに、リハビリテーション等の専門職とも連携し、効果的な運動方法

や栄養改善，口腔機能の向上についての助言や意欲の喚起，介護予防に積極的に取り組む自主グループの支援を行うなどにより，高齢者の自主的な介護予防の取組を推進する。

また，地域の公園での体操など屋外での活動を取り入れるとともに，自宅で過ごす高齢者に対し，必要に応じて専門職が個別訪問による運動や栄養改善，口腔機能の向上等に関する指導等を行うなど，新しい生活スタイルを踏まえた介護予防の取組を展開する。

(2) 高齢者の社会参加の促進及び働き手や地域活動の担い手として活躍できる社会の構築

高齢者が，地域活動，文化芸術活動，スポーツ，レクリエーション等を通じて，いつまでも健康で生きがいをもって過ごしていただけるよう，地域の身近な居場所づくりや，すこやかクラブ京都（京都市老人クラブ連合会）で取り組んでいるボランティア活動の推進など，高齢者の多様な社会参加の促進に向けた取組を進める。

また，意欲ある高齢者が働き手として活躍できるよう，シルバー人材センターを通じた就業に取り組むとともに，元気な高齢者が，多様化する高齢者のニーズに対応した生活支援サービスや子ども，若者への支援など，地域活動の幅広い支え手として活躍できるよう，活動を希望する高齢者への研修，講座の開催や，活動の支援等を行う。

3 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の尊厳が保たれる社会を構築するため，成年後見など権利擁護に関する支援体制の充実を図るとともに，高齢者虐待の防止のための啓発，早期発見，早期対応に向けた取組を推進する。また，生涯にわたり自分らしく生きていくための大切な備えとして，元気なうちから自分自身のこれからの過ごし方を見つめて，さまざまな希望を家族等と一緒に考え，共有する「人生の終い支度」の普及啓発を図るとともに，遺された家財の整理など，地域の支え合いでは対応が難しい課題に対する支援に取り組む。

(2) 切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの提供体制の強化

地域ケア会議の開催を通じて，高齢者支援の個別ケースについて検討を行うことを起点として，医療や介護をはじめとする多職種の専門職や関係機関とのネットワークの構築を図り，地域課題を共有し，地域における支援体制の充実を図る。

また，認知症の人が地域で安心して暮らし続けられるよう，認知症に関する正しい知識の普及啓発や，より多くの市民が認知症支援にかかわることのできるしくみづくりに取り組むとともに，認知症が疑われる人やその家族に早期にかかわり，早期診断から介護サービス等の生活支援まで，状態に応じた連続性のある支援を行う。

さらに，医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けるための円滑な支援を実施できるよう，在宅医療・介護関係者の連携支援に取り組む。

(3) 介護サービス等の充実

「介護離職ゼロ」の実現に向けて，中重度の要介護者の在宅生活を支える24時間対応型の在宅サービスや，在宅での生活が困難になった要介護者を支える施設・居住系サービスの充実など，必要な介護サービスの供給量の確保を行う。

また，国と連携した介護職員の処遇改善に取り組むとともに，仕事の魅力発信や多様な担い手の活用等による担い手確保・業務効率化を進める。さらに，一人暮らし高齢者等が安心した生活を送れるよう，保健福祉サービスの推進に取り組む。

政策分野 16 保健衛生・医療

～市民の健康や生活環境を守り、動物とも共生できる
「誰もが安心してくらするまち京都」を実現する～

基本方針

市民が安心してくらする社会を実現するため、適切な医療サービスが受けられる体制を構築するとともに、感染症や食中毒等の健康危機事案が発生した際には、迅速かつ的確に対応できる体制を確立し、また、食品の安全や衛生的な生活環境を確保する。あわせて、人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会を実現する。

現状・課題

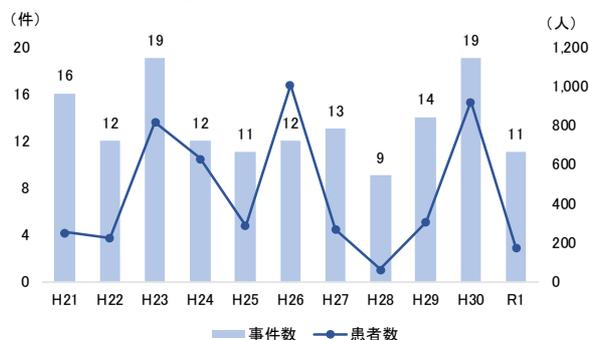
医療の高度化や専門化に伴い、質の高い医療の担い手の確保が求められるとともに、多様化する医療ニーズに対応し、誰もが安心して医療が受けられるよう、切れ目なく過不足もない医療サービスの提供体制の確保が必要である。

新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置され、国を挙げての対策が講じられている。京都市においても、足下の課題である新型コロナウイルス感染症はもとより、新たな感染症による健康危機事案の発生に備え、京都府や医療機関と連携し、適切な医療の提供と感染拡大防止に向けた取組が求められる。

外食や調理食品の持ち帰りや宅配等の中食の需要増加等の食のニーズの多様化、輸入食品の増大等の食のグローバル化など、食を取り巻く環境が変化している。このため、国際基準で食品の安全を確保するとともに、食中毒発生数を最小限にとどめ、広域的な食中毒の発生を抑制することが必要である。

市民の安全安心、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光との調和に向け、違法民泊の根絶や、宿泊施設の適正な運営の確保の取組を強力に推進する必要がある。

毎年度 10 件前後の食中毒が発生している
(食中毒の事件数・患者数の推移)



資料:京都市

ペットが家族の一員として人とともに
くらす社会へと変遷するなかで、飼い主
や事業者は動物がそのいのちを終えるま
で適切に飼育管理する責任を果たし、市
民一人一人がそれぞれの立場から動物愛
護を理解し、協働していくことが求めら
れる。

みんなでめざす2025年の姿

1 必要なときに医療サービスを利用できる

誰もが医療に関する適切な情報を得られ、病院、診療所等において、必要なときに必要な医療サービスが利用できるまちになっている。

2 健康危機に対し、市民の安全と安心が確保されている

感染症や食中毒等の健康危機事案に対し、市民みずから予防できる知識を身につけるとともに、健康危機事案が発生した場合には、迅速かつ的確な対応がなされ、市民の安全と安心が確保されたまちになっている。

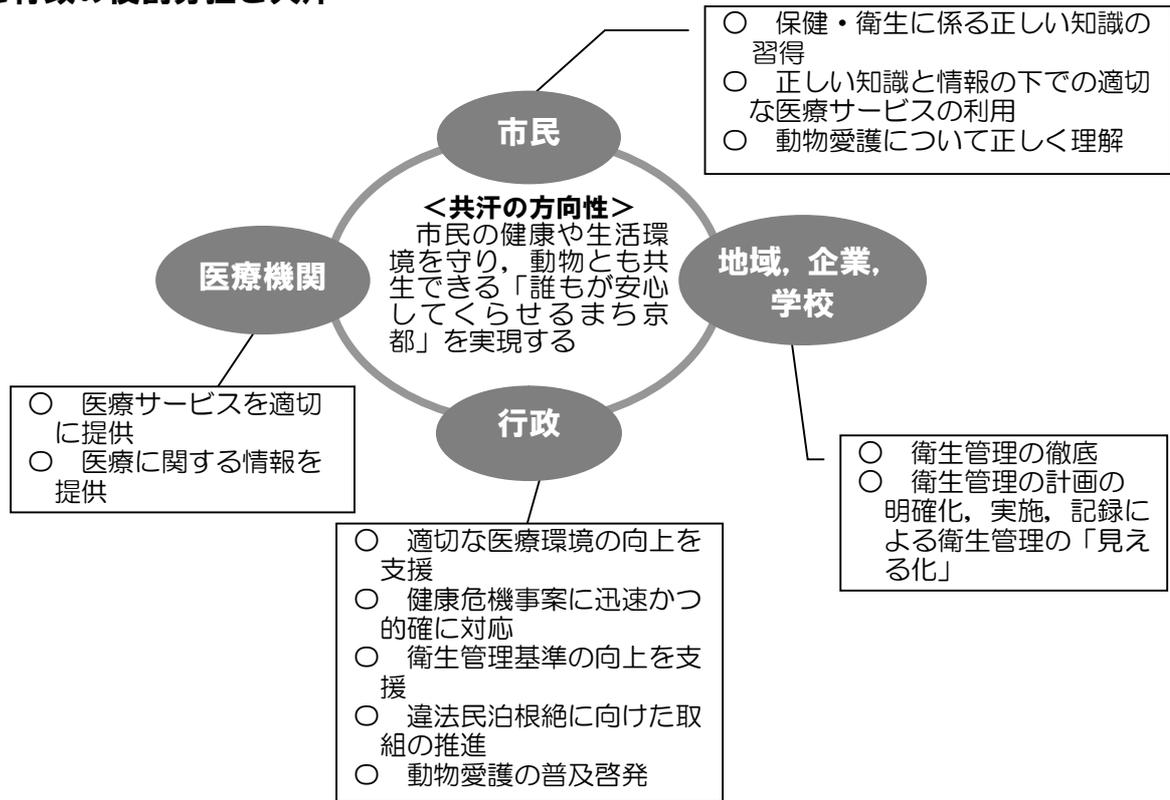
3 食や生活環境の安全と安心が確保されている

食品や生活衛生関連の事業者における衛生管理の取組が推進されるとともに、違法民泊が根絶され、市民の食や生活環境の安全と安心が確保されたまちになっている。

4 人と動物が共生できるうるおいのある豊かなまちになっている

飼い主や事業者が、動物がそのいのちを終えるまで適切に飼育管理する責任を果たすとともに、市民一人一人が動物とのかかわりについて正しく理解し、人と動物がともにくらすうるおいある豊かなまちになっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 医療サービスの充実

(1) 医療の高度化に対応した専門的な担い手の養成と確保

時代のニーズや医療の高度化に対応するため、質の高い医療従事者を養成するとともに、看護師等の市内医療機関等への定着対策及び復職支援対策等を推進していく。

(2) ニーズの多様化に対応した医療サービスの提供体制の確保と質の向上

地理的条件等により医療サービスの提供を受けることが困難な地域の人や、救急医療を必要とする人など、あらゆる医療ニーズに対応し、誰もが安心して受けられる質の高い医療サービスを提供し、市民の健康の保持・増進に貢献するため、医療・福祉などの関係者や市民の理解を深めながら、切れ目なく過不足もない医療サービスの提供体制の確保を図っていく。

また、医療に関する市民からの相談等に迅速かつ適切に対応することで、医療への信頼を高めるとともに、医療機関における安全性を確保するなど、医療サービスの質の向上につながるよう取り組んでいく。

2 健康危機管理の推進

市内の医療機関等と連携を図り、必要な検査体制の確保、医療体制の充実のほか、医療物資・機材の確保や備蓄など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。

また、感染症対策マニュアルの整備や関係職員の研修、保健所の機能強化をはじめ患者発生時の適切な調査や検査体制の確立等に加え、新たに共同整備した京都市衛生環境研究所・京都府保健環境研究所も活用し、健康危機事案に対する総合的な対応力の強化を進める。

あわせて、市民みずから健康危機事案に対応できる知識を身につけられるよう、市民や関係団体に対して、健康危機事案の発生状況や予防対策について、迅速かつ適

切な情報発信を行うとともに、結核や肝炎ウイルス等の従来からの感染症については、早期発見、早期治療及び適切な情報の提供により感染拡大予防を促進する。

また、広く市民が定期予防接種を受けられるよう、協力医療機関の体制整備や接種勧奨を行う。

3 食や生活環境の安全と安心の確保

(1) 食の安全性の確保と安心できる食生活の実現

市民や観光客の健康を守るため、食や食品を取り巻く環境の変化や広域的な食中毒の発生をはじめとした食品による健康被害、また、国際標準と整合する食品の衛生管理への対応など、食品事業者と連携し、食の安全性を確保するとともに、安心できる食生活の実現をめざした環境整備を進める。

あわせて、消費者、事業者及び行政などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換し、食品の安全性についての理解を深めていく。

(2) 市民の生活環境を守るための衛生対策の推進

公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所等の市民生活に密着した生活衛生業施設における衛生的なサービスの提供とその利用を促進するとともに、公衆衛生に関する取組の維持向上をめざす。

また、市民と宿泊客の安全や安心を脅かす違法民泊に対しては、法令に基づく調査や監督の権限を駆使し、繰り返しの指導にも従わない悪質な事業者等への営業停止処分のほか、京都府警察などの関係機関と緊密に連携し、その根絶に向けた取組を進めるとともに、市民の生活環境に十分配慮した宿泊施設の適正な運営の確保を図る。また、地域住民と事業者の調和の確保及び推進の観点からは、地域住民の民泊に対する不安等の解消に努めるとともに、事業者等と顔の見える関係を築けるよう、継続的な支援を行う。

4 人と動物との共生社会の推進

京都動物愛護センターを拠点として、「京都動物愛護憲章」の理念の下、動物への思いやりや正しいかかわり方など動物愛護意識の向上とともに、動物がそのいのちを終えるまで適切に飼育管理するための普及啓発を行い、不適切な動物の取扱いに起因する人への迷惑行為の防止や生活環境の保全を図る。

また、狂犬病など動物由来感染症の発生防止に努めるとともに、監査指導等による事業者の飼養管理に係る法令順守や、災害時における被災動物の救護や収容を速やかに実施できる体制の整備などにより、人にも動物にも心地よいまちづくりに取り組む。

政策分野 17 学校教育

～市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育むまちをつくる～

基本方針

急速な社会の変化やAIの飛躍的な進化など、絶え間なく進む技術革新により将来予測が困難な時代といわれるなかにあっても「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という京都市の教育理念の下、子どもたちが夢と希望をもって未来を切り拓いていけるよう、はぐくみ文化を基軸として、家庭・地域・大学・産業界・NPOなどの参画を得ながら、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む学校教育を推進する。

現状・課題

「遊び」を通じて「生きる力」の基礎を培う幼児教育，義務教育9年間を見通した小中一貫教育，生徒や保護者の多様なニーズにこたえる高校教育，障害のある子どもたちの自立と社会参画の実現をめざす総合育成支援教育など，教職員の熱意あふれる教育実践が日々展開されている。

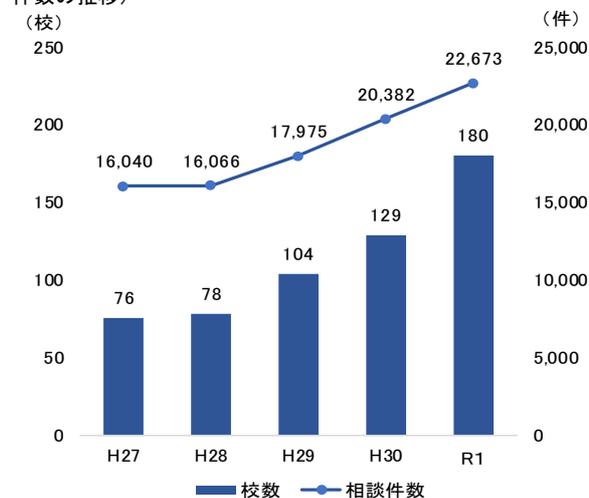
また，全国最多となる学校運営協議会の設置や全校での学校評価システムの実施，そして，約2万5千人の市民ボランティアの参画など，市民ぐるみ・地域ぐるみの教育が着実に進んでいる。学校施設整備では，長寿命化や防災機能の強化等を計画的に進めており，さらには少子化の進展を踏まえ，教育環境の向上に向けて地元主導の学校統合に取り組んでいる。

一方で，発達障害や医療的ケア，不登校・いじめなど，支援を必要とする子どもたち一人一人の状況に応じた，よりきめ細かな指導と支援の実現とともに，ICT（情報通信技術）やAIの活用をはじめ，英語教育等の次代を見据えた教育を推進するための環境整備の充実と，新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする緊急時にも学びの継続性を図ることができる学校体制の確立を図る必要がある。

さらに，教職員の長時間勤務の解消に向け，さまざまな専門分野のスタッフの

支援を必要とする子どもや家庭等への対応は手厚くなっている

（スクールカウンセラーを年間280時間以上配置する学校数と相談件数の推移）



資料:京都市

配置拡大，家庭や地域のさらなる理解と参画・役割分担等により，教職員がみずから人間性や創造性を高めつつ質の高い教育活動を展開できる環境を整備する必要がある。

みんなをめざす2025年の姿

1 社会の宝である子どもたちを市民ぐるみ・地域ぐるみで育てている

「開かれた学校づくり」を基盤とする，市民ぐるみ・地域ぐるみの教育のより一層の推進により，安心・安全で充実した教育環境の下で，子どもたち一人一人の「生きる力」を育むまちとなっている。

2 子どもたちが伝統と文化を受け継ぎ，持続可能な社会の担い手として活躍している

京都ならではの伝統文化教育や環境教育，食育，生き方探究教育，健康教育，ICT教育，英語教育等，京都の文化力・市民力等を最大限に生かした学びを通して，子どもたちが伝統と文化の本質を学びとり，変化の激しい環境のなかでも，多様な他者と協働し，社会的課題の解決に寄与するなど，持続可能な社会の担い手としてあらゆる場面で活躍しているまちとなっている。

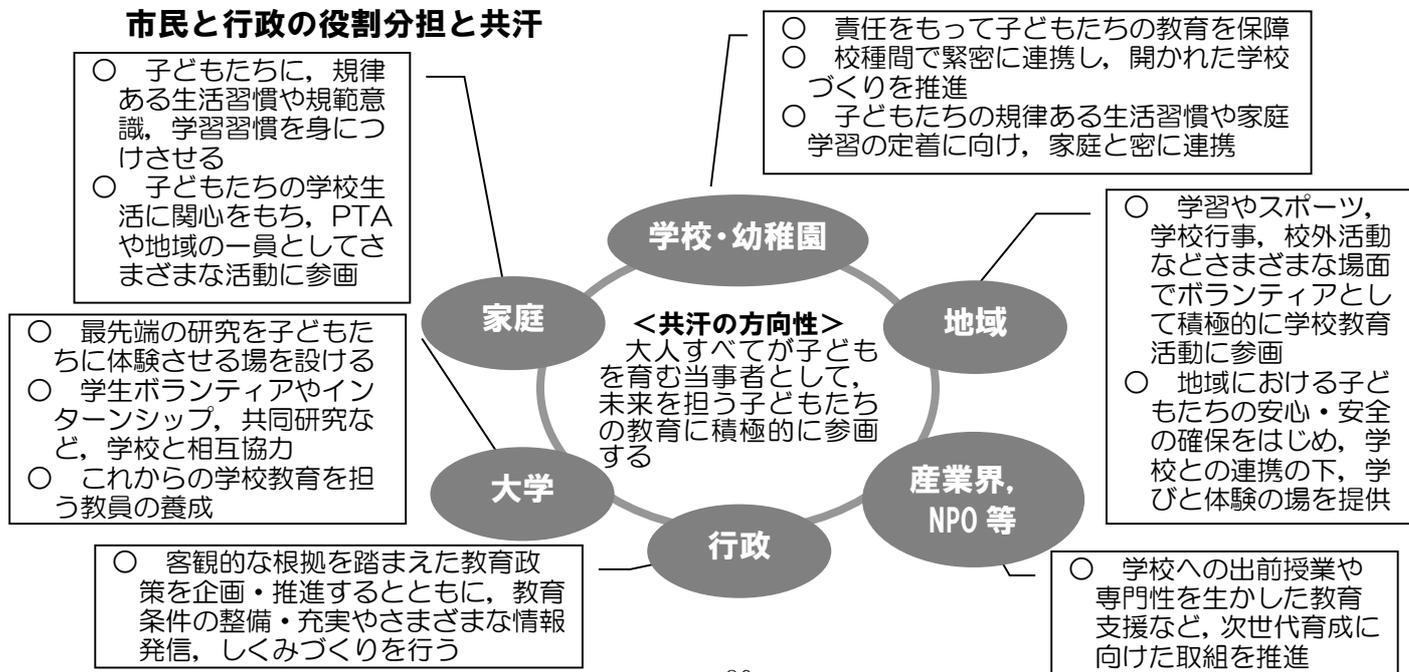
3 誰一人取り残さない，多様なニーズ等に応じた教育が展開されている

教育・福祉・保健・医療等，さまざまな分野の関係機関とのさらなる連携の下，子どもたちの多様なニーズや一人一人の困り等に丁寧かつ的確に応じるとともに，ICT環境の下，学びの継続性を確保することで，障害をもつ子どもや不登校傾向の子どもも含め，子どもたちの可能性の最大限の伸長をめざすまちとなっている。

4 教職員が子どもといきいきと向き合うことができる環境が構築されている

質の高い教育実践に向け教職員が子どもと向き合う時間をより一層確保するため，学校における働き方改革の推進により，教職員がその能力を最大限発揮できる環境を市民ぐるみ・地域ぐるみでつくとともに，子どもの学びと育ちにかかわるすべての者が尊ばれるまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 市民ぐるみ・地域ぐるみの教育の推進

(1) 開かれた学校づくりの推進と市民ぐるみ・地域ぐるみの教育

社会の宝である子どもたちを市民ぐるみ・地域ぐるみで育むため、学校・幼稚園が積極的に情報発信を行い、目標と課題等を共有し、家庭・地域のボランティアや学校評価、学校運営協議会をはじめとする学校教育への参画を促進することにより、京都の伝統である市民ぐるみ・地域ぐるみの教育の一層の推進を図る。

(2) 京都の文化力・市民力を生かした学校教育の推進

次世代育成に向け、大学や産業界、NPO 等による学校教育への参画を進め、京都ならではの文化の継承・発展に向けた伝統文化教育や環境教育、食育、生き方探究教育、健康教育、ICT 教育、英語教育など、子どもたちのさまざまな学びや体験交流の場を充実させる。

(3) 地域との「共汗」で取り組む学校統合及び新しい学校づくり

児童生徒数が減少している地域では、子どもたちのよりよい教育環境の実現をめざし、行政としての説明責任をより一層徹底するなかで、家庭・地域と十分協議し、その論議・検討を尊重する、地元主導による学校統合を推進するとともに、ひとつの小学校から複数の中学校に進学するなど、一部地域に存在する複雑な中学校区の解消に向けた検討を行う。

(4) 私立学校との連携

市立中学校卒業生の約 4 割が私立高校に通学するなど、京都市の教育における私立学校の重要性を踏まえ、府市協調の下、私立学校及び各種関係団体との一層の連携を図る。

2 子どもたちが夢と志をもって可能性に挑戦するために必要な力を育む教育の推進

(1) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図る教育の推進

学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが社会の変化を前向きに受け止め、他者と協働しながら主体的に行動することで豊かな人生を送ることができるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育を推進する。

(2) 持続可能な社会の担い手の育成に向けた教育の推進

生まれ育った地域や文化への誇りを培い、多様な文化や価値観を尊重する態度を育成するとともに、グローバルな視点で課題を発見・解決し、新たな価値を創造できる持続可能な社会の担い手を育む。

(3) ICT 環境を活用した教育の推進

一人一台端末などの ICT 環境を活用しながら、継続した学びを確保し、一人一人の状況に応じた課題提示などで「確かな学力」を定着させるとともに、ICT を活用したグループ学習などで子どもたちの協働の学びの充実を図る。

(4) 子どもたち一人一人への学習保障をはじめとした多様なニーズにこたえる教育機会の提供や教育相談体制の充実

家庭の経済状況や生まれ育った環境、民族・国籍の違い、文化的背景等にかかわらず、子どもたち一人一人が「確かな学力」を身につけることができるよう学習保障を図る。また、一層の増加が見込まれる外国人児童生徒等に対する日本語指導など、多様なニーズや困りに丁寧かつ的確に応じた教育機会の提供や、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応の強化を図るための教育相談体制の充実を図る。

(5) 総合育成支援教育の充実

児童生徒の障害の重度化・重複化や多様化，医療的ケアが必要な子どもの増加などを踏まえ，インクルーシブ教育の理念に基づく，一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育の推進や進路指導，教育環境の充実を図る。

(6) 魅力あふれる市立高校づくりの推進

多様な学習ニーズにきめ細かく応じる教育活動や，探究型学習をはじめとした学習活動の充実など，新たな時代に対応しつつ子どもたちの能力を最大限引き出す学びを実現する，魅力あふれる市立高校改革を進める。

(7) 質の高い幼児教育の推進

生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ，幼児の自発的な活動としての「遊び」を通じて，情緒的・知的な発達，社会性の涵養を図るとともに，小学校教育との円滑な接続等の取組を着実に推進する。

3 教職員の資質・指導力の向上と学校・幼稚園の働き方改革

(1) 教職員の養成から採用，研修まで一体的な取組の推進

京都教師塾の取組や大学等との連携を一層推進し，熱意ある志高い教職員の養成，採用に取り組むとともに，ICT も活用しながら，社会の発展や時代の変化に柔軟に対応しつつ，各キャリアステージに応じた研修を体系的かつ効果的に実施し，教職員としての資質・指導力の向上を図る。

(2) 教職員がいきいきと子どもと向き合うことができる環境づくりと教職の魅力の発信

外部やさまざまな専門分野のスタッフの配置拡大や家庭，地域のさらなる理解と参画・役割分担等により，教職員の長時間勤務の解消に向けた取組を着実に進めるとともに，教員希望者数の減少や教員不足に対応するため，教職の魅力をあらゆる機会を通じて積極的に発信する。

4 安心・安全で新しいニーズにこたえる特色ある学習環境づくり

(1) 学校・教育施設の長寿命化改修や防災機能強化等の推進

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ，学校・教育施設の長寿命化改修，防災・環境性能の向上，バリアフリー化を進めるとともに，ブロック塀対策を含め，誰もが安心・安全で快適に過ごせる学習環境を整備する。

(2) 通学路の安全対策

通学路や幼稚園の園外活動等での安全確保に向け，関係機関と連携し，危険箇所について情報を共有し必要な対策を講じるとともに，見守り活動の実施など，ハード・ソフトの両面で通学路の安全対策を推進する。

(3) ICTの整備など，新しい学習環境づくり

言語能力，問題発見・解決能力等とともに，学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成や，障害のある児童生徒への合理的配慮[※]の提供，さらには AI 等を活用した次代を見据えた教育を推進するため，必要とされる ICT 環境の整備と効率的な維持管理を行い，新しい学習環境づくりを進める。

※ 合理的配慮：障害のある人もない人も同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のことで，大きな負担がかからない配慮のこと。

政策分野 18 生涯学習

～まち全体をまなびやに 市民が生涯学び、活躍できるまちをつくる～

基本方針

人生 100 年時代を見据え、豊かな人生の実現と生きがいをもってらせる社会の創造の双方の観点から、京都ならではの市民力・地域力・文化力を結集し、子どもから高齢者、障害のある人など、あらゆる人々の学びや文化・芸術、スポーツ等に親しむ機会を創出するとともに、それらを通して得た豊かな知識・技術・経験を生かすことができ、健康長寿にもつながる生涯学習のまちづくりに取り組む。

現状・課題

大学、博物館、文化財、伝統産業から先端産業などが集積する京都の都市特性を生かし、生涯学習施策を総合的・体系的に推進するまちづくりを進めてきた。

京都市の各図書館や、生涯学習総合センター（京都アスニー）などの生涯学習施設はもとより、地域コミュニティの中心である学校をはじめ、市内のあらゆる場での学びと交流が進んでいる。

一方で、市民が人生 100 年時代をより豊かに生きるために、ICT(情報通信技術)も活用しながら、文化・芸術、スポーツ等に親しむ機会を含め、さまざまな学習機会をより一層提供することにより、必要な知識・技能の習得、人と人とのつながり・地域コミュニティの活性化、健康の保持増進に資する生涯学習を推進していく必要がある。

単独世帯の増加が進むなかで、市民が孤立することなく生きがいをもって、健康で元気に活躍し続けられる社会をつくるため、生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を構築する必要がある。

さらに、家庭や地域の教育力低下が懸念されるなか、学校、行政機関、市民団体等の連携や支援体制の強化を図り、親の学びや育ちを応援する取組を充実させていく必要がある。

みんなでめざす2025年の姿

1 市民がまちのあらゆる場で学んでいる

京都市の各図書館や生涯学習総合センターなどの生涯学習施設の機能の充実や、さまざまな生涯学習関係団体との連携の拡充により、急速に変化する社会経済情勢の下でも多様な学びが提供され、市民が自身に適した学びを自由に選択し、継続して参加できるまちとなっている。

2 人生100年時代に向けて学びと活動の循環が形成され市民がより豊かに生きている

人生100年時代に向けて、子どもから高齢者まで多様な世代の市民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられるよう、学びとその成果を活動につなげられる循環が形成されたまちとなっている。

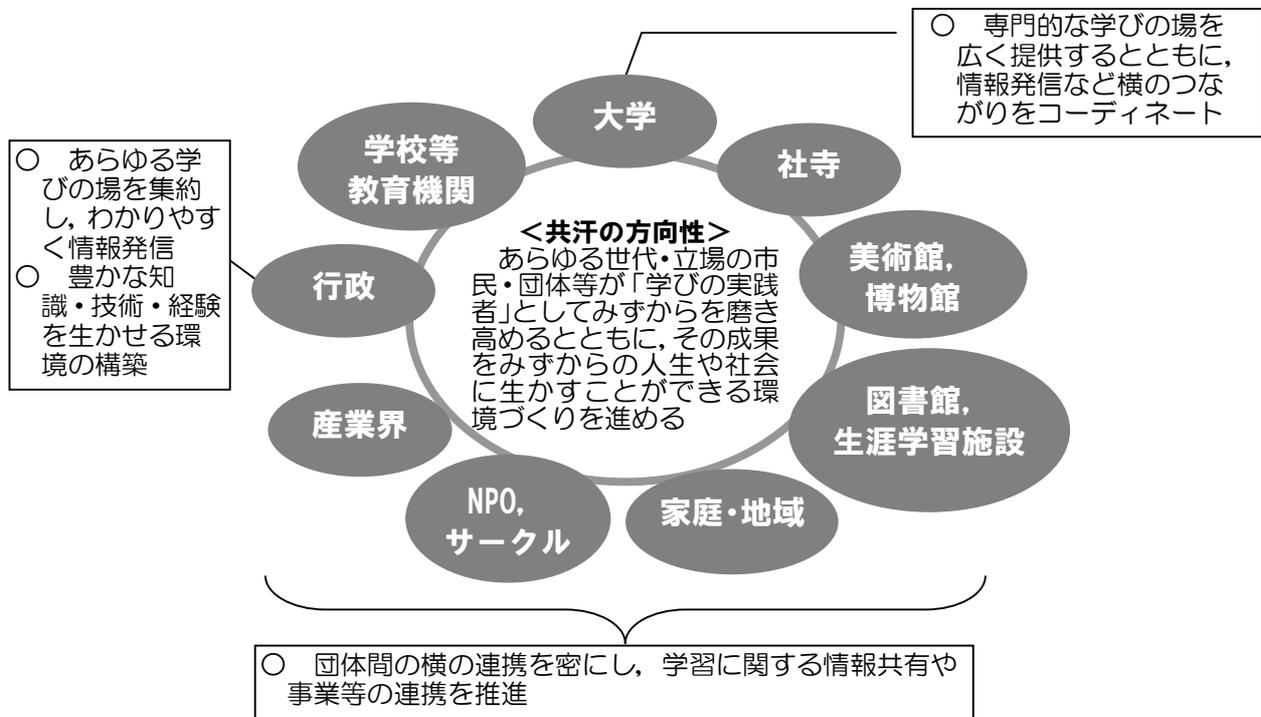
3 京都ならではの学びを通じて多世代が交流・共生するまちになっている

京都ならではの学びを通じて市民が相互につながり、子どもから高齢者まで世代を超えて交流しながら、地域やくらし、各々の生きがいをもとにつくり、高め合うことができるまちとなっている。

4 「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に基づく行動が市民に浸透している

すべての大人たちが「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を意識し、子どもを真ん中に据えた行動をすることで、社会の宝である子どもを市民ぐるみ・地域ぐるみで育むまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 人生 100 年時代に向けてすべての人が学び続けることができる「学びのネットワーク」の拡充

(1) 誰もが学び続けることができるまちづくり

市民の学びと活動の循環の形成や真のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活、地域活動等の調和）の実現に向け、学ぶことの楽しさ、深さ、尊さを実感し、いつでも、どこでも、誰でも気軽に学ぶ機会を得られるよう、ICT の活用や、幅広い生涯学習関係団体との連携の拡充により、多様な学びを提供する。

(2) 京都ならではの多彩な文化資源を生かした学びの創出

博物館・美術館、NPO・ボランティア団体、大学、行政などが創出する豊富な学びの場に、京都が有する伝統文化や伝統産業等の多彩な資源を取り入れることにより、京都ならではの学びを創出し、市民の生涯学習のさらなる振興につなげる。

(3) 市民の学びと交流の拠点としての図書館機能の充実

市民の学びと交流の拠点として、地域に根差した各図書館の特色を生かした取組の推進や、市民生活に必要な資料・情報の収集・発信、すべての人が、いつでも気軽に利用できるような環境整備を進める。また、子どもの読書活動を推進するため、発達段階に応じた切れ目のない読書活動の支援を、学校図書館や関係機関とも連携し、児童館、学童保育所や子ども文庫、PTA サークル、書店等も含めた幅広い団体等とも情報を共有しながら実施するなど、さらなる充実に向けた取組を進める。

(4) 地域の人が集う学校施設や多彩な生涯学習施設の活用促進

学区・地域の人が集う学校施設や区役所・支所などを中心に展開されている地域に根差した学びを活性化させるため、催し情報の発信などの支援を行う。

また、生涯学習総合センターをはじめとしたさまざまな生涯学習施設が協働し、魅力ある取組を展開することで、市民の生涯学習の機会を一層促進するとともに、日本で初めて、京都で開催された国際博物館会議（ICOM）京都大会の成果も踏まえ、200 以上の博物館で組織する京都市内博物館施設連絡協議会との連携の下、博物館ネットワークの充実を図ることで、市民の生涯を通じた文化芸術活動の振興につなげる。

2 学んだことを生かして社会のさまざまな場面で参画・活躍できる環境づくり

(1) 学びで進めるまちづくり

一人一人が学び続けることにより、みずからの地域や社会の課題を認識し、それらの課題の解決に主体的に取り組むまちづくりを進める。

とくに、高齢者の豊富な知恵と経験を最大限生かしながら、世代間が互いに学び合う機会を促進する。

(2) 学びで深める地域の絆

地域の各種団体と学校運営協議会、PTA やその OB、おやじの会等とが連携した「学校・学区等を核とした地域コミュニティ」づくりを推進し、地域活動をより一層活性化させる。

また、そうした地域コミュニティへの積極的な参画や市民の相互交流をさらに深めるためのきっかけにつながるよう、市民が参加して楽しいと感じられ、子どもから高齢者までが幅広く参加できるような各地域でのさまざまな学びへの支援を行う。

3 子どもを共に育む気運づくり

(1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進

学びを次代につなげるため、未来を切り拓く子どもたちの学びと育ちを支える。そのため、京都が培ってきた人づくりの伝統を受け継ぎ、ネットワークの輪をさらに広げながら、「子どもを共に育む京都市民憲章」が子どもを主体とした大人の行動規範として定着することをめざす。

とりわけ、虐待・薬物・児童ポルノをはじめ、子どもたちのいのちを脅かし青少年の健全育成を阻害する課題解決に向けては、各行政機関・市民団体の有機的な連携が何よりも重要であり、各団体間の協働関係をより一層強めていく。

(2) まち全体をまなびやに 大人みんなが先生に

放課後や休日、夏休み等における豊かな学びと育ちを市民ぐるみ・地域ぐるみで支えるさまざまな活動について、京都ならではの多彩な学習資源を最大限活用しながら拡大を図る。具体的には、地域や産業界、大学、博物館、社寺、NPOなどが参画して、子どもたちに豊かな学びと育ちの場を創造する市民活動、子どもたちに運動の機会と環境を提供する各道場・スポーツ少年団の活動を振興する。

(3) すべての家庭にしっかり届ける家庭教育支援

親自身が親としての心構え等を学ぶための親支援プログラムについては、孤立しがちな子育て中の親が気軽に参加できるよう、保育所・幼稚園・学校さらには保健福祉センター・児童館等あらゆる場所で展開させ、すべての家庭に対して支援策を講じる。

また、中高生等、将来親となる若い世代が、体験活動などを通して、子どもを生み、慈しみ、育てることに感動を覚え、いのちの尊さを感じ、家族の社会的機能・役割とそれを支える地域や社会の重要性を考える機会となる学習を推進する。

政策分野 19 危機管理・防災・減災

～都市のレジリエンス[※]を向上させ、あらゆる危機にしなやかに強く対応できるまちをめざす～

基本方針

激甚化する自然災害はもとより、新型コロナウイルス感染症のような経験したことのない新たな感染症、大規模停電、原子力災害、テロ災害など、あらゆる危機から市民のいのち、暮らしを守るため、市民、地域団体、事業者、行政等の多様な主体のそれぞれが的確な行動を取り、相互に連携・協働するしくみをより強固にするとともに、より効果的な情報伝達体制の構築、避難体制の整備、地域防災力のさらなる充実強化により、都市のレジリエンスを向上させ、危機にしなやかに強く対応できるまちをめざす。

現状・課題

近年、気候変動の影響等に伴い激甚化する自然災害をはじめ、複雑多様化する危機に的確に対応していく必要がある。

とりわけ、新たな感染症に対しては、これまでの制度や慣習が通用せず、社会全体の速やかな行動変容と持続可能な社会経済活動の実行が不可欠である。

自然災害等の発生時の被害を最小限に抑えるためには、市民や観光客等が的確な行動を取れるよう、必要な情報の収集・集約・伝達体制を強化し、避難情報や被害状況等を迅速・的確に発信することが不可欠である。

また、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等の要配慮者にも配慮し、受け取り手に応じた情報の伝達、地域における支援体制づくり、避難所等の環境改善等の支援の充実や社会経済情勢の変化等を踏まえた公的備蓄と供給体制の強化が求められている。

各自主防災会で、感染症下での大規模災害を想定した訓練や、避難所運営訓練の実施及び訓練結果を踏まえた運営マニュアルの充実見直し等を行っているが、地域防災力のさらなる充実強化を図るとともに、市民一人一人が主体的に行動できるよう、訓練の充実や市民への防災啓発等の強化を行う必要がある。

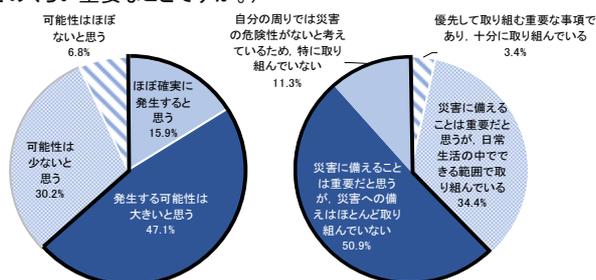
市民のいのち、暮らしを脅かす多様な危機

- ・地震(東日本大震災(H23)、熊本地震(H28)、北海道胆振東部地震(H30)等)
- ・風水害(平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等)
- ・感染症(新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等)
- ・大規模停電(北海道胆振東部地震(H30)、令和元年台風第15号等)
- ・原子力災害(東日本大震災(H23)等)
- ・北朝鮮のミサイル発射
- ・爆破予告、不発弾等の処理
- ・外来毒保有昆虫等の発生(セアカゴケグモ、ヒアリ等)
- ・野生鳥獣の出没
- ・生活用水の汚染
- ・サイバーテロ など

1 時間降水量 50mm 以上の発生回数は増加傾向 (1 時間降水量 50mm 以上の発生回数の推移)



資料:気象庁
 災害が発生する可能性が大きいと思う人が過半数である一方、災害に十分備えていない人が過半数 (日常における防災に関する意識や活動についての調査の結果) (質問項目 1:今、あなたが住んでいる地域に、将来(今後 30 年程度)、大地震、大水害などの大災害が発生すると思いますか。)(質問項目 2:あなたの日常生活において、災害への備えは、どのくらい重要なことですか。)



1 災害の可能性に関する意識 2 災害に備えることの重要性
 資料:内閣府「日常における防災に関する意識や活動についての調査(平成 28 年)」

※ レジリエンス:さまざまな危機からの回復力, 復元力, 強靭性(しなやかな強さ)を指す。

みんなでめざす2025年の姿

1 あらゆる危機にしなやかに強く対応できている

日頃からの、市民、地域団体、事業者、行政等の相互の連携・協働に加え、危機発生時における関係機関、京都府や関西広域連合、近隣自治体等との連携体制が整っており、自然災害や新たな感染症をはじめとするあらゆる危機の発生時に、それぞれの役割を的確に果たし、しなやかに強く対応できている。

2 自然災害等の発生時に、各主体が的確な行動を起こすことができている

自然災害等の発生時に、必要な情報を収集・集約し、速やかに伝達する体制が構築されており、それを基に、市民、観光客、地域団体、事業者、行政等のそれぞれの主体が的確な行動を取ることで、被害が最小限に抑えられている。

3 自然災害等の発生時に、あらゆる人がいのちを守る行動を取る準備が整っている

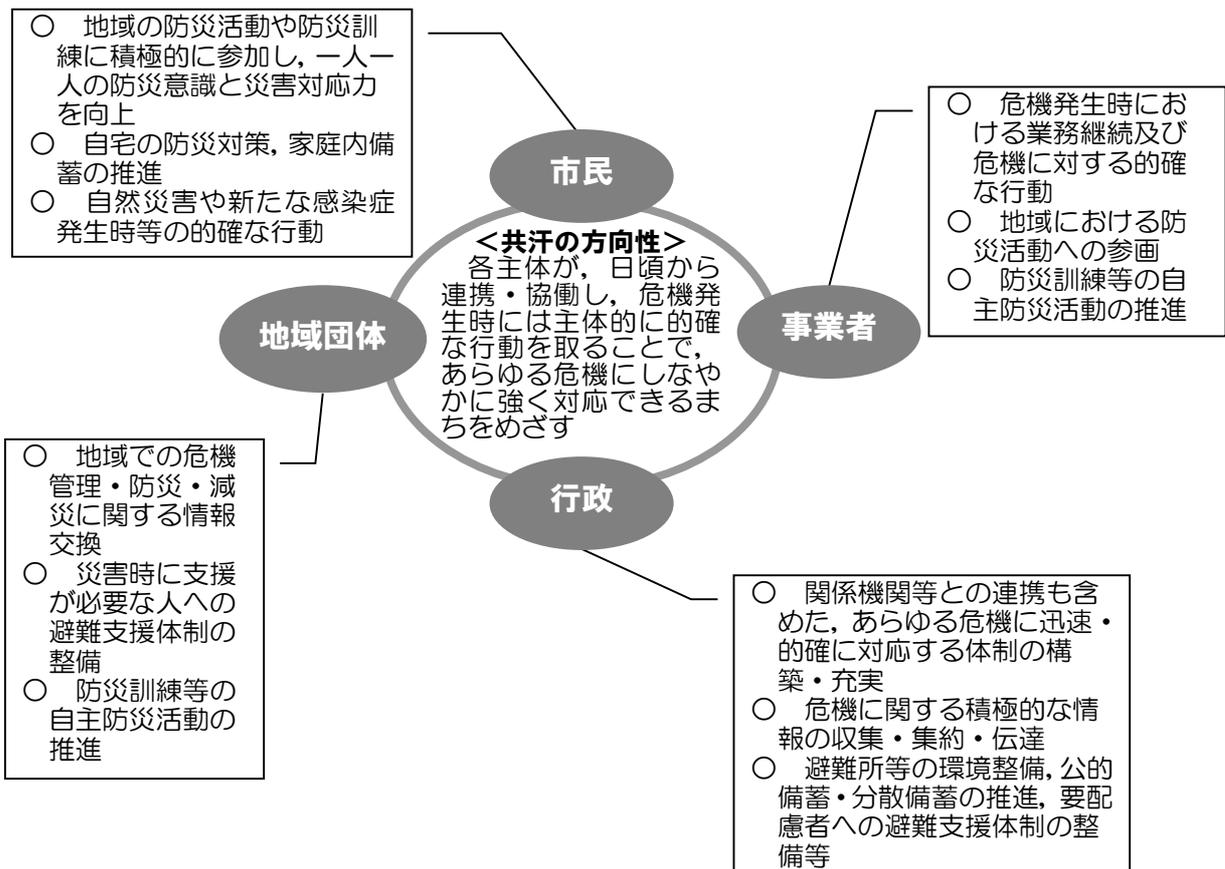
高齢者や障害のある人、子ども、外国人等の要配慮者にも情報が確実に届けられ、避難が必要な人が、地域の支え合いの下、円滑に避難することができ、避難所等においても不便なく過ごすことができる細やかな配慮が行き届いている。

また、発災直後に真に備えておくべき公的備蓄物資を迅速かつ確実に供給できる体制が構築できている。

4 市民一人一人が防災意識をもって主体的に行動できている

自宅の防災対策や家庭内備蓄、地域での自主的な防災訓練等を通じて、市民一人一人の防災意識と災害対応力が高まり、主体的に行動できる準備・体制が整っている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 あらゆる危機からいのち・くらしを守る危機管理体制の強化

自然災害や新たな感染症をはじめとするあらゆる危機の発生時に対応の拠点となる危機管理センターを中心に、ICT（情報通信技術）等も活用し、危機管理体制の充実を図り、ソフト・ハード両面からの総合的な対策を実施することにより、複雑多様化する危機に的確に対応する。

また、さまざまな危機発生を想定した他機関等との合同訓練や定期的な情報共有、意見交換等の実施により、市民、地域団体、事業者、関係機関、京都府、関西広域連合、近隣自治体等との連携を強化し、危機管理・防災・減災対策を着実に推進する。

2 いざというときに備える防災情報の共有、情報伝達体制の構築

危険箇所を示す各種ハザードマップやわかりやすいタイムライン[※]等の活用により、日頃から情報共有、防災意識の向上を図り、自然災害等に備える。

また、自然災害等の発生時に、市民や観光客をはじめ、地域団体、事業者等が必要な情報を確実に受け取り、的確な行動を取ることができるよう、ビッグデータや最新のICTも活用しながら、効率的かつ効果的に情報を収集・集約・伝達する環境を構築する。

3 自然災害等の発生時に支援が必要な人への避難支援体制の整備

自然災害等の発生時に支援が必要な人への情報伝達体制を充実するとともに、要配慮者にも配慮しながら、必要な物資の備蓄や迅速かつ確実に供給できる体制の構築、新たな技術や資機材の導入等により、避難所等の環境改善を推進するとともに、避難所のさらなる確保を図る。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく訓練の実施を支援するなど、事業者、地域団体、行政等が連携・協働し、避難が必要な人が円滑に避難できる体制を構築する。

4 市民ぐるみ・地域ぐるみで進める地域防災力の充実強化

誰もが参加しやすい地域の防災訓練や避難所運営訓練の充実、あらゆる機会をとらえた市民への防災啓発等により、市民一人一人の防災意識を醸成するとともに、事業者との災害時応援協定による連携強化等を図ることで、市民力・地域力を引き出し、地域防災力のさらなる充実強化を図る。

※ タイムライン：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。

政策分野 20 歩くまち

～人と公共交通優先の「歩くまち・京都」のさらなる進化をめざす～

基本方針

市民、事業者、行政の協働の下、「歩いて楽しいまちづくり」をより一層推進するとともに、持続可能な公共交通ネットワークを形成していくことで、市民や京都を訪れる人々が「出かけたくなる」魅力と活力あふれるまちとくらしを実現していく。

さらに、近隣市を含めた創造的な都市圏の創出に向け、誰もが安心・便利・快適に移動できる未来の交通システム実現を見据えた新技術の活用を進める。

現状・課題

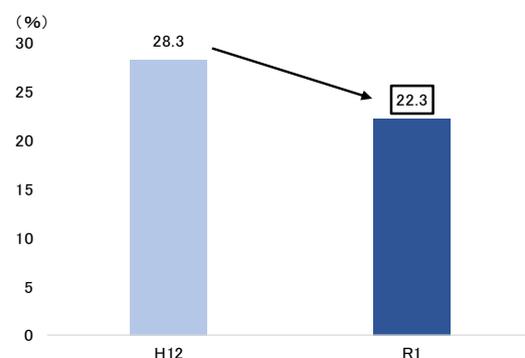
「歩くまち・京都」の推進により、バス・鉄道利用者数の増加、自動車分担率の減少など、クルマ中心から「歩く」ことを中心としたまちとくらしへの転換が進んでいる。

公共交通ネットワークについては、都市の活力向上に資することに加え、市民や京都を訪れる人すべてが安心・安全でゆとりをもって移動していただけることが求められている。そのうえで、「住む人」、「訪れる人」の双方で公共交通ネットワークをしっかりと支えるしくみを構築し、持続可能なものとする必要がある。

また、人口減少や少子化等、交通を取り巻く状況の変化に伴い、公共交通を支える担い手不足といった新たな課題が顕在化する一方で、自動運転やMaaS*等、人と公共交通優先のまちづくりの推進に資する新たな技術や概念が生まれつつある。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、さまざまな局面での交通行動の変化が見られるものの、まちの魅力と活力の向上を図り、2050年までの二酸化炭素排出量「正味ゼロ」をめざすうえでも、クルマに過度に依存せず、徒歩や自転車もかしこく組み合わせながら、公共交通の利用をより一層、促進していくことが重要である。

自動車分担率(移動のために自動車を使う割合)は減少傾向

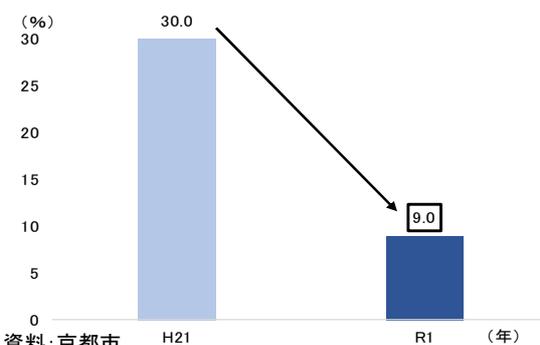
(平成12年度と令和元年度の自動車分担率)



資料:京都市

観光客のマイカー比率は減少傾向

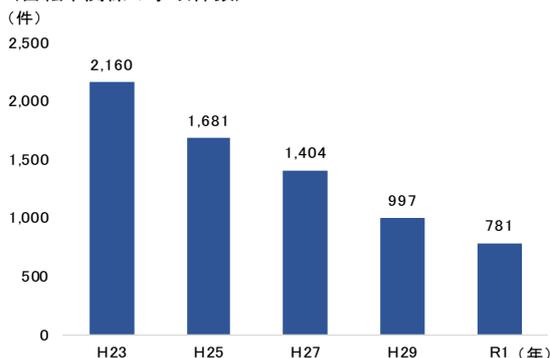
(平成21年と令和元年のマイカー比率)



資料:京都市

自転車関係の事故件数は減少傾向

(自転車関係の事故件数)



資料:京都府警察

※ MaaS:「Mobility as a Service」の略であり、出発地から目的地までの移動ニーズに対して、最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者の一元的なサービスとしてとらえる概念。

市バス・地下鉄事業は、これまで数次にわたって経営の健全化に取り組み、経営改善を着実に進めてきた。しかし、車両や設備の更新費用の増加、市バス事業における全国的なバス運転士・整備士の担い手不足などによるコストの上昇に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、両事業の経営はかつてないほど危機的な状況に直面しており、新しい生活スタイルや働き方の変化も踏まえた持続可能な事業運営を行う必要がある。

自転車政策については、地域や京都府警察などと連携した取組により、自転車関係の交通事故件数や放置自転車台数が減少しているものの、継続的な対策の実施はもとより、自転車利用者のルール・マナー違反といった社会的な課題への対応が必要となっている。

加えて、新しい生活スタイルの実践や市民の健康増進などに向け、自転車のさらなる活用が求められている。

みんなでめざす2025年の姿

1 「歩くまち・京都」の取組が進展し、「出かけたくなる」魅力と活力のあふれるまちづくりが進んでいる

市民、事業者、行政それぞれの協働の下、変化する都市課題に対応しつつ、IoT*やAIなどの新しい技術革新も取り入れながら、「歩くまち・京都」のさらなる進化により、誰もが公共交通をより便利で快適に利用するとともに、徒歩や自転車もかしこく組み合わせ出かけるスマートなライフスタイルが定着し、魅力と活力のあふれるまちとなっている。

2 便利で利用しやすい公共交通ネットワークが、「住んでよし」、「訪れてよし」のまちとしての魅力を高めている

行政、鉄道・バス等の交通事業者のさらなる連携により、人の流れが集中する駅やバスターミナル等の交通結節機能の分散化やバリアフリー化が進み、公共交通の利便性や快適性が向上するとともに、地域のニーズ・特性に応じた交通手段が確保されることで、市民にとっては「住み続けたいまち」、訪れる人々にとっては「何度でも訪れたいまち」としての魅力が高まっている。

同時に、「保全・再生・創造」それぞれの役割を期待される地域がそのポテンシャルを十分に発揮できるよう、新たな技術革新を踏まえた市内外の公共交通ネットワークのあり方について、将来を見据えた市民的な検討が深まっている。

3 まちの活力やにぎわいにつながる魅力的な歩行空間が作り出されている

居心地が良く歩きたくなるようなゆとりある歩行空間が引き続き創出され、人々が憩い、にぎわいや活気であふれることで誰もが「出かけたくなる」まちとなっている。

※ IoT：「Internet of Things」の略であり、あらゆるモノがインターネットにつながり、相互に通信し合う技術やしくみ。

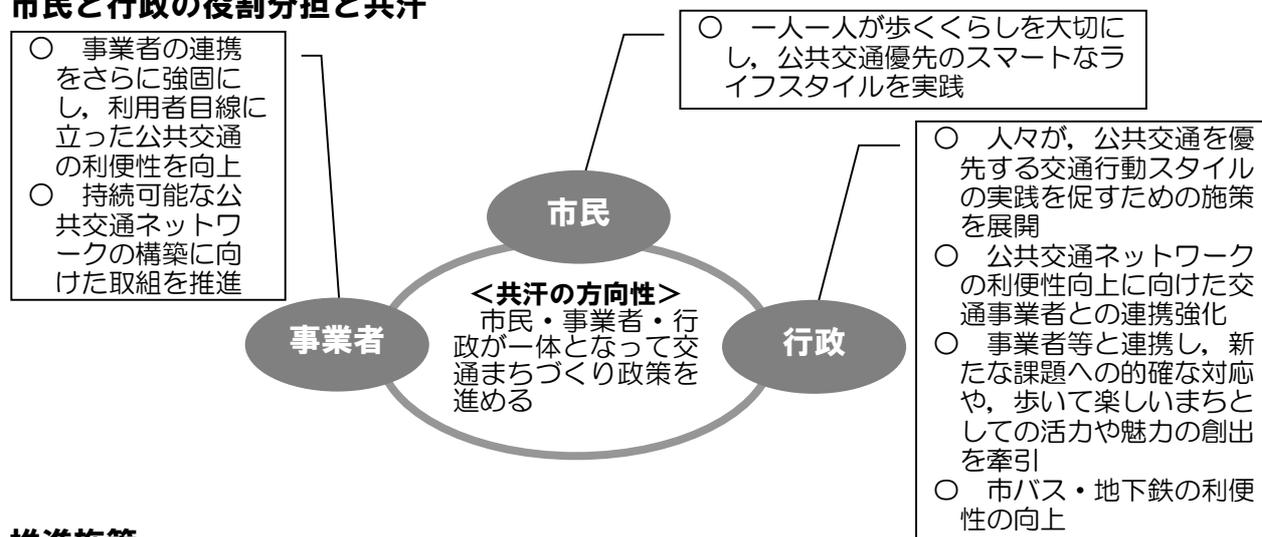
4 市バス・地下鉄が市民の暮らしとまちを支えている

高齢者が増加するなか、公共交通の果たす役割がますます高まり、すべての人に安全・安心・快適に御利用いただける市バス・地下鉄を中心に、民間交通事業者との連携が深まり、市内の移動をはじめとする公共交通の利便性が向上したものとなっている。それにより、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を先導する京都の主要交通インフラである市バス・地下鉄が、市民の生活と都市活動をしっかり支えている。

5 安心・安全で快適に自転車が利用されている

自転車のルール、マナーを学び・守り合い、道路を正しく使い合うことで、自転車関係事故が減少するとともに、クルマから自転車への利用転換が進み、自転車が活用されることで、生活の質を高め合っている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 地域特性に応じた持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成

人と公共交通優先のまちづくりに向け、公共交通の車内や歩行空間の混雑解消、公共交通を支える担い手不足などの課題の解決に資するよう、IoT や AI、自動運転などの新技術、移動や交通に関する新たな概念である MaaS の活用等の検討を進めるとともに、交通事業者間の連携により、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた取組を進めていく。

また、駅やバスターミナル等の交通結節機能の分散化やバリアフリー化の推進に加え、鉄道、バスの乗り継ぎのシームレス[※]化など、利便性・快適性をさらに高めていく取組を実施するとともに、未来を見据えた新たな交通システムの検討を行う。

中山間地域や郊外部等においては、ニーズや特性に応じた公共交通の確保に向けて、地域や交通事業者との協働による取組を実施する。

さらには、京都府と協力、一丸となり、国の強力な支援を得て、国土の均衡ある発展に資する広域ネットワークの形成や、市内周辺部及び近隣市を含めた創造的な都市圏の創出に向けて既存の交通ネットワークを縦横断的に結ぶ新たな環状ネットワークの検討を進めていく。

※ シームレス：「継ぎ目のない」の意味であり、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。

2 誰もが「出かけたくなる」歩行空間の創出をはじめとする魅力的なまちづくり

主要幹線道路において自動車交通の円滑化を進める一方で、人の流れが集中する交通結節点周辺や観光地などにおいて、国が提唱しているウォークアブル推進都市[※]として、人々が安心・安全に移動でき、にぎわいとゆとりのある魅力的な歩行空間の創出に向けた取組を実施し、誰もが「出かけたくなる」まちづくりを進めていく。また、パークアンドライド[※]の促進強化や物流対策、駐車場の有効活用と適切な配置等のクルマの流入抑制に引き続き取り組んでいく。

3 歩いて楽しくらしを大切にするスマートなライフスタイルのさらなる促進

ICカードの普及やキャッシュレス化、新技術の進展を踏まえ、公共交通をさらに便利で快適に使っていただくスマートなライフスタイルの定着を図っていく。また、モビリティマネジメント[※]の取組を通じて、地域に根差した公共交通の利用を促進するとともに、その安定的な利用が持続可能な公共交通を運営するうえで不可欠であることを広く発信していく。

4 市バス・地下鉄の利便性の向上とまちづくりへの貢献

事業の根幹である安全・安心を最優先に、新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会経済情勢の変化を踏まえた的確な経営判断の下、市民の足をしっかりと確保する。

また、市バス・地下鉄の運賃制度について、観光客等に相応の負担を頂くとともに、市民や京都で働く人にとってより便利で利用しやすいものとするため、利用頻度の高い人へのICカードを活用した市バスの乗継ぎ無料化をめざし、市バス・地下鉄の割引制度の再構築を行う。あわせて、中長期的な安定経営に向け、両事業一体で経営基盤を強化していく。

加えて、チーム「電車・バスに乗るっ」の取組など、民間事業者等との連携強化により、京都の公共交通全体での利便性の向上を図ることで、まちづくりに貢献していく。

5 自転車の安心・安全な利用環境の充実と多様な場面での活用

自転車関係事故を減少させるため、サイクルセンターの活用等により、自転車利用のルール、マナーの徹底、安心・安全の確保などに取り組むとともに、自転車走行環境のさらなる整備や駐輪需要に応じた駐輪場整備、より効果的・効率的な放置自転車対策を進める。

さらに、新しい生活スタイルの実践や市民の健康増進などに向け、自転車の特性を生かした活用策を展開する。

※ ウォークアブル推進都市：街路空間を、「居心地が良く歩きたくなる（Walkable）まちなか」として、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと再構築していくまちづくりの取組に賛同している都市のこと。

※ パークアンドライド：クルマを駅やバス停周辺の駐車場にとめ、電車・バスなどの公共交通機関に乗り換えて、目的地に向かう、クルマの流入抑制につながる移動方法。

※ モビリティマネジメント：過度にクルマに頼る移動から徒歩や公共交通の利用等による移動へと、一人一人の住民や、ひとつひとつの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく一連の取組。

政策分野 21 土地・空間利用と都市機能配置

～将来にわたってくらしやすく、魅力と活力のある持続可能な都市をつくる～

基本方針

人口減少や少子化といったさまざまな社会経済情勢の変化を見通し、「保全・再生・創造」の都市づくりを基本としながら、多様な地域で受け継がれてきた伝統や文化、景観、産業や知恵などの資源や特性を生かして、まちの魅力や強みを守り、さらに高めていくため、オフィスや産業用地・研究開発拠点の創出、若年・子育て層の定住促進など都市の魅力の継承・創造につながる積極的な土地利用や都市機能の誘導を図ることで、市民の豊かなくらし・活動を支え、新たな価値を創造する持続可能な都市を構築する。

現状・課題

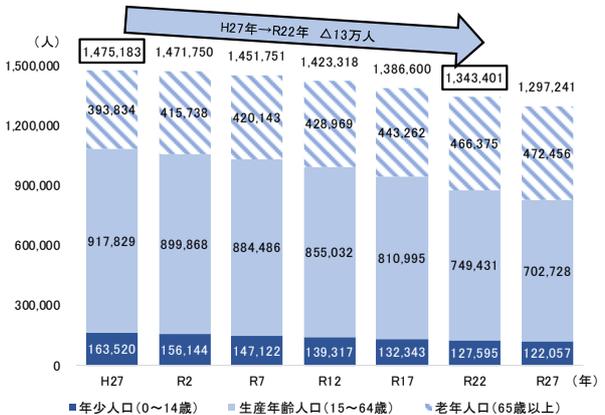
悠久の歴史に培われた文化が日々のくらしに息づく京都では、特色ある多様な地域がネットワークされた都市が形成されている。一方、人口減少や少子化等の社会経済情勢の変化を見通し、京都ならではの都市の魅力や未来を受け継ぎ、社会を支える中核となる若年・子育て層の定住促進や産業の活性化、魅力ある働く場の創出などが課題となっている。

京都市の都市特性や社会経済情勢の変化等に対応して、持続可能な都市を構築するためには、市民、企業・事業者、行政が、都市の将来像や地域のビジョンを共有し、協働のまちづくりを進めていくことが重要である。また、都心部に都市機能が集積し、にぎわう一方で、周辺部ではさらなる魅力と活力の創出が課題となっており、市域全体の持続性の確保をめざして、地域の特性を踏まえた戦略的かつ計画的な都市計画を展開することがより一層求められる。

京都の新たな活力を生み出す「らくなん進都※」をはじめとする南部地域では、幹線道路等の都市基盤整備や産業集積において一定の進ちよくが見られる。一方で、一定まとまった産業用地の確保の難しさや京都府南部等の工業系地域と比べ高い地価、公共交通の利便性の課題等から、企業にとって立地する動機付けが十分でない状況がある。

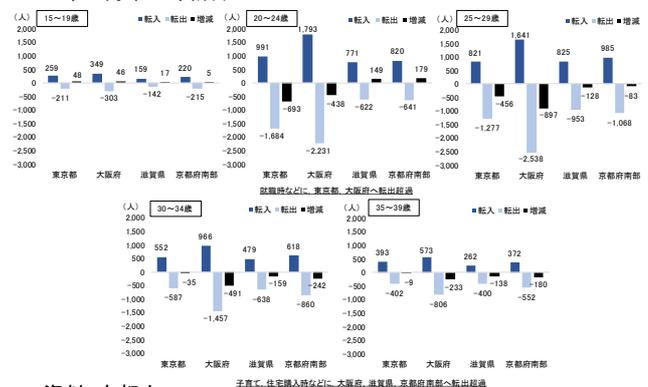
※ らくなん進都：新しい京都を発信するものづくり拠点としてまちづくりを進めている地域。油小路通を中心に概ね十条通、宇治川、東高瀬川、国道1号に囲まれた約607ha。

25年で人口は約13万人減少する見込み
(京都市の人口の推計)



資料：総務省「国勢調査(平成27年)」
国立社会保障・人口問題研究所

大学卒業後の就職や、結婚、出産、住宅購入時に
市外に転出している
(京都市の15歳～39歳の転出入の状況(令和元年10月～令和2年9月末の年計))



資料：京都市

洛西、向島の両ニュータウンでは、住民や地域団体、事業者など、多様な主体の協働により、公園の整備、住宅流通の促進、観光プログラムの推進などの活性化に資する取組が進み、地域のまちづくりの機運も高まってきている。

一方で、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化等が進んでおり、ニュータウンを未来に受け継ぐための取組が重要となっている。

これまでから市民の自治意識が高く、近年、景観、環境、まちづくりに対する関心や機運がさらに高まってきており、NPO やまちづくり会社[※]の参画など活動主体も多様化してきている。一方、住環境の変化や市民ニーズの多様化等による住民の合意形成に要する時間の増加や、人口減少等を背景とする活動の担い手や場、必要な資金の確保が厳しいという課題がある。

みんなでめざす2025年の姿

1 あらゆる世代が豊かにくらす生活圏がネットワークする都市

日常のくらしや活動を支える施設や若年・子育て層がくらしてみたいくなる居住環境、すまいの近くで働ける環境が充実するとともに、住み慣れた地域に愛着をもって住み続けられるコミュニティが維持され、徒歩や公共交通でスムーズに移動できるなど、あらゆる世代がいきいきとして、安心・安全にくらす生活圏が、公共交通の拠点などを中心に形成され、それらがネットワークされた都市となり、多様な地域の魅力と活力が高まっている。

2 京都らしい魅力とにぎわいのある商業・業務機能の充実した都心空間

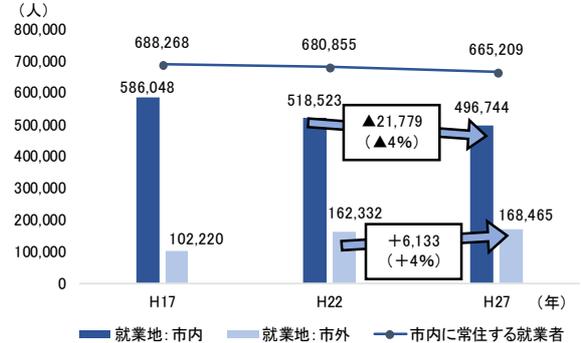
歴史的都心地区[※]周辺や京都駅周辺地域、二条・丹波口・梅小路の各周辺地域において、広域的な商業施設やオフィス、研究所などの商業・業務機能等が地域と調和しながら集積し、にぎわいのある、京都らしい魅力的な界隈が形成されている。

3 新たな活力を担う産業の集積地域

「らくなん進都」をはじめとする南部地域等において、ものづくり企業の本社、研究開発、生産を担う産業用地・空間の確保と産業機能の集積がさらに進むとともに、工場の操業環境を確保しつつ住居との調和が図られた、住む人にも働く人にも快適かつ魅力ある都市環境が形成されている。

市内常住者のうち、市内での就業者が減少する一方、市外での就業者が増加

(市内に常住する従業者(15歳以上)の就業地)



注 「就業地: 市外」及び「市内に常住する従業者」には就業地不詳を含めて集計

資料: 総務省「国勢調査(平成17年~平成27年)」

※ まちづくり会社: 主に市街地の地域振興等を目的とする公共性の高い会社。

※ 歴史的都心地区: 河原町通、烏丸通、堀川通、御池通、四条通、五条通の6本の幹線道路沿道地区とこれに囲まれた職住共存地区。

4 文化やポテンシャルを生かして新たな魅力や価値を創造するまち

京都駅周辺地域や緑豊かな地域をはじめとする市内のさまざまな地域において、多様な人々の出会いや集い、交流を通じて、伝統や文化、産業や知恵、自然といった京都ならではの資源と、整備が進む交通基盤など新たなポテンシャルを生かして、地域の魅力が受け継がれ、クリエイティブな活動や新たな技術を生み出す魅力的なまちが創出されている。

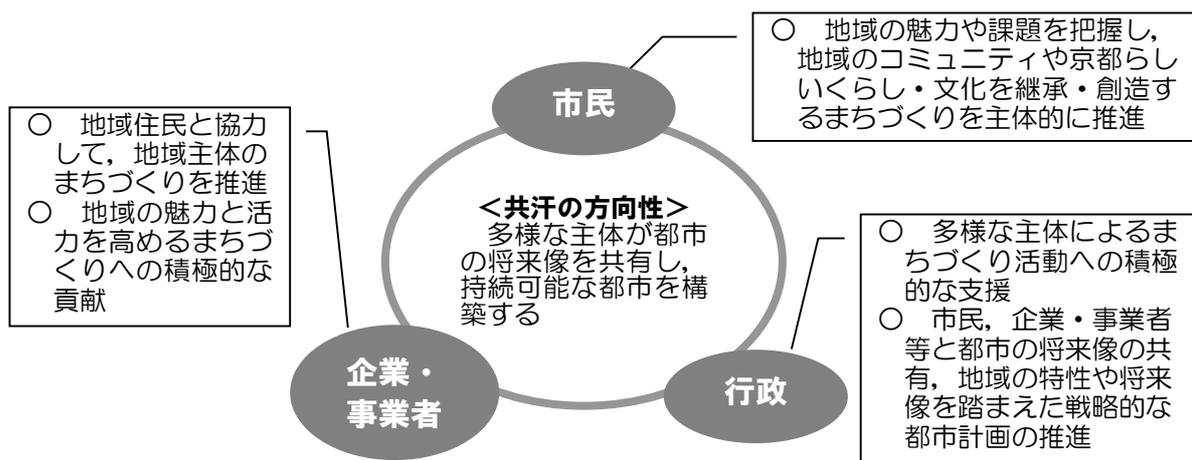
5 新たな時代のライフスタイルを先導するニュータウン

洛西、向島の両ニュータウンでは、地域のまちづくり組織が中心となって、将来像の実現をめざす取組や次世代の担い手の育成が進むとともに、新たな時代のニーズをとらえて、魅力やにぎわいが生み出され、訪れたい、暮らし続けたい、働きたいと実感できるまちづくりが進んでいる。

6 自主的なまちづくりの展開

市民・事業者自身がまちづくりに積極的にかかわり、さまざまな地域で地域の特性に応じた自主的なまちづくりが継続的に展開されている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 多様な地域の特性を生かした魅力的な拠点づくり

多様な地域の魅力と活力を高め、あらゆる世代が安心・安全で快適に暮らし続け活動することができるよう、市内周辺部等の鉄道駅やバスターミナルなど、各地域で人々が集う拠点の周辺において、公共交通ネットワークも考慮し、地域の特性を踏まえて、居住環境を充実させ、生活利便施設や働く場など必要な都市機能の集積等を図るとともに、災害時の安全性を確保できる土地利用を誘導する。

2 商業・業務機能が集積した京都らしい都心空間の創出

歴史的都心地区周辺や京都駅周辺地域などの都心部において、国内外から訪れる多くの人々の活動を支える広域的な商業機能やオフィスなどの業務機能の集積を図るとともに、機能的で潤いのある都心空間の創出により、京都らしい魅力とにぎわいのある地域の実現をめざすため、産業・商業や観光施策とも連携を図りながら、地域、企業・事業者による主体的なにぎわい創出の取組を支援する。

3 創造を続ける南部・西部地域等のまちづくり

京都の新たな活力を生み出す産業が集積する地域をめざす「らくなん進都」をはじめとする南部・西部地域等において、近隣市も含めたエリアのポテンシャルを生かしながら、創造的な活動を支える快適かつ魅力ある都市環境を形成するため、交通ネットワークの利便性・アクセス性の向上や、国際競争力や付加価値の高いものづくり企業の本社、研究開発、生産機能等の集積・誘導等を推進する。また、積極的な企業誘致を展開するとともに、まちづくりを持続的かつ効果的に進めるために、市民、企業、大学、行政等の多様な主体による交流及び連携を促進する。

4 京都ならではの文化など地域資源とポテンシャルを生かした個性豊かなまちづくり

京都の魅力を受け継ぎ、存分に生かした個性豊かなまちづくりをめざして山間部や市街地をはじめ市内のさまざまな地域において、歴史や伝統に培われた文化や景観、産業、知恵など、地域の資源を生かしたまちづくり活動や、京都のまちを大切にする市民や企業・事業者、専門家などが交流し、新たな価値を創造する場の形成などを支援する。また、地域のポテンシャルを引き出せるよう、都市計画手法の活用だけでなく、都市の魅力を発信するとともに、交通基盤の整備が進む地域や大規模な低未利用地などについて、都市の魅力と活力を高める戦略的かつ計画的な土地利用を図る。

5 ニュータウンの未来を創造するまちづくり

洛西、向島ニュータウンのまちづくり組織が主体となったまちづくり活動を積極的に支援するとともに、老朽化している施設や公共空間の再整備や、民間事業者とも連携した新たな魅力の創出・発信や生活利便性の向上、働く場の創出等に取り組むなど、新たな時代のニーズをとらえ、地域が一体となった再生・活性化の取組を推進する。

6 まちづくりを支えるしくみづくり

地域のまちづくりを促進するため、市民、企業・事業者自身がまちづくりに積極的にかかわり、市民が主体的に参加できる取組を進めるなど、さまざまな地域でそれぞれの地域の特性に応じた自主的なまちづくりが継続的に展開されるよう、まちづくり活動の支援やしきみづくりを推進する。

また、市民、企業・事業者、行政のパートナーシップで取り組むまちづくりの橋渡し役である景観・まちづくりセンターをはじめ、関係団体と連携し、まちづくりにかかわる担い手の育成や情報発信、相談事業など、まちづくり活動を支援する。

政策分野 22 景観

～歴史・文化の継承と創造が実感でき、世界の人々を魅了し続けるまちとなる～

基本方針

京都の個性や魅力の源は、歴史や文化であり、そしてそれらを表象する美しい景観である。豊かな歴史的資産を保全・再生しつつ、時代に応じて新たな価値を創造することにより、新旧が融合した、多様性と重層性を備えた京都固有の景観を形成し、歴史都市・京都の魅力や価値を高め、50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、市民と行政との協働により、時を超え光り輝く京都の景観づくりを推進していく。

現状・課題

高度経済成長期以降、急速な都市化の伸展に伴い、町並みと不調和な建築物の増加、無秩序な屋外広告物等により、京都らしい景観が変容していった。

こうした状況に対峙するため、平成19(2007)年から新景観政策を実施し、市民や企業・事業者の理解と協力により、京都の景観、そして都市格が向上している。

東山、北山、西山の三山の森林は、二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全など多面的な機能をもつとともに、山紫水明と称えられる京都の自然景観の骨格をなすものであるが、近年、放置されることで、森林として不健全な状態に陥っている。とくに市街地との境界部においては、激甚化する自然の猛威により、倒木被害が多発するなど、森林景観が変容してきており、三山の森林再生が求められる。

また、建築物等のデザイン規制や眺望景観の保全、屋外広告物の適正化等の取組により、市街地の景観は改善されてきた。今後は、地域の特性に応じたよりきめ細かな規制・誘導により、京都らしい市街地景観の形成を推進する必要がある。

社寺や御苑、庭園、京町家等の歴史的資産、さらにそれらと道路空間とが一体となってかたちづくる貴重な歴史的景観の保全に向け、地域で大切に守るべき歴史や文化を市民、企業・事業者、歴史的資産の所有者等と共有しながら、公共空

間の整備も含めた歴史まちづくりに関する取組のさらなる推進が求められる。

京都の景観は、つねにほんものを追求しながら新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により、時代とともに創造的に発展させながら受け継がれてきたものである。さらに、地域の住民やコミュニティが自分たちの場所を大切にしようとする思いが、気配や雰囲気、佇まいの良さといった京都の景観の魅力を支えている。

建築物や広告物の色やかたちを規制するだけでなく、これからの時代を見据えてまち全体をいきいきとした場とし、新たな景観を創造することにも貢献できるよう、今まで以上に、土地利用や都市機能を誘導する都市計画、持続可能な公共交通ネットワークの形成などの交通政策、京都らしいすまい・まちづくりを継承・発展させる住宅政策等と連動した景観政策へと進化させる必要がある。

みんなでめざす2025年の姿

1 京都の豊かな自然的・歴史的景観が保全されている

三方の山々に囲まれ、川筋のある特徴的な風土を生み出す京都の景観の基盤ともいえるべき豊かな自然と、自然と社寺や史跡等の歴史的資産とが相互に重なり合った景観が守られている。

2 品格のある市街地景観が形成されている

デザインの創造性が発揮され、周囲の山並みと調和したヒューマンスケール[※]の品格ある市街地景観が整備され、健康で文化的な活力ある市街地環境が形成されている。

3 京都独特の風情ある町並み景観が守られている

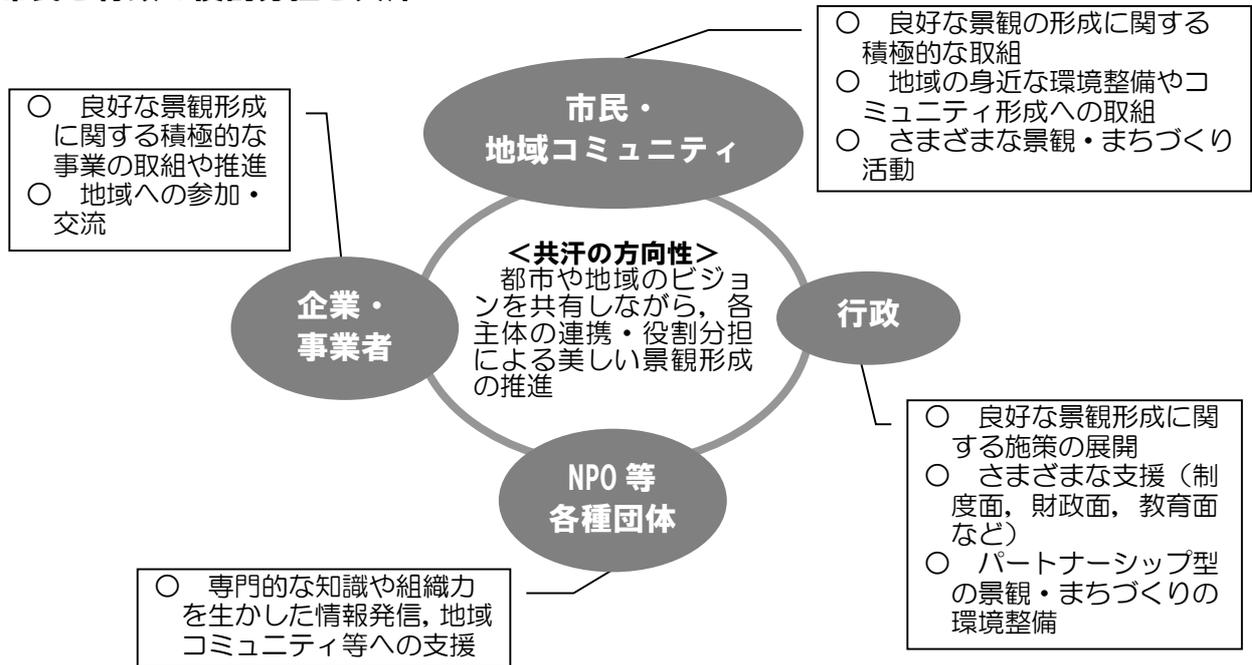
地域特有の歴史や文化と一体となって継承されてきた社寺や京町家等の歴史的建造物と、魅力ある道路空間等からなる京都独特の風情ある町並み景観が守られている。

4 都市機能の特性に応じ、新たないきいきとした景観が創造されている

京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域ごとの都市機能の特性に応じ、景観まちづくり活動とも連携して、いきいきとしたくらしや都市の活力につながる新たな景観が創造されている。

※ ヒューマンスケール：気配や雰囲気、趣き、心地良さとして感じられる人間の感覚や、人間の動きに適した空間の規模。歩行者目線の空間のスケール。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 自然的・歴史的景観の保全

京都らしく美しい景観の基盤となっている三山の山並みなどの自然的・歴史的景観を保全するため、「京都市風致地区条例」等に基づく規制により、都市の風致景観を維持する。また、歴史的風土特別保存地区*を含む三山の森林景観を保全・再生するためのガイドラインを充実させ、市有地の維持管理を適切に行うとともに、市民や企業・事業者との協働による森林景観づくりを推進する。

2 品格のある市街地景観の形成

三山の山並みや河川等の豊かな自然景観や趣を残す美しい町並みなどと調和する品格のある市街地景観を形成するため、建築物等に対するきめ細かなデザイン規制による誘導や眺望景観の保全などに取り組む。これらに加えて、社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全のほか、時代を先導する質の高いデザインの建築物への誘導や顕彰などを推進していく。

また、市民・企業・事業者の理解と協力に支えられ適正化が大きく進んだ屋外広告物については、特色ある景観まちづくりが進められている地域の住民とそのビジョンとの連携を通じて、地域の特性に応じたよりきめ細かい景観形成を図る規制を進めるほか、適正化の進ちょくとともに掲出が顕著となってきた屋内広告物への新たな規制の推進、さらには、優良な屋外広告物への助成・表彰等を行うことで町並みに調和した広告景観を創造していく。

* 歴史的風土特別保存地区：「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」に基づき、歴史的に意義が高く景観上も重要な地域として国土交通大臣が指定した「歴史的風土保存区域」のなかでとくに重要な地域。

3 歴史的な町並みや京町家等の保全・継承

風情ある京都の町並み景観を次の世代に継承していくため、京都の歴史、文化の象徴ともいえる社寺や京町家、大規模邸宅等の景観資産について、これまでの重要伝統的建造物群保存地区[※]等の地区指定制度や歴史的風致形成建造物[※]等の個別指定制度により、それらの建造物の保全、修景等を行い、歴史まちづくりを推進する。さらに、京町家等の保全・継承に向け、不動産流通市場の積極的な活用による京町家の流通促進や、地域における京町家の保全・継承に関する活動の促進などさまざまな保全・継承策を講じていく。

4 いきいきとしたくらしや営みによる新たな景観の創造

新景観政策により向上した都市格を維持しつつ、都市でのくらしや営みをいきいきとしたものとし、都市の活力につながる優れた景観を創造する。そのため、京都の景観の守るべき骨格を堅持したうえで、京都を小さなまちの集合体としてとらえ、歴史や文化の継承、快適な居住環境の形成、ものづくり産業の集積など、地域ごとのビジョンに応じた景観づくりを展開する。

また、市民・企業・事業者との協働等により地域の特性に応じた夜間景観を創造する。

5 無電柱化等による魅力あふれる道路空間の創出

道路空間と建築物等とが一体となった美しい京都の町並み景観を形成するため、歴史的景観の保全や市街地景観の整備、眺望景観の創生を図る必要がある地区等において、整備コストの縮減や市民・企業・事業者との協働等により、無電柱化を進める。

また、舗装や照明柱等について、周辺景観と調和させるとともに、歴史的な価値を有する橋りょうについて、修繕に合わせ、周辺景観と調和した修景を実施する。

6 市民とともに推進する景観まちづくり

固有の歴史や文化等を背景とした特色ある景観まちづくりが進められているさまざまな地域において、これまでの積み重ねを継承しながら、さらにそれぞれのまちの魅力と活力を高めていくため、多様な主体の参画による対話と協働を推進するとともに、景観まちづくりの新たな担い手の育成に努める。

※ 重要伝統的建造物群保存地区：「文化財保護法」に基づき、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するための「伝統的建造物群保存地区」のうち、とくに重要な地区。

※ 歴史的風致形成建造物：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき認定された京都市歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の歴史的な建造物。

政策分野 23 建築物

～建築物の安全の確保と質の向上で、
歴史都市・京都ならではの、しなやかに強く持続可能なまちをつくる～

基本方針

誰もが安心してくらすことができ、充実した社会経済活動を展開できる、歴史都市・京都ならではの、しなやかに強く持続可能なまちの実現をめざし、市民と行政の役割分担と協働の下、市内の建築物を安心・安全で良質なものにしていく。また、市有建築物においては、これらに先導的に取り組むとともに、最適な維持管理の取組を進めていく。

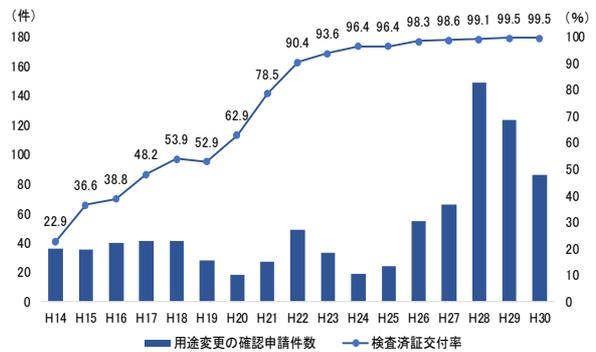
現状・課題

これまで官民協働で検査済証[※]の意義を周知徹底してきた結果、検査済証交付率が概ね 100%に到達し、最低基準を定めた「建築基準法」に適合した建築物が供給されている。しかし、最近では、環境配慮、木材利用、バリアフリー、防災性能等の観点からより質の高い建築物がますます求められている。

使い方を変えて既存建築物を利活用するなど、今あるものを長く適切に使うストック型社会の形成が進んでいる。しかし、京都市には古い既存建築物が多く、安全性の低いものが依然として存在しており、とくに耐震性の確保は喫緊の課題である。定期報告制度[※]の対象拡大により、不特定多数が利用する建築物における安全性の確認を強化しているが、約 3 割の対象建築物は報告がなされていない。また、歴史的価値のある建築物においても、十分に安全性が確認されないまま保存活用されている例がまだまだ見受けられる。

新築建築物は「建築基準法」に定める安全性が確保されている。また、既存建築物は用途変更等による活用が増加している

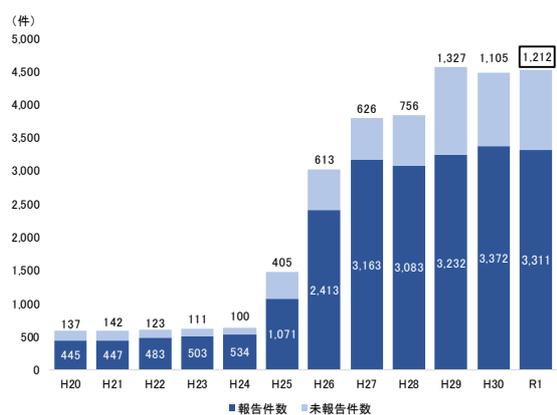
(検査済証交付率と用途変更の確認申請件数)



資料:京都市

定期報告が未報告の建築物が約 3 割存在している

(特定建築物[※]の定期報告件数の推移)



資料:京都市

※ 検査済証：工事が完了した段階の建築物について、「建築基準法」で義務付けられた検査の結果、法令の基準に適合していることを証明する文書。

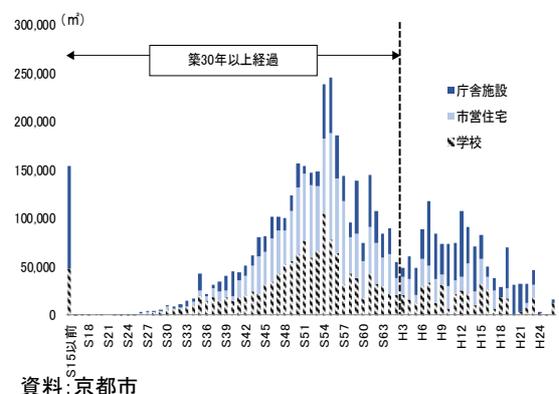
※ 定期報告制度：不特定多数が利用する建築物について、所有者又は管理者が安全点検を行い、定期的に京都市に報告する制度。

※ 特定建築物：ホテル・病院・福祉施設・店舗等不特定又は多数が利用する用途で一定規模以上の建築物。

京都市の市街地には、細街路や木造家屋が集中する密集市街地が広く分布しており、歴史的町並みを形成する一方で、建築物の防火性や耐震性が低く、避難や救助活動に支障をきたす等、防災上の課題を抱えている。歴史都市・京都を特色付ける建築物や町並みの保全・再生と、防災性能の強化の両立は喫緊の課題である。

地域コミュニティや市民の安心・安全を守る拠点施設である市有建築物の多くで老朽化が進み、厳しい財政状況のなかで、更新・大規模改修時期が集中することが大きな課題となっており、長寿命化や保有量の最適化をめざす取組を進めている。

一般的に大規模改修が必要といわれる築30年以上の公共建築物が多い
(市有建築物の築年別内訳)



みんなをめざす2025年の姿

1 建築物の質が向上している

すべての新たに供給される建築物の適法性が確認され、あらゆる人にとって利用しやすく環境に配慮された建築物が増えている。また、木材利用や地域のまちづくりビジョンに応じた建築物の整備が進んでいる。

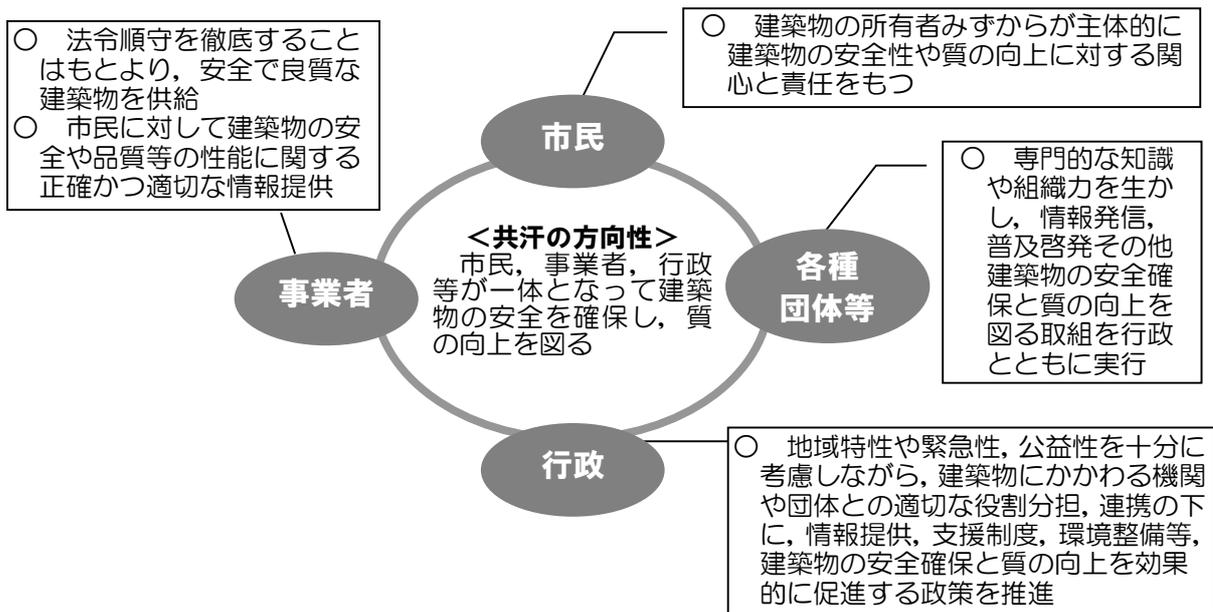
2 建築物が健全な状態で有効に活用されている

建築物の耐震性能をはじめとする「建築基準法」等に定めた安全性の向上や、避難や防火等に関する法律違反の改善が進み、既存建築物が安全で快適な状態で有効に活用されている。また、歴史的価値のある建築物は、保存活用の促進等により、趣ある京都らしい町並みの保全に寄与している。

3 歴史都市・京都ならではの災害に強いまちづくりが進展している

歴史的な建築物や町並みの保全・再生と、防災性能の強化が両立された、しなやかで災害に強いまちづくりが進展している。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 良質なストック※への誘導

検査済証の取得を徹底し、建築物の安全性と適法性を確保する。

さらに、建築物が安全かつ快適に活用されることをめざし、すべての人にやさしく使いやすい建築物の整備を推進するとともに、京都らしさを盛り込んだ長寿命の環境配慮建築物へと誘導する。また、木材利用の促進や、地域のまちづくりビジョンへの対応など、京都府警察、消防、金融機関、指定確認検査機関、建築関係団体などの多様な関係機関と連携し、良質な建築物の供給につながる取組を強化する。

2 既存ストックの安全性の確保と活用

(1) 既存建築物の安全性の確保

建築物に係る情報の管理と活用、既存建築物の安全性を確認する手法の研究を進め、「建築基準法」等に定める安全性が確保された状態での建築物の活用を誘導する。とくに旧耐震基準の建築物については、耐震診断と耐震改修の促進を最優先に取り組む。

(2) 不特定多数の人が利用する建築物に対する対応

定期報告がなされていない建築物の所有者に対する働きかけを強化し、適切な維持管理、定期的な安全点検及び計画的な改修・修繕のさらなる促進を図る。

(3) 改善が早急に必要な違反建築物等に対する対応

安全性が確認できていない不特定多数が利用する建築物等に対する重点的な査察等により安全性の向上を着実に進めていくとともに、周知・啓発等により違反の発生を抑止するなど、総合的な対策による効率的かつ効果的な安全・違反指導を徹底する。

(4) 歴史的価値のある建築物の活用

京都の地域性を踏まえた独自制度の拡充や利用促進の取組をさらに進めることにより、京町家等の歴史的価値のある建築物の円滑かつ適切な保存活用を推進する。また、京町家の特性を生かした住宅の普及に取り組む。

※ ストック：道路・港湾・住宅・公園・緑地・病院など、市民生活の基盤を表す。

3 歴史都市・京都ならではの災害に強いまちづくり

(1) 防災まちづくりの推進

京都で培われてきた濃密な地域コミュニティなどの歴史性・文化性を現す建築物や町並みの保全・再生と、防災性能の強化を両立させるため、密集市街地や細街路等の状況や特性に応じた、袋路等の細街路の整備改善、細街路に面する建築物の耐震性能・防火性能の向上等、市民、事業者、行政の協働による防災まちづくりの推進に総合的に取り組む。

(2) 細街路等の安全性確保に向けた取組

火災時等における避難・救助活動の円滑化を図るため、2項道路*後退の確実な実施を担保するとともに、確保された空間の適正な維持管理を推進する。

また、京都らしさのひとつの要素である一方で防災上の課題でもある袋路等の細街路については、地域性など個々の状況に応じた建築制限の強化及び緩和を可能とする制度を活用した取組を進める。

さらに、既存の道を将来にわたり機能させるため、「建築基準法」上の道路として位置付ける制度を積極的に活用し、防災力の向上を促進する。

4 市有建築物の取組

(1) 最適な維持管理の推進

市有建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費見込みを把握したうえで、改修時期や費用等について詳細に検討し、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化を推進する。あわせて、人口構造の変化などに伴う施設のあり方の検討を踏まえ、施設保有量の最適化を進めていく。

(2) 先導的取組の推進

市有建築物の整備に当たっては、品格ある市街地景観の形成を図るとともに、耐震化をはじめ、激甚化する自然災害等に対する防災機能を向上させる。また、市内産木材や再生可能エネルギー利用設備を最大限活用する等、脱炭素社会*の実現に向けて先導的に取り組む。

※ 2項道路：細街路のうち、「建築基準法」施行時（京都市内の大部分の区域においては昭和25（1950）年に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4.0m未満の通り抜けている道路（「建築基準法」第42条第2項に規定）。

※ 脱炭素社会：地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出源となる化石燃料の使用から脱却し、持続可能な発展が可能となった社会。

政策分野 24 住宅

～人がつながる 未来につなぐ 京都らしいすまい・まちづくりを継承・発展させる～

基本方針

市民、企業・事業者、行政が一体となって、京都がこれまで培ってきた環境、景観、コミュニティ、生活文化を大切にしながら、防災・減災、住宅セーフティネット（安全網）機能の充実を図ることにより、くらしやすく魅力のある、持続可能なすまい・まちづくりを推進していく。

現状・課題

近年、空き家の住宅としての活用等により、京都市の空き家は減少に転じた。しかし、将来的に人口や世帯数の減少が見込まれるなかでも、新築住宅着工数は横ばいで推移していることから、今後は空き家が増加することが想定される。

京町家は京都らしい町並み、歴史、生活文化の象徴であり次世代につなげていくべきものであるが、年間 1.7%程度の割合で減失している。

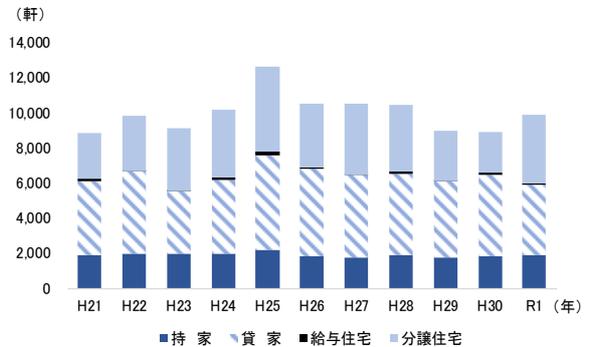
分譲マンションについては、市内の約 1 割の世帯が居住しており、今後、建築後 30 年以上経過した分譲マンションの増加、さらには管理不全化が懸念される。

維持管理の状況や地域の特徴が考慮された住宅流通のしくみが不十分である。

賃貸住宅のバリアフリー化や耐震化が進んでおらず、また、とくに木造の民間賃貸住宅のうち、約 4 割は昭和 56 (1981) 年以前の旧耐震基準時に建てられているなど、建築年次が古い住宅が存在している。

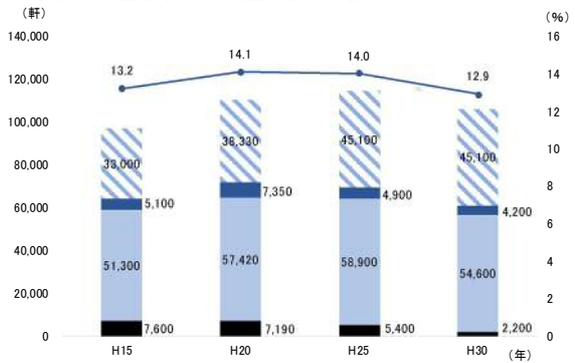
今後、高齢者の増加が見込まれるなか、誰もが住み慣れた地域でくらし続けられるよう、ニーズに応じた適切な住宅の確保や、福祉・介護・医療等と連携した包括的な居住支援が必要となっている。

新築住宅着工数はほぼ横ばいで推移している
(京都市の新築住宅着工数の推移)



資料: 国土交通省「建築着工統計調査(平成 21 年～令和元年)」

空き家数と空き家率は、近年、減少傾向にある
(京都市の空き家数及び空き家率の推移)



資料: 総務省「住宅・土地統計調査(平成 15 年～平成 30 年)」

持家(54.4%)と比べて、賃貸住宅のバリアフリー化が進んでいない

	平成 30 年
借家のうち、高齢者等のための設備がある住宅の割合	35.1%

資料: 総務省「住宅・土地統計調査(平成 30 年)」

木造の民間賃貸住宅については、建築年次が古いものが存在している

	平成 30 年
民営借家のうち、昭和 56 年以前に建築された住宅の割合	13.7%
木造の民営借家のうち、昭和 56 年以前に建築された住宅の割合	43.7%

資料: 総務省「住宅・土地統計調査(平成 30 年)」

みんなでめざす2025年の姿

1 生活文化を大切にすることが営まれている

京町家が保全・継承されるとともに、地域コミュニティを生かした防災・減災への取組や、環境や景観に配慮された京都らしい住宅の供給が促進されることにより、生活文化を大切にすることが営まれている。

2 持続可能なすまい・まちの形成により、まちの魅力や活力が維持されている

安心・安全で快適に暮らし続けることができるすまいが継承されるとともに、若年・子育て層や高齢者など、さまざまな世代がくらすまちが形成されることにより、まちの魅力や活力が維持されている。

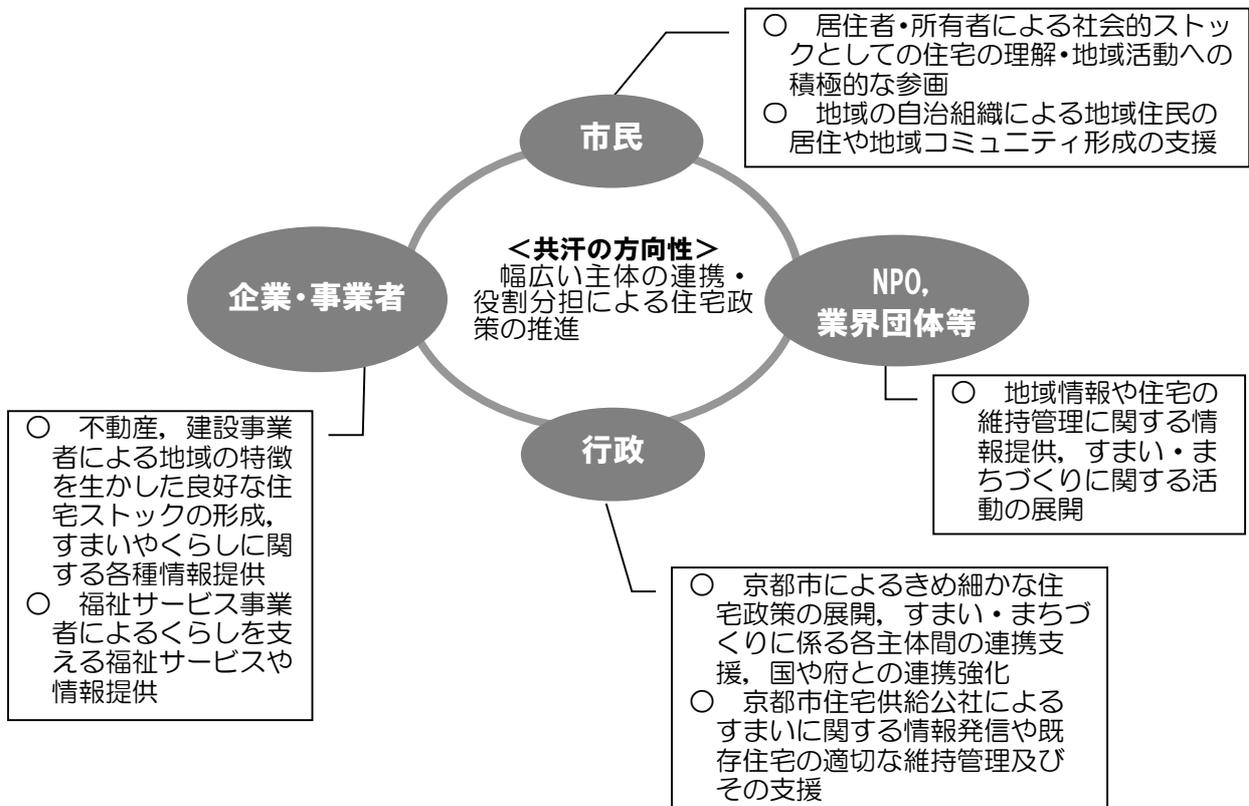
3 住宅ストックの流通が活発に行われている

地域コミュニティの有用な資源として空き家が積極的に活用されるとともに、適切な維持管理やリフォームが行われた戸建住宅、マンションが適正に評価されることや、地域活動の状況を含めた住環境に関する情報が幅広く提供されることにより、住宅ストックの流通が促進されている。

4 民間賃貸住宅を含めた住宅セーフティネット機能の充実が図られている

市営住宅だけでなく、民間賃貸住宅においても、誰もが円滑に入居できるような重層的な住宅セーフティネット機能の充実が図られている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 京都らしいすまい方の継承

環境との共生や高い自治意識に根差した活発な地域活動、個性豊かで洗練された生活文化など、京都がこれまで培ってきた京都らしいすまい方を継承していくため、京町家の保全・継承をはじめとして、良好な住環境及び町並み景観の保全・形成、良好な地域コミュニティを生かした京都らしいまちづくりを推進するとともに、次代を担う子どもたちがすまいやくらしの歴史や知恵、豊かさを学び考える機会の創出、京都の住文化の継承・発展に向けた取組を行う。

2 ライフステージや生活様式に応じた多様な魅力あるすまいの供給

将来にわたって活力ある持続可能なまちをめざし、京都の次代を担う若者・子育て世帯のニーズに合った住宅など、ライフステージや生活様式に応じた多様な魅力あるすまいの供給を促進する。

3 住宅ストックの良質化のための適正な維持管理や更新の支援

住宅の省エネルギー化・耐震化の促進や、分譲マンションの適切な維持管理や円滑な建替えに対する支援により、住宅ストックの良質化を促進するとともに、木材振興をはじめとした木の文化の継承や京町家の特性を生かした住宅の普及など、京都らしい良質な住宅への更新を促進する。

4 既存住宅の流通促進

京町家などの京都らしい住宅ストックが正当に評価されるとともに、既存住宅を安心して取得できるよう、建物の現況を診断・把握し、表示するしくみの普及や地域活動の状況を含めた住環境に関する情報の提供により、既存住宅の流通を促進する。また、空き家の発生の予防、働く場や地域おこしの場等としての活用・流通の促進、適正な管理、固定資産税等の住宅用地特例の厳格な運用といった総合的な空き家対策を推進する。

5 住宅・住環境の安全性の向上

住宅ストックの耐震化を進めるとともに、「建築基準法」等に基づく確認や検査を徹底することにより、住宅の安全性を向上させる。また、防災上課題のある地区等について、袋路等の細街路に面する住宅の改修・更新、避難経路・避難地の確保、危険建築物対策等により安全性を確保し、地域コミュニティを生かした防災・減災への取組を促進する。

6 民間賃貸住宅を含めた重層的な住宅セーフティネット機能の充実

公民の連携による重層的な住宅セーフティネット機能の充実に向け、市営住宅においては、社会経済情勢の変化を見据えた適正な管理戸数と供給戸数を確保しながら、適切な維持管理を推進する。また、民間賃貸住宅においては、バリアフリー化等の性能向上や、住宅確保要配慮者の入居の円滑化や居住支援を促進する。

7 市営住宅を中心とした中・大規模の住宅団地の計画的な再生・マネジメント

老朽化が進む中・大規模の市営住宅団地において、団地内外の活性化を含めた再生を計画的に進めるとともに、ニュータウンなどの市営住宅を中心とした住宅団地において、安心して住み続けるための取組を推進する。

政策分野 25 道と公園・緑

～安心・安全で持続可能な都市の発展を支える道と公園・緑を創造する～

基本方針

都市の活力やレジリエンス[※]の向上に向けた道路整備と地球温暖化の防止や都市環境の向上、地域コミュニティの活性化等を図る公園整備・緑の創出を進めるとともに、膨大な数に上る社会資本について、市民協働の下、着実に維持管理を実施することで、安心・安全で持続可能な都市の発展を支える道と公園・緑を創造する。

現状・課題

道路は、都市の骨格を形成し、沿道の土地利用を促進するとともに、防災や環境保全、コミュニティの場の提供など多様なニーズにこたえる公共空間であり、空港や港湾施設をもたない京都においては、円滑な移動・輸送を確保するうえで、より大きな役割を担っている。

こうしたなか、近年、頻発する自然災害により、道路の斜面崩壊や倒木等に伴う交通遮断が生じており、とりわけ、復旧に長期間を要する場合や物流上、重要な道路等が通行止めになる場合は、市民生活、社会経済活動への影響が大きくなるため、厳しい財政状況のなかにおいても、円滑な交通や安全の確保などが求められている。

公園は、快適な都市環境の創出・向上、地球温暖化防止をはじめ、健康長寿や市民活動・コミュニティの場の提供、防災・減災に資する広域避難場所といった幅広い機能をもつなど、多様なニーズにこたえる公共空間として、さらなる魅力の向上が求められている。

このようななか、緑の量を増やし、質を高めるとともに、市民の満足度が向上するよう、緑化を進めてきたが、街路樹や民有地の緑については、約 4 割の人が増えているとは感じていない。

自然災害により緊急輸送道路[※]の通行止め等が度々発生

(緊急輸送道路の通行止めと災害復旧工事の状況)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
主な被災原因	台風第11号	大雪	台風第21号	台風第21号	台風第19号
緊急輸送道路の通行止め日数	2日	4日	12日	24日	0日
災害復旧工事の実施件数	76件	23件	67件	440件	4件

資料：京都市

※ レジリエンス：さまざまな危機からの回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）を指す。

※ 緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるなか、ウィズコロナ・ポストコロナ社会に適応した、新たな公共空間の利活用を図っていく必要がある。

市街地の整備について、無秩序な市街化の抑制やものづくりを支える都市環境の創出を図るなど、健全な市街地を形成する必要がある。

橋りょうをはじめ、道路や公園等の施設は、膨大な数に上るうえ、修繕等が必要なものが多数あることから、市民協働による維持管理の推進はもとより、更新時期等の集中を防ぎ、コストの縮減を図るため、各施設の特性等を踏まえた計画を策定し、維持管理を進めている。同時に、定期的な点検・診断等を行い、将来にわたり、より効果的かつ効率的な維持管理を実施していく必要がある。

みんなでめざす2025年の姿

- 1 都市の活力・レジリエンスの向上に向けた道路整備や新しい生活スタイルに適応した道路利用が進んでいる**

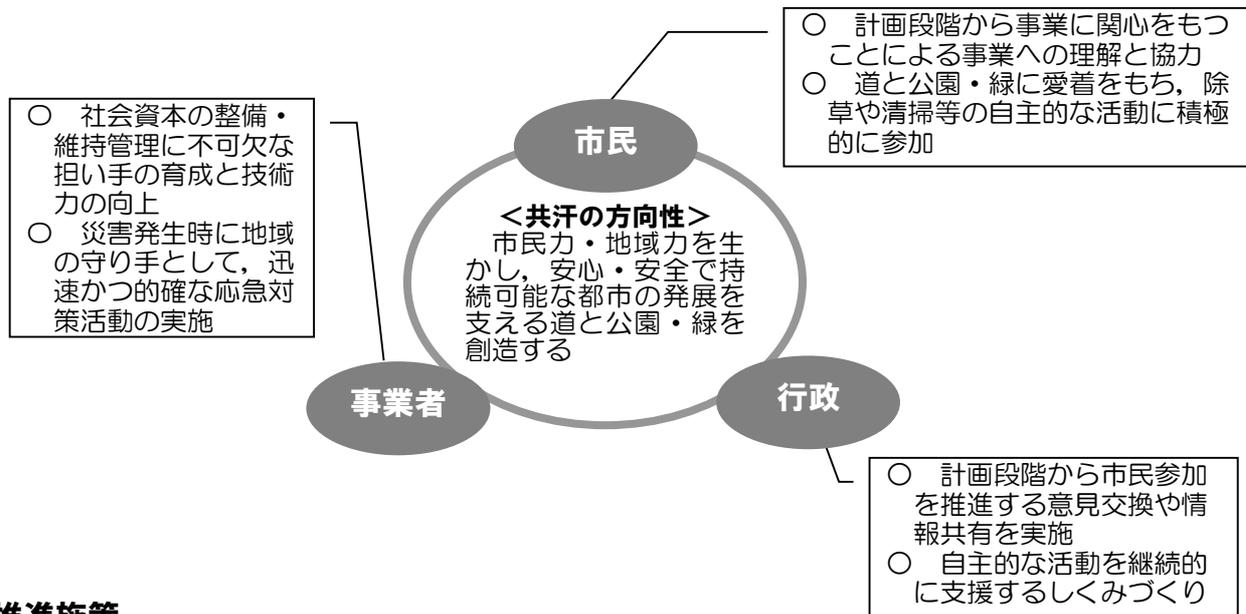
安心・安全で災害に強く、円滑な移動・輸送の確保等を通じ、豊かな市民生活と社会経済活動を支える道路の整備や新しい生活スタイルに適応するための道路利用が進んでいる。
- 2 公園の魅力が向上し、地域にふさわしい新たな緑が増え、大切に守り育てられている**

快適な都市環境の創出・向上、地球温暖化防止をはじめ、文化・歴史の継承や民間活力のさらなる導入による新たなにぎわいの創出、地域コミュニティの活性化、健康長寿、新しい生活スタイルへの適応など、多様なニーズにこたえる公共空間として、それぞれの公園の特色を生かした公園整備・利活用により、住む人にも訪れる人にとっても、公園の魅力が向上している。また、市民や事業者等とともに、緑を大切にしてきた京都ならではの生活文化を生かし、地域にふさわしい新たな緑が増え、大切に守り育てられている。
- 3 魅力と活力のある市街地の整備が進んでいる**

道路や公園等の公共施設を面的に整備する土地区画整理事業により、安心・安全はもとより、魅力と活力のある市街地の整備が進んでいる。
- 4 社会資本が将来にわたり良好に保たれている**

市民協働による維持管理が進むとともに、定期的な点検・診断とその結果に基づく対策が着実に実施されることで、安心・安全で持続可能な都市の発展を支える社会資本が将来にわたり良好に保たれている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 都市の活力・レジリエンスの向上に向けた道路整備や新たな道路利用の推進

災害時においても、市民生活、社会経済活動に大きな支障が生じることのないよう、地域の守り手である事業者とも連携し、防災・減災の取組を力強く推進する。具体的には、緊急輸送道路等において、橋りょうの耐震補強や斜面の落石・崩壊対策、道路拡幅、無電柱化等を推進するとともに、市域を跨ぐ広域道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。

また、子どもをはじめ、すべての人の安心・安全を確保するため、通学路等の交通安全対策を着実に推進する。

さらに、事業効果の早期発現やコストの縮減を図りつつ、市内交通はもとより広域的な交通も含めた、円滑な移動・輸送の確保に向け、幹線道路をはじめ道路整備を推進し、都市の活力を高める。

加えて、道路空間を活用して3密（密閉・密集・密接）を回避しながら、にぎわいの創出や地域活性化を図るなど、新たなニーズにこたえる道路利用を推進する。

2 文化・歴史の継承やにぎわいの創出を図り、多様なニーズにこたえる公園整備と緑の創出・育成管理

公園が有する文化や歴史などの本質的価値を向上させ、次代へと継承するとともに、民間活力のさらなる導入による新たなにぎわいの創出など、それぞれの公園の特色を生かした整備を推進する。また、地域コミュニティの活性化や子育て環境の充実はもとより、市民の健康長寿、防災機能の充実、魅力ある都市景観の形成及びバリアフリー化など、多様なニーズにこたえる公共空間として、整備・利活用を推進する。

加えて、四季を感じられる花木の新植や紅葉が美しい樹木への転換、まちのにぎわいに華を添える京都の庭園文化を生かした質の高い緑の空間整備などにより、街路樹をはじめ市街地の緑化を進める。同時に、生活文化として受け継がれてきたかど掃きやボランティア団体による美化・緑化活動など、市民や事業者等との協働による街路樹の育成管理を進める。

3 魅力と活力を高める市街地整備の推進

交通の円滑化や居住環境の向上，ものづくり産業の集積などを図るため，土地区画整理事業により，道路や公園等の公共施設を一体的に整備する。

とりわけ，交通アクセスに優れ，まとまった土地の確保が可能なエリアにおいては，そのポテンシャルを最大限生かすとともに，持続可能な都市の構築に不可欠な産業用地の創出を図る。

4 社会資本の戦略的な維持管理の推進

定期的な点検・診断とその結果に基づく対策を実施し，これらの取組を次期の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築するとともに，損傷が軽微である段階に予防的な修繕等を実施し機能の保持・回復を図る「予防保全型」の維持管理へ転換することで，コストの縮減と更新時期等の平準化を図りつつ，将来にわたり，より効率的かつ効果的な維持管理を実施する。

また，維持管理における市民協働を推進するため，市民等の参加を促す取組や自主的な活動への支援などを進める。

政策分野 26 消防・救急

～災害に強く安心して住み続けられる「安心都市・京都」をめざす～

基本方針

安心して市民が暮らし、観光客が訪れることのできる「安心都市・京都」をめざし、火災の発生を未然に防ぎ、市民のいのちと京都の町並みや文化財などを火災から守るとともに、あらゆる災害に迅速的確に対応する消防・救急体制を確保する。また、市民・地域団体、事業所、消防団、行政が一体となった防火・防災活動を推進し、地域防災力の充実強化を図る。

現状・課題

火災件数等は減少傾向にあるが、住宅火災件数の約半数が高齢者宅からであり、住宅火災による死者数の約 8 割を高齢者が占めている。さらなる火災件数等の減少を図るため、高齢者宅への出火防止対策が必要である。火災原因別で見ると、放火は年々減少しているが、たばこ、こんろ、暖房器具等による火災が依然として多く、原因に応じた適切な防火対策を推進していく必要がある。また、木造建築物が多く建ち並ぶ京都ならではの町並みや文化財を火災から守る取組の推進が必要である。

地震や水災害等の自然災害はもとよりテロ災害等の発生も危惧され、災害は近年、複雑多様化しており、これらのあらゆる災害に迅速的確に対応する消防体制を確保していく必要がある。

高齢者の増加等により救急需要が高まるなか、全国平均の 8 分台よりも早い 6 分台の現場到着時間の維持や、新たな感染症等に対し、迅速的確に対応する必要がある。新型コロナウイルス感染症の拡大に当たっては、急増する移送需要に対応するため、保健所等との緊密な連携の下、移送体制等の確保に取り組んでいる。

また、救命講習の受講者数は着実に増加している。一方で、市民による心肺停止傷病者への AED（自動体外式除細動器）使用を含めた応急手当実施率をさらに上昇させる必要がある。

火災件数等は減少傾向にある

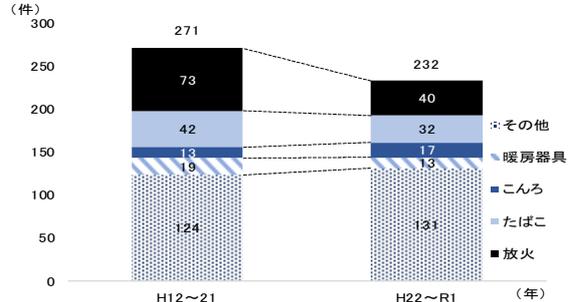
(火災件数等の平均値比較)	H12～H21(年)	⇒	H22～R1(年)
火災件数	271件	⇒	232件
うち住宅火災件数※1	145件(51)	⇒	112件(56)
火災による死者数※2	13.8人	⇒	13.8人
うち住宅火災の死者数※3	12.9人(9.8)	⇒	9.5人(7.3)
焼損面積	5,664㎡	⇒	4,768㎡

※1 0内は高齢者(65歳以上)宅の火災件数
 ※2 火災による死者数は放火自殺者等を除く
 ※3 0内は高齢者の死者数

資料:京都市

放火による火災は減少

(火災原因別の件数比較)



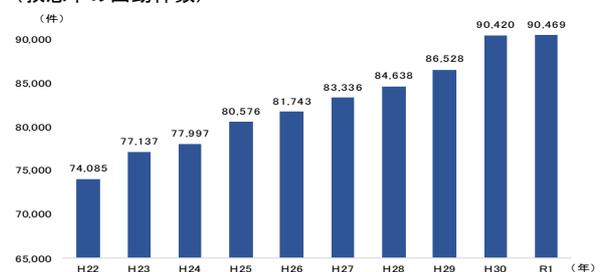
注 各原因別件数は小数点第 1 位を四捨五入した数値を記載

資料:京都市

- 日本各地での地震や水災害の発生状況
 東日本大震災(H23)、熊本地震(H28)
 平成30年7月豪雨(H30)
 令和元年台風19号(R1)等
- 複雑多様化する災害
 - ・自動車の暴走により多数の死傷者が発生した祇園地域における集団救急事故(H24)
 - ・強風により広範囲に延焼拡大した新潟県糸魚川市大規模火災(H28)
 - ・ガソリンを用いた放火により多数の死傷者が発生した伏見区桃山町における火災(R1)等

救急車の出動件数は年々増加

(救急車の出動件数)



資料:京都市

地域防災の中核的存在である消防団員数は増加しているものの、定員には達しておらず、さらに充足率を上昇させる必要がある。また、消防団、自主防災組織、事業所等が一体となった地域コミュニティをより一層強化する必要がある。さらに、市内の各自主防災会（学区）で策定されている防災行動マニュアルの実効性を高めていくなど、地域防災力のさらなる充実強化を図る必要がある。

○京都市の消防団員数（定員 4,970 人 充足率 90.6%）	
<H22. 4 月>	<R2. 4 月>
4,306 人	4,503 人
うち女性団員 309 人 (7.2%)	551 人 (12.2%)
うち学生団員 ※47 人 (1.1%)	202 人 (4.5%)
※ ただし学生団員数は H23. 4 月の人員	

資料：京都市

みんなでめざす 2025 年の姿

1 火災件数、焼損面積、火災による死者の数が減少している

火災の原因や地域の特性を踏まえたきめ細かな防火対策、とりわけ、高齢者宅への出火防止対策や、建築物の多様化にも対応した事業所の防火対策が充実強化され、火災件数や焼損面積、火災による死者の低減が図られている。

2 貴重な文化財や京都らしい町並みを守るための防火・防災対策が進められている

世界に誇る京都の文化財や京都らしい町並みを守るため、文化財関係者や行政、市民・地域等が一体となった防火・防災対策がさらに進められている。

3 あらゆる災害に対応できる力強い消防体制が構築されている

平常時の火災、救助、救急はもとより、地震や水災害等の自然災害、さらには特殊災害、テロ災害など、複雑多様化するあらゆる災害から市民生活を守るための消防体制が構築されている。

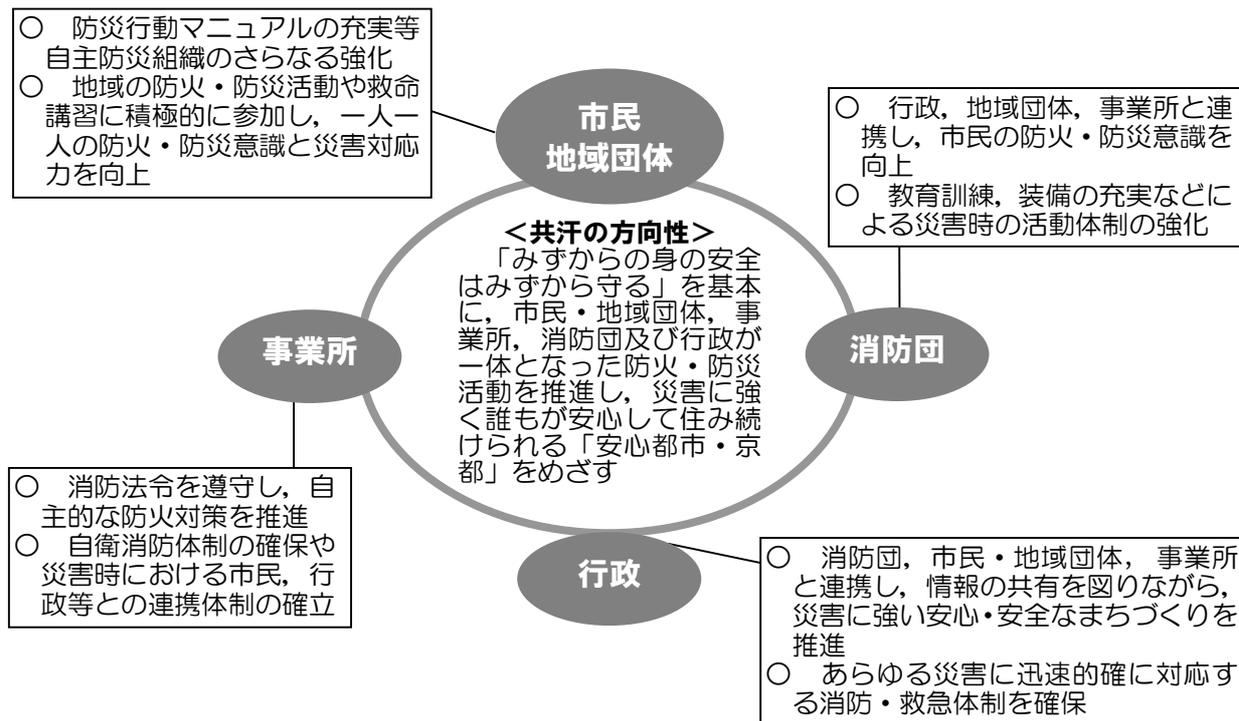
4 救急体制の強化や応急手当の普及啓発により、救命効果が上がっている

増加傾向にある救急要請や、新たな感染症等に迅速的確に対応するため、より充実した救急体制が確保されている。また、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の実施率が上昇し、救命効果の向上が図られている。

5 地域防災力が充実強化され、大規模災害発生時の被害が最小限に抑えられている

地域防災の中核的存在である消防団員数が増加するとともに、性別・世代を問わず活躍できる環境が整備され、活動がより一層充実している。また、市民一人一人の災害対応力が向上し、地域がみずから備え、しなやかに対応することができる体制が整っている。さらに、行政、消防団、自主防災組織、事業所等の相互の連携体制が確立し、大規模災害発生時の被害が最小限に抑えられている。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 火災を未然に防止して市民のいのちとくらしと財産を守る予防消防の推進

火災の原因に応じたきめ細かな防火指導や市民ぐるみ・地域ぐるみの防火対策を進めるとともに、事業所への的確な防火対策や火災発生時におけるいのちを守るための取組を強力に推進する。とくに高齢者に対する防火安全指導や福祉関係者をはじめとした各種団体との連携による指導を行うとともに、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置をめざすなど、火災による焼死者低減を図る。

また、世界に誇る京都の文化財や京都らしい町並みを守るため、文化財周辺住民による、火災から文化財を守る協力体制の充実や、伝統的建造物群保存地区*等における防火指導の実施など、文化財関係者や行政、市民・地域等が一体となった防火・防災対策を推進する。

2 あらゆる災害による被害を最小限に抑える消防体制の充実強化

災害の態様に応じた消防装備・資器材の導入や消防活動総合センターを活用したさまざまな災害想定に対応した訓練の実施等により、消防隊等の活動能力の向上を図るとともに、非常時においても持続可能な消防体制を確保するため、業務継続計画に基づく取組を推進する。

さらに、先進的な ICT（情報通信技術）等の活用による災害現場活動体制の強化や京都府内の消防本部との連携・協力体制の強化により消防体制の充実を図る。

※ 伝統的建造物群保存地区：「文化財保護法」に基づき、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するための地区。

3 救急体制の充実と市民への応急手当の普及啓発による救命効果の向上

救急要請前の相談体制の普及を図るとともに効率的に救急隊を編成・配置することにより、迅速な救急車の到着時間を維持する。また、救急隊員が行う応急処置の質的向上、医療機関や民間事業者との連携体制の強化により、より充実した救急体制を構築する。さらに、新たな感染症流行等に備えて、資器材の確保や傷病者の受入れ体制を構築するため関係機関とのさらなる協調を進める。

また、市民から救急隊、さらに医療機関へと引き継ぐ「救命のリレー」を途切れさせないために、さらに多くの市民が世代や職種を問わず普通救命講習や AED の取扱指導を受けられる体制を地域団体や事業所と連携して構築するなど、いざというときに応急手当のできる人づくりを一層推進する。

4 消防団や自主防災組織を中核とした地域防災力の充実強化

地域防災の中核的存在である各消防団の定員充足をめざし、とくに若年層や女性等を対象とした入団促進を図る。教育訓練や装備の充実のほか大規模災害時等にも活動できる体制を確保することで、消防団の災害対応力の一層の向上を図る。

また、防災訓練等により継続的な防災対策の検証及び見直しを行い、防災行動マニュアルの実効性を高めるとともに、京都市自主防災会連絡会を通じて行政区を越えた自主防災組織相互のネットワークをより発展させ、近年多発する自然災害等に対して、地域がみずから備え、しなやかに対応することができる体制づくりを支援し、地域防災力の充実強化を図る。

政策分野 27 くらしの水

～人 まち くらしを支える京の水からあすをつくる～

基本方針

市民のいのちやくらしを支える重要なライフライン（生活に不可欠な施設）である上下水道は、河川とともに、都市の基盤施設であると同時に琵琶湖・淀川水系における水循環の一翼を担い、流域全体の水環境の保全に大きな役割を果たしている。安全・安心で良質な水道水を安定的に供給する水道、そして大雨による浸水被害を軽減し快適で衛生的な都市生活を支える下水道の整備を進めるとともに、近年多発している集中豪雨等からいのちとくらしを守り、水に親しむ空間を創出する河川整備を進めることなどにより、「くらしの水」を将来にわたって守り続けていく。

現状・課題

上下水道の管路・施設や河川管理施設が順次耐用年数を迎えるなど、老朽化が進んでいることから、計画的に更新を進めていく必要がある。

近年多発している台風や大雨等に備え、防災・減災対策を強化することに加え、流域全体を見据えた健全な水循環や水に関する意識の向上等に向け、水環境の保全や地域との連携による川を身近な空間にする取組を進める必要がある。

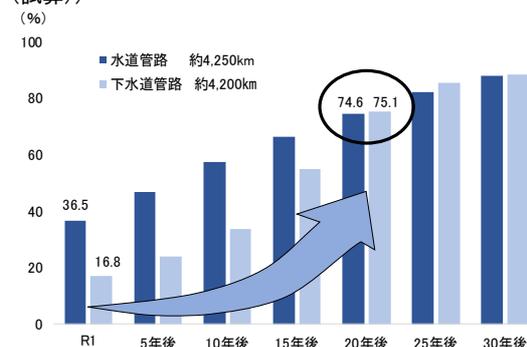
上下水道事業に対する満足度を高めるため、時代とともに変化する利用状況や多様化する市民ニーズを把握するとともに、戦略的な広報・広聴活動を展開することが重要である。

上下水道事業は、多くの資源やエネルギーを消費することから、地球環境に配慮した事業運営を進めることが求められている。

節水型社会の定着や人口減少、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う水需要の減少による収入の減少と、管路等更新のための費用の増大により、上下水道事業の経営環境は厳しさを増しており、経営基盤の強化が大きな課題となっている。

更新を行わない場合、20年後には管路の大半が老朽化する

（仮に今後更新を行わなかった場合の老朽化率の見通し（試算））

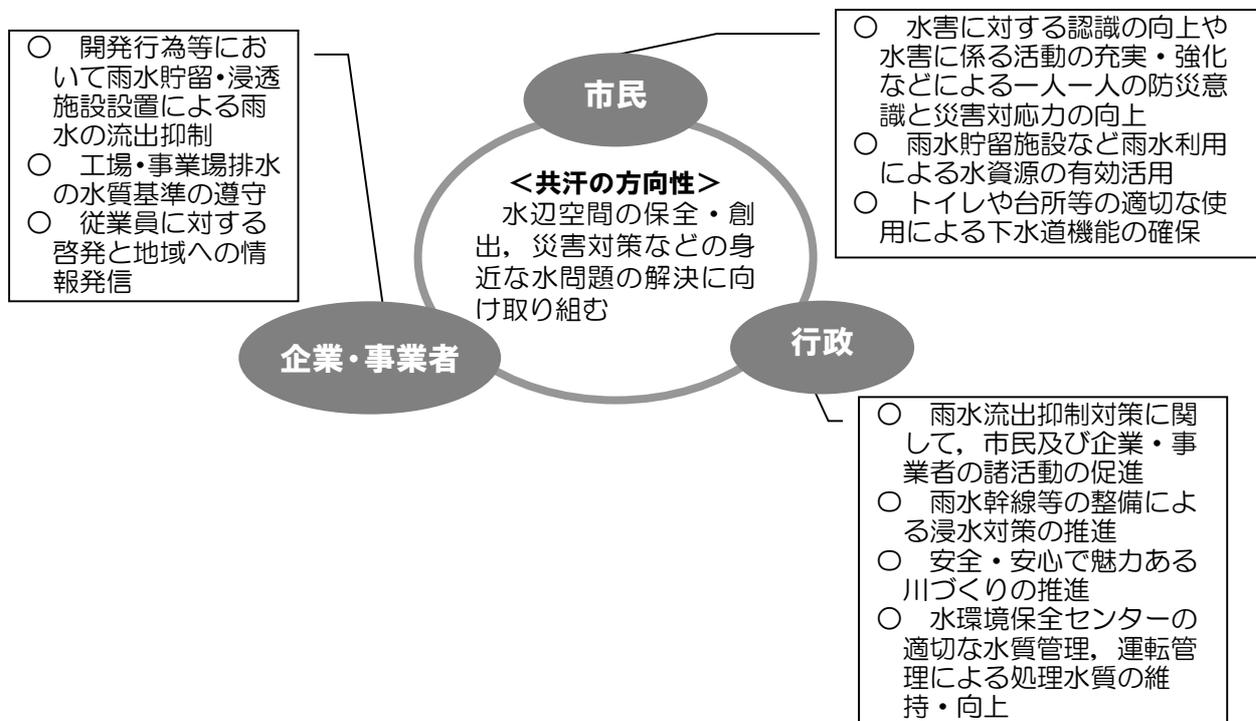


資料：京都市

みんなをめざす2025年の姿

- 1 安全・安心で環境に配慮した上下水道をいつでも利用できる
老朽化した管路や施設の計画的な改築更新・耐震化などが進み、安全・安心で環境に配慮した上下水道を、いつでも利用することができる。
- 2 河川や雨水幹線の整備が進んでいる
雨に強いまちづくりを推進し、いざというときの浸水被害を最小に抑えるため、河川や雨水幹線の整備などが進んでいる。
- 3 水と共に生きるまちづくりが進められている
親しみやすい水辺空間の創出、水に関する市民の意識を高める取組等により、水と共に生きるまちづくりが進められている。
- 4 上下水道事業に対する満足度が向上している
上下水道サービスの利便性が高まるとともに、積極的な広報・広聴活動、上下水道に関する文化や景観、観光振興の取組が進むことで、市民の上下水道事業に対する理解・関心が深まり、満足度が向上している。
- 5 長期的な視点に立った事業運営ができています
経営の効率化や大規模更新に備えた資金確保などが着実に進み、市民、企業・事業者との協働により、将来にわたって上下水道を守り続けていくための事業運営が図られています。

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

1 将来にわたって安全・安心な上下水道の構築と自助・共助の推進

水道・下水道の老朽化した管路や施設の改築更新・耐震化を計画的に進めることで将来にわたりライフラインとしての機能を確保し、水道水の安定供給を図るとともに下水の適切な処理を実施する。

また、緊急時に備えて、危機管理体制の強化を図るとともに、飲料水の備蓄率向上に向けた市民の意識啓発などの自助を促す取組や、市民、企業・事業者と協働して進める防災訓練などの共助の取組を推進する。

2 効果的・効率的な河川管理施設の維持管理

膨大な数に上る排水機場の設備や護岸等の河川管理施設の老朽化が進むことから、コストの縮減と更新時期等の平準化を図ることで、整備・更新や維持管理対策を着実に実施する。

3 雨に強いまちづくりを推進する河川・雨水幹線の整備等

浸水被害を最小化するため、国や京都府等との連携の下、景観や環境に配慮しつつ、それぞれの河川の特성에応じた護岸の改修などを着実に進めるとともに、雨水幹線等の浸水対策施設の整備や雨水の貯留・浸透機能の向上に資する雨水流出抑制対策を推進する。

4 水環境の保全等に配慮した取組の推進

琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として、市内河川の水環境はもとより、下流域に位置する都市の水道水源の保全や、大阪湾や瀬戸内海の水質保全・向上のための合流式下水道の改善、下水処理水質の向上等に取り組む。さらに、環境負荷の低減に向けて、創エネルギー・省エネルギーの取組を進める。

5 水と共に生きるまちづくりの推進

景観や環境の保全・向上などに向け、親しみやすい水辺空間の創出に取り組むとともに、市民と協働したプラスチックごみの回収や不法投棄対策をはじめとした河川美化活動等の促進や水害等を学ぶ機会の充実を図るなど、水と共に生きるまちづくりを推進する。

6 上下水道事業に対する理解や満足度の向上に向けた取組の実施

市民のニーズや利用状況の把握により利便性の高いサービスを展開する。また、対象や媒体、内容を効果的に組み合わせた広報・広聴活動を実施するとともに、令和2（2020）年7月に日本遺産に認定された琵琶湖疏水の魅力発信により文化や景観、観光振興に貢献することで、市民の事業への理解・関心を高め、満足度のさらなる向上につなげる。

7 上下水道事業の経営基盤の強化・安定

厳しい経営環境においても、将来にわたって持続可能な事業運営を行っていくため、業務の効率化や保有資産の有効活用などを着実に進めるとともに、施設のライフサイクルコスト縮減や大規模更新に備えた資金確保、広域化・広域連携に係る検討など、長期的な視点での取組を推進し、経営基盤の強化を図る。また、担い手の育成や、知識・技術の継承・発展等を推進する。

行政経営の大綱

～市民とともに京都の未来を切り拓く～

基本理念

本計画の6つの「京都の未来像」とそれらを踏まえた27の政策分野における「みんなでめざす2025年の姿」には、市民をはじめとするさまざまな活動主体がそのもてる力を存分に発揮し、いきいきと連携することによって生まれる、豊かで力強いこれからのまちのあり様を描き出している。

このような地域に住むものがみずからの意思と責任でみずからのまちづくりを進める時代にあって、行政は、個人や地域が引き受けることのできない分野を担うことはもとより、他の活動主体と共に汗しながら、地域社会に大きな力を生み出し、その豊かさを下支えするような存在とならなければならない。

そのための行政経営のあり方として、変化に迅速、的確に対応するための柔軟性、公務遂行の責任を果たすための職員の専門性を追求し、かつ持続可能な財政を構築するための財政構造の着実な改革を果たすことで、市民に一層開かれ、市民とともに京都の未来を力強く切り拓く市役所づくりを進めていく。

現状・課題

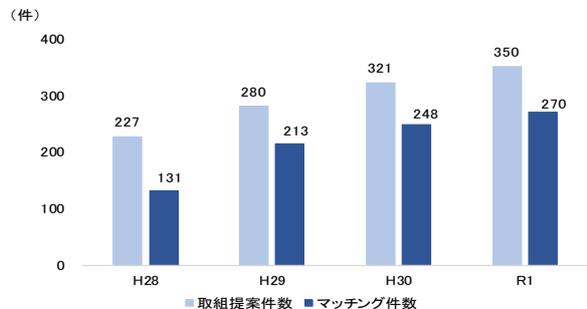
デジタル化の進展に伴う新たな価値の創造や社会課題の解決など、Society5.0※がもたらす変革の到来、少子化による人口減少、長寿社会の到来、地球温暖化、相次ぐ自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大など、京都市を取り巻く環境の変化は加速するとともに、これらに伴う社会課題、地域課題は一層多様化・複雑化し、困難さを増している。こうした状況下においては、「誰一人取り残さない」を理念とするSDGsを達成した持続可能な社会や、あらゆる危機にしなやかに対応するレジリエント・シティの実現が、より強く求められている。

「京都市市民参加推進条例」に基づくこれまでの取組は、市民、地域団体、NPO、地域企業、大学等多様な主体の参加と協働により、社会課題、地域課題の解決に向けた動きが広がりを見せ、各主体の連携が創意工夫による新たな取組につながるなど、成果を挙げてきた。

しかし、世帯構造の変化等により、自治会・町内会加入率の伸び悩みが続いており、自治会・町内会をはじめ地域を支

市民、企業等からの「まちづくり・お宝バンク」への提案件数及びマッチング件数は年々増加

(まちづくり・お宝バンク提案件数及びマッチング件数の推移)



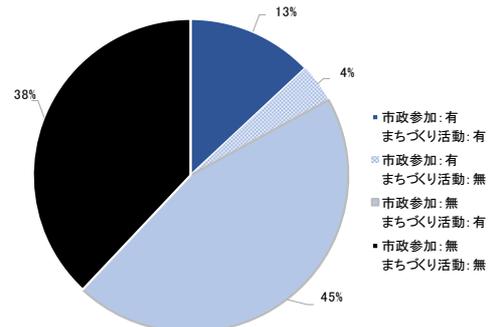
※マッチング：提案者同士の連携、提案に掲げるイベントの実施等
※各年度の数値は、年度末時点の数値

資料：京都市

市政参加やまちづくり活動への参加をさらに高める必要がある

(市民参加(市政、まちづくり活動)の状況)

(質問項目：市政参加制度、まちづくり活動に参加したことがありますか。)



資料：京都市「市民参加(市政、まちづくり活動への参加)についての調査(令和元年度)」

※ Society5.0：先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会。

える組織や団体等の多くは担い手不足等の課題を抱えている。

他方、新型コロナウイルス感染症拡大による働き方の多様化等により、自宅や地域で過ごす時間が増えている。

今後、多様化・複雑化していく課題への対応は、新しい生活スタイルを踏まえつつ、従来の担い手に加え多様な主体の参加と連携・協働がより一層重要になる。

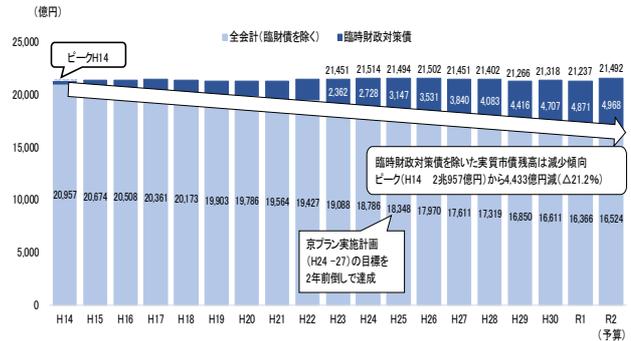
京都市の財政状況を見れば、これまでの経済政策等の取組により、個人所得や個人市民税の納税義務者数は増加し、市税収入は過去最高となった。

併せて、市役所内部における人件費の削減、資産の有効活用、事業の見直し等、不断の行財政改革の取組により、現下の課題に対応するために必要な財源の創出に努めるとともに、将来世代の負担となる実質市債残高[※]を着実に縮減した。

しかし、地方交付税等の減少、社会福祉関連経費の増加、災害復旧による財政出動などにより、財政調整基金が底をつくという極めて脆弱な財政基盤の下で、改革を徹底してもなお、公債償還基金[※]の取崩しなど、特別の財源対策[※]に頼らざるを得ない状況が続いている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、財政出動が求められるとともに、京都市の独自財源である宿泊税など市税の大幅な収入減が見込まれ、京都市の財政がさらに圧迫されることから、財政状況は危機的なものとなっている。

今後とも社会福祉関連経費や公共施設の老朽化対策費、過去のバブル期の大規模投資に伴う公債費償還の負担の増などが見込まれる一方、人口の減少により、税収の大幅な増は期待できないことから、厳しい状況が続くことが想定される。公債償還基金の取崩しによる収支不足の補てんはいつまでも続けられるものではない。

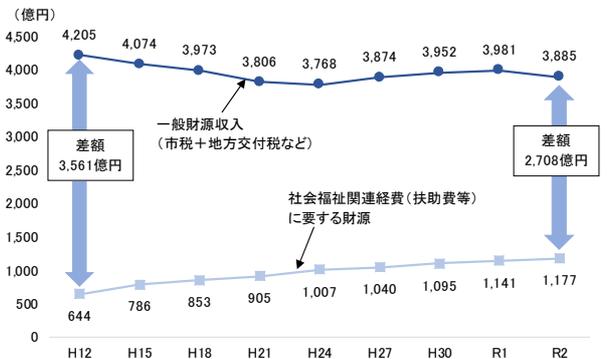
実質市債残高は減少傾向 (実質市債残高の推移)



※億円未満を四捨五入しているため、合計の一致しない箇所がある。

資料 京都市

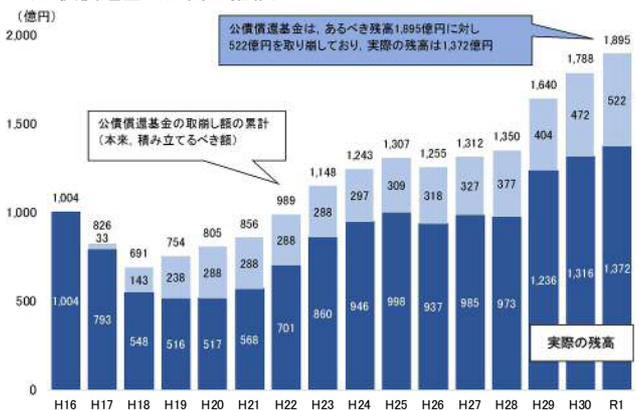
地方交付税の大幅な減少により一般財源収入は伸びていないが、社会福祉関連経費は年々増加 (一般財源収入、社会福祉関連経費の推移)



※R1までは決算、R2は当初予算

資料 京都市

特別の財源対策に頼らざるを得ない厳しい財政状況 (公債償還基金残高の推移)



資料 京都市

※ 実質市債残高：市の借金。地方交付税の代わりとして地方公共団体が発行し、国が返済に責任をもつ臨時財政対策債を除く市債の残高。
 ※ 公債償還基金：将来の借金返済のために必要な資金を積み立てている基金。
 ※ 特別の財源対策：市税や地方交付税、国庫支出金などの通常の歳入だけでは必要な歳出を賅えないため、特例的な市債(行政改革推進債)の発行と、将来の借金返済に充てるべき公債償還基金の取崩しによる財源対策を行っている。

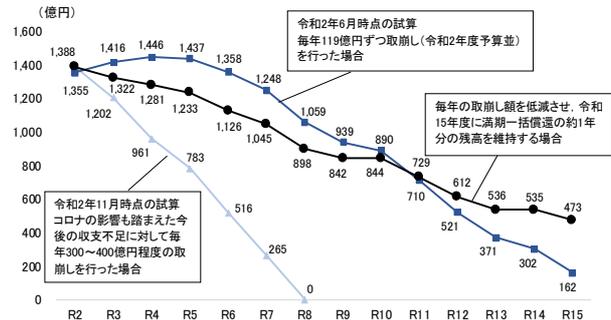
く、基金を使い切り、収支不足を埋める手立てがなくなれば、財政再生団体※となる。それを回避するためには、従来取り組んできた改革を上回る聖域なき改革を歳入歳出のあらゆる分野において取り組む必要がある。

また、京都市の組織体制は、これまでから、プロジェクトチームの設置等により縦割りを打破するとともに、時機をとらえた組織改革により、効率的な体制を整備しており、また、市民へのアンケート調査における窓口対応の市民満足度評価が95%以上と高い評価をいただくなど、市民サービスの向上も同時に達成してきた。

一方で、市民ニーズの多様化や労働力人口の減少などに加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活スタイルの普及など、行政を取り巻く環境の変化は、より一層加速している。

こうした変化に柔軟に対応するため、人にやさしい視点を大切にしつつ、行政のデジタル化を進めるとともに、働き方改革を推進するなどにより、さらなる効率的かつ質の高い行政サービスを提供できる組織体制と職員の育成が不可欠である。

公債償還基金の枯渇を避けるため、行財政改革をこれまで以上に進める必要がある (公債償還基金の残高の推計)



資料:京都市

市民へのアンケート調査 7項目すべてにおいて市民満足度評価が95%以上と高い評価

(「来庁者・窓口サービスアンケート」の結果)
(質問項目:「案内表示はわかりやすかったですか」、「あいさつやお声がけはきちんとできていましたか」など7項目)

アンケート項目	たいへん満足・満足
①案内表示はわかりやすかったですか。	95.0(83.2)
②あいさつやお声がけはきちんとできていましたか。	96.8(91.5)
③身だしなみは業務にふさわしいものでしたか。	96.9(90.5)
④表情や態度は感じが良かったですか。	96.2(88.6)
⑤言葉づかいや説明は、親切で、ていねいでしたか。	96.5(91.0)
⑥説明は的確で分かりやすかったですか。	96.3(87.5)
⑦整理、整頓は行き届いていましたか。	95.5(87.5)

※()は平成28年度の数値。平成28年度に2問にまたがっていた項目については、2問の平均を表示

資料:京都市「来庁者・窓口サービスアンケート(平成30年度)」

基本方針

1 参加と協働による持続可能なまちづくりの推進

多様な主体が垣根を越えて連携し、ひとごとではなく、自分ごと、みんなごととしてのまちづくりを一層進めるとともに、区役所のさらなる機能強化に取り組むことで、京都の誇る自治の伝統と各区の特色をとらえた、参加と協働によるまちづくりを推進する。

(1) 市民が主役のみんなごとのまちづくりの推進

市民、地域団体、市民活動団体、NPO、地域企業、大学、社寺、行政等のあらゆる主体が、相互の対話や交流を通じて、社会課題や地域課題、京都の未来像を共有し、お互いの特性をもちより、これまでの役割や範囲、世代や分野を超えて連携・協働し、新たな行動や解決策を生み出す、みんなごとのまちづくりを一層推進する。

※ 財政再生団体：収支の赤字が一定額を超え、国の指導の下で厳しい財政再生に取り組まなければならない地方公共団体のこと。財政再生のために、独自事業や国基準以上に取り組んでいる事業などの休廃止は避けて通れなくなり、市民サービスの大幅な低下を余儀なくされることとなる。

(2) 区民に最も身近な区役所機能の強化

区民に最も身近な行政機関である区役所については、業務の集約化・拠点化による効率化を図る一方で、必要な体制はしっかりと充実させており、今後も、ウィズコロナ社会下でのまちづくりの企画や構想、防災、安心・安全に係る最前線の拠点として、機能強化を図る。また、京都の誇る自治の伝統と各区の特色を活かし、地域団体や市民活動団体等の主体的なまちづくり活動への支援や、さまざまな活動主体の連携と協働による取組を進める。

(3) 地方分権改革及び府市協調等の推進

個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自主的かつ総合的に推進していくため、国等からの事務権限と税財源の移譲等について、新たな大都市制度の創設を含め、他の指定都市等とも連携し、国に対し提案・要望する。

同時に、全国トップ水準の府市協調を新たなステージへと発展させるため、京都経済センターや文化庁移転をモデルに政策の融合を進め、府市、オール京都で京都全域の発展につながる一体感のあるまちづくりを進めるとともに、他の自治体等と連携し、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域全体の発展を図る。

(4) 情報の共有・活用と行政評価の効率的な推進

京都の未来像や課題を市民と共有するため、人にやさしい視点を大切にしながら、さまざまなデジタル技術を戦略的かつ積極的に活用し、市民目線に立った徹底した市政の「可視化」をより一層図る。同時に、必要な人に必要な情報を的確かつわかりやすく伝える「到達主義」の情報発信と、ビッグデータ等の情報の積極的な活用を進める。また、政策、施策、事務事業等の評価を行う行政評価を効率的に実施し、その結果を市政運営に活かすとともに、市民にわかりやすく公表する。

2 市民の豊かさを実現するための挑戦と改革の行財政運営

時代の変化等をつねにとらえながら、市民のいのちとくらしをしっかりと守り、未来を展望するため、厳しい財政状況にあっても縮小一辺倒に陥ることなく、京都の強みを生かしながら、都市のブランディング、地域企業の持続的発展の支援やスタートアップ・エコシステム[※]の構築、京都の景観の守るべき骨格を堅持したうえでの産業用地・オフィス空間や働く場の確保、若者・子育て世代をターゲットとした移住・定住促進、安心・安全で快適にくらせる居住環境の形成等の都市の成長戦略と行財政改革を一体的に推進していく。

公債償還基金の取崩しはいつまでも続けられるものではなく、中長期的に改革に取り組み、景気変動、災害や感染症などのあらゆる危機に対してしなやかに対応できる足腰の強い持続可能な行財政の確立を図る。とりわけ、直近の令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間は、現下の危機的な状況を克服し、持続可能な行財政運営に道筋をつけるため、歳出や受益者負担の改革に集中的に取り組む。

(1) 財政構造の抜本的な改革

積極的な成長戦略を推進し、市民の豊かさを税収の増加につなげるとともに、将来の担税力の強化と、都市の持続的発展につなげる。さらに、全職員が、高度経済成長期のような人口や税収の自然増が見込めない危機感を共有したうえで、創意工夫による財源創出の力を磨くなど、歳入改革に努める。

同時に、歳出に当たっては、都市の成長につながる施策・事業を重視するとともに、市政の隅々まで市民感覚やコスト意識を浸透させて、民間活力の導入、事業のスクラップアンドビルド、施設の長寿命化と保有量の最適化、受益者負担の適正化を行う等、

※ スタートアップ・エコシステム：複数のスタートアップ企業や、大企業、投資家等の多様な関係者が結びつき、循環しながら広く共存共栄していくしくみ。

徹底した歳出改革を進める。

あわせて、大都市特有の財政需要を踏まえた地方交付税の確保や税源移譲等を国に対して、また、府市間の役割分担に応じた適正な財源の確保を府に対して働きかける。

(2) 財政構造改革の視点

財政構造の改革の推進に当たっては、令和7（2025）年度の公債償還基金の残高について1,000億円以上を確保するため、「将来にわたって全ての世代が安心安全で暮らしやすい、魅力や活力あるまちづくり」、「市民のいのちと暮らしを守るために真に必要な施策を持続可能なものとして実施するための事業見直し（消費的経費）」、「投資事業の選択と集中（投資的経費）」、「公共施設の適正管理・受益者負担の適正化」、「連結の視点（繰出金）」、「組織・人員体制・人件費の適正化（人件費）」の6つの視点で具体的な取組を検討のうえ、行財政改革の計画を策定し、改革の取組を推進する。

(3) 財政状況の共有

市民とともに、市政運営を持続可能なものとするためには、危機的な財政状況と今後の展望について、市民と共有することが不可欠であることから、施策の実施に必要なお金の情報から、京都市の財政の実情、改革の進ちょく状況まで、正確にわかりやすく、到達主義で発信する。

3 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と職員の育成

これまでに経験のない危機的な財政状況のなかにあっても、多様な市民のニーズや新たな課題に的確かつ迅速に対応できるよう、組織改革の推進や働き方改革の推進、職員力・組織力のさらなる向上により、市民により一層信頼される市役所づくりを進める。また、人にやさしい視点を大切にしつつ、市民サービスの向上と事務の効率化につながる行政のデジタル化を進める。

(1) 社会の変化に対応した組織改革の推進

多様な市民のニーズや新しい生活スタイルへの移行など、さまざまな変化や想定外の危機事象や課題に迅速に対応し、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、これまで以上に組織の連携を深めるとともに、民間活力の導入や手続のオンライン化をはじめとする行政のデジタル化を進め、市民サービスの向上を図りつつ、機動的で効率的な組織体制の構築を進める。

(2) 働き方改革の推進

AI や ICT（情報通信技術）等の積極的な活用による生産性の向上や職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を一層推進するとともに、職員みずからが率先して社会参加するなど、真のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活、地域活動等の調和）を率先垂範することにより、すべての職員がその能力を余すことなく発揮し、働きがいを感じることができる職場風土を構築する。

(3) 職員の育成

市民との信頼関係の基礎となるコンプライアンスの徹底はもとより、かつてない速さで変革する社会のなかであっても、困難や危機にしなやかに対応し、創造力をもって新たな時代を切り拓く職員、つねに経営感覚を磨き、改革・変革に積極的に取り組む職員、地域に根差し、市民とともに地域活動、文化活動、環境保全等に積極的に取り組む職員を育成する。

計画の推進

1 計画に掲げた政策の推進

昨今の予測困難な社会経済情勢に対して、柔軟かつ機動的に対応するため、本計画の下位計画として、専門的な議論・知見を踏まえ、その推進事業等を盛り込んだ各分野別計画等に基づき、厳しい財政状況を踏まえ、徹底した精査を行いながら毎年度の予算で推進事業を定めるとともに、多様な主体と連携することで、本計画の着実な推進を図る。

なお、行財政改革については、改革を促進するための計画を策定し、財政運営の数値目標も設定し、重点的に取組を進める。

また、本計画と同列・相互補完の関係にある「各区基本計画」と一体として政策を推進する。

2 計画に掲げた政策の進ちょく管理

「京都市会基本条例」に基づく本計画の実施状況、及び「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例」に基づく政策の評価結果を市会へ報告し、市民に公表するとともに、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に活用する。

3 計画に掲げた政策の点検・今後の総合計画のあり方の検討

政策の進ちょくが一定見られる時期に、本計画の達成状況等を社会経済情勢の変化等を踏まえて点検するとともに、基本構想の終期を見据え、今後の総合計画のあり方について検討を行う。

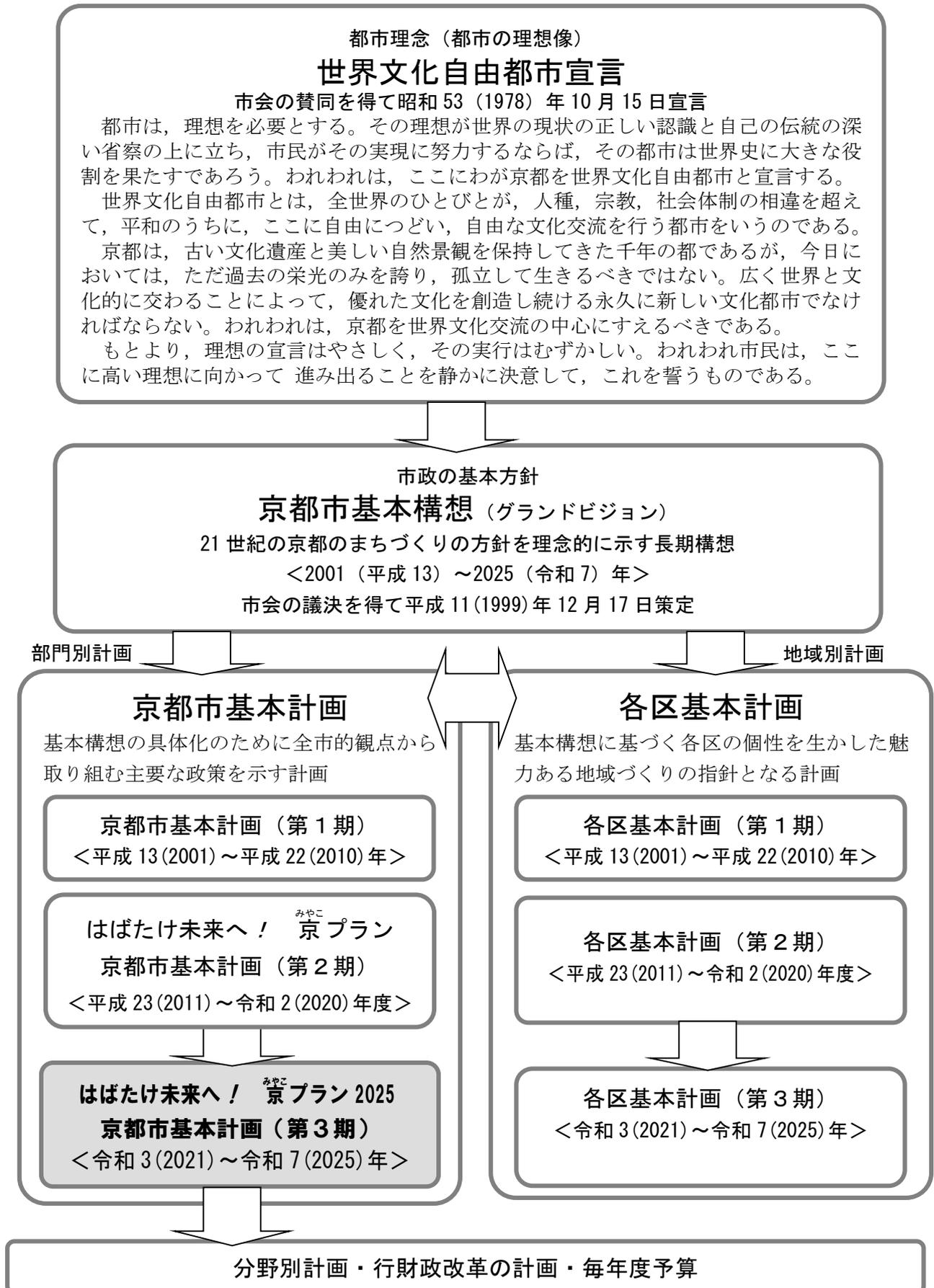
4 国、府、関係自治体との連携

個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自主的かつ総合的に推進していくため、国等からの事務権限と税財源の移譲等について、国に対し提案・要望するとともに、文化庁移転を機に、国との連携をより一層強化する。

また、京都市と京都府における二重行政の課題の解消はもとより、京都全域の発展につなげるため、市長と知事との懇談会や実務者協議を通じて、京都府とのより一層の連携強化と政策の融合を図り、効率的、効果的に政策を推進する。

さらに、他の政令指定都市や近畿圏、京都都市圏における周辺自治体等との広域的な政策連携によって、計画に掲げた政策を一層効率的、効果的に推進する。

1 京都市の総合計画の体系図



2 京都市基本計画策定までの取組

(1) 京都市基本計画審議会（令和元年8月設置）

京都市政に広範な知見を有する有識者、関わりの深い関係団体、公募委員等により、未来志向で基本計画策定に向けた議論を行った。

ア 委員名簿（50音順，敬称略，令和3年1月現在，◎：会長，○：副会長）

安保千秋	弁護士
池坊専好	華道家元池坊次期家元
内海日出子	公益社団法人京都市保育園連盟常任理事
奥野史子	スポーツコメンテーター
長上深雪	龍谷大学社会学部教授
川崎雅史	京都大学大学院工学研究科教授
鈴木順也	NISSHA 株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者， 一般社団法人京都経済同友会特別幹事
曾我謙悟	京都大学大学院法学研究科教授
○ 塚口博司	立命館大学理工学部特任教授
塚本能交	京都商工会議所会頭（令和2年4月から）
仁連孝昭	滋賀県立大学名誉教授
原良憲	京都大学経営管理大学院教授
廣岡和晃	日本労働組合総連合会京都府連合会会長
前田康子	公益社団法人京都市私立幼稚園協会前理事
牧紀男	京都大学防災研究所教授
松井道宣	一般社団法人京都府医師会会長
◎ 宗田好史	京都府立大学文学部和食文化学科教授
村井信夫	社会福祉法人京都市社会福祉協議会顧問， 京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議代表幹事
安井順一郎	文化庁地域文化創生本部事務局長（令和3年1月から）
山本菜摘	市民公募委員

（計20名）

（前委員）肩書きは，委員就任時のもの

立石義雄	京都商工会議所会頭（令和2年3月まで）
三木忠一	文化庁地域文化創生本部事務局長（令和2年12月まで）

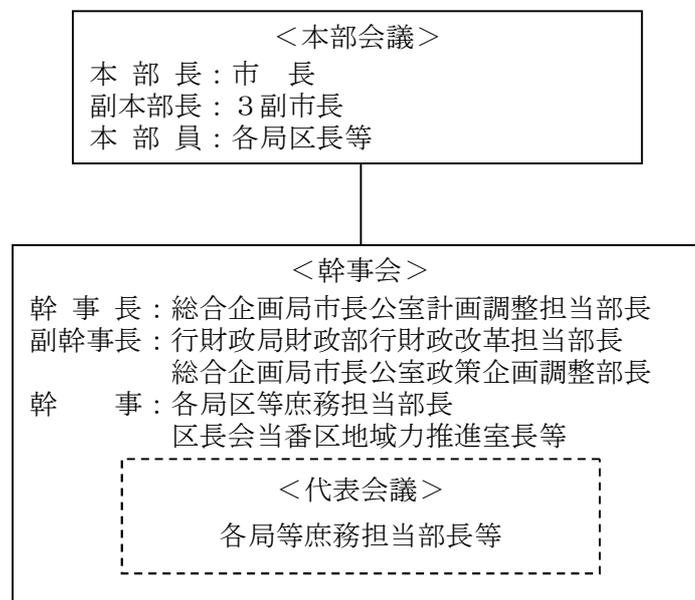
イ 開催経過

審議会	開催日	内容
第1回	令和元年8月9日(金)	現行基本計画の総括と、次期基本計画検討に当たってのキーワードについて議論
第2回	令和元年8月29日(木)	重点戦略について議論
第3回	令和2年1月14日(火)	重点戦略について議論
第4回	令和2年2月7日(金)	政策の体系について議論
第5回	令和2年9月2日(水)～ 9月11日(金) ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面審議により開催	政策の体系及び行政経営の大綱について議論
第6回	令和2年10月12日(月)	基本計画案全体及びパブリック・コメントの実施について議論
第7回	令和3年1月20日(水)	パブリック・コメント等の総括及び答申案について議論

(2) 京都市基本計画策定推進本部（令和元年6月設置）

融合の視点に立ち、全庁を挙げて徹底した議論を行うとともに、活発な審議会運営のために、審議材料の作成・提供などの対応を行った。また、基本計画策定に当たっての考え方及び審議会答申を踏まえ、基本計画案を決定した。

(推進本部の体制)



(3) 市民参加・職員参加

事業名	実施時期	件数等	概要
市民アンケート調査	平成30年11月～12月	回収数4,290通 回収率35.8%	市民の生活実感や定住意向, 京都の持つ都市の魅力やイメージ, 京都市のまちづくりの課題についての意見など, 市民の意識やニーズを探るため, 18歳以上の市民12,000人(住民基本台帳(外国人を含む)から無作為抽出)に, 郵便でアンケート調査を実施した。
審議会委員公募	平成31年3月～4月	応募者数9人	市民から基本計画審議会委員を公募し, 1名を選考・委嘱した。
U35-KYOTO事業	令和2年8月～	—	概ね35歳以下の京都で活躍する若手経営者, NPO職員, 大学生等が, 基本計画に係る市民参加事業への支援を目的に令和元年10月から検討を重ね, 令和2年8月にU35-KYOTO事業を立ち上げた。当該事業の内容については, 随時, 基本計画審議会にも報告し, 審議に活用した。
京都の未来像の実現に向けたプロジェクトの創出	令和2年8月～	プロジェクト創出件数32件 (令和2年末時点)	基本計画に掲げる未来像の実現に向けた公益性の高い取組を広く募集し, プロジェクトを創出した。また, プロジェクトについては, 基本計画で掲げた「市民の役割」にも盛り込んだ。
若手市民の活動内容の発信	令和2年8月～	若手市民の活動内容の発信件数33件 (令和2年末時点)	共感の輪を広げて, 市民の自発的な行動につなげるため, 基本計画に掲げる「市民の役割」の実践例として, 主体的に行動する若手市民の姿をウェブマガジン等で情報発信した。
交流会の開催	令和2年11月	参加人数70人	U35-KYOTO事業への参加メンバーや京都市職員等が交流し, 京都の未来像の実現に向けたプロジェクトの具体化やこれからの連携につながるような招待制の交流会を開催した。
職員研修	令和2年10月～11月	参加人数30人	パブリックコメント普及協会等の協力の下, 基本計画案を題材に, 対話型パブリック・コメントの研修を実施した。受講した職員は, 堀川高校や総合支援学校6校に出向き, 生徒から意見を聴取した。
次期京都市基本計画(案)に係るパブリック・コメント	令和2年11月～12月	応募者数794名 意見数1,638件	審議会において基本計画案を公表し, 市民から幅広い意見を聴取した。 意見聴取に当たっては, 市内各所への意見募集冊子の配布, 京都市情報館, 町内回覧用チラシやメーリングリスト・SNS, ラジオによる周知を行った。 また, 大学・高校の授業やゼミ等に出向いたり, WEB会議を利用して, 基本計画案について説明のうえ, 意見を聴取するとともに, U35-KYOTO事業の参加メンバーの協力も得て, 意見を聴取した。

事業名	実施時期	件数等	概要
市政に関する団体及び自治体への周知・意見聴取	令和2年10月 ～12月	周知・意見聴取数 418団体, 31自治体	市政に関する団体及び自治体へ基本計画案を周知し、意見を聴取した。

京都市基本計画策定推進本部設置要綱

制定 令和元年 6月19日
改正 令和2年 4月 1日
改正 令和2年11月 1日

(目的及び設置)

第1条 京都市基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合かつ体系的に定めるもの（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、庁内での基本計画に係る徹底した議論を行うとともに、京都市基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営を円滑に行うための審議材料の作成のほか、審議会に提示する基本計画策定に当たっての考え方や審議会からの答申を受けた基本計画案の決定など庁内の意思形成を行うため、京都市基本計画策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときは、京都市副市長事務担任規程に規定する総合企画局に属する事務を担当する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を推進本部の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 推進本部に、第1条に掲げる目的を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総合企画局市長公室計画調整担当部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、行財政局財政部行財政改革担当部長及び総合企画局市長公室政策企画調整部長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、副幹事長及び幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する副幹事長がその職務を代理する。

(代表会議)

第5条 幹事会に、第1条に掲げる目的のうち、主として審議会の審議に係る専門の事項を調査させるため、代表会議を置く。

- 2 代表会議は、幹事長、副幹事長及び別表第3に掲げる者をもって構成する。

- 3 代表会議の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、副幹事長及び別表第3に掲げる者以外のものを代表会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総合企画局において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（令和元年6月19日）から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年11月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 会計管理者(2) 文化芸術政策監(3) 都市経営戦略監(4) デジタル化戦略監(5) 危機管理監(6) 監察監(7) 観光政策監(8) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長及び財政担当局長(9) 区長及び担当区長(10) 消防局長(11) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者(12) 教育長(13) 選挙管理委員会事務局長(14) 監査事務局長(15) 人事委員会事務局長(16) 交通局次長(17) 上下水道局次長(18) 教育次長(19) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員 |
|---|

別表第2（第4条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長(2) 行財政局人事部長(3) 行財政局財政部長(4) 会計室長 |
|--|

- (5) 区長会当番区地域力推進室長
- (6) 消防局総務部長
- (7) 交通局企画総務部長
- (8) 上下水道局総務部長
- (9) 教育委員会事務局総務部長
- (10) 選挙管理委員会事務局次長
- (11) 監査事務局次長
- (12) 人事委員会事務局次長
- (13) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第3（第5条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長
- (2) 行財政局人事部長
- (3) 行財政局財政部長
- (4) 消防局総務部長
- (5) 交通局企画総務部長
- (6) 上下水道局総務部長
- (7) 教育委員会事務局総務部長
- (8) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員